

所にして、身にある罪咎をも省す、一向に逃む事のみ願が故に、速ならずして速なり、限なきの願をもて是を口む事を祈り、限ある命數をしらず、萬歳も不死ならん事を祈り、禁行末の事をあらましたのむ、晴をねがふ事あれば又雨を乞事有、行舟に順風を願は、歸る船には風の逆事を歎く、誠に天道も一日の中に千變ならずは無量の願に應じ難し、是をもて彼に神助をよるこべば、此には又靈ならずと怨る者有、是みな人欲の上より天道神明を蔑す、惑の甚しきものなり、神道を尊み祈るべき理をしらむとならば、上下萬民に至まで人々の職分をつとめ、五常の理に怠なくして、人力のおよばぬ所、不意の災を免しめ給へとならば、神何ぞ其心を見徹給さらん、唯なげかしきは吾人愚昧の惑のみにて、心は神明の舍たる事をおもはず、常に心中の神明見徹たまふ事をしらす、慎べく恐べしとぞ、

△或神家の云、世にいふ神に三熱の苦有と、又神佛は水波の隔なりと、又木佛に春日明神の御作ありと、みな是神道家の言にあらす、文才あらん人の惑べき事ならねば、辨ずるにおよばずといへども、心あらむ人

はおもふべし、神に何の苦といふ事か坐べき、形有物の苦樂は常の理なり、神代に火酢芥命と申神のみづから苦たまふといふは、子細ある理説ぞかし、彼三熱といふ事を聞に、無量の願に應ずる事あたはず、悪人を變じて善人とする事能はず、定業の死を轉ずる事能はず、是を三熱の苦といふとかや、夫神は無心にし能萬事に應じ、正直にして一なりとこそ侍れ、其三熱といふものはみなことごとく天理の常なり、然るを強枉てよく變じ給ふといはば、正直の徳といはむや、天理は則神理なり、悪人の變ずる事は聖者の徳に化する事もあれば、まして神理に難といはんや、變せざる性ある事も亦天理の常なり、定業轉じて不死不老に至る事は、仙術といふ事も聞たれど、形有物の終に盡ざるはなし、是も亦神理の常なり、諸の願を満足すべき事は、少欲知足ならずして祈とも、神豈與したまふべきや、但し三熱の説も神理生徳の本理を推て、仁道の窮なきを形容せんためならばさもあるべき説なれど、還て神理天道の常理を人欲の上より謀るに似たれば、如何とおぼえ侍るなり、又神佛水波の隔といふ事も、彼本地垂迹の説のごとし、理書に水と波と

人と影とは各一物にして二つ也、されども波と影とは物の用をなす事なしと侍れば、佛をもて水とし人とせんや、然らば神をもて波とし影として、物の用をなす事なしとするにや、されば神佛本一致といふに似て、還て神を貶め佛を本とする主意はしられぬ、夫神は萬物の體にして、萬物は神の用とこそいへ、思を致べし、又木佛を春日明神の御作と云は其説しばらく據あり、或書にむかし稽文會と云佛工あり、渡唐して妻を求め一人の子を生り、稽主動と名付、文會飯朝の後に、彼子成長して母に向て父を問、母文會が事を明す、彼子父を慕て來朝し、終に尋達といへども父子相しらす、名のみをしるべにて逢ぬれば疑あり、父の云、互に佛像を作べし、各半身を作て後合てよく一體ならば、父子の疑を決すべしと、彼子喜で作るといへどもせんすべをしらす、春日の神に祈てよく佛像の一體ならん事を願ふ、神其誠をあはれみ給ひて、夢に佛の指を賜ると見て、彼佛指を則として作り、父子相合するに實によく相かなえり、是よりして彼父子の作る佛像を世に春日の御作といひしとかや、此説につきて或人の云、明神も佛像を造り給へばこそ佛指

をも授給なるべしと、是亦理に開して雪の上に霜を加ふる心得なり、神は人の誠をあはれみたまふがゆへに、其事につきて其々の意を論給ふにこそ、誠に神慮の無邊ぞかし、何ぞか、はりて佛像を刻給といはんや、此事に限す諸職人の祈り誠にかなふはみな利賞あるべし、然るを神其諸職を勤給ふといはんや、強て神理を論せばあらゆる事闕たまふべからず、されどもかやうの俗説より神明を褻瀆事、世にあまたなれば、意味すべき事なり、稽主動が靈夢はいかにも實なるべし、本より佛師なれば、佛指の則己が心にありながら、此靈夢によらずんば一決しがたし、内外誠に應ずるの神助、心に誠なくてはあるまじき事なれば、稽主動がはるく來朝の誠を、神いかで恵み給ざるべき、春日の神作といふ事はかゝる據もあれど、此例を引て、動れば天照太神の御作などいふ説あり、是はいづれの證ぞや、いとおぼつかなき事也、たとへ實の神作なりとも、佛の垂迹ぞと輕しむる神の作たまふなれば、佛氏などの意には強ち尊むべき事なしといへども、還て神威を假て木佛の光とするに似たり、但し大方は道路にをゐて賣僧などのいふ事おほけれ

ば、利を見て義をそこなふ事むべなりとぞ、
 △或神家の云、淫祠の類、唐の書にも其品々おほき中に、取分甚しき事あり、唐の或國に邪神ありて人をもて犠牲とする事を好たまふといふ事有て、道路に旅人を捉、或は金銀に買ても其日の供御とする事あり、或時貧士を捕て供する事ありしに、大蛇口を張て已に喰とす、彼士心を疑し觀念し咒を唱ければ、大蛇退き此害を免れけるとかや、此事を先賢辨じて云、惣て猛獸毒蛇の類は邪氣を稟たる物なれば、同氣を求動氣を伺得て從て是を喰、彼者觀念の中、其心をのづから咒をたのみて動氣の端なし、故に邪魅を退る理有て、其害を免る事を得たるにやといへり、又左傳に、宋の襄公霸業を圖の餘りに、鄆子を殺して次睢の社の犠牲に用る事ありしに、司馬子魚といふ者の云、古には六畜だも相爲に祭す、小事には大牲を用ひず、況や人を犠牲に用むや、祭祀は人の爲なり、民は神の主なり、人を用ば何れの神か是を饗むといひしは、誠に淫祠を停べき名言なり、我神道はむかしより民間の妄談はおほかりしかど、かゝる淫祠は聞ず、當國中島郡國府の宮にをりて、毎歳正月月中旬に、道路に旅人を捕

祭禮の夜半に至て追逐之事あるを、凡俗の言に由緒もしらで彼淫祠の犠牲の類にやとおもえり、其宮の傳義を聞に中々淫祀の類にあらず、此事神社考にも梅花無盡藏の説を引て、雛の神事たる事を明せり、此祭をなをいといふは雛追の字の心にや、且此社は當國の大社にて、式の神名帳にも、尾張中島郡尾張大國魂神社、大御靈神社と侍り、殊に文徳天皇の御宇、當國徳感の神社と共に同時に官社に列せられぬ、かゝる大社ともしらす凡俗の心得こそ歎かしけれ、予彼神事の法を粗聞に、彼捉たる旅人に潔齋させて、祭の夜土餅を負せ、昏に燭を燈て神前を追廻し、一里の男女神官の下知を受て是を追逐之事とかや、此外社祕あるべし、元亨釋書を見しに筑紫の方にも此例有、太宰府の觀音寺にて是も歳の首に驅雛をおこなふ、其日寺の四傍にて旅人を捕、頭に鬼面を蒙しめ、身に彩服を着せ號て雛鬼といふ、引て殿庭を過れば、此夜は國府の男女寺に入て此鬼を撻とかや、此日觀音寺の四邊行人なし、他州の旅客往々捉に就といり、國府の宮のなをいも國家の爲に邪氣を追なるべし、此社にをりて此神事ある事、大國魂命の神徳にかなふ子細

あるべし、いづれの神社の祭禮とて、吾神國の往古より由緒につき微妙の道理おほからめど、物換り星移れば其本意を忘るゝ事なれば、取分神社の舊記は全き所まれなりとぞ、

△或神家の云、むかしより神木を伐て血流、或は伐て神の祟たまふといふ事有、神木は勿論子細有、さらぬ木とて精靈ある事は、白澤圖にも見えたり、風俗通に、唐の叔高といひし者の島に、大樹ありて耕作の妨と成しゆへに、此樹を伐ければ血流たり、然れども古木の枯汁にやとて彌伐ければ果して鬼魅あり、飛出て叔高にさはりしを、高勇氣ある者にて、終に四頭を殺して恙なかりしとぞ、血の流と云は此類なるべし、神木なればとて強妖怪の事はかたり難といへども、又伐て祟ありし事は國史にも見へたり、式にも凡神社四至の内不得伐樹木と侍る、日本紀に孝徳天皇輕神道とある注に、生國魂社の樹を割給の類なりといへり、推古天皇の御宇、河邊臣といふ人を安藝國に遣て、船木の材を求給ふに、好木ありて既に伐むとす、里人のいはく、伐べからず是は霹靂の樹也と、臣のいはく、雷神も勅命に背べからずとて、人夫をかけて伐

に、大雨降り雷電頻にして其祟驗ければ、幣物をもて是を謝し祭るといへども、猶小魚のごとく變じて木の岐に挿りひろめきし事有、又齊明天皇朝倉廣庭の宮に遷坐、此時朝倉の社の樹を伐拂彼宮室を造、故に神忿給て殿を毀、是によりて大倉の人および近く侍ふ人々病で死する者多し、同年の七月天皇も朝倉の宮にして崩御なりき、御喪を徙の日朝倉山の上に鬼有て、大笠を着し御喪の儀を伺見しとかや、又光仁天皇の御宇、西大寺の西塔に地震す、是を御占あるに、近江國滋賀郡小野の社の樹を採て、塔を作りぬるゆへに祟ありとなれば、則當郡の戸二畑を充て神の忿を解たまひき、かやうのためし敷をしらす、唐の書にも所見あり、木の精靈を木魂とも樹神とも俗にはいへり、神代卷に木祖句々廼馳命といふは神をいふとの説あれど、是も木神の惣名をいふ事にや、何れの樹にも靈ありて神に限ざればなり、草祖草野姫又は野槌といふも、木祖といふに一理にして草の精の惣名也、沙石集に、或學生野槌といふ物に變じ、其野槌は耳目鼻の類なく、口のみ有て深山にも稀にあり、人を喰と侍とぞ、

初穂初穂 射禮 起請文断金 淫祀神水府 神體蛇
鍾馗札 鬼門 急々如律令

○神器篇卷九

十種寶 神籬鏡 三種神器八咫鏡、八坂瓊、草薙劍 天
平賀 嚴釜 手扶 葉盤 盆 土器 匏 百鳥机
八脚机 梶弓 鹿兒弓矢 羽々矢 八目鏑鏑目桃弓
練 白楯 御鉢 天日矛 天瓊矛天逆 廣矛 蠅斬
茅纒矛 蛇龜正 頭槌劍 十握劍八握 千箭鞆
五百 鴉尾琴 神樂器數多、神器非此
符百 ○祭任篇卷十

○祭任篇卷十

齋王伊勢齋宮 神祇官 祭主 齋主 宮司大司、權大
主神 神部 宮主 大神主神主 長官 禰宜正禰宜
官府權 大祝 國造 縣主 社務 大物忌 物忌父
神三郡惣追捕使 大内人 玉串内人 諸郷刀禰
司中兄部 檢非違使 宇爾物忌 檢校 別當 神
服部 御師職 神官神官 神樂人八乙女 中薦
此外諸社之職掌 人不送三枚舉

○爵位篇卷十一

官位吉冠 朝服 祭服 烏帽子 木綿纏 擇同掛帶
受領

○卜筮篇卷十二
太占 鹿占 龜卜 雜占數多 陰陽師 古曆之事
曆日取

○他教篇卷十三

儒佛來朝 本朝僧尼始 同寺院始 同佛像始經論
同宗旨始 同僧綱始門跡號、菩薩號、大師號、□□ 葬禮
棺槨 合葬火葬、水葬 因果輪廻說

○服忌篇卷十四

五等親 喪服 三轉忌 忌火 月水穢 產穢 魚
鳥穢 六畜 五辛 火燒溺死 灸治 雜食穢 途
中二見

○國史篇卷十五

神代文字新字 八之字八數 伊呂波 片假名 古書
目錄

○同篇卷十六

中臣祓解 六根清淨祓解

○同篇卷十七

神代卷上摘要 神代卷下未

○同篇卷十八

神代卷下同上

貞享五戊辰年正月吉日

尾州本町兩替町角

木村五郎兵衛

開板

永田長兵衛

右神家常談三冊、以流布本令書寫、一校了、明治四十四年九月七日

○歲時篇卷十九

五節供正五九月 每月朔十五日 元三諸式本朝之故實
三月三日諸式 巳日祓 端午諸式 六月祓 七夕
生身魂 孟蘭盆玉祭 八朔風俗 放生會 重陽諸式
無神月說 亥子祝 荷前使十段 追儺 節分故實
△類聚都て十三篇、事故已に三百餘事におよぶと
いへども、神道の故實豈又此限ならんや、遺漏にを
ゐては追て考べきのみ、徒に名目を聚といへども、
神道の甚秘公事の大義など、其十が一をだも知て
是をするにはあらず、一二同志と共に此名目によ
りて其緒を繹ば、遠に行高にのぼるの便ならんか、
其中に事理共にしれがたく名のみなる事有、又理
を傳て事の傳絶たるあり、又形を見ていはれをし
らぬあり、しかれども古書に載所の大抵、師説の辨
によりて學ざらんや、常に用てしらざるは實に神
家の大患なり、興起せば又何ぞ難かるべき、唯なげ
かしきは吾人尋ざるの意にあり、おもはざるべけ
んか、

神家常談終

藤森弓兵政所記

藤森弓兵政所者、舍人親王之廟也、親王者、天武帝皇子、母新田部皇女、舍人其諱也、持統帝九年春正月、以淨廣貳一授之、文武帝慶雲元年春正月、益封二百戶、元明帝和銅七年春正月、又益二百戶、封租全給、食封田租全給自此始、元正帝養老二年春正月授一品、三年冬十月賜內舍人二人、大舍人四人、衛士三十人、益封八百戶、通前二千戶、詔旨最盛、四年夏五月、親王奏上日本紀三十卷、系圖一卷、先是奉勅修之、至是成矣、秋八月知太政官事、聖武帝神龜元年春二月益封五百戶、天平元年春二月左大臣正二位長屋王、私學左道、欲傾國家、帝遣親王及新田部親王等窮問其罪、長屋王伏誅、夏四月太政官處分、舍人親王參入朝廳之時、莫爲之下座、秋八月詔立正三位藤原夫人爲皇后、親王宣其勅也、三年秋八月引入諸司主典已上於內裏、親王宣勅云、執事卿等、或薨逝、或老病、不堪理務、宜各舉所知可堪濟務者、五年春正月、皇后母內命婦正三位縣犬

養橘宿禰三千代薨、冬十二月帝遣親王及從三位鈴鹿王等、就第宣詔、贈從一位、是歲親王與新田部親王、宣聞諸王願賜臣連姓、供奉朝廷之勅也、七年秋九月、親王弟大將軍一品新田部親王薨、帝遣親王、就第弔之、冬十一月乙丑、親王薨、壽六十歲、葬于山背國深草山麓藤尾、即今藤森也、帝遣鈴鹿王等監護葬事、其儀准太政大臣、令王親男女悉會葬處、道中納言正三位多治比真人縣守等、就第宣詔、贈太政大臣、帝嘗行幸山村、詔陪從王臣賦倭歌、即有御製、時親王應詔獻一首、載在萬葉集矣、親王娶山背上總守當麻老女、有子十人、一三原王、二三浦王、三三島王、四船王、五池田王、六式部王、七大炊王、八守部王、九出木井王、十貞代王、孝謙帝天平勝寶八歲夏五月、太上皇崩、遺詔以新田部親王子道祖王爲皇太子、太子不肖、不堪承重、天平寶字元年春三月、帝召群臣示先帝遺詔、右大臣已下同奏云、不敢違顧命、遂廢之、夏四月、帝召群臣議皇嗣、右大臣藤原朝臣豐成、中務卿藤原朝臣永手等言曰、道祖王兄鹽燒王可立也、攝津大夫文室真人珍努、左大辨大伴宿禰古麻呂等言曰、池田王可立也、大納言藤

原朝臣仲麻呂言曰、知臣者莫若君、知子者莫若父、唯奉天意耳、乃勅曰、宗室中、舍人新田部兩親王、是尤長也、因茲前者立道祖王、而不順勅教、鹽燒王者先帝責無禮、則宜擇於舍人親王子、船王者閨房不脩、池田王者孝行有虧、唯大炊王雖未長壯、不聞過惡、欲立此王、如何、僉曰、惟勅命之聽、則立爲皇太子、二年秋八月、太子受禪即皇帝位、三年夏六月、帝追尊皇考奉崇道盡敬天皇之號、皇妣號太夫人、兄弟姊妹皆稱親王、八年冬十月、太上皇遽退、帝爲淡路國公、則淡路廢帝是也、天皇孫有猪名王、其父或云式部王、或云守部王、猪名王子曰乙村王、其子曰清原峰成、其苗裔相繼爲社司焉、予竊尊信天皇、參詣藤森、見舊記、聞口傳、天皇得弓兵神妙之法、其所愛馬與鷹也、社前繪馬畫鷹、此之緣也、其兵法秘而在焉、所謂二相大悟、其一彼立足、其一水銀體者也、武人所重自治要集、頗窺之爲之、謂之天皇作、者非也、政所之稱、桓武帝賜之、後土御門帝文明年中社棟文曰、皇聖廟一字建立焉、每歲仲夏端午日、騎射、走馬、甲冑帶刀、把弓矢、操戈矛、祭之、仲冬念三日、夕奠祝之、凡神事尙質、土座築三

才壇、東天壇、西地壇、中人壇、奠物用土器、平賀、手窠、小壺之三品、所謂深州土器是也、大倭祭、安鎮祭、傳受之大事也、延曆年中、早良親王爲厲、仍謚崇道天皇、寫經建寺薦之、當社相殿早良親王坐焉、以親王特崇敬當社也、或曰、謚號上字、本社土隆切、從山宗聲、尊重之崇、相殿思遂切、從山示聲、神禍之祟、蓋以兩字分毫之間、而有親王神禍之事云、爾社東南有鉅槻、相傳神功皇后藏旌處、天皇亦納旌於茲、則靈地威氣尙矣、西南有經塚、或謂埋儒經、或謂埋佛經、予謂是何爲也、佛經則爲早良親王者耳、儒經則防于秦火乎、然則盡埋日本紀耶、夫我神道宗源在子土金、而其傳悉備於此書、其神代卷有專言天者、有專言人者、以人談天、以天話人者亦有之、以明天人唯一之道、然古來之說有詳有略、有同有異、天皇博聚之、具紀之、不敢取捨之、敬之至也、若上宮太子蘇我宿禰撰舊事紀、安麻呂之撰古事記、則皆一決成之、是故以天皇之記、爲萬代之遺書、其皇代紀中、神代之遺言遺事、間出而問現焉、我人所當逢、鹽土老翁而受其傳也、蓋聞之、天地之間、土德之翕聚而位於中也、四時由此

重浪翁高潔敬寫

武州赤城神社祠官

三石見守平安貞

寬政四壬子二月十六日

中山姓延正謹而書寫之

而行焉、百物由_レ此而生焉、此倭語土地之味、土地之務之謂、所以訓_二敬字_一也、五十鈴川、則土生_レ金、金生水、伊勢則五瀨二字之倭訓、出自_二五十鈴川之名_一也、六合之內、五氣之行、有_レ清有_レ濁、有_レ美有_レ惡、而我國之秀、土金之盛、開關以來、神皇正統、永聯_レ焉、是乃天照皇太神所_レ勅之本意、兒屋命太玉命村雲命所_レ護、猿田彥命所_レ導、而天皇所_レ傳之密旨、當社所_レ存之遺法也、苟匪_二神垂冥加之人_一、孰能觀_二其妙_一、啓_二其秘_一也、嗚呼崇道云、盡敬云、尊號正稱_二其情_一矣哉、今歲秋成、請_二嘉記_一之、於_レ此乎應_二其需_一、乃爲_二之詞_一曰、

大哉天皇 疆識清雅

涉_二於冊書_一 游_二於弓馬_一

道貫_二天人_一 敬徹_二上下_一

深草之中 藤森之社

祭禮列_レ兵 尊器用_レ瓦

良有_レ以夫 斯告_二來者_一

寬文十一年辛亥冬十一月廿三日

山崎嘉謹記

藤森弓兵政所記終

右藤森弓兵政所記一冊、予所藏也、以垂加文集、及日本書紀通證、滋芳閣叢書料本校準、明治四十四年歲次辛亥八月十二日、

持授抄

三種神寶秘傳

嘉謂、十種而三種、三種而二種、二種而一種也、瀛都邊津一之鏡也、八握劍蛇蜂品物比禮一之劍也、生足死反道反玉一之璽也、一之鏡、一之劍、即是一之神璽也、高天原是腹心也、心在_二腹上_一、故亦云_二高天原_一、神則心之靈、以_レ玉表_レ之、其明處以_レ鏡表_レ之、其嚴處以_レ劍表_レ之者也、◎信哉云、三種神寶事、見_二新本紀支卷九深祿卷_一、

八坂瓊之曲玉者、指_二元氣_一、名曰_二寶珠_一、亦稱_二神體_一、天御中主尊又號_二國常立尊_一、尋_二天地開闢時_一者、天御中主尊即寶珠也、陰陽分後、自稱_二三尊_一、備_二續命靈_一、遍生_二萬物_一、秀_二其中_一、真氣所_レ感而成_二一人_一、應_レ知此寶與_二皇孫_一、同體、同時相化、又曰、此玉、水德所_レ成、而具_二火德_一、何者萬物陰陽所_レ共、而不_二孤立_一、故稱_二生玉_一、亦成_二足玉_一、及曰_二死玉_一、亦成_二道反_一、皆同陰陽元氣所_レ變、瓊玉分作云々、已上支義取要、寶鏡者、天地根元之靈明、此號_二天鏡_一、又名_二瀛都邊津_一、彼左右手持_二白銅鏡_一、所_レ化日神月神是也、同一

持授抄

鏡分作、都無_二別體_一、已上支義取要、寶劍者、土精金龍神所_レ造也、嘉謂、龍與立劍同、府錄曰、八握劍一柄、註天村雲劍、亦名草薙劍也、素戔鳴尊趣_二根國_一時、於_二出雲國_一所_レ令_二感得_一、即在_二蛇尾_一、其崎自劍、東家秘傳曰、神劍乃八坂大蛇也、及蛇比禮、蜂針、皆共靈劍之所_レ變也、悉是陰陽之德用也、故八握及九握十握、同劍分作、都無_二別體_一、亦與_二皇孫_一、同化云々、已上支義取要、伊勢外宮者、八坂瓊曲玉之所_レ化、內宮者、白銅鏡之所_レ化、水火幽契、二宮一光也、十種之義、初兩都俱一寶鏡、四五六七俱一寶珠、三及八九俱一寶劍、俱第十寶、合_二上九寶_一、號_二品物比禮_一、寶冠是也、品物比禮、亦_二劍分作_一也、於_二第十一表_一、二人位云々、已上支義取要、十種約_二于寶冠_一、以覆_二護君_一、此臣下之任也、饒速日命、本知_二天神慈愍_一、唯天孫是與、而歸順焉者爲_レ之也、劍玉現世、其趣如_二記文_一、自然靈貴、何尋_二造人_一、蜂持_二利針_一、益放_二玉光_一、誰所_レ造也、安相承乎、應_レ知陰陽精明分作、况人靈寶、莫_レ疑、已上支義取要、右十種而三種、三種而一種之義也、古語拾遺曰、以_二八咫鏡_一、及_二草薙劍_一二種神

百九十七

天兒屋命五十三代 五十四傳 吉川惟足

兼從 從時 號三吾祝靈社

兼從 從五位下號三神海靈社

天兒屋命

天兒屋命後裔大中臣
伊勢大神宮司從五位上行神祇少副
精長

山崎嘉右衛門
號三垂加靈社
敬義

公道
從一位權大納言
藤原

下御靈神主
信直

從五位上春原
號三八鹽道靈社

正英玉木兵庫

右唯一宗源神道之極秘、垂加靈社之所以授予者、
悉具于此卷、今復以授于玉木正英、宜奉持而謹
守之、莫失夫傳授之心法焉、
享保十一年仲夏 從一位公通朱印

享保十六辛亥年七月廿一日 玉木正英押字朱印

信哉云、井上頼因翁所藏舊事玄義奥書曰、一品藤の
白玉翁○正親のたまふ、玄義は沙門○慈暹、下部の編な
れども、三種の傳を得たりと見ゆ、然れ共、金銀砂
石錯綜紛雜せるゆへ、具眼の人ならでは吹分難き
を、吾鹽土翁○山崎 是を拔萃して 風水草に載せら
れぬ云々、此書亦多く玄義を引けり、因て拔萃して
參考に供ふ、

右持授抄登册、以伊豫宇和島宇和津彦社司毛山正辰所藏本令書寫、
以日本紀、古語拾遺、舊事玄義等校合畢、明治四十四年九月十日、

持授抄終

正親町公通卿口訣目錄

- 浮橋造化人事 浮橋二尊
- 白銅鏡 心化
- 九神 和歌
- 住吉 七庚申
- 猿面 神代人皇
- 中臣祓 諸家神道
- 混沌傳 未生已生傳 淨衣
- 木綿 木綿手襪 風葉集
- 道理 和歌極々傳
- 百人一首 伊勢物語
- 古今傳授 枕
- 菊のさせわた 笏
- 猿田彦 十種圖形
- 靈社號 狛犬
- 神代卷 門松 さざちやう
- 稻荷の使者 磯城神籬
- 三元五大神妙經 垂加翁の墓所修復

正親町公通卿口訣

- 君臣の大義 古今集
- 三條西實教の佛具 後西院の御製
- 無窮記 南山編年録 葵
- 三種神器
- 以上凡四十一條

正親町公通卿口訣

享保戊戌秋、御參向于江戸、館三西窪一乘寺、

九月十九日、同廿五日兩夕録、光海翁、八坂

◎享保以下以東京帝國圖書館本補

浮橋造化人事

一垂加翁曰、以造化一有解人事者、以人事有
語造化者、浮橋全體以人事一知造化云々、相交互
して説と也、是名言にして、此段人事は能く合點ゆけ
ど、造化が知れがたし、人體の夫婦會合にて能く知れ
ども、造化もあの如くかといへば、そこは知れ難し、
譬へば天の日月は明か也、人體の日月は左右の眼也、

天の如く明かにはないぞ、人體の會合も、天の會合も同じ事かと思れば、人のやうにはない、故に難知、然るも男女會合の所にて、則天地陰陽の會合を知る、ことを垂加翁の能合點し玉ひて、右の語を書れし也、垂加翁の能合點するは、あゝ只是々、只一言にあり、天人唯一なり、こゝで儒學の語を云へば附會なるゆへに云る、是も欲す云字が、即仁心也、只是々也、

浮橋二尊

一公謂、神代の初段に、國常立、五行の神と語て、次に二尊とあり、陰陽の神造化にして、浮橋の段より引起し、改めて、降たります處則人體なり、一書に、二尊は青檀城根尊之子也とある、妙筆也、こゝで人と見するぞ、人は敬みより生ずるの意也、國常立尊は天地全體の神也、是より五行陰陽とくるぞ、たとへば國常立は櫛篋の如し、其中の櫛、髻、髮搔等、みなこれ五行陰陽の備る也、此櫛、髻、髮搔等は本と櫛篋より出る也、櫛篋以下、帝國國非館本、平出水、並作多葉粉盆の如し、其中の火入等、本と多葉粉、盆とせる等、皆是五行陰陽の備る也、此盆と盆より也、四十八字、附會に非れども、易の大極は、神道の國常立也、夫れより五行、一陰一陽とあり、神道で浮橋の段の、前の二尊を造化で云ねば、陰陽はこゝで

云たものぞ、是天人唯一也、

白銅鏡

一白銅鏡の所は則御祈禱也、あの日の如く、あの月の如くと思召たと云ふ計では、御祈禱の所見へず、御祈禱から心化なり、これ本段に共議曰とある、是御相談なり、御相談とて別はない、即日月の御祈也と見べし、此段の白銅の意を含でみよ、二尊の何とぞ天下を治る御子を御持あそばされたいかと御相談也、この御相談と云ふこと大切なる事也、

心化

一心化神は、心に思ふばかりに非ず、神號を奉る事也、奉るは立て祭るの訓也、封するとは不レ云、封するとは文などを封じこめる意にして、邪神などをば、神號封する云云には封するとは云す、奉すると云也、諸尊の底筒、中筒、表筒は、これ住吉大神とあるは、勸請し給ふこと也、總て神を勸請するには、今此宮に鎮座し給へと皆此方よりの了簡也、さには非ず、今御手を取て引奉る意になければ勸請と云難し、

九神

一表、中、底、これを横堅にしてみよ、豎にも三神也、

横にも三神也、合して九神なり、表筒と底筒をいへば中をかねる、中をいへば跡先をかねる、即扇を取りて手づから教へ玉ふにも、中を取れば兩端は自らあがる、兩端を取れば、中は自らあがる也、片端を掴みあぐれば、全體が直にあがらぬ也、思慮のかうと徹したる處が即中也、中さへ定れば本末は自ら明也、心化のなりが即是なり、これ秘傳也、

和歌

一公通公曰、神代卷九神出生の段、日道の所に於て和歌の傳ありと云、底筒、中筒、表筒は、住吉大神と、是を和歌の神と云は後に云傳る事也、神代卷に和歌の神と記してなき故に、神代卷にては和歌の神とは説ぬ事也、尤興言曰、上瀬是太疾、下瀬是太弱、是は歌の本にして大切なる事也、興言は格別に言出す事也、是五七五七にして混本歌なり、渾本とも云、渾はすべると云意也、八雲御抄に渾本歌出たり、三十一字は素蓋鳴尊より也、此段は渾本歌秘傳の事なり、

住吉

一又曰、天子御即位の時は、三種の神器、後世まで證據とす、大切なる事也、然るに諾尊冊尊の、日神を格

別に天子と立給ひ、殊に天子の始なるゆへに、證據なくしては叶はざること也、日神を天子とする證據は、御禊の時、是住吉大神とある處、即證據なり、こゝで噫すみよいと宣ふ也、浮橋、白銅鏡の段は、後世申子の筋也、後のあゝすみよしとあるに通ず、其住吉は、切紙なりこれゆへ此末に洗左眼、因以生神、曰三日照大神、この處にては、はつきりと證據に宣ふこと也、住吉、えはよしの反し也、日吉は日よきなり、

七庚申

一七庚申混沌傳のことは、傳教が七疋の猿の詠に見ず聞ず言ざるみつの猿よりも

ましらざるこそまざるなりけり

この歌の意、定めて混沌傳を得たるなるべし、去ながら本傳に合す、此歌は傳教にてはあるまじ、埒もなき歌也、後人の作なるべし、さて七猿と云ふことを、畫に書たが色々有るに、埒もない圖が多く、不見不聞不レ言の外には、立て舞ふ所や、幣を持た所や、色々の圖は譯もないこと也、或る圖に、七匹を只つくくと並べて畫たがあり、面白き圖なり、畢竟は三猿にして七つの筈なり、さて目をふさいだ猿と、耳をふさいだ猿

と、口をふさいだ猿と、目と口をふさぎて耳のあいた猿に、口と耳をふさぎて目のあいた猿、耳と目をふさぎて口をふさいだ猿、扱のこらすふさいだ猿、以上七つは秘訣なり、この傳を、我れ繪にかゝせたる也、混沌傳は伊勢の傳にして、出口延佳が垂加翁へ傳授也、此傳は少しなれども、此方が明かなるゆへ細かになりしとなり、それ故庚申傳も伊勢からなり、一猿の面の赤きは、朝日に向ひたらば顔赤かるべし、尻の赤きは、これ徹底也、面より尻まで打ぬいた處なり、良顯云、○良顯、平山本 尻の赤きは夕日なるべきか、公の曰、徹底を言た跡では、なるほど夕日も面白し、和歌極々傳、枕殘二條、別紙に在、

神代人皇

一公謂、神武帝より人王と云ふことは曾て無こと也、神世七代は造化にして、是神代也、二尊も未生、已生あり、未生は造化ゆへ神代也、已生は人體ゆへ人代也、天人唯一にして今も神代也、古今集の序に、人の世となりては、素戔鳴尊よりぞ三十一字は詠けるとあるも、人體ゆへ人代也、人體は皆人の世也、人の世は即神代也、それゆへ今も亦神代也、神武帝より人王と云

ことは甚非也、卜部家の未生の二尊已生二尊と云ふはよき傳也、問、神武紀に、始馭天皇より人皇と説く、いかん、答、始馭は、開基の事也、これより人王と云説是亦非也、初て國を知は、みな開基のことなり、とかく神武帝より人王と云は、すべて非なり、一垂加翁の中臣祓我に語り給ひしは、今時學問した者は、天下を丸のみにして、一人にて天下を治めたきと改たがる心あるは、宜しからぬこと也、何として我すきにならふ様はなし、成らぬことを無理にさうやらふとするは世人の我也、我が力にいかぬ事は其通にしてをいたがよい、従はれぬことにも、今の世では従てをらねばならぬ、其れは其通の事也、我身の道の行はれぬは唐からあの通の事じや、時に従ふがよき也、そこで予思ふは、天下之事、○天下之事、圖書館本、は中臣祓につままる、中臣祓を人にして見れば天子也、何程道が絶ても、是が有れば天下は治る也、天子此中臣祓を人にして見れば、天子大樹也、此御兩人さへ廿四字、○天子此中臣祓を七字、圖書館本、平山本、並作中臣祓、體認ましませば、天下は治るとありしをば、翁のさてく名言也と褒美ありし也、

一又謂、諸家中臣祓で皆すむ也、卜部家、忌部家、伊勢

家、其外皆中臣祓ですむ事也、扱卜部は行事を重にして、其行事も皆後世に作る事多し、伊勢には行事とては八足祓まで也、これは中臣祓の八針にの處に行事がある也、此行事が古來の事なり、

一又謂、神道は諸家に傳が残りてあり、今時これは誰の傳かの傳と、色々云は悪し、神代卷の中、混沌傳は、伊勢にのこり、浮橋の段、未生已生の傳等は、卜部家に残り、三種の事は忌部家が委し、中臣の祓は伊勢に委し、如し此なるを猶集めねば大成せず、それを卜部の神道とて、何もかも卜部一家ですむ事ならず、神代卷に不殘神道は在て、其中の事を方々に傳たる事也、佛家の八宗九宗の如くにならぬ様にすべし、根本みな神代の卷の中の傳也、然るを、是は伊勢の傳、卜部、橋、忌部とわけて云は非なり、

一又謂、卜部の傳書に、淨衣は白張のやうに拵へたを淨衣と計はいはず、淨衣と云は、きよき衣と云ふことにして、何にても淨き衣にして穢れぬを皆淨衣と云、これは面白き傳也、新しくても古ても同じ事也、上下小袖も清きはみな淨衣と云べし、
一木綿は麻なり、これを八筋の三筋のと云ひ、木綿糸

でこしらえるは非也、今のもめんは漸百年以來異國より種が渡るなり、これを卜部家にて免すは埒もなき事也、ゆふは填字に木の綿と書く、木の中の柔かな物は皆わた也、石のわたも、貝のわたも、わたと云はみな同じ事也、今加茂の祭に藤の帽額をはちまきにするも木のわた也、木綿手襷は我も伊勢の通り麻を掛用ゆると也、

一又謂、風葉集首卷に、翁の曰とあるは垂加翁の語也、翁謂とあるは、翁のことばを皆々打寄てかくゆへわけて見する也、
風葉集全體取立し事、先年私宅に於て、出雲路民部と、淺井重遠○重遠平山本とくませ、梨木左京と、桑名松雲とくませて吟味せし時、梨木と桑名○桑名平山本と喧嘩せし也、それより止し也、其後我を立て説來れり、もはや取立る事も成べからず、何とぞ取立たきもの也、尤初學の爲には佳き書なり、未だ草稿なり、
一總體道理の付けられぬ事に、無理に付るは悪し、針の理に大極を云やうな者也○此一條以平山本補

別紙

和歌極々傳

一神代卷では、和歌の神と云事はなし、さりながら浮橋の段、あなにもゑやの御詞を始とする也、和歌の極々の所は、宗祇抄にもある通り、順徳院の俊成に、古今六歌仙の中に、誰が勝たりと勅問有しに、花山の僧正は歌のさまはえたれども、まこと少しとあり、歌は心の誠を本にする事なるに、何とて僧正を第一とは申ぞと有しに、俊成の、そこが勝れたりと也、是至極の義也、是迄は知る人もあれど、此上を知る人なし、されば誠のないか歌かと云は左には非ず、櫻を雲と見るは、櫻と見て雲と見るに非ず、紅葉を紅葉と見て錦と見るにも非ず、されば古今の序に、秋のゆふへ、立田川にながる、紅葉をば、帝のを、ん目に錦と見玉ひ、春のあした、吉野の山の櫻は、人丸が心には雲かとのみなんをばへけるとあり、櫻を雲雪と見るは後の事也、和歌は戀慕の情出るが戀の情也、そこで好色は悪きと思ふは後の事也、業平は此傳を見そこなひて好色に流し也、此すぢで花山僧正を勝れたりといへり、

一小倉山定家の百人一首は、一首ごとに讀人の名を書れざるが本意也、名を書きしことは、後に考の爲に見るものが書きしこと也、名を書おけば人がそれに付て色々のことを云たがる也、それゆへ書き給はず、歌は作者に構なし、歌のよきを主として撰むゆへ、貴賤の差別もなきことなり、○歌は以下廿二字、以圖書館本二補

一伊勢物語は業平の事を伊勢が物語に書しとなり、○此一行圖、書館本元

一法皇より古今御傳授あるへしと勅命あれども、御斷申上て、御傳授は得ざる也、此の譯は、古今御傳授には、卜部中興の傳あるゆへ、それを立てねばならぬなり、此方の神道の爲にならず、かやうの意味あるゆへ御斷申上げし也、近年は歌も止めて詠せず、御會にも御斷申上て不出也、慰に狂歌をよむなり、狂歌も世俗の狂歌とはちがひ、本歌を取てそれに俗語を入る、までなり、江戸の卜養が狂歌は落首の類なり、狂歌には非らず、總て和歌添削のことは、古今傳授せねば添削せぬ法なり、傳授なき故我れは添削はせざるなり、○總以下圖、書館本元

枕

一枕の事、萬葉集にいくらも出る、古は枕なし、それゆへ手を曲て枕とすゆへ、枕の訓は、按するにたまくら訓なるべし、こらがまく手まくらと云ついでたり、こらは女子の事也、それゆへまくらと云意也、巻物もぐるくまくは曲る意也、枕に色々の訓義をつくるは非なり、まことのくらと云もあし、萬葉の歌は手枕の枕言葉なり、

一禁中で、菊のさせわたと云事あり、それを昔から兩説に云て、歌にも二通りによみてあり、菊居と云ものを置て、そこに菊を置て、わたを色々に染て丸くしてのせる事也、某が見は、兩説でなし、一説につまらる、明日菊が咲ぬゆへ、あたゝめてさかする爲とて、さうするからは、花の形に似せて作る筈、花が咲ぬゆへ花を作てのせると兩説ではなし、花が咲ねば則それを花にするなり、

笏

一又謂笏の事、唐では笏と云て、所_レ以備_レ忽忘と云て、物をわすれぬ爲書付る用にしたるもので、昔もこつ_レの音也、それを日本でしやくと訓する也、音と云は非也、和訓也、尤こつと云は、骨のことに通じて、禁中

で忌ことゆへ、しやくと音を付ると云は誤也、それゆへ、尚黒も骨をあらはすゆへ忌むで、かねを付け、爪紅も骨をあらはすを忌ゆへ也、譬は堂上方では白虎通をも白虎通と云は、白骨と音まざる、故と云と云也、通はつうともとうともよむ故、笏もこつともよめ共、しやくと云は非也、しやくは訓也、切紙、中古より取違へて、寸尺の尺と云て、天子は何尺何寸にして、官位に依て長短ありと云て、成の短き人も、官高ければ長き笏を持、官卑ければ成の高き人も短き笏を持、この外、形が見苦きこと也、位に應じて尺を以てはかること、尺の音を付たるなご云は附會の説也、堂上方の傳は身の曲りを直す爲也、笏を身の中にて兩手で持たさき、笏が曲れば其身も曲る、そこで直にすれば身も直になる也、じやうぎとも云は聞へた事也、鏡なり、しやの反さ也、則さく也、物を裂の意也、入鹿を大織冠の笏で打殺すとあり、是劔也、人の形をあらはしたもののゆへ、全體玉也、爰で三種そなはる、此故に神體とす、廿字圖書館本元、春日の神體を笏とす、是秘訣なり、

猿田彦

一猿田彦八萬歳のことは、造化にて説たるものなり、

◎此一行
平出本无

◎信哉云、別紙和歌極々傳以下八條原无、今以東京帝國圖書館本及
平出盛次郎所藏阿波國文庫本二補之、

問目の答

一十種の圖形は、振社の傳也、おきつへつ者臺也、臺の形は、いかやうにも有べし、形に拘るべからず、おきつへつは陰陽也、蜂は空を恐れつゝし、蛇は地をおそれつゝし、品物寶冠にして、三種もこゝに約まる、外は傳の如し、

一靈社號は、神道傳授の人は誰にても稱すべし、靈はみたまに非ずや、人々靈なき者はあらず、其靈を社とするに何の障ることあらんや、卜部家にて靈社號を出すことも利の爲なるべし、靈社號を稱して答る者あらず、免す人有て稱すと云べし、

一狛犬は、天子清涼殿の御帳臺のへりにあり、是文鎮也、火闌降、狗人のこと、云は非ず、さて文鎮は猫にても犬にても作るべし、狛犬に限ることには非ず、然るを神社の庭上におくは誤なるべし、その上禁中にも障下にてなきにて知べし、

彼書の意、卜家の癖なり、

一去年年垂加翁の墓所、皆々打寄修復せしを、光海翁へ殊の外大慶の由禮をの玉へり、◎此一條以平出本補

一源良顯◎其顯三字、平出本作光海翁云、先年學會の時、論じて云、承久亂の時、北條家の臣となり、元亨建武の亂の時、

高時高氏が家臣、此國は天子の御國なり、然れば朝家に弓を引は朝敵也、又官軍となれば、代々北條家、足利家恩を請たる主人に弓を引也、いかんして可ならん、一座論分明ならず、其夜夢に垂加翁私宅に來り給ひ座し玉ふゆへ、予此事を云て、君臣の大義を問、垂加翁の曰、常々誰も知たる伯夷にて能すむ也と仰らるゝとみて覺たり、一位公これを聞召され、誠の靈夢なりとて感じ給ふ、

一古今集の事、御傳授を受ざればいはれぬ事也、然ども古今の事、宗祇抄にて大ていは知る事也、色々の道理をつけて云は、後世附會の事也、御傳授を受ざればいわれぬ事也、光海翁曰、宗祇抄に、やまと歌は人の心をたねとして、萬のことはなれりある所に、神代卷にて、まろがれたること如三雞子、溟洋合ノ牙、この語を引て注有之は如何、公曰、其やうな事也、こ

一神代卷上下と分るは、後世の加筆歟、神代上下と書てなき本ありとぞ、予はその本に従はんことをねがふ、

一門松の説未詳、古歌にもあれば久しき故事とみへたり、考るに正月の元日に、そのかみ、子の日ありて、子日の松ならん歟、注連は一年中曳べき物なれども、そうはならぬゆへ、後世は年の始のみひくなるべし、注連を引ための松歟、松には限るべからざれども、尤も久きを祝して用ゆるならん、我門にも子日の松の心にて小松を立る也、禁中に門松なし、さきちやうは異國の禮例なり、

一狐は稻荷の使者也、總て使者は其神德に應ずる鳥獸を云、狐は五穀を守る物ゆへ、五部書に三狐神と填字あるより、稻荷の使者とす、人を化すは、人にも善惡ある如く、狐にも人を化すは狐中の惡物なれば、神慮にもかなふべきやうなき也、

一磯城神籬は、磯城の地に神籬を立たるが故に云、爾しより、何處に立るとも磯城の神籬と云べし、崇神紀に所載は地名なり、如、此ことは活見すべし、

一卜部家に三元五大神妙經の意、神代の傳にあはず、

こへ神代の卷の事を引ことにあらずとの玉ふ、多門氏問、古今の三鳥の中、呼子鳥は猿とも申、つゝ鳥とも申候、如何、其やうな埒もなき事を云傳ることなり、古今の事わけあることなれども、云れぬこと也、◎此一條原无以平出本補

一先年勅命にて、三條西實教は近代の高才なるが、佛見が極意か、神道歟、儒道歟、問答して參れとある時、かやうの儀一人しては如何に御座候間、誰にても同道を一人被_レ仰付_レ被_レ下候様にと申上る、其時前大納言通福卿を添られ、一夕實教の亭にまかり、そらくと語出して、終夜種々問答す、とかく實教は根が佛見也、子細は神道に神を封すると云ことを疑て難せらるゝゆへ、あれは封じこむるには非ず、神號を奉りて祭ることゆへに奉ると云也と答へければ、とかく心は封せられざる物也、大學に具_レ衆理_レ而應_レ萬事_レと朱熹の注せるも合點がゆかす、具_レ衆理_レと云如くに、こちらから具へさせぬやうなることにはなしと云るゝ、某が云は、否あれも衆理具てと書しも同じこと也、それは漢字に通すれば人作にて具れりと言ふことに非るは知れてあると論じたり、實教大學の注

のすまぬは、實教漢學にうとま故也、封すると覺へたるは神道に暗き故也、根は佛見也と云ことが彌しれたり、

一後西院古今御傳授の時の御歌に、守るてふかひこそわたの底筒お、ふかき傳への道をしへくれ、此御歌、神道の正傳を御存じなき故に、そこづゝおばかり御詠じなされて、本傳に叶がたし、惣じて古歌に神道の事を詠じたる歌多し、其中に傳を聞いて詠じたる歌有、又傳をきかすして、口拍子にて詞のついきよく詠じたる歌、自神道の傳に叶ひたるも多し、此わけを辨へてきくべし、◎此一條以平出本二補

一古來世間流布の王代紀、年代記に、天神七代、地神五代と記して、神武天皇より人皇と書き著はす、此大なる誤也、人皇の始は天照皇大神にして、それによりて三種神器を正統と立て、書に著はすは神皇正統記のみ、それを考へて無窮紀と云書を書立置れし也とて、良顯へ見示あらん爲、京都より持參せられ、手づから良顯へ授たまふ、◎信哉云、公通江戸下向は無窮紀の吉野南朝のことも、正統記には後村上天皇まであり、此末を考へ、無窮紀にのせんと志して、先草稿を書きし

とてこれを受け玉ふ、良顯南山編年録は、數年考へ南朝を正統に書し由申上ければ、御感心にて御覽有たき由仰らるゝ、翌日指上し也、公御覽有て、甚稱美し玉ひ、御感心の由仰下されし也、
一葵は負日の訓元にして、青は即それをうけて敬むの事也、神武天皇御影を負玉ふ事を以て其神德葵存せり、◎此一條以平出本二補

正親町公通卿御口授に云

三種の神器の傳は、畢竟玉一つにつゝまる事也、此心のなりをすぐに形にして出したるものなり、玉は物を恵み出す徳にして、先づ玉のすき通りて明なる所鏡也、玉のきつめ畏べき所ある則鏡也、是玉一つにつづまる所也、予は柄の長き物なれど、丸くすれば則鏡也、予玉自從と云も、玉とばかりあげて云へば、鏡予がつきそふ也、鏡ばかりを上げて云へば、玉鏡がつきそふ也、鏡を上げて云へば、玉鏡がつき添ふ也、
傳に曰、三種神器の根元は、神代卷曰、古天地未割、陰陽不分、渾沌如雞子、溟滓而含牙とあり、是根元也、まろがれる所、萬物の生氣を含む所の明なる徳

丑夏四月十八日畢寫功者也、

伴部八重垣翁源安崇之門人 荒井嘉敦

予所藏本奥書云

右公通公之口授、而實道之秘也、

藤原宣重謹寫

右公通卿口授一卷、予往年於淺草書肆淺倉購求、今以東京帝國圖書館本、及平出鑑次郎所藏阿波國文庫本補正畢、明治四十四年九月四日、

東京帝國圖書館本奥書云

御歸京の時御歌

又も見む秋をぞ契る我よはひ六十あまりのむさし野の月

六十六歳にならせ給ふゆへの詠也、

西のくぼ一乗寺となんいふ寺にて、はじめて從一位公通卿を拜し奉りて、悦のあまりさげ奉る、
源 安 崇

今日こゝに都の月の影高く仰ぐ光は神のしでかも

平出本奥書云

此一篇、以二飯田景豊翁所藏之本、享保十八歳癸

吉見宅地書庫記

寶曆六年歲次丙子秋九月，有邦君之命，而明年夏四月，有司相攸於郭內吉見氏宅地，創建書庫，此乃因我師左京大夫幸知朝臣夙志所願也。其縱三丈橫一丈二尺，舊以葵紋瓦，四壁開窓，便于通風除濕，土木之功，不日落成焉。令嫡子大膳大夫幸混掌之，闔國稱榮，其地東南有士大夫家數十，次第壯麗，北鄰憲廟，而闔宮有恤，脩竹茂林，周布其側，西則城濠環繞，蓋巖列樹，鬱乎蒼蒼，明倫堂亦在其西北，相距百步，而絃誦之聲不絕，明倫堂我藩之學宮，亦邦君之所令經營也。今所成之書藏，火禁常嚴，則自無失火之患，况又境邃地清，非佗土之可比焉。其構諸此也，良有以也。其所藏之書，則我大東之神書及國史、官牒、律令、格式、摺紳名記、有識及歌道秘書、諸家傳記、軍術、武藝、百家秘錄，其佗至雜錄、盡聚之，凡以萬數，其書目因君命獻之左右，無敢佗見者。其所建書庫之由，則余竊聞之，蓋元祖宮內大輔幸勝二世民部大輔恒幸三世幸和四世幸混凡四代，各游京

師，出入摺紳及名家，窮年盡力，而聚得其秘記，先生之功為最多，人皆所知也。其志非唯為己，皆豫備國用也。故有司因國政，有釋典故者數回，不遑枚舉。享保年間，德廟所歷尋覓於海內之秘書中，稀世者數十卷，先生繕寫以上，即冕禪公獻之東都。此時大有感賞，而賜白金若干焉。寬延年中，天廷行大嘗會，所祭悠紀主基兩殿之神名，中古度會氏所繆者，先生稽之古典，以告正親町頭中將實連卿，卿即告一條攝政兼香公，公乃服其理，達之天聽，制曰可，得被用之。後日實連卿傳之先生，以褒賞焉。寬保年間，本州國府宮正月十三日追儻修法，捕人以充之者，以似淫祀，邦君寬政之餘，思國民之憂，欲止之，使有司問之先生，於是先生考索和漢典籍，審誌勅文以開，乃有嚴命，禁止獵捕往來人之淫祀，因下令於國中，不許使國國往還安天下大悅，傳聞之者，無不感歎邦君之仁政，嗟呼偉哉，是皆所係政事之大者，而考許多秘記，奉上勅文之功也。故恐其秘書記錄，或罹池魚之殃，且曝書之日有散脫，此其所建書庫之由，大抵如此。先是圓覺公，覽吉見家藏書目，甚歎美，以為自今以

後，同金城書庫之祕書，勿敢出佗。雖有上覽之命，當繕寫以奉之，原本必守先師之誓約，勿出佗焉。是故特繕寫以上者及數次，依此例，當今之時，亦謄寫以備上覽者許多矣。初京師正親町從一位公通公者，垂加翁之高弟，而以神學及有識鳴。先生從學數年，遂窮蘊奧，得許可而歸，聞覺公褒賞不少，數召金城令講神代紀，又問有識故實，進退式法，寵幸最厚，賜酒盃，且有葵紋服等之賜。老臣與田氏，其佗近臣皆受業矣。古渡邑稻荷神社創建之日，令先生幹其事，功成後，賞之以服一稱，白金十枚，又及冕禪公拜詣伊勢太神宮，召金城，問其禮法，手自賜葵紋襲衣及袷，且有懸命，又豫參日光大祖廟之日，召金城，自習束帶之法，進退之式，且簡記以上，賞賜葵紋羅衣，他日召先生，以忠勤篤敬，學業專務，群下克治，磨勵武術，其佗功勞不一，褒稱之，而賜葵紋服一稱，及黃金一枚，老臣列座，深歎賞之。爾後京師公通公之嫡嗣實連卿，幼而喪先公，故欲受神學於先生，以使價開其意於邦君，即命先生令之京，先生到京，悉傳授之，實連卿禮遇最篤，滋野井前亞相公澄卿，難波黃門宗建卿從學焉。其佗堂上地

下入門者幾多，其名聲溢都鄙，施及東奧，無不知者。隨窺視家藤塚知直，不遠千里來本藩而從學，歸國，又其黨數十輩，謀辨往來之費，以乞先生之來臨，遂聘之，先生為之命駕於東奧，留止百餘日，途過東武，亦有入門者，歸鄉而弟子益進，凡門人數百輩，循循善誘之，竊謂先生之於學，擇之也精，語之也詳，今以其二言言之，先生自撰之書數百卷，皆先進未發之確論也。其神代紀正義八卷，悉破先輩之習合附會，皆以事實立國史基本，宗廟社稷答問二卷，五部書說辨十二卷，破度會氏偽說，與猷廟官撰寬永勅文，同其歸趣，以內宮為先，稱之宗廟，外宮稱社稷，為次，中古以往，多為度會氏所欺，以外宮稱國常立尊，而不辨豐受神者豐宇食比賣，而所主太神宮之御饌之神，故不知為君臣之差別者，數百年爾，今辨知其尊卑者，先生之功也。度會氏聞之，競起欲來尾府，難問之，先生聞之，莞爾曰，彼來則吾當以一言唯伏之，不足勞口舌，而自若，是所以正史之與偽書，薰蕕相分，蓋壤懸隔，而彼不得來也。又卜氏之說，亦糺繆甚多，雖學者不辨者不少，先生撰辨卜鈔俗解二卷，以明之。

凡世稱神道者流者、大師流、三輪流、立川流、其他自立約名者、不可勝計、皆附會妖妄、不足取焉、如舊事大成經八十卷、磯部社人與釋潮音有秘計、而所撰者、皆私說造言、一無本據、自內宮訴之、既見毀板、而今其殘編散在于世、味者以為真神書秘之、尤堪捧腹焉、卜部度會尚以賈書杜撰欺人、況於其他乎、先生悉以國史官牒破之、以歸至當而止矣、其他神官等私稱社例、欺上犯禁者、不為不多、或有五位六位、而借者四位以上袍其色黑者、無位而犯禁者、律令之定制也、豈於神官許之哉、凡另外則有別勅文、又法曹家之證文者、當為徵、不然者皆當知神官等之私、而不信焉、或有稱一日盛禮、而犯位袍者、凡一日盛禮云者、如寬永行幸所希有、而其色目異常、非如彼神官等者所知也、其如例年祭祀、何以得言之、一日盛禮哉、可笑之甚也、有拜賜而着四位袍及禁色、稱另外者、此亦不辨有識者之妄言也、雖指紳家、豈得私違令制、妄許之乎、若有焉、則其非禮也、服非禮袍、以向神明、於己心不安、神官口唱

神舍正直頂、而自不正直而可哉、其心唯在欺人飾身而已、又有稱社例、用紫組懸者、此亦本飛鳥井家執奏、而所有勅免者、侍從以上之事也、何得妄為社例、神官等肆用之哉、又有神官等如巫覡、偽稱神託、欺人好利、此律令所制、三代格所載之禁制、犯之者其罪不輕矣、或自稱神職、不識神國神道之所、以然、及神云者、不守六色禁法、而交神事、稱宜與祝、笏之訓尚不知、其於束帶亦不辨位袍色目、禁色緘文、不立衣文、不習進退法、折旋、周旋、拜揖之差、躡折、平伏、躡居之別、警蹕之聲、警屈之容、其他許多、一無知者、神官之名何在哉、可愧之甚矣、蓋父母服一年、天下之通喪也、當日淡海公奉敕所撰定之令制、詳見喪葬令、自王公以下至庶人、皆不可不守焉、然私背令制、竊執異國三年之喪、又稱社例、私立百五十日之制者、不孝不仁、噫、何心哉、蓋失厚失薄之過也、此皆先生平日懇懇為諸生說之、享保年間、吾儕十一人得官位也、特不由吉田家、而以武家傳奏、直有勅許者、皆以榮之、初四人得任叙、此時傳奏兩卿傳攝政之命、曰、當准熱田神官四員之例、此外不可許拜任焉、先

生不肯、勃然變色曰、惡此何謂也、凡當今之世、伊勢之外、東照宮者冠天下之諸社、何用餘社之例乎、四月十七日、祭典之嚴重也、邦君命有司、舉以供神事、其盛禮為天下之壯觀、人皆所知也、故神官十一員、猶未足、何限四人乎、如熱田一鄉之祭、豈同日之談哉、且吉見氏位千秋氏之上、吾輩十一人同列、而四員得官位、其餘無位、則有何面目供神事乎、此不可不訟、詞氣慷慨激烈殆動、兩卿以告攝政、服其理、遂十一員官途始開、是先生之勞、不致感佩、先是先生於京師、有大功、享保年中、其弟園崎知幸為稻荷祠官、故為叙爵、上京、見禪公遣使價於正親町公通卿、欲有執奏、卿達武家兩傳奏、兩傳曰、宜令知幸往吉田、公通卿勿執奏、是故公通卿不能執奏、知幸空歸鄉、於是先生發憤、告有司曰、我率知幸而再上京、則得叙爵、有司曰、然又可遣使價於正親町家乎、先生曰、否、使價甚重、何有再使乎、乞吾與知幸賜上京之暇、有可以聞、即可之、於是二人上京、到公通卿館、委細演說、欲有執奏、卿曰、兩傳之言、假不能背、吾子往兩傳、宜演說、先生即到兩傳、演說曰、吾聞、兩傳命令知幸

往吉田、正親町家勿執奏、此何謂也、延寶二甲寅、享保六辛丑、關東賜吉田家命案曰、賴來吉田、則宜及執奏之、不賴來、則不宜及執奏、然今背台命、而欲賴令知幸往吉田乎、我國衙有司、預相研覈、以令知幸上京、使正親町家而無賴吉田家、然兩傳橫之中途而阻之乎、熱田、今櫛笥家者為今上帝外戚、其子八條家者為卜氏之婿、所以執事之徒、恐其時勢、憚彼名門、是以因循凝滯乎、關東之命、二月既施行、然隱隱之、今十月蒙聽之、其淵源未審之、又考延寶之台命、無賴吉田、宜請執奏之文、自古令式之文、亦無吉田家與之、然知幸官途、遮說擾擾、自欲慮而然與、關白之命與、抑櫛笥家之所為與、將傳奏兩卿充斥之與、分析其條理、明察其閉塞、而研覈之、還鄉告國君、訴關東、以遂欲達此官途、可得而聞之、兩卿曰、足下所言尤有其理、而今春依關東之命、未有不據吉田而叙任之例、山崎離宮神主、久請官達、而無敘許、徒歸鄉、論其先後次序、則離宮其先也、知幸姑亦宜歸鄉矣、於是先生忿然汗膚曰、夫吾鄉者日本三家之隨一、而威振列侯之上、以吾邦為佗州之例、可也、以佗

州爲吾邦之例不可也、且若離宮神主、歸郷者幾許、吾聞若殿島神主亦同之、今考索如此者、則不可縷數、以吾邦爲例、則他州何爲不足乎、從事據左右、欲留延之、與吾不背肯之、宿計會、有是難澁、後援知幸、共到京師、不可不審訂其根極、其辭氣慷慨也、殿下及傳奏兩卿、感美其雄辨、將順其事宜、而卜氏不能出、其間焉、雲上之公卿、月宮之搢紳、爲彼者雖然吐舌、貶彼者揭焉揚眉、英稱嘉開溢堂上、達聖聽、遂不賴卜氏、以正親町公通卿執奏、知幸叙任、至得教許、自是多歲所卜氏遮隔之官爵、蓄憤一時、而公裁昭々、凡社職者、厭并之、出塗歌邑誦、公通卿謂先生曰、先失執奏之事、諸人口實所共恥也、今因吾子而得意、以爲家之面目、即欲認家牒、勿遺失矣、下鴨祠官梨木三位祐之卿、亦謂先生曰、我雖任大社職、親公卿、雄辨不能如是其烈、惟足下不屈大臣、撓權門、其言最堪感美焉、然歸郷之日、大老有司之徒、嗟歎於不辱君命、稱譽於不隕國威、其令名褒稱、不二三于此、蓋先生爲人也、篤實謙遜、敬神無懈、先神學而崇經傳、足不蹈非禮之地、身不

行非義之事、先生弱冠以前、任泰心公、列近臣、秩俸數加蒙眷遇、後令掌神廟禮儀、在職之間、神廟修作二度、依其功勞、每賜白金五枚、又丁神廟百年御忌之日、賜白金十枚、致仕之日、亦厚賞功勞、而賜白金五枚、其佗蒙褒賜、拜賞賜十餘度、此豈他人之所及哉、又邦君懇問先生之安否、且賜放鷹所獲之鳥兩頭、又稱其功勞、賜月俸十口、且召金城、寵遇優渥、賜酒饌、遂令建書庫、表其勤功、今老而致仕、自適神助、壽超八旬、猶好學不倦、可謂篤學君子歟、嗚呼、今世於神學也、獨步古今、無天下出其右者矣、先生之家嘗有當兼武之命、故學文之暇、時講武事、吾儕亦效之、若有事則當戮力一心、勵忠烈矣、今當泰平之世、浴至治之澤、置枕於泰山之安、伏冀學業日進、德行月修、各守其職、將報國恩焉、頃聞花山院前右府常雅公、及中山亞相榮親卿、難波黃門宗建卿、賀書庫輪奐、被納公家名記及秘書若干卷、自今寄附書典、先生子孫累歲納之、則充棟如山、國家之光、學者之幸、何事加之、庶幾先生令嗣令孫、至仍雲繼箕裘、益樹家聲、長傳無窮、誠之荷先生之恩、有年于茲、聞書庫之

舉、不知手舞足蹈、雖不敏、聊綴孟浪之言、幸欲顯先生之功、因以爲書庫記云爾、

寶曆戊寅(八年)重陽日
門人 正六位上守內藏權頭源朝臣誠之謹書

附書藏記後

寶曆六年丙子秋九月、邦君下嚴命、新築書樓於予賜第城中、令家嫡幸混掌之、藏父祖以來所聚之典籍、豫防鬱攸災、永傳後裔焉、於乎渥恩之厚、無以加焉、亦足以觀泰平之善政矣、頃聞人誠之著記一篇、述所由、其志可嘉焉、於是予雖至借借、何可默而已乎、聊賦唐律及倭歌、以申微悃云爾、

巍然書庫耀家門、四世聚來手澤存、
寄語兒孫強雪力、箕裘繼業答君恩、
かしこしな家の光も増かゝみ

寶曆戊寅冬至前一日
正四位下行左京大夫源朝臣幸和誌

一筆致啓上候、春寒烈敷御座候得共、高居御多祥被成御座候哉、承度奉存候、然者兼而御内意申進候、愚父左京大夫述作之書十四卷、拙者屬文相添、御文殿へ奉納仕度、此度差進申候、尤卑辭雜駁草稿同意の儀、御笑可被成候得共、老人之儀、急き奉納仕度被申候間、不能文飾候、可然御納置被下候はば、可爲本懐候、此度始て奉納仕候に付、近比乍輕少、御着代方金百匹相添、能々表寸志申候、預御祝納可忝候、爲其如此御座候、恐惶謹言、

二月廿三日
井面四神主様
左右
吉見大膳大夫
幸混花押

寶曆年間、尾藩吉見幸混、其父幸和の著書五部書說辨等十四卷を内宮文殿に奉納す、今其の奉納屬文、及び井面四神主にあつる書翰を合せて神宮文庫に藏す、其の内吉見宅地書庫記は、吉見氏が歴世學界に致せる功勞と、當時に於ける神道界の消息を傳ふる事詳なり、依て其の一本を影寫せしめ、幸混

が書翰と共に學兄山本氏に贈る、

明治四十三年十二月

厚知神宮禰宜江見清風朱印

右吉見宅地書庫記登巻、江見禰宜所惠贈也、再三通讀加點筆、明治四十四年一月十五日、

學規の大綱

一神道は、我國天皇の道、尊敬せんばあるべからず、開闢以來、神聖治國の功勞を以て、君臣の道嚴に、祭政の法正しき事、國史官牒を以て事實を考ふるもの、國學の先務たり、俗學の輩正偽を辨せずして、僞書妄撰の造言を信じ、僞作之神託、自作の古語、附會天安の説をまじへて説くものは、用ゆべからざる事、一國史を釋するに、或は儒に便り、或は佛説に習合し、理説を以て高上に説上げ、佛語を用ひ虚誕に馳せ、奥秘口決と稱して證文なきは信すべからず、古記實録を以て研覈すべき事、
一國學の儀は、誰によらず學べしといへども、祭神の事、齋戒もなく種々の行法を執行ひ、巫覡のごとく非分の願を祈り、神明を瀆すの類、非禮の至なり、堅制すべき事、

右三條、先生談話之隨、以俗語一筆記畢、猶不_レ忍_レ辭_二其席_一、請_二懇教論_一、先生齡既超_二古稀_一、然語_レ人不

吉見宅地書庫記終

不_レ倦、

右吉見幸和神道學規大綱、神學初會記所載也、以無_二類本_一不能_二比較_一、明治四十四年九月、

神道或問

或問、_昌古代舊事紀古事記などあるに、帝王正統編鑑に日本紀を定めらる、如何、曰、_信舊事紀古事記等には、天地開闢の元神天御中主尊國常立尊、共に天子萬民の祖差別なく、すべて書紀の體混雜にて、天子の正統となりがたき故に、元正帝勅_三宣舍人親王_一日本紀を撰集有しぞ、誠に帝王寶祚の系圖、國常立を以天子の大祖と崇め奉るより、伊弉諾伊弉册二尊日神を出生し玉ひ、天御柱を以天位を授け玉ふ、書紀撰集の旨、帝王萬代の記録、難_レ有覺へ奉る事也、神風倭曰、聖德太子云、姑二神を分て、國常立をば一向帝王の元祖とし、天御中主をば君臣の兩祖とし玉へり、曰、漢學にては五常五倫の目を立て、教への筋々細也、神道にては其教も不_レ見、神代卷然も天子の記録とあれば、何方に其の教への立所ありや、曰、_信漢學の趣を以神道を見ては濟がたき事也、五常五倫の目をしるも、儒書をうけて云也、我國の道は唯君臣の中を尊し、日神より今上皇帝まで、常磐堅磐に、天地と

學規の大綱終

共に不_レ變をのみ大事に説、故に自帝王の龜鑑を以致る事也、垂加翁曰、神書を讀事、僅に信せざれば不_レ通、唯信心を本として私意を加ふる事なけれ、此書の言々事々、皆道を説皆妙を語ると見る事なけれ、是は天子の記録にして、神代の事を取輯して記せるなれば、其意の淺深其事の輕重、所に從て見るべし、自妙處を得んと云り、兎角道に志て純一に、年月を重日を積て學ばば、意味深切自然とうつるべき義也、扱道を辨考べき心得は、土金の教を道體とし、天人唯一を以天地人道明し、四化の目にて文義を分明、五音相通吉備大臣の作也和訓の意味を糾し、日本紀の旨を問、舊事紀古事記古語拾遺元々集歴考し、伊勢の書を翫味して、諸家の鈔義を辨論し、與義に至べき也、

或問、予神代卷本文と一書かはりあり、又一書の中に文義の闕たる處もあり、此訣如何、曰、公通、日本紀は舍人親王諸家の記録を撰集なれば、本文と一書かはりある事也、一統連屬するを本文にあけて、其所々に順て一書を載られし事也、故に是を一つく引分ては、神書一篇すみ難きぞ、本文と一書を合て見るべし、又書を見る心得は立花に譬べし、挿べき枝有合ぬ

時は、無理に相應せぬ枝を以ふさがず、其まゝにあげて置を上手と云也、其如書々を見てすますべき也、定家卿へ、伊勢物語に富士を鹽じりの如と云は、何の事にて侍るぞと問者有しに、卿不_レ知と答らる、又俊成卿へ或人、散すなよしの、は草のかりにても露か、るべき袖の上かはと云歌の、しの、は草は何にて侍るやと問しを、卿不_レ知と答られしと也、夕様の事は不_レ知とて、歌人ならずとは云れぬ也、必不_レ知しては不_レ叶事と、不_レ知しても其通の事ある者也、扱しの、は草は詞のくさと同じ、しほじりと云は、鹽を燒て釜より打あけて堆を云、今も海邊人の云詞也、

或問、海四化造化、氣化、心化、身化之教、たしかに其別神代卷にて見へがたし如何、曰、公通、此四化の名目神書の中には出されども、後より書を見る時は此別ある事也、卜部家にて傳受の第一となせり、造化と云は、天御中主國常立五行の神靈を云、勿論日月運行花咲實生の品類也、氣化と云は、天地感應にて生形をなす中に、專人を主として云り、神代に於て氣化人體の神其數多し、就中伊弉諾伊弉册二尊高皇產靈尊猿田彦神を指て、氣化の目當と見るべし、身化と云は、諸册二尊日神月

神蛭兒素尊を初め、諸の神達御子出生し玉ふより、今日之形則身化と云者也、心化と云は、諸册二尊あの如_レ日あの如_レ月と祈り玉ふ處、又諸尊泉津國へ至り穢を祓ひ、内清淨外清淨の場、又日神素尊と劔玉誓の三女神などを指て心化と云事也、曰、心化は常に云所皆心化にあらずや、それを別て心化と名目を立るは如何、又心化と云、心化の神と云に別あるや否、曰、公通、心化と云は、譬は大切なる場に至て、きつと檢のあるを云、故に諸神皆大義の處にて心化は有ぞ、然れば常に云所心化にあらず、又心化と心化の神と二つに見るは惡し、心化に御名を奉するが即心化の神也、神をほうするを、封するの心に見るは非也、奉るの義なり、曰、造化の上にて形あるほどのものは、皆身化と云べきを、造化身化と別は如何、曰、公通、天地の内、人事禽獸草木造化を不_レ離、然ども此四化の目の立所は、人に對して語る故に、兎角形はありといへども、人體にてなき物は皆造化と知べし、此四化を神書熟得あるべき義也、故に垂加翁初に辨せられし事也、或問、予天人唯一の合點如何、曰、公通、造化人事を唯

は、人事の深切なるを以説、人事にて深切ならぬことは、造化を以説、譬はあめつちの訓、天は甘し、地造化にて合點すれば能濟て、人事にて親切す、人事に當て親切に知とならば、敬み極りて、あ、うまいと云處が即人事のあめつち也、但人事にては土を先に云也、又瓊矛は人事にて親切にて、造化の上にてそれほどにうつらず、今是を説に、陽のさざし陰のうるほひ、萬事之義之説也造化の上も其親切唯是此也、或問、土金の傳へ親切なれども、身に受る處、又自然の道と教となる所、慥に受合なし如何、曰、信二金の事は傳授の通にして、中々一言半句の上にては云難し、一應是を解ば、天地人事共に自然のなりは土地之味也、是を以土地の務の教を受て、身に守り行はん、箇様の事を以考る時は、少の五音の通用にて道を辨る事なれば、和訓の意味能々心を付べし、然ども土金と云は、其旨を受て年月を重熟斷にあらずば、心實自然の味うつるまじきぞ、神明妙用加護感通も、此土金より發る事なれば、工夫の專道の至極なり、或問、予漢土にては道を秘すると云事なきに、神道にて傳授とするは何ぞ哉、天下の人此道を受る事なれ

ば、秘して傳來と云は不審事也、故に今神道に志す人
もうすく、浮屠の爲に掠らるゝと見へたり、大道に傳
授秘事とするは如何、曰、信神道を秘する事は、應神
天皇より敬玉ふ事也、百濟國より經書を奉、阿直岐王
仁二人をして讀經、即菟道稚郎子大鷦鷯太子の經
師として、日本經學の初となれり、

古事記々々論語十卷千字文一卷并て十一卷、付是
人二即貢すと云り、翁の倭小學に此事を記せり、此
御宇に日本經學を初め、第四十二代文武天皇の御
宇に釋奠を初め玉ひ、延喜天曆の頃までは六十餘
州に學校あり、大學寮にては二仲の釋奠をこなは
れ、孝經論語などを年に巡て講せられしと也、明日
昨を御門に奉る奠儀は、延喜式江次第にあり、本朝
文粹に講書の文を載せたり、年中行事釋奠の歌に、
唐人のかしこきかげをうつしとめてひじりの時と
今日まつるなり、獻昨歌に、まつりせし八月のみ
けをとりわけて君にそなふる今日のひもろぎ、
翁曰、神武向日畏、應神秘道敬、天津靈、公通卿曰、道
を秘すると云は、三種神器の外にはなき事也、是は帝
王萬代無窮の型なれば、應神帝此事にをりて秘し玉

ふ、慎の至也、既に秘傳なき證據には、中臣祓天孫命、欽
法度を以、百姓を教て道を守らしめ玉ふ也、翁曰、欽
明の御時、百濟國より佛入來して、尾與鎌子は國神
を穢しぬるとて、いみ悪めり、蘇我氏は尊び、向原寺
を立て納め置て拜けり、用明の御時、守屋佛法を止
と奏す、蘇我氏上宮太子と謀り守屋を弑しぬ、推古
の御時、上宮太子蘇我氏と權をほしひまゝにして佛
法盛に成し、皇極の御時に、蘇我氏御門をなみし、を
のが家を宮と云ふ、をのが子を皇子と云、國記重寶悉
己が家へはこび入、鎌子はを誅し、かど、國記重寶は
此時の兵火に皆失たり、かゝりしより神道いよゝ
ををとろへ、行基傳教弘法等、神佛兩部習合して、佛寺
は日々に作り廣げ、神社は月々にあはれてぬ、倭小、是
より浮屠が黨、國郷里村衢路に滿々て、萬民を惑し來
て、中臣祓も佛經とひとしく、其教も絶て、漸々社人
等神前の祈禱となれり、故に問々我國の道を知人も、
深く藏三官府不_レ出_二口外_一は、浮屠が習合を恐てな
り、夫より以來、神書の内道にあづかる所は彌秘し
て、其人を窺、信厚を見て傳授する事也、伊勢にて殿
く佛を忌事、内外七言の忌詞にても知へし、伊勢の記

録も、今は古代正統の傳書も多是失て、道を存する記
録、鎮座次第記、同傳記、同本紀、寶基本紀、倭姫世記
等也と云り、尤外は儀式次第年中行事などは格別也、
又世に神道者として、幸に秘事を以金銀に代て偽説を
傳るは、神聖の罪人也、畢竟道を秘するは慎の至なれ
ば、唯其人の心實を以、大秘至極といふとも何ぞ可
レ隱哉、翁此道を傳受ありてより、宗源全存し、今人も
兩部の惑を除くも少からず、
或問、予中臣祓、古の法度なる事尤也、此故にや、卜部
家にて初學に講じ教らるゝは、深切のやうに覺へ侍
る、然に垂加の門にては、是を道の至極に立て、講辨
なきは何ぞや、曰、信中臣祓は道の奧義也、然ども垂
加の門と限たるには非ず、伊勢にても重き傳なるぞ、
翁も伊勢大宮司精長より傳授有しぞ、されば卜部に
て初に説教る處深切とある誤を一應語らば、學文は
其源を糾し導き、教を專とする事也、中臣祓の發る
所、皆神代卷に存せり、故に此卷を玩味して、中臣祓
の旨を得心可有事也、然ば卜部の初に講ずるは誤に
非ずや、猶此道に入て永く丹誠を歩ば、自奧義を得
ん、

或問、予中臣祓の文義、延喜式伊勢卜部一決せず、何
れを是とせんや、曰、公通伊勢の祓には、駒牽小男鹿な
くして大中臣あり、天津金木、卜部家には大中臣なく
して駒牽小男鹿あり、喜延式には駒牽計あり、垂加翁
此等を校合して、三言ともになくして叶はざる旨を
極られて、加筆ありし也、然ども私意を以て定めざる
慎にて、白紙を隔て載られし事也、
或問、予漢學を應神帝の用ひ玉ひ、經學を初め六十餘
州に學校を置玉ふなれば、漢學と日本の學と一つに
して苦しかるまじきや、然に垂加翁より傳來の誓詞
に、異國の道と習合附會致す間敷とは何ぞや、又應神
帝の、倭の道存しながら漢土の道を用ひ玉ふも不審、
其訣如何、曰、信神道儒道を一つに語れば、是も又儒
と習合也、純粹とは云れぬ事ぞ、應神帝の漢學を用ひ
玉ふは、天地人道を以五倫の序を施し、其上文學の形
作詳也、故に異國の道にもせよ、聖人の教我朝へ傳來
は、能實に非ずや、爰を以帝我道の助とし玉ふぞ、さ
れば舍人親王以來有徳の人稀なるにや、中臣卜部齋
部家の書抄を見るに、多くは儒を引付、就中天地造
化の間は易を以濟し來る、倭漢の道別れざる時は、神

道の大意も見へず、混雜して無用の沙汰也、殊に我國を異國より道を立てるやうになれば、國の殊なる事を、應神の御時、高麗王教日本國と云表を奉る、時菟道稚郎子其表を讀て、怒て高麗の使を責て、表形無禮なるを以、則其表を破りすて玉ふとあり、猶應神の我道を秘し玉ふ意味能々辨べき義也、世間に儒者として、我國に生て居ながら神道をなみし、日本は儒を以道を立てるなど、天照大神を泰伯と配付る事、此證具に文會筆錄泰伯篇に翁糾れし也、皆造言の刑を犯し、正直の教に違ふ事也、我垂加翁倭漢の道に通達して、判然たる神道、天人唯一明白土金の功清々しく、神明齋元左右に不違、元々本洞に顯る、事は、是ぞ應神帝の御心にも叶、倭姫の意を受けて、舍人親王以來道嗣の一人と云ものなり、或問、神道に加持祈禱はある事にや、是は佛家より出たるやうに云傳るぞ、今卜部にて護摩をたき、さまざまの行事の體を見れば、佛家より出たる様に人々も云侍る、此訣如何、曰、信加持祈禱は神道の大事也、浮屠是を習合して、佛法盛なるに隨て、自然と己が道となせり、行基傳教弘法等神佛習合してより、諸社に僧を付て別當として、神前給仕の役をつとむ、忌べきの

甚なり、然に卜部兼俱の私を以、佛家の護摩を神道に用ひ、十八神道と云事を誣付てより、是を專として諸社に行也、夫より博士陰陽師等能事になし、人を惑し寶をむさぼる事となれり、今に残る所、伊勢出雲などには箇様の附會の行事は無事也、加持祈禱は、神道熟得の上自發る所をしらん、或問、神道に水火の穢の説多し如何、曰、公道諸説皆附會也、唯水の穢は見へやすく、火の穢は見へがたし、故に火をいむ事重し、或問、舍人親王の訓義、伊勢にてはやと云、卜部の抄にはとねりともいえひと云、何か是ならんや、曰、信舍人は諱也、とねりともやととも訓すべし、されども藤森の社家には、いゝひと云傳るとあれば、翁もいゝひと、訓じ玉ふと也、右者多門氏玄丈之所著述之書也、

神道或問終

有神道或問壹卷、以平出氏陸二郎所藏本書寫校正、明治四十四年九月、

神道啓蒙

高屋原八近文誌

天地開闢篇

謹以、本邦之開始、往代之所說至哉、近世構辯爲說者、悉出子周易矣、雖不足取可射、卻盛感神道者、我奚符口乎、蓋彼書不入于我朝、則豈可不知其元乎、原夫無始無終之大氣、專是精妙、而包含於天地造化之所、以當然者也、故日本紀神代卷曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上云々、斯寔非國土漂泊流離矣、曷有一物無根底、而漂漾于其間者乎哉、當知強設其形象云々其至理、又曰、于時天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、又名可美葦牙彥尊、又名天御中主尊云云、是愈元氣之尊神、唯隨德用而異名耳、至妙之精氣、非一非二、皇統無窮之元靈、林羅萬象之起源、無可得名、無可得則者、號以爲國常立尊、既至合牙有、時而成象者、號以爲可美葦牙彥尊、一水之功勳、無所不施、而品物盡所依者、號爲天御中主尊、然以古事記中訓牙云詞備、近世妄變清濁之

音爲可密、附會微之說、腐爛之一氣何足造立天地乎、以日本紀神代紀中、燠干也此云備、可爲濁音歟、可笑不知女賀比之訓義、所謂女賀比之言者芽也、穎也、又元々集引大和葛城寶山記云、水則爲道之源流、萬物之父母、故長發森羅萬象、當知天地開闢、昔水變爲天地以降、高天海原有獨化靈物、其狀如葦牙、不知其名云々、愚不肯解以降二字、如何者天地已相定、而後期有獨化靈物如葦牙者乎、不思甚矣、當知有未發混沌、已發混沌、今略云則混沌未分、元氣既足、陰陽清濁盡符、而當爲天地爲地之真氣如雞卵者、則應號未發混沌歟、天地已剖、日月專明、四序代謝、人君安于上、百姓休于下、而德流衰々無窮者、則應號已發混沌歟、苟非其人語之、則如會雙而鼓之、熟讀玩味多歷年所、或夫有得焉、

元靈至尊篇
神代卷曰、于時天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、次國狹樅尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男云々、謹按、此三神者開闢祖神、天地元靈、七代宗統、實是乾道獨化、而正是純

男也、然近世講此書者、不克研窮此至理、多附會于周易、以爲三爻成就之義、已及咨決、則澁訥不能自辯、終以自乾至男十字、叨爲後人之加筆、釋曰、後章所謂凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女、有此文、則前後矛盾、必以爲加筆、且長寬元年大外記中原朝臣師光所述奏覽勸文、以脫此十字、爲之證、痛哉至尊之道、私之卑賤、其事不可追矣、師光朝臣者不知爲不知者、而爲後人之加筆者、不知爲知者也、暗推蠱測、何知大方矣、會起於執乾字之甚乎、蓋乾者天也、坤者地也、乾爲父坤爲母、並合解陰陽男女、以明天先成而地後定之義耳、原夫乾道獨化成純男、故復乾坤之道相參、而成男女也、若夫非乾道獨化、則無有溼土煮尊沙土煮尊、大戶道尊大苦邊尊、而足尊惶根尊、伊弉諾尊伊弉册尊等、陰陽耦生及男女交合之理、天地不位、日月失明、萬物不育、無有人君、無有庶民、只是此文一篇深旨、舍人親王用力務于茲矣、宜哉符合于伊勢二宮舊記中、而振古最奧祕焉、故選其機、待其熟、而後傳之、否則大害周行、苟非廣受淺習之所、能堪神學之徒、不知其源委、謾以妄作紙傳邪

祕口授、爲道之大全、載焉終於、且導其徒、是一旨牽衆盲者乎、非世無道、唯是無師焉、

天神化現篇

古事記曰、天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神御產巢日神、此三柱神者、竝獨神成坐而隱身也、又舊事本紀曰、古者元氣渾沌、天地未割、猶鷄卵于溟滓含牙、其後清氣漸登、溟滓爲天、浮濁重沈、淹滯爲地、所謂州壤浮漂、開闢別割是也、譬猶游魚之浮水上、于時天先成而地後定、然後於高天原化生一神、號曰天饒日天狹霧幽禪月國狹霧尊云々、龔以此一神、與可美葦牙彥尊、國常立尊、天御中主尊等、異名同神、而有些差等、蓋處天之神理、號天常立尊、處地之神理、號國常立尊、微上微下之神理、號天饒日天狹霧國禪月國狹霧尊也、此神名亦非無師傳、然皇統直出于國常立尊、而垂其德於萬世者也、高皇產靈尊正出于天御中主尊、而施教於無窮、而氣與理相兼者也、既是本于大元尊神、譬如水中生魚也、後日神月神出現、而照臨六合、當知訓日本云云耶麻騰、于越他釋儒日月之論、與我神國所瞻仰、甚別、故古今神君、尊之

崇之至矣、盡矣、先哲亦作拜禮、散齋致齋、連日六色禁忌難修焉、誠有以乎哉、庶人至修之、則有以他神靈應祈請之謂歟、然今時見聞日月拜禮之儀、雜焉沓焉、終夜宴飲歌舞、或雇僧尼一行釋氏之法、豈神國之遺風乎、是由于妄庸不知其實、而稱其名矣、只祇祇則天休滋至、若有越厥志、天毒降于英乎、

造化本源篇

神代卷曰、天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、迺賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引舉之、即戈鋒垂落之潮、結而爲嶋、名曰磤取盧嶋、二神降居彼嶋、化作八尋之殿、又化暨天柱、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身具成、而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成、而有稱陽元者一處、思欲以吾身陽元合汝身之陰元、云爾、爾將巡天柱、約束曰、妹自左巡、吾當右巡、既而分巡相遇、陰神乃先唱曰、妍哉可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉可愛少女歟、遂爲夫婦、先生姪兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不以充兒數、故遠復

上詣於天、具奏其狀、時天神以太占而卜合之、乃教曰、婦人之辭其已先揚乎、宜更還去、乃卜定時日而降之、故二神改復巡柱、陽神自左、陰神自右、既遇之時、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮、共住而生兒、號曰大日本豐秋津洲、又曰、陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鶴鶴、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道、亦曰、次生海、次生川、次生山、次生木、祖句句迺馳、次生草、祖草野姬、亦名野槌、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生下天下之王者歟、於是共生日神、號曰大日靈貴云々、伏以是乃天神、有時而致命合於二尊、陰陽感通、而化作八尋之殿、又化暨天柱、以爲造化之基址也、曾有陰陽失候、則天神以太占卜得之、乃教牽俾、又逮于合交合之意氣、而不知其術、則天地精神爲之示、鶴鶴搖首尾、一尊豁然感通焉、說者以爲夫婦合歡之曲言、雖無害於理、亦邇無益矣、蓋天瓊戈者、天神授與、純陽之消息、伊弉諾尊固有之寶器也、是乃造化之始本、不測之德用、而生日神月神及大八洲國山川草木且精神者、

無不繇于茲、然生山河大地之二尊者、以造化與氣化也、生日月兩神等之二尊者、原于形化心化也、總謂之則造化、而細論之則有氣化形化心化之異矣、譬如有幸魂奇魂荒魂和魂之異、復有術魂、是此四魂忽然現變異於一時者歟、於戲造化之至理、神靈之妙用、學者須工夫、

靈運當遷篇

神代卷曰、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮云々、近世復註登天報命、仍留宅於日之少宮之文、而有老陽變少陽之說、是亦祖於易而述神道者也、蓋日居月諸、自何處化生乎、可慎思焉也、登天報命、仍留宅於日之少宮者、乃欲致使命於上天、垂勳於皇統者乎、淡路之洲者、開闢之時為胞之土地、故構幽宮、下津磐根大宮柱太敷立、寂然而鎮坐、自爾以來、諸國宮社亦寂然而鎮坐、且伊弉冊尊為遇阿突智見焦而化去、其理大概如伊弉諾尊神遊矣、會閱校正神代卷、命泉津平坂之文顛倒、其校國史鳥焉、正句讀差誤、則或是、易若茲之文、則

甚不是、匪管自恣、又使將來眩曜、神學之徒不傳此口實、不探此蘊奧、故於死生之理也、如望洋向若矣、凡人之將死也、不知其歸處、則不異牛馬斃死、庸詎作萬物之靈乎、且浮屠氏自入我國以來、愚蒙之徒循々然陷于彼道、意志迷惑、終昧固有神性、悲哉神道日陵夷矣、

皇統無窮篇

自天地既剖、神聖位其中以來、歷代帝位不失其統、不毀其德、不為他侵、不為臣奪者何謂乎、神代卷曰、天照大神暨授此國於天津彥彥火瓊杵尊、敕曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣云々、且以有神靈器也、所謂神靈者、八坂瓊山玉、八咫鏡、草薙劍是也、謹以八坂瓊曲玉者、水德之表、與天地可成就乎、又天照大神有鏡其鬢鬢及腕、八坂瓊之五百箇御統之玉佩、並是先天地而成萬物之功者也、八咫鏡者、神代卷所謂、天照大神入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、于時使石凝姥圖造彼神象者也、然自天地開、非無此物、故云、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子、乃以左手持白銅鏡、

則有化出之神、是謂大日靈尊、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂月弓尊、又曰、天照大神手持寶鏡、授正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒

鼠嚇鷄雞者類耳、猥因和訓立義、強作妄解者、祿々乎世矣、

祓除資始篇

視此寶鏡、當猶視吾、可與同牀共殿、以為齋鏡、又古語拾遺曰、矛玉自從、草薙劍者素盞烏尊得之蛇尾、而后獻天照大神矣、復有天照大神為素盞鳴尊、設武備、躬帶十握劍八握劍、如天瓊戈、以伊弉諾尊、雖為其祖、由來尚應舊矣、凡劍戟之精銳勝于外國、至今炳焉、是皆神德之餘慶者乎、是三種者、皇天相承之神器、萬代不易之靈物、使寶祚能隆盛、國家能鎮護、大凡有血氣者、無不尊信、無不愛戴、如是之節說、雖如可恐、今祇通其大意耳、一日有客云、或云、美學等之和訓、的當于玉矛鏡之三、所謂美者鏡、故兼備三種之德、稱之美學等、是祕訓也、然耶、答曰、是愚者之臆說也、夫神為德、奚唯局三種而已乎哉、且如可美葦牙彥尊等、未嘗有三種之辯、若謂暗合三種之名義、則可謂以三種為尊命之訓、則甚不可、美學等為言也者、御事、而稱其神之謂、別字於尊命者、如權設神之品位、噫、小人之言甘如蜜、其斯謂是歟、是甘腐

神代卷曰、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也、因自汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至所污、乃與言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便瀨之中瀨也、因以生神、號曰八十在津日神、次將矯其枉而生神、號曰神直日神、次大直日神、又沉瀨於海底、因以生神、號曰底津少童命、次底筒男命、又潛瀨於湖中、因以生神、號曰中津少童命、次中筒男命、又浮瀨於湖上、因以生神、號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是即住吉大神矣、底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、又曰、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橘之小門而拂瀨也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神矣云々、是乃祓除之濫觴、古今之徵典也、又以九神六神、為祓戶神、所謂祓戶者祓

處也、解除爲言、洗也掃也、天下鎮靜之公道也、至哉偉哉、神代岩戶前之祈禱、亦令心之與神感應、尤昭晰焉、竊謂和歌爲德亦愈矣、顯于上者吟天之象、形于下者詠地之儀、靈于其間者叙五倫之彝、遂遠乎艸木之文章、禽獸之音響、無不物而彰生質、無不事而致雅情、應時無遺者和歌也、其體已多、以艷歌爲最、苟不能自裁、則宜吟咏古歌而崇其道、其旨與被禊不異、蓋以住吉三神爲和歌神、最有其義乎哉、故於住吉也、被禊和歌之詞源、其住吉等相傳異于他、夫能和歌者、古來見載救撰之外、亦不遑枚舉、歟、抑四條六條二條冷泉飛鳥井等之支流、間有以一時鳴者也、卓立于古今、開發詞花、潤化百世者、唯二條飛鳥井兩家、而大率同趣歟、其設詠格乎、非別故立教、只無他、脩道之謂教而已、凡或無學習而好之、以俚語世諺綴成一首、剩不切主意、自爲和歌、然誇于人者、堪可大笑者耶、累世之歌仙傑出之達人、尙有瑕瑾、何況於淺習之輩乎、蓋幾歲習慣、更有無益者、以輕薄也、五尺幼童偶有中者、以實情也、欽可致思哉、志於道之厚薄、亦可觀于斯耳、嗚呼

破除也詠歌也、我朝之令猷、共天地不可永廢、

祭禮奉仕篇

夫祭神祀祖之禮、竝神社拜禮奉幣等者、天下之憲章、尊宗之大禮也、豈可忽乎、故龍圖自踐祚之朝、至讓位之夕、尊崇天地神祇、奉事四時祀尊、昭于國史家牒、其拜禮之法者、以勢州之式爲詳、又神事祈禱之法、上世朴質之則者、雖凡庸巫覡之非所識用、而以橘家之式爲備乎、凡自造宮社、迄備祭器、上古既用之心之規範、漸殘于今也、古記曰、日本者厚於道、故置于物、不置于物、則道乎薄、又曰、在於物者厚于行、在於道者薄于行、云々、奉幣之法式者、近衛九條兩家有小異、而各存深理焉、今見諸社祠宜拜禮奉幣之威儀、法則中節者較詳矣、抑詣宮社也、有如不到者、有如走而進者、如不可也、如走者甚不可也、是愚不知治己哉、咨嗟不見乎摺紳君子謁公門之威儀矣、不如此隨其職分、允執厥中焉、偶生于祠家、如是恒規尙不能講習、而況道之綱要乎哉、以其恍惚與神明交、且可嘆焉、彼祠祿豐饒而溫飽者、沈湎酒色、荒怠弗敬、及圖己利、銜嚙神祇、徒以破除等之符、就

人求其價、舉世雖不信其人、及々貪得、實可惡之甚者、而是釋氏所謂有財餓鬼也、間亦有志于道者、或貧賤而不果行、或魯鈍而不克遂、嗚呼祭祀也拜禮也奉幣也、非敬而嚴重、則神夫可有應乎、

神道啓蒙跋

大道冥而無形、虛而有靈、寬而栗、柔而立、強而義、強字稱神道、中古見爲異效、混同、而不提淳朴之風、寔可嘆矣、予自幼遊墨江神學生梅園氏惟朝之門、比壯受垂加靈社之靈籙、鈍鈍雖不足淬礪、辱與有開其宗、依忘固陋、力沈痼、以慰於多年之素懷、非敢回既倒之狂瀾、聊發擊三子之蒙蔽而已、只恐不免不文與不孫之訾矣、時正德壬辰(二年)仲冬望日、採筆於坂城閑居、

右神道啓蒙遺冊、以予往年於大坂書肆鹿田所購求本、付活刷畢、明治十四年九月、

神道啓蒙終

唯一論

開闢以降、百餘代之天子不爲姓、繼日神之血肉、我神國而已也、故君臣之道亦明、而以神祇官置諸官之上、是重神道也、國神國、道神道、人神裔也、依之道、天照大神之道、而教者猿山彥大神之教也、道之建立、天神口勅伊弉諾伊弉册二尊、乃亦賜以瓊戈、譬猶將軍赴敵之時、天子命閩外將軍制焉、而後賜節刀、以爲符信也、是我國武士常令持之錄也、其後天照大神、以三種神寶授皇孫瓊杵尊、自瓊杵尊至崇神天皇、天照大神同床共殿、是神皇無二之謂也、宇佐八幡大神詔宣清麻呂曰、我國家開闢以來君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、伊豫守源朝臣賴義、祈八幡賀茂新羅之三神、求男子、果有三子、其嫡男義家號八幡太郎、次男義綱號賀茂次郎、三男義光號新羅三郎、是亦重神國之故也、一條院御世、卜部兼延曰、唯一宗源者、天照大神授天兒屋根、爾來唯汲一氣之元水、不嘗三教之一滴、起謂、是神國風俗厚、

非彼兼俱欺神經人、而矯其祖之類、我國天照大神以降、神以傳神、皇以傳皇、皇道神道、天人唯一、而豈二哉、中臣祓三部書古語拾遺等書者、天下君臣蒼生各可熟讀之書籍也、今不極三教之蘊奧、少明一教、曰三教一致、是即知胡椒之辛、不咀嚼飲之、是如曰九飲一乎、若有明三教之極處、人曰一致、可也、「前註」留守友信按、此語不覺、蓋雖明三教、其極處者、曰三教一致、則不知道也、神代卷文段者、往古文章也、古語大道、而以理說事、以事說理、辭假嬰兒、心求神聖、夫上古儒佛二教未嘗有、故不此三教、自不異三教者、天地之通理也、
「前註」友信按、自不異以下十二字、天無神道、則無三光、亦無四時、地無神道、則無五行、亦無萬物、人無神道、則無一命、亦無萬法、是天人唯一、而神明之直傳、一牙開關之一法也、以天地為書籍、以日月為燈明、是則純一無雜之密意也、故不可要儒佛之二教者也、
「前註」不可要、友信按、山崎子要乎儒、只出自渾沌之界、守渾沌之初、為神人也、吾國之人以不可不知、有心無心、有氣無氣、萬機政皆是莫非吾神道也、政與祭同訓、辨正統紀也、夫尊天事地、崇神敬祖、則不絕宗廟、經綸天業、又屏佛

法息、奉再拜神祇、桃華老人曰、神道之所本唯中而已、惟足於會津源君前、講于中臣祓曰、不偏不倚無過不及之名也、予師聞之論曰、中庸與中臣祓為一致、則學中庸、歟、或學中臣祓可也、以三教一致書學兩書、勞無益也、予思是惟足聞儒書而習合之費也、敏達帝不信佛法、尾與鎌子不拜佛像者、神國之遺風也、生神國、達神道、則一日不可頂日月、正直而後知日月之心也、此所謂兩大神託倭姬命曰、日月廻四洲、雖照六合、須照正直之頂之神語也、今代以奇妙告諸人、妖巫賈僧之說也、守屋敬我國神、不敬他神、是以為神國、廢佛也、馬子崇佛、如神祇、故既弑我君崇峻帝也、聖德太子黨弑君惡臣、是同志之人也、守屋我朝神忠臣也、世上小人却嘲之、不足論、太子曰、神道根本、儒道枝葉、佛道花實、予案、何知神道為根本、黨馬子、林氏亦此非太子之語也、後來卜部中臣之所托也、只佛為根本、神儒為枝葉花實、蓋太子之意也、吁以寺院為學校、而佛事為祭祀、教之以孝弟、勤之以忠誠、則神道人道豈二哉、惜乎太子之不知此也、予謂、太子明儒佛、問神道乎、聖武孝謙共淫于

佛氏、是故起兩部習合之名、以儒佛醫仙術諸道合神道、亦習合也、不渡諸道并漢字以往、以吾國之道一號柱、號神道、亦近習合、予詳柱秘訓也、雖然此御世、尚記字佐八幡大神宮在續日本紀也、其後醍醐帝御宇、記大菩薩一載延喜神式也、板倉防州翁曰、諸宗諸道者、人家炊食物、如器、闕一則不調、師語予、勤事成功日蓮宗也、正心禪宗也、修身儒道、知生死之端的不若我神道、予三十有三年學神道、昏愚不到至明、朝望高天原、暮臨五十鈴川、欲守天下國家之法度、志神垂冥加祈禱正直而已也、一蒙神惠、成功類人乎、故於諸道不勞齒牙也、元祿十四辛巳年五月十九日、偶作授味酒社職掌之人、詳思之勤仕、珍重々々、葦水翁大山誌、

附葦水翁行狀

大山左兵衛泰忌寸為起翁、其先出武蓋命、父稻荷上神主從五位上松本為穀、母某氏、翁三歲為大山正康之養子、居于洛下、然后諸兄等比年亡、十有三歲夏五月、父為穀亦歿、粵庶族議曰、松本之他家不可以他

姓、幸有起存、可迎入之、衆皆諾、由之同年秋八月、俱養父母、歸於稻荷、勤仕神職、娶某女、雖生一男子、幼孩共亡無嗣、養同姓為量之子為國、以令繼本家矣、翁事養父母至孝、父病竭力醫藥、沒盡情喪祭、廣漁獵和漢之書、浴開博識無遺、更見垂加翁究其奧秘、門弟多進、迨三十有六歲、因養父正康遺命辭神職、復寓居于洛、以大山為氏、以葦水為號、日々教授神書不怠、門弟彌衆、已而母老家貧、貞享四年丁卯十一月、應豫州松山侍從公之高招預味酒社神職、歲三十有七、及行爲正親町前大納言實豐卿之猶子、有以然也、至彼神事暇日、講書說道、而國中他領之神人、逐日重月會集、欲屬門下者以數百人也、然尊道敬身、不敢覆言其秘、若有深信厚志輩、喜導之懇授之、因茲都鄙門人、蒙許可者僅五六人耳、就中稻荷旅所神主平通秀、以志深且神職、傳其深秘矣、元祿元年戊辰二月、於味酒社宅、始講日本書紀全部、以其所說為註、迄于二十有二年、筆削就、名曰味酒講記、自清書奉於國主侍從公、獻納公造營之神庫焉、先是養母八旬、以天年終、而翁謂、我至此邦、素為

老母、今願遂望足、盡歸于洛乎、速辭神主職、退焉、侍從公以祝安兼任社主、翁傳神道奧秘行事口訣、而后國主強留翁曰、起來國以來、領内之神人等、知神爲神、而邪曲之教悉止、可謂國之重器也、厚遇之、別給祿及宅地居之、時令講神書、信容之、翁亦辱其恩惠渥、而未敢果去焉、平生所著者、葦水草一冊、古語拾遺私考二冊、傳神妙記註一冊、御柱訓傳一冊、桃華傳一冊、賢木葉抄三冊、天孫本紀芻闕草三冊、神人母鑑四冊、神名帳比保古十五冊、職原玉掇九冊、氏族母鑑十七冊、稻荷社記十五冊、內秘卷一冊、有神道奧秘、味酒講記五十五冊、唯一論一冊、星冑秘訣一冊、蛭兒傳一卷、都廬十有六部也、夫以當世之人、以神道或習合儒佛之說、或混雜巫覡之事、而不察元元本本、與天地無窮之正道、翁雖愛之深、慮時從俗、不其排斥焉、又行於世、若神代卷諸抄、家々之說繁多、而未訣其是非、至人皇卷、有卜部家之釋、尤考于此、質于此、有所資、而事畧言簡、擇焉而不精、讀者憾焉、若講記、廣考、百家之書、間附傳受之意、以明備也、是補遺漏於千載之前、龜鑑開於萬歲之後者也哉、其處

世、亦非其人、何知之、見所著書、則可知焉、余與翁爲師友三十有餘年、親炙日久、得許可、且以其奧秘、而受口授、雖淺陋短才、未克廣發其蘊、與、惟信守道守教而已、蓋生吾國、傳吾國之道、不難、異國之道者、何幸如之乎、頃日同志某告余曰、書翁出處、使門人普知之、數辭之、不許、據其大概、而應其需云爾、
寶永七庚寅年四月十五日
藤原好澄敬識

右唯一論及葦水草行狀合卷、以豫州松山味酒神社社司田内邊有所藏本書寫校合畢、明治四十四年九月、

唯一論終

十二支之訓傳

子は根なり、日の終て始るとき、萬化の根元たるを云ふ、
丑は稚しなり、地下にうごける始を云ふ、
寅はとろけるなり、日のまさしく出玉ひて、蕩然たる融和するときを云ふ、
卯はうつるなり、日東に昇るときを云ふ、
辰は建なり、日すでに震ひ起るときを云ふ、
巳はみるなり、日まさしく盛なるを云ふ、
午は熟きなり、日の天に中するときを云ふ、
未は日土なり、漸く仄き地に近きを云ふ、
申は去なり、日のまさしく入んときを云ふ、
酉は取なり、をさむるなり、日の地下に入んときを云ふ、
戌は寝るなり、日の地下にかくれ伏す時を云ふ、
亥は居るなり、日の地下に居るといまるるときを云ふ、
右十二支之傳者、桑名先生之訓註也、敢慢勿漏脱之矣、

十二支訓傳

子はねざすと云事にて、一陽の氣が北方にて新起り、丑は稚しと云意、初と云ふても意同じ、一陽が未だ若きと云ふ意也、
寅はとらると云ふ事にて、一氣が陽の丈夫な所をとらえたと云ふ事也、
卯は浮と云ふ事也、一陽が丈夫になつた故に云ふ、氣の得て土中を浮るる故に云也、
辰とは立と云ふ事にて、丈夫になつたときに、きつと土地より立のぼるゆへに云ふ也、
巳は見ると云ふことにて、太陽立のほれば、萬つものものが明白にことごとくみゆるぞ、
午とは生と云事也、一陰の氣を生ず、太陽さはまるときは一陰の氣が起るものぞ、
未とは火の土と云事にて、火生土と云、火より土を生ずると云ふ、
申とは去ると云事也、陰氣高天を去る時にあたる、故にさると云ふ、

西とは通ると云事也、日徳土中にをよぶ故に云也、
戌とはいぬると云事也、大阴今日を照して、じそりか
むき也、

亥とはいねたと云ふ事也、いねたるだ[◎]カカ[◎]萬氣悉くを
さまるぞ、

右十二支之傳者、松雲翁之訓註也、道の教以[◎]自筆[◎]
書寫畢、

坊州 村田深齋敬書

泰山集雜著甲乙錄二云、十二支、人皇之初已有之、
當有我國之訓、然垂加不[◎]取[◎]之、京家有訓說、恐
儒說也、予亦有訓、未[◎]知[◎]是非[◎]也、

又云、土御門梨木皆曰、有[◎]十二支古訓、垂加再三請
之、二氏言[◎]逸[◎]書[◎]不肯[◎]出、豈其書中、載[◎]家[◎]之[◎]大
事、有[◎]難[◎]出[◎]示[◎]者[◎]歟、

右十二支訓傳二種、並神代典秘抄所收載也、以伊豫守和島人毛山正
辰所藏本令贈寫、以無類本不能校正、明治四十四年九月十二日、

十二支訓傳終

與中村恒亨書 辛巳作

谷 重遠

重遠啓、前日不[◎]以[◎]徒步[◎]之勞、風雨之凄、爲[◎]可[◎]病[◎]、惠
然願[◎]我[◎]鏡野[◎]、意愛深厚、感謝曷已、幸爲[◎]二兩日[◎]之款、而
榮蔬蛙膳之供、尙爾不[◎]能[◎]滿[◎]意、愧恨萬々、不[◎]可[◎]解
心也、向所[◎]承[◎]君[◎]臣[◎]之說、鋒穎森然、不[◎]可[◎]嚮[◎]邇、而盃
酒之餘、不[◎]能[◎]窮[◎]其[◎]辨、蓋不[◎]止[◎]高明爲[◎]是[◎]說、世儒往
往唱而和[◎]之、僕竊病焉、嘗不[◎]自[◎]揆、欲[◎]論[◎]究[◎]以[◎]歸[◎]于
一是、今謹布呈、幸反[◎]復[◎]之、天照大神賜[◎]天津彦彦火
瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物、又
以[◎]天兒屋命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命、凡
五部神[◎]使[◎]配[◎]侍[◎]焉、因勅[◎]皇孫[◎]曰、葦原瑞穗國、是吾
子孫可[◎]王之[◎]地也、宜[◎]爾[◎]皇孫[◎]就[◎]而[◎]治[◎]焉、行矣、寶祚之
隆、當[◎]與[◎]天壤[◎]無[◎]窮[◎]者[◎]矣、是乃吾道之本原、而天地
之所[◎]以[◎]位[◎]、君[◎]臣[◎]之所[◎]以[◎]叙、正在[◎]乎[◎]此、更千秋而萬歲
無[◎]二[◎]道[◎]者[◎]也、西土之立[◎]國[◎]也、一[◎]本[◎]焉、謂[◎]秦[◎]伯[◎]之[◎]去、
夷[◎]齊[◎]之[◎]餓、事[◎]若[◎]無[◎]武[◎]是[◎]也、成湯之放、武王之伐、順
天[◎]應[◎]人[◎]亦是[◎]也、天下豈有[◎]兩[◎]是[◎]哉、非[◎]二[◎]本[◎]而[◎]何、
夫爲[◎]子[◎]死[◎]孝、爲[◎]臣[◎]死[◎]忠、爲[◎]婦[◎]死[◎]貞、此三者則天

地之大經、亘[◎]古[◎]亘[◎]今[◎]顛[◎]撲[◎]不[◎]破[◎]者[◎]也、然而西土獨有[◎]
臣[◎]殺[◎]君[◎]之[◎]道、何[◎]耶、其[◎]立[◎]國[◎]之[◎]本[◎]原[◎]如[◎]此、宜[◎]乎[◎]末[◎]流[◎]之
弊、篡[◎]弑[◎]相[◎]踵[◎]、至[◎]歲[◎]易[◎]主[◎]也、西土之爲[◎]國[◎]、有[◎]湯[◎]武[◎]之
大[◎]聖[◎]既[◎]爲[◎]放[◎]伐[◎]之[◎]始、孟[◎]子[◎]之[◎]大[◎]賢、復[◎]爲[◎]祖[◎]述[◎]之[◎]、則[◎]儒
者[◎]紛[◎]々[◎]有[◎]不[◎]得[◎]已[◎]之[◎]論、亦[◎]必[◎]到[◎]之[◎]勢[◎]也、獨[◎]在[◎]聖[◎]朝[◎]之
人、生[◎]乎[◎]君[◎]臣[◎]之[◎]中、忠[◎]厚[◎]誠[◎]篤、數[◎]萬[◎]載[◎]之[◎]邦、何[◎]苦[◎]乃[◎]信[◎]
外[◎]國[◎]二[◎]本[◎]之[◎]說、天[◎]步[◎]少[◎]不[◎]若[◎]古[◎]、輒[◎]名[◎]以[◎]衰[◎]周[◎]、攘[◎]臂[◎]
抗[◎]論、欲[◎]擬[◎]諸[◎]國[◎]以[◎]齊[◎]梁[◎]、悍[◎]然[◎]不[◎]顧[◎]天[◎]誅[◎]神[◎]罰[◎]之
爲[◎]何[◎]物[◎]也、悲[◎]夫、莊[◎]子[◎]所[◎]言、以[◎]詩[◎]禮[◎]發[◎]冢[◎]者[◎]、於
此[◎]乎[◎]驗[◎]矣、抑[◎]日[◎]本[◎]神[◎]國[◎]也、從[◎]天[◎]安[◎]河[◎]之[◎]古、距[◎]平[◎]安[◎]城
之[◎]今、天[◎]照[◎]大[◎]神[◎]鎮[◎]常[◎]在[◎]於[◎]高[◎]天[◎]原、明[◎]々[◎]赫[◎]々[◎]臨[◎]我[◎]斯
人、雖[◎]天[◎]下[◎]之[◎]事[◎]萬[◎]起[◎]萬[◎]滅、然[◎]天[◎]上[◎]之[◎]日[◎]輪[◎]未[◎]墜[◎]于[◎]地、
人[◎]間[◎]之[◎]皇[◎]統[◎]不[◎]可[◎]搖[◎]移、此[◎]皆[◎]一[◎]人[◎]、相[◎]將[◎]、相[◎]與[◎]保
守[◎]祕[◎]護、不[◎]敢[◎]失[◎]墜[◎]焉[◎]者、其[◎]豈[◎]野[◎]刻[◎]薄[◎]之[◎]儒、所[◎]得[◎]而
窺[◎]也[◎]哉、儒[◎]者[◎]之[◎]學[◎]可[◎]謂[◎]富[◎]矣、其[◎]所[◎]謂[◎]居[◎]敬[◎]窮[◎]理[◎]之[◎]訓、
如[◎]菽[◎]粟[◎]布[◎]帛[◎]之[◎]切[◎]身、顧[◎]今[◎]之[◎]學[◎]者、不[◎]是[◎]之[◎]學、而[◎]以[◎]
彼[◎]二[◎]本[◎]不[◎]得[◎]已[◎]之[◎]說、先[◎]焉、不[◎]食[◎]肉[◎]而[◎]喫[◎]馬[◎]肝、亦[◎]可[◎]
笑[◎]也、前[◎]日[◎]所[◎]論、傲[◎]言[◎]不[◎]祥、有[◎]可[◎]大[◎]駭[◎]者、夫[◎]皇[◎]朝
神[◎]明[◎]之[◎]統[◎]也、一[◎]本[◎]之[◎]國[◎]也、與[◎]異[◎]邦[◎]之[◎]今[◎]日[◎]賣[◎]履[◎]、明[◎]日
踐[◎]祚[◎]者、不[◎]可[◎]同[◎]年[◎]而[◎]語、是[◎]以[◎]毫[◎]釐[◎]忽[◎]上[◎]者[◎]必[◎]罰、芥

答井澤長秀書

乙未代松
下長敬

谷 重遠

長敬敬書之餘、往歲卒爾呈[◎]一[◎]翰、自[◎]料[◎]蕪[◎]陋[◎]之[◎]甚、不
免[◎]拋[◎]擲、不[◎]意[◎]雅[◎]量[◎]廣[◎]博、誘[◎]勉[◎]後[◎]進、蒙[◎]回[◎]賜[◎]手[◎]教、
蕭[◎]讀[◎]反[◎]覆、啓[◎]發[◎]殊[◎]深、信[◎]後[◎]涼[◎]煖[◎]代[◎]謝、不[◎]審[◎]尊[◎]候、起[◎]居
如何、麟[◎]息[◎]意[◎]漸[◎]成[◎]長、日[◎]々[◎]有[◎]過[◎]庭[◎]訓[◎]導[◎]之[◎]樂、慶[◎]幸[◎]之
至、此[◎]間[◎]無[◎]他、京[◎]師[◎]書[◎]肆、寄[◎]致[◎]菊[◎]佐[◎]傳[◎]記、東[◎]國[◎]太[◎]平[◎]記
等[◎]書、考[◎]索[◎]叙[◎]述、詳[◎]傳[◎]不[◎]猥、奇[◎]賞[◎]惟[◎]甚、喻[◎]及[◎]神[◎]世[◎]神[◎]世
七[◎]代[◎]之[◎]說、發[◎]明[◎]切[◎]當、三[◎]復[◎]歎[◎]仰、此[◎]間[◎]朋[◎]友[◎]亦[◎]著[◎]一[◎]說、

曰、神者天地人物之本心、明而不_レ可_レ欺、幽而不_レ可_レ測者、故指言_二一物_一也、國天地也、常立自_二開闢_一、至_二永々_一堅固不動之謂、狹樵少土也、國狹樵尊水神也、樹_レ淳汲養也、豐樹尊火神也、國常立者、天地萬物之靈、一_レ而無_レ對之神、天之運行、水火燥濕之氣、各運而不_レ交、故曰_二乾道獨化_一也、此_二神純陽之神_一、言_二天成_一也、溼_レ土養沙土養木神、大戶之道大苦邊金神、于輕音、須_レ重音、道男、邊姬、皆陰陽之神號也、至此_二二代_一地成_レ矣、蓋以_二木金之形_一、因_レ地而出_一也、面足惶根土神、面_レ爲_レ陽、根爲_レ陰、顏面具足、而恐惶之根存_レ人之道也、蓋至_レ土萬物備焉、故以_レ人言_レ之伊弉相誘之言、那助_レ語、義牙音爲_レ陽、美唇音爲_レ陰、此皆男女人神始生、相_レ共爲_二夫婦_一之名也、此_二神者_一、五行兼備、三才全體之_レ神、而凡造化、氣化、心化、胎化之本根也、木金土主_レ形_レ質、陰陽相交而成_レ化、故四代之神、男女耦生焉、分_レ之_レ七代十一神、合_レ之_レ二代二神而已矣、所謂未生之諸_レ冊、已生之諸冊者、蓋謂_レ此也、是說規模氣象之大、雖_レ不能_レ速_レ來說、同是垂加遺傳也、因寫呈以求_二批誨_一、千萬勿_レ鄙外、茲有_二一少稟_一、仰瀆_二高明_一、垂加翁之神_レ道、卜部獲_レ之視吾土津、忌部受_レ之石手吉深、伊勢得_レ

之度會延佳、其他阿倍有_二土御門_一、賀茂有_二梨木_一、稻荷有_二大山_一、各奉_二家傳之秘_一以告_レ之、翁年來折衷集成、以著_二風水風葉_一二書_一焉、斯書也、翁沒前_二數日_一、國封親_レ授正親町公通卿_一曰、卿四十歲之後、始可_レ開_二此_一緘_一也、蓋戒_二其成心_一耳、爾來多歷_二年所_一、至_二近歲_一其書稍有_二漏洩者_一乎、頃日伊豫國松山書生大月勝藏、勝藏學_二神道於高田未白_一、未白備後國鞆人、聖加門人、今年八十六歲、猶無_レ恙、新文有_レ引_二其序段_一者、尊兄牙斂萬軸、或貯_二其書_一乎、然則推_二有_レ馬者_一之惠、救_二一方道術之窮_一、至懇切祈、如未_レ得_二其書_一也、尊兄年來購索之富、豈無_二其手段_一邪、伏乞垂念、我鄉有_二谷重遠者_一、嘗暫侍_二垂加社_一、時年甚少、雖_レ未_レ能_レ盡_二其_一學、而彼家大小雜事聞_レ之熟矣、僕少從_レ渠讀_レ書、但渠得_レ罪廢錮殆十年、不_レ得_二面會_一、爲_レ可_レ恨也、近聞渠亦得_二尊兄諸書_一、篤好_レ之、聞_二僕書疏往來_一、想爲_二概然_一也、今春武江新刊_二垂加文集_一、編者旗下貴士跡部宮內良顯、而序者其門人友部武右衛門安崇也、據_二發垂加神儒之遺旨_一、可_レ謂_二近時之傑然者_一也、遙料必得_二清覽_一、垂加易_レ贊_二三紀_一乎、茲、筑紫有_レ若_二尊兄_一、吾妻亦有_二此消息_一、推尊發揮、如_二拂_レ雲見_一日、天意果欲_レ開_二此道_一於常世乎、豈云_二偶然_一哉、會津風土記、筑前續風土

記、各國十襲秘籍也、俗說辨引_レ之、知_二夙在_一几案、何其剽竊之敏妙也、驚喜飛動、伏乞惠_二借各一部_一、療_二此_一膏肓之癖、渴望不_レ知許_レ之否、然山海阻長、非_レ無_二六丁之慮_一、貴國必有_二筆人之可_レ雇_一、如得_二寄_レ備貨_一取_レ之、幸尤甚、未_レ繇_二晤言_一、仍冀珍_二重鼎寶_一、以須_二川至_一之福、長敬不_レ勝_二率々_一、

右谷桑山香簡二通、桑山集所載也、以日本書紀通讀比較了、明治辛亥八月中辭、

神道天瓊矛記上

肥後隈本 井澤長秀著

○天部

抑我日本は、天瓊矛の所_レ成にして武國也、其故は、天地開闢のはじめ、國常立尊謂_二伊弉諾尊伊弉並尊_一曰、豐蘆原千五百秋の瑞穗地に、汝往て脩むべしと、天瓊矛をたまふ、

天瓊矛は、太一の義にて、所_二以陰陽之爲_一陰陽、所_二以常_一爲_二滄溟之國_一、すなはち神道の根元なり、古語に、玉戈の道といふは、道の本源の天より出たるを云へり、天地自然の主宰を、國常立尊と申し奉る、古書に曰、國常立尊、虛而有_レ靈、一而無_レ體、天地始而神常在、形體消而神不_レ滅、性命訖而神不_レ終、一氣開闢以降今日亦在、故號_二國常立尊_一、此尊を稱して一神則是八百萬神、八百萬神則是一神とす、天地同根萬物一體の神にて、天地の初めより天地のおはりまで、常に天地のあいだに立給へり、此可_レ美の美知より、天地人もあらはれ、萬物も造化するなり、天おほふておちず、地のせてくつがへさると

谷重遠書簡終

神道天瓊矛記上

ころ、此璣矛の徳なり、○豊はゆたかなり、蓋は江湖沼沚の水底の泥中に根を生ず、千萬莖といへども、其根連綿として同根なる造物なり、伊弉諾伊弉並の、天神のみことのりをうけ給ひ、大八洲をはじめ、萬物を造化し給ふも、其根本は萬化を連綿し給ふ豊受の神徳を表稱する國號なり、○原は廣博をいふ、○千五百秋は長久を祝するの語也、○瑞穂は水火なり、水は萬物潤也、火は温暖和氣なり、和潤を稱する水徳を、瑞と書し、めぐみを稱する火徳を、穂と書す、水火成功の和潤の字義をもつていへり、

其後伊弉諾尊伊弉並尊天浮橋の上に立て、天の璣矛一作を滄溟に指下して探り給ふ、

天とは、天と共に久堅にしてたえざるを祝す、浮橋は、八方に通て方處不定をいふ、たとへば、人の胸中に感ずるところの、善惡邪正眞偽の機を天に通じ、それに應じて賞罰をあたえ給ふ端也、○璣矛は敏なり、利なり、此矛の利こと、天地鴻荒草昧を剖分、天地は上下に位定り、萬品おのゝ其性命を正し、善惡邪正理非を果斷す、則是高天原にま

します豊受太神の、天護日天狹霧宮の代々の日嗣の璣矛靈明不測の動物也、火凝とも日凝とも記す、皆故あり、滄溟は陰なり、矛は陽なり、水火和液し、これを樹、これを煮て、一島をなし得給ふ、この故に樹煮のこゝろをもつて、國をくにと訓せり、其矛鋒滴瀝の潮凝て、一島となる、名て礫取慮島一作基島といふ、

おのころ島は、陰陽二神の天道萬物を施し、日月五行海山川の神を生給ふに、先づ太祖豊氣の神胤を永くせらる、神變の元本正直の國中の柱となす島なれば、上天高天原の天圖形地圖形を齊給ひて、氣形ともに不偏不易なり、

矛は劔なり、是れ人心剛毅の勇にかたざる、矛のさきよりしたる潮とは、最初の義にとれり、しほといふは、元水凝て國土と化するのこゝろなり、元水は清明至陽の氣なり、この氣を通用に、至といひ、陽といふ、をほ、かな通用す、

自凝島といへるは、他力をからず、我武勇をもつて、獨立するにたとえ、男兒の節操になぞらふ、至陽精氣の凝てなる故に、陽凝島ともいふ、又和奴國とも書

す、畢竟路は助字にして、男兒と見るべし、武具全く備るをもつて、細戈千足國ともいへり、又二神陽凝島にましくつて、天璣矛をもつて、國中の柱として、八尋殿を建給へり、

およそ陰陽二神の國土をうみ給ふ萬化の妙用は、天璣火凝をもつて、滄溟の天元水をくみて、これを煮るなり、變化妙用の中に、不偏不易の元陽の凝てなる礫取慮島を大本元根の柱とし、萬化の妙用は、天璣火凝をもつて、元根の柱として、妙用を施し給ふ神變の垂跡なり、これ青樞根尊の不偏不易の神胤、天浮橋に感じあれます神變なり○八尋殿は、兩手をのべて八つひろごりたる大さの家なり、むかしは何間といふことなく、手をのべてはかる、これを、たかばかりといふなり○八を神道に用るは、神徳の八方へ布を稱する名義なり、

萬の器財おほきなかに、矛を用いて國をおこし家をたて給ひしを見て、我朝にうまる、者は、殊更武をもつばらにすべきをしるべし、國中の柱は、中極の表なり、天璣矛を天璣玉戈、八坂璣矛、天逆鉞、天逆太刀とも、天御量柱、國御量柱ともなづく、

今心御柱忌柱とまうすは、これを表するなり○俗間にも、家の中柱を大極柱といへるは、國中に璣矛を建るに效なり、

即天地開闢、陰陽發動、神聖化生、萬物元起にて、國常立尊の御象なり、天地日月星辰國土山川草木人倫鳥獸魚蟲にいたるまで、皆是天の璣矛の應變なり、此璣矛立ざれば、天もおほふことなく、地も載ることなく、人倫の生命もなし、璣矛を人にをいては、性なづけり、この故に、心をこゝろと訓するは、璣矛の不測の靈明、心臓に垂跡ましまして、凝といふ義なり、此璣矛大にしては天地、小にしては人倫、あるひは教になぞらへ、あるひは器にかたざる、神書をよむ者其所によつて曉すべし、一偏になづむとなかれ、又二神天御柱をめぐつて、みどのまぐはひして、日神を生し給ふ、大日靈貴とまうし奉る、天照皇太神是なり、又二神天柱をもつて、天照太神を天上に舉給ふとあるは、天の柱は、天璣矛なり、天上に舉るは帝位に即給ふなり、地の器物を用ひず、たゞに璣矛をもつて即位し給ふは、武徳によつて天下をしらしめすことをいへり、大日靈の國なる故に大日本となづく、日は大

陽なれども、陽中おのづから陰をふくめり、爰をもつて、太神日徳をそなへて、女體なりとす、内に仁をいだし、外に勇をふるふの謂なり、又伊弉諾尊十握劔を抜て、軻遇突智を斬て三段になしたまへば、おのおの神となる、是雷神大山祇高龍なりとあるは、勇猛の陽神を生ず形容なり、又二神蛭子を生ず、

一書云、蛭子は日入兒なり、無流行復生之徳功神なる故に、謚して日入兒といふ、
三歳になり給ふまで、脚なをたゞざりしかば、三五七は、數のきはまらざるを稱言するなり、しゐて三年とは見るべからず○脚猶不立とは、蛭子は流行の氣なき神なれば、脚たゞざといふ、脚は氣をもつてあゆみたつなり、氣流行せざれば、脚たつ事あたはず、此ひるこ、氣の流行し給はぬ神なる故、かくいへり、今の世にも、武なき者を腰弱脚弱などいふたぐひなり、

天磐椽船に乗て、順風放棄とあるは、天磐椽船神は、鳥石楠船神、又名は謂天鳥船、伊弉諾尊伊弉並尊所生也、磐椽は堅固の意にもかたざる、船に乗て風にまかするとは、蛭子のうまれつき多病孱弱にして、武

備にたえざるを、天磐椽船神につけて武を教しめて、其爲人待給ふの謂なり、

一書云、順風放棄とは、萬化の舊陳をあらため、新氣復生する神解除にて、先非をあらたむるをいふ、又伊弉諾尊往黄泉國歸り給ふとき、八雷神に千五百黄泉軍をそへて追しめしに、尊佩給へる十拳劔を抜てふせきたまふとあるは、表に劔をもつて賊を退る事をいひて、裏に邪をはらひ正に歸するの理を述たり、又天照太神、素盞鳴尊の天に昇り給ふことをきこしめし、國をうば、んが爲なるべしとて、武備をもつけ、結髪髻とし、裳を縛て袴とし、八坂瓊の五百箇の御統をもつて、其髻鬘及腕にまさひ、背に千箭の鞆と五百箭の鞆とを負、臂に稜威の高鞆を着、弓嚙を振起て、劔柄を兼握、堅庭を踏で陥股し、沫雪のごとくに蹴散かし、稜威の雄詰をなし、

稜威は、いかめしき事なり、神の威のおそるべきかたちなり、雄詰は、何故に來り給ふぞと、よばり給ふをいふ、

稜威の噴讓をおこし、
噴は高聲によぶなり、讓は責なり、其罪をせめ問を

噴讓といふなり、
徑に詰て問給ふとあり、
詰問は、急に尋問なり、

女神といへども、武勇すでにかくのごとし、其後天照太神素盞鳴尊のもち給へる劔を喫斷て、吹出し給ふ氣噴の中に、天穗日命正哉吾勝々速日天忍骨尊を生すとあるは、武徳の人君出生のことをいへり、此神は素盞鳴尊の御子にして、天照太神の御養子なり、かゝりしかども、素盞鳴の所爲、なを無頼故に、天照太神天磐戸に入れたまふ、諸神これをなげき、神樂をなし太神を出し奉る、時に猿女遠祖天鈿女命、手に茅劔一作著を持て、天石窟の前に立しとあり、是れ磐固のこゝろなるべし、

素盞鳴尊此罪によつて、出雲國にくだりたまひ、樋川上をいて、人民のあたとなれる八俣大蛇を平げ給ふ、此とき尊帯たまへる十握劔をぬきて、大蛇を寸斬給ふに、尾にいたつて劔の刃少し足り、故に其尾を割裂て視たまふに、ひとつの劔あり、
是叢雲劔にて、後草薙劔とあらたむ、
此劔をさへげて天照太神の御ゆるされをかうぶり給

へり、又素盞鳴の子大己貴命を、八千矛神ともいふ、神威森嚴なること、戈矛の如きを稱せり、此故に今にいたりて大己貴を軍神とあがめり、

大己貴を、大國玉ともいふ、此故に後人竺土の大黒に混淆す、詳に廣説俗説辨にこれを評せり、考みるべし、

大己貴神蘆原中國の荒芒て、磐石草木までも強暴を、ことごとく碎きて和順せしむ、高皇產靈尊皇孫を、豊原中國へくだし奉らんとて、先經津主命香取大武甕槌命鹿島大をくだし給ふ、二神出雲國五十田狹小汀にいたりて、十握劔を逆に地に植て、其鋒端に踞て、大己貴に問ていはく、高皇產靈尊、皇孫瓊々杵尊を降して、此地に君たらしめんと欲す、故にわれ二神をつかはして驅除平定む、避たてまつらんやといふ、大己貴答て、我たのみし子事代主命だも避去ぬ、われも又避たてまつるべし、われふせがば、國內の諸神ふせぐべし、われ今さけ奉らん、たれか不順者あらんやとて、平國せしとき所比良木廣八尋矛比良木を出して、二神にさづけていはく、われ此矛をもつて治世とあり、天孫此矛を用ひて國をおさめ給はば、かならず平安

あらんとてかくれ避り、經津主、武甕槌、此矛をもつて、盤火光神及五月蠅聲邪荒振鬼神等を、神拂にはらひ、磐根樹立草之垣葉をも語止て、國すでに驅除平定ぬと復命まうさる、

○地部

かゝりしかば、皇孫天津彦々火瓊々杵尊豐蘆原の中國へ天降給へり、此とき天照太神瓊々杵命に、八坂瓊曲玉神璽八咫鏡、

眞經津鏡とも、眞澄鏡ともいふ、是世にいふ内侍所なり○内侍所は神鏡所在也、

草薙劔を賜ふ、

是所謂三種神器なり、

天御中主神、大日靈貴尊盟皇孫尊宣く、天皇八坂瓊の勾れるがごとく曲妙をもつて、天下の政を治め、白銅鏡の如く分明をもつて、山川海原を看行し、靈劔を提て天下を平げ、萬民を利せよとのたまへり、言は、八坂瓊のごとく曲妙は、柔順のごとくを表す、玉の温潤は仁惠なり、此玉の柔なるごとく、温潤の仁徳をもつて、天が下の政事をきこしめせとなり、

一書云、玉の外うるほひなめらかにして、内に光を

ふくむは、君子の徳なり、寛裕溫柔の仁なり、故に心の徳を仁といふ○一書云、玉のまごかにして光あるをもつて、日にかたざるなり、

曲とは、まがれるなり、道は一定の直にあらず、事物にしたがひ時宜を取の義なり、されども邪曲ならざる故に、曲妙といへり、是則時に中するの道なり、情を直にして徑におこなふは、夷狄の道なりといへるごとく、卒直ならずして、其時のいきほひにより、人情にしたがひ、天下を利するの政道なり、此仁の道は生れ出るより人々にこれあり、故に神書に、人波天下之神物也といへり、あはれみよりおこなふ衆善を、すべて仁といふ、此仁の道を、みづからたのしみ、人にほごこすなり、仁をおこなふは、則天地の御ごころにかなへり、これを神宜に尊天事地とあり、凡世界の源は、天まづなつて後に地さだまり、人其中にうまれ、萬物したがふてはごくまる、人をもつて神物とするは、胸中に神妙不測にして、天地の徳ごひごつなるごころをそなへて、萬物をいつくしみめぐむの命を天にうけて、のべをしゆればなり、國は是神國、道は是神道、大祖は是天照太神なり、一神の威光、あまね

く世界を照し、一神の附屬ごこしなへに王道につたふ、一切の靈性、ごこくく神明の所爲にあらざるごとなし、故に天地のごころは神なり、神のごころは人なり、かく天地の正氣をうけてうまる、をもつて、其ごころ明らかに、五常の理を得たり、つごめて、人の人たる道をわきまへ、尊天事地の道をつくし、身をおさめ人をみちびくべし、人は天地におくれて生れて、天地の始をしり、天地に先つて没して、天地の終りをしれり、天地の始終一身にあるゆへに、人は天地を備へたりといへり、今をもつて古を見、身をもつて天地をさとし、氣をもつて陰陽をはかり、心をもつて神明をしるなり、神書曰、天無神道、則無有三光、日月亦無四時、春夏秋冬地無神道、則無有二命、亦無萬法とあり、天地人三才ごにも、神道相はなれず、この故に、祭ごご在が如く、神を祭ること神の在がごごくすといへり、神前は寂然として、音もなく臭もなき所なれごも、人の至誠に感すること、手を拍て響の應するごごし、これを我心に誠なきごときは、則神なしご記せり、此神の道は、天地をわかつて、天の氣を陽といひ、神といふ、地の氣を陰といひ、鬼といふ、

此二氣循環して、萬物生長消滅するを、鬼神の造化ごも陰陽造生ごといふ、二氣をはなれては、物あるごとなきなり、又時宜を取ごは、事物を裁制して、宜にかなはしむるをいふ、又時に中するごは、たとえば、夏は葛、冬は裘し、饑て食し、渴して飲、朝に作て暮に息ふごごとき、其正しきを得るを時の中ごす、よきほごをいへり、又白銅鏡のごごく分明なるごといふは、智の本元なり、鏡は一物をたくはへず、私のごころなくして、萬象をてらすに是非善惡のすがたあらはれずごといふ事なし、其すがたにしたがいて、感應するを徳ごす、是正直の本源なり、鏡は明をかたちごなり、心性あきらかなれば、慈悲決断は其中にあり、天にあるもの、日月よりあきらかなるはなし、これによつて文字を製するにも、日月を明ごす、則ち神の體に表せり、人うまれてより、胸中に固有の一神おはします、是國常立尊の分神にて、高天原仁神留坐の心體なり、

一書云、魂魄はもと國常立尊の分身にて、人のうくるところに寓す、人は此神明を身におさむる故に、神書に、人彼則神明乃本主他利、莫傷心神とあり、

これをいへり、
 神人合一の理をわきまへ、無_二黒心_一以_二丹心_一、左物不_レ移_レ右、右物不_レ移_レ左、左_レ右_レ右、元_レ元_レ本_レ本、事事無_レ違_レして、天祝詞の太祝詞を以て宣ときは、大虚元理の聖神來格まし_レて、自己固有の神明を感得する也、神明は天にあり、人にあり、正直のをしへを守り、明德を明らかにするときは、心裏の神舎たちまちひらけて、神明を拜し奉ること、鏡にむかひて影のうつるごとく、祈るにしたがひて、感應あるの心用なり、
 一書云、さよくあきらかに、虚にしてわたくしなく、是非をわかち、善悪をしり、来るものをも、去ものをも、よくおもんばかるは、智なり、智をもつて鏡にかたごるは是なり。〇一書云、鏡の清くして、くもりなきは、月にかたごる、
 此明鏡をくらすを、神明天磐戸に閉居たまふとし、これをさとして、非をあらたむるを、神樂をなすとし、つとめて明らかにするを、天磐戸をひらき給ふとし、この明鏡をしらすして終るを、根國底國にさまよふと傳ふるなり、又朝に佞邪なく、野に遺賢なくとあるは、邪と正とをあらび、善と悪とをわかつことをい

ふ、善悪邪正をこゝろみたくすことは、智あきらかにして、よく心を用るにあらざれば、あやまりて、端士を悪人とし、佞者を君子とすることあり、かの佞者のごときは、常に媚諂ひて、人のこゝろにかなはんことを思ひて、善悪をわかたず、おもむきにしたがひて、己が身を立んことをはかる、これをよろこぶものおほし、齊の阿大夫がたぐひなり、端士はこれに異なり、己を正しくし、忠を専らにし、善を好み悪を退け、權門勢家におもねらず、これを賤もの多し、齊の即墨大夫がたぐひ也、古語曰、以_二世俗所_レ譽者_一爲_レ賢、以_二世俗所_レ毀者_一爲_レ不_レ肖、姦臣以_二虚譽_一取_二爵位_一とあり、察せずんば有_レべからず、此故に聖人の人をためし給ふに、視觀察あり、視とは、人のなすところを視て、善をするもの、悪をするものを知て、君子小人をさだむ、觀とは、人のなすところ、善と見へぬれども、眞實より出たるか、利名のために偽るかと、そのこゝろの奥をはかり見て、君子小人を定む、察は、なすところの善は、たぐひなくして、君子と見ゆれども、實に樂ますして、かりそめになすにや、若しからは、久しからずして變せんかとおもんばかる也、かく智明らか

に、心を用ひなば、賢人す、み、佞者しりぞき、國おさまり、民賑ふべきなり、又靈劍を提げて、天が下を平げ、萬民を利せよとあるは、靈劍は決断に表し、至剛無欲にかたごる、志つよくこはくして、やまずたはまらず、義をみてとげおこなひ、直にしてまがらず、事にあふて截断し、内に私欲奸佞の心敵をほろぼし、外に邪惡暴逆の賊徒を誅し、身心政事にいたるまで、なべてたいちにいさぎよく、おのづから威ありて、天下を畏服せしめ、萬民を利益し給へとなり、
 一書云、劍のいよやかにひらめくは、星にかたごる、
 治世の要は、柔剛正直の三を過す、和なければ人したします、故によく柔なり、是八坂瓊曲玉にて、仁にかたごる、威なければ下あなごる、ゆるによく剛なり、これ草薙寶劍にて、勇にかたごる、まがれば教おこなはれず、故によく正直なり、是八咫寶鏡にて、智にかたごる、
 一書云、此三器をもつて、日月星の三光に比す、三光なければ、天地くらし、三器なければ、朝廷あきらかならず、日月の二字をあはせて明とす、明は光

か、やく體にて則神明の徳也、日月といふ時は、星を兼たり、
 智仁勇は、五倫をおこなふ心の徳なり、心中もとよりあるところの三徳、神明の舍り給ふも爰にあり、外にありては三神器、内にありては三達徳なり、よく善悪を知て、不義を截断すること、利劍に似たるは、智の中の勇なり、仁を保ちて、身を終るまでうしなはざるは、仁の中の勇なり、勇の大なるは、仁義の勇なり、これを三徳となづけて、一心にあり、清く明らかなるは、則神明也、帝王の天下國家を治め、萬機の政をしたまふは、悉皆此徳をもつてなせり、天照太神の皇孫にさづけ教へたまひし神勅に、視_二此寶鏡_一、常_レ猶_レ視_レ吾_レを宣しこと、實にふかき意なり、如是ならずしては、身を修め、家を齊へ、國を治め、天下を平かにすることあたはず、神勅言約にして、旨廣し、此三種神器は、神代の經典なり、いにしへは、字もなく書もなければ、此三種をつくりて教とし、皇孫にしめし、神器のたとえの三徳を守り給は、寶祚の隆こと、
 寶祚は、天子の位をいふ、寶祚を、あまつひつぎと訓するは、あまつは天也、ひつぎは日繼なり、天照

大日靈の御跡を繼給ふの謂なり、まさか天壤ときはまじりなかるべしとの御教なり、一書曰、三種神器を智仁勇の三徳に比するときは、一心の外にあらず、一心の外に神もなし、天照太神此三徳をもつて日本をおさめ給はり、帝位天長地久と限なく、御子孫萬世まで主たるべしと勅し給ふなり、是神道皇道にして、文武の兩道なり、かくて後、瓊々杵尊高天原より、高天原は、此ときまでの皇居の地をさす、豊原中國にくだらせたまふ、日向の高千穂に遷都ありて、御住居をあらためたまふをいふ、其とき天兒屋命は、執持伊賀志杵本末をかたふけ給はず、天忍日命は、來目部遠祖天穗津大來目を帥て、背に天磐靱を負、臂に稜威高柄を著、手に天梶弓天羽々矢を取、八目鳴鏑を添、頭槌劔を帶給ふ、其外もろくの神達したがひ奉り、天の磐坐を開放ち、天の八重雲を、伊豆の千別に千別て、日向の瓊の高千穂櫓日二上峰にくだらせ給ひ、それより代々天孫をつ

たへさせ給へり、諸臣おほき中に、天兒屋命執持伊賀志杵とあるは、前にもしるす如く、二柱の御神みづから瓊矛をもつて國をおこし、瓊矛をもつて人主を立給ぬれば、此ときも杵は皇孫のみづから持せ給ふべき義なれども、天兒屋命の持たまへること、帝にかはり奉りて、政を執給へるの理、こゝにあらはれ侍る、はたして其御子孫、代々關白として、今につたはれり、執持とは、服膺してうしなはざるをいふ、伊賀志杵は、嚴矛共記す、飾たる杵なり、飾は文にかたごり、矛は武にかたごる、本末をかたふけずとは、本末前後をわきまへ、偏僻なく、平衡に、政事を執給ふを表す、文武二道そなはりて、中道をもつて、世を治たまふことをいへり、故にながらふるこゝろにて、其姓を中臣といふとなむ、瓊矛は、天の一理氣なり、理のあるところに、氣おのづから備る也、天にあつては、瓊矛といひ、地にあつては、國中天柱といひ、人にあつては、嚴矛といふ、日本舒明天皇紀云、大臣可遣群卿者、從來如嚴矛取中事奉請人等也、是なり、天地人の三才は、皆是自然の理にして、我國の神道萬

代變動なきものは、今磯取盧島の號をもつてさすべし、

神道天瓊矛記下

○人部此卷は矛劔に類せる事を輯めてこれを記せり

神武天皇西國よりおこつて、東征し給ふとき、荒坂津の丹敷戸畔といふもの、つよくふせぎて、したがはずりしに、天照太神の勅をうけて、武甕雷命、神靈といふ劔を下されしかば、程なく丹敷戸畔を平げ、其外名草邑の名草戸畔、菟田縣の兄狛、國見の八十梟帥、磐余の兄磯城、鳥見の長髓彦、波哆の丘呷の新城戸畔、和珥坂下の居勢祝、臍見の猪祝を誅して、平均し給ふ、崇神天皇の子豊城王の夢に、大和國御諸山にのぼり、東にむかつて、八回弄槍し八回撃刀と、即此夢を奏し給へば、帝東國を治めよとて、おもむかせ給ふ、垂仁天皇二十七年八月、祠官に令して、兵器を神幣に

せんことをうらなはせらるゝに、神の御こゝろにかなふ故、弓矢横刀を、諸神社におさめらる、兵器をもつて神祇をまつるのはじめなり、景行天皇十二年秋七月、熊襲國人をむく故、誅伐として、筑紫に幸し、周芳の娑磨にいたり給ふとき、神夏磯姫といふ女、一國の魁帥なりしかば、磯津山の賢木を抜て、上枝には、八握劔をかけ、中枝には、八咫鏡をかけ、下枝には、八尺瓊をかけ、素幡を船舳にたて、來る、是上古の三種神器を表して帝を祝せり、それより帝菟狹豊前國宇佐也の川上にある鼻垂御木筑後國三池也の川上にある耳垂、鳥羽の川上にある麻剌、綠野の川上にすめる土折猪折等を誅し、速見邑豊後國速見郡鼠石窟にある青白といふ土蜘蛛、いにしへは、賤者は家なくして、山に穴をほりてすまゐて、これを土蜘蛛と名づく、この故に今も家なき人を蜘蛛といふなり、直入郡彌野にすめる打援八田國磨侶を誅し、熊襲八十梟帥を誅し、熊縣肥後國球磨郡の熊津彦を誅し給ふ、其後熊襲をむく故、皇子日本武尊を西國に下してう

たしめたまふ、尊川上熊襲建をたばからんために、倭姫命の衣裳を賜て着たまひ、劔を懐におさめ、童へば、弟建にげて、木にのぼりしを、劔につらぬきて殺し給ふ、

其後帝東方十二道の荒振神及不順人等をしたがへよとて、日本武尊に、比々良木樹日本紀曰、社谷、比々良木、樹俗曰比々良木八尋矛をたまはる、此矛は大己貴の命、皇孫瓊杵尊にたてまつられしの廣矛なり、かくて日本武尊東國におもむき給ふとき、道を枉て、伊勢太神宮にまうで、比々良木八尋杵を、太神宮にたてまつらる、倭姫命草薙劔を取て、日本武尊にさづけて、慎之莫怠也と宣ひ、又ひとつの囊をたまはりて、もし急事あらば、此ふくろの口をさくべしとのたまふ、尊それより尾張國にいたり、東の國におもむき、山河の荒神不伏人等を平げ、駿河國一曰相模國に若給ひしに、其國造いつはりていはく、此野に大なる池あり、其中に道速振神すめりとまうす、尊まこと、おぼしめして、其野に入給ふに、國造野に火をはなちて、尊を焼ころさんとす、尊あざむけることを知て、倭姫のたまはりたる囊の口をさ

きて見たまふに、其中に火打あり、まづ御刀をぬきて草を薙給ふ、

此劔是れまでは叢雲劔といふ、是より草薙劔と改む、草薙の説、俗説辨に詳に載たり、

次に件の燧をもつて、火を打出し、向火をつけて、跡のかたへ焼退かせ、かへりて國造を誅せらる、其後走水海をわたりて、あらぶる蝦夷荒神を平げ給ひ、足柄の坂本につき給ひしに、其坂の神、白鹿となりて出けるを、食し給へる残の蒜をもつてうち給へば、まなこにあたつて打ころさる、それより甲斐に越、科野今信濃にいたり、尾張に歸り、宮賣比賣の許にやどり給ひ、草薙劔を宮賣姫が家に置て、伊吹山の神をもらんとて、のぼり給ひけるが、病疾をうけて、能褒野に薨じ給へり、後に草薙劔をば、尾張國年魚市郡に、熱田大明神と祀ひ奉る、

天智天皇七年に、新羅の沙門道行といふもの、草薙劔をぬすみて、新羅にげ行しかども、神の御ごがめにや、中路にて風雨に芒迷て、ゆくことかなはず、劔を日本に残し置、其身ばかり新羅にかへしり、此劔しばらく大内裏にあり、後に熱田にかへし

おさめらる、

仲哀天皇日本武八年正月筑紫に幸し給ふとき、岡縣主筑前國祝熊罽天皇の車駕をさき、百枝の賢木を抜取て九尋の船の舳にたて、上枝には白銅鏡をかけ、中枝には、十握劔をかけ、下枝には、八尺瓊を掛けて、周芳婆磨浦に参むかふ、又筑紫伊親縣主筑前國伊親縣人祖五十迹手天皇の行幸を聞て、五百枝の賢木を抜取、上枝には、八尺瓊をかけ、中枝には、白銅鏡をかけ、下枝には、十握劔をかけて、穴門今の長門の國引島に参むかひ、これをたてまつり、奏していはく、臣此物をたてまつるは、天皇如三八尺瓊之勾、以三曲妙御宇、且如三白銅鏡、以三分明、看三行山川海原、提三是十握劔、平三天下、矣と、天皇五十迹手を美て、伊蘇志とのたまふ、故に時の人、五十迹手が本土をなづけて、伊蘇國といふ、今伊親といふは訛也、

神功皇后三韓をうたんとおぼしめし、諸國に令し船船をあつめ、兵甲を練給ふといへども、軍卒集ひ難し、皇后のたまはく、これかならず神のこゝろならんと、大三輪の社を建て、刀矛を奉り給へば、軍衆おのづからあつまる、皇后みづから斧鉞をとりて、三軍に

令してのたまはく、金鼓節なく、箏篳たがひみだれば、士卒とのほし、財をむさぼり、欲おほく、私をいだきて内に顧みば、かならず敵のためにとらはれん、敵少くとも、あなごることなかれ、敵おほくとも、屈することなかれ、奸し暴はんをば許すことなかれ、おのづから服はんをば、ころすことなかれ、戦かつものには、賞あらん、そむきはしらんものは、罪せんとのたまひ、御船にめされて、新羅にわたり給へば、新羅王武威におされて、一戦にもおよばず降参しければ、新羅の重寶府庫を封め、圖籍の文書を收め、則皇后の所杖給ひし矛をもつて、新羅王が門にたて、後葉のしるしとす、其矛なを新羅王の門にたてりとお

り、以上
僕おもふところありて、斯書を輯めて、家兒にあたふ、前にも述ることく、瓊矛のなれる國に生れ、瓊矛をもつて性としぬれば、瓊矛の教を守りて、瓊矛の功あるべし、しかれども、古語に干將莫耶雖利、不_レ得_二人力_一、不_レ能_二自斷_一、人才雖_レ高、不_レ務_二學問_一、不_レ能_レ致_レ聖といへり、いかなる利劔なり共、人力を

くはへざれば、さるゝことなく、いかほぎよきうま
れつきにても、學問なくしては、聖の道にかなふこ
となし、ひとへに劍をすて置て、鐵精生するがごと
し、若此さびたる劍をどがんとおもふものあらば、
我國もろこしの書籍をよむべし、因ておもふに、む
かし釋の一休和泉國に居けるとき、よりく市に
出てあそぶに、一ツの木劍を帶り、ある者問ていは
く、劍はものをころすをもつて功とす、師此木劍を
帶は、何のためぞや、こたへていはく、汝等いまだ
しらすや、今諸方の賈知識、此木劍に似たり、室に
あるときは、眞劍とひとしけれども、拔出せば木片
なり、人を殺すことを得ず、況や人を活さんやと
いへり、此説のごとく、武士の中にも、眞武士と賈
武士とあり、たとえは、眞武士は眞劍にひとしく、
賈武士は木劍のごとし、但し眞劍と木劍とは、手に
取て輕重をこゝろみて口轆くしれやすし、たゞ眞
武士と賈武士とは、ためし見るはいまだし、心をつ
くる人だも希なり、殊更眞は質にてうるはしから
ず、しかも利劍なる故、護りにもてあそべば、疵を
かうぶるなり、賈はかざりありてうるはしく、し

かも木劍なる故、常にもてあそべども、傷くことな
し、爰を以てたましく眞賈をさす程の人も、兎に
も角にも、身をたつることよけれと、眞を捨て賈を
學ぶなり、かゝれば賈は日々にかざりを新たに
てすゝみ、眞は日々に光を失ひて退けり、近世武家
の風のくだりぬるは、職としてこの由なり、しかは
あれど、武士たらんものは、節義武勇にをいては、
端直におこなひて、他にゆづるべからず、是當道の
職分なり、この意を諸葛亮は、我心如秤、不能爲
人作三低昂といひ、ある語には、寧爲玉碎、勿爲
瓦全ともいへり、かれをいとひ、これにかゝはり
て、猿鶴のそしりをおそるゝものは、丈夫の志氣な
しといふべし、元來武夫の身は、非常の設不慮の備
なれば、萬事をさしおきて、文武をつとめまなび、
忠孝をはげまさんことを思ふべし、

享保五年三月朔旦

細川宣紀武臣島鏡首

井澤十郎左衛門長秀書

神道天瓊矛記終

玉籤集目錄

卷之一

天人唯一之傳

四化之傳

土金之傳

混沌之傳

天地之傳

葦牙之傳

國常立尊之傳

天御中主尊之傳

乾道獨化之傳

高皇產靈尊神皇產靈尊之傳

浮碇之傳

伊弉諾尊伊弉册尊之傳

天鏡尊之傳

天萬尊注瀉尊之傳

七代一代之傳

未生已生二尊之傳

天浮橋之傳

國中柱之傳

左旋右旋之傳

雌元雄元之傳

鶴鶴之傳

國號之傳

生國土山川之傳

大日靈貴之傳

天柱之傳

月夜見尊之傳

蛭兒之傳

卷之三

素戔鳴尊之傳

根國之傳

白銅鏡之傳

願阿之間之傳

軻遇突智之傳

稚産靈之傳

醜女八人之傳

八色雷公之傳

檉原祓除之傳

九神之傳

五山祇之傳

天石窟之傳

思兼命之傳

大己貴神七名之傳

神光之傳

三諸山之傳

和魂荒魂之傳

被瓊之傳

事代主神之傳

鹽土老翁之傳

海神宮之傳

返矢之傳

龍雷之傳

玄櫛之傳

卷之四

瓊矛之傳

太古之傳

神祝之傳

无戸空之傳

集魚逼問之傳

天鈿女命之傳

祈禱之傳

齋主神之傳

滿瀨瓊之傳

瀛風邊風之傳

遠瀨海濱之傳

泉津平坂之傳

道反太神之傳

泉守道者之傳

- 荊理媛神之傳
- 和歌之傳
- 八雲神詠之傳
- 猿田彦太神之傳
- 卷之五
- 猿田彦太神秘訣
- 宗源之傳
- 真經津鏡之傳
- 小瑕之傳
- 寶劍之傳
- 八坂瓊之御統之傳
- 五男之傳
- 道主貴之傳
- 三種神寶之傳
- 右日本書紀神代卷之傳
- 卷之六
- 頭八咫鳥之傳
- 大星之傳
- 高倉下劍之傳
- 逆鋒逆太刀之傳
- 虚空彦之傳
- 洗眼鼻之傳
- 日之少宮之傳
- 天兒屋命之傳
- 八咫鏡之傳
- 日矛之傳
- 寶鏡之傳
- 熱田之傳
- 五百箇真坂樹之傳
- 三女神之傳
- 劍玉誓約之傳
- 神籬磐境之傳
- 金色靈鷲之傳
- 葵桂之傳
- 神寶日出之傳
- 如日靈物之傳
- 五十鈴川之傳
- 二宮一光之傳
- 槌代船代之傳
- 心御柱之傳
- 笏之傳
- 太玉命御璽之傳
- 平賀之傳
- 右神武紀及神宮書之傳
- 卷之七
- 中臣二字之傳
- 神漏岐神漏美命之傳
- 天津祝詞太諄辭之傳
- 左男鹿駒牽之傳
- 右中臣祓之傳
- 卷之八
- 十種神寶之傳
- 五文字守之傳
- 遷宮之傳
- 痘瘡禁厭之傳
- 始天降之傳
- 千木内外揆之傳
- 小車屋形文之傳
- 四神五坐之傳
- 輪王弓龍神劍之傳
- 守混沌始之傳
- 神留坐之傳
- 天御蔭日御蔭之傳
- 四神之傳
- 八耳之傳
- 三種太祓之傳
- 神體勸請之傳
- 垂加靈社神體之事
- 雷除守之傳

玉籤集卷之一

玉木正英謹記

天人唯一之傳

垂加靈社曰、唯一之神道と云事は、異邦の教を習合せざるのみを云に非ず、天人唯一の道と云名目なり、天地と人と全く一と云事なり、神代卷に見たる如く、造化を以人事を示し、人事を以造化を説、五山祇を以人體とし、人體を以五行を説、土金を以敬を示す類、皆此天人唯一の神道なり、大織冠云、吾唯一神道、以天地爲書籍、以日月爲證明云々、天人唯一之道に通達せざれば、神明不測の境に至る事なし、

公通卿曰、元より天人唯一なれども、造化にては能知れたる事の、人事にては知難き事あり、又人事にては能知れたる事の、造化にては知難き事もあり、譬ば造化の日月の明なるは、能目に見へたる事なれども、人心の明は知れ難し、又人の陰陽交合は能知れたれども、造化陰陽の妙合は知れ難し、故に其知れたる所を以、知れざる所を示す、又造化を直に説き、人事を直に説きたる所もあり、是神書の見様

四化之傳

嘉謂、我神之來封、有四品焉、造化之神、氣化之神、身化之神、心化之神、奉拜此四神、然後可_レ以語_レ我神道之矣、今奉_レ舉而申_レ之、神代卷天神七代、地神五代、國常立尊者、即天御中主尊同體異名、天地全體之神、無_レ形、而八百萬神、大中臣、百姓萬民、悉皆此尊之所化也、國狹樞尊水神也、豐樞尊火神也、泥土養尊、沙土養尊者木神也、大戸道尊、大古邊尊者金神也、面足尊、惶根尊者土神也、伊弉諾尊、伊弉冊尊者陰陽神也、水火木金土之神、皆有_レ氣屬也、有_レ形、陰也、而形氣各有_レ陰陽焉、氣虛而形實也、以_レ形觀_レ之、水火猶虛、而木金土正實、以_レ其虛故、屬_レ水火之神於_レ天地之神、而曰_レ三神、乾道獨化、以_レ成_レ此純男也、_{以_レ陽}

忌部口訣所謂、乾道獨化者、狀如_レ无而有、猶_レ天養萬物之神也、此由也、水火之神、各奉_レ一尊號、分_レ陰陽之由也、木金土神、各奉_レ二尊號、分_レ陽中陰、陰中陽之由也、六代者造化之神也、第七代伊弉諾尊、伊弉冊尊、兼_レ造化氣化之神也、造化者无形也、氣化者有形也、地神五代者、身化之神、有形也、以_レ伊弉諾尊、伊

に凝肅る、故に地氣外に發し、清陽者薄靡て天とな
る、土地の味は甘し、天は地より發する氣なる故に、
甘と云事也、地は天の中央に懸て、地氣八方上下
陰陽の訓、陰はめると云こと、陽はをこると云こと
也、天人唯一之訓也、

垂加靈社曰、天地之圖、神代口訣說得佳也、

葦牙之傳

天地之中生二物、狀如葦牙とは、天地大元之生氣、
發動之始也、生活としたる狀を葦牙の初て泥中より
出生したるを以表之、其生氣の靈を尊封して、可
美葦牙彦舅尊と號す、便化爲神、國常立尊と號し奉
る、有口傳

正英開、生二物者、天地之間无二物、唯一箇之生
也、渾沌合牙者、未發之生、如葦牙者、已發之生
焉、生々不息、萬物化生矣、

國常立尊之傳

國常立尊は、天地、陰陽、五行全體之神靈、號大元神、伊
勢神宮之尊、
爲天御中主
尊、有口傳、別して國常立と號し奉るは、帝王の御太祖
なれば也、國の立所は帝王之任也、日本書紀、以國常
立尊爲首、是義也、帝王之寶錄、以國號爲題號之

天御中主尊之傳

天御中主尊は、水中主と云訓也、水惠之神也、伊勢神
宮之書には、八坂瓊之曲玉を九宮に捧て、水變じて天
地成、御名を天御中主尊と號す、是也、國常立尊と御
同神なれども、先後次第有事也、國常立尊は國の立所
を主として尊奉し、御中主尊は元氣水惠を主として
尊奉す、故國常立尊を以帝王之元祖とし、御中主尊を
以君臣之兩祖とす、

正英按、舊事紀曰、一代俱生、天御中主尊、可美葦牙
彦舅尊、二代俱生、國常立尊、豐國主尊、別天八下尊、
細化天神第
一世之神、國常立尊は帝王之御元祖、天八下尊は臣
下之元祖也、共に第一代天御中主尊より出る、故御
中主尊を君臣之兩祖とす、八百萬神、大中臣、百姓萬
民、悉皆此尊之所化也、神代卷曰、天地之中、生二
物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、本草如葦牙
て神號無し、一書には
葦牙彦舅尊と尊號せり、又曰、國中生物、狀如葦牙之抽
出、因此化生之神、號可美葦牙彦舅尊、次國常立
尊、又云、天地混成之時、始有神人焉、號可美葦
牙彦舅尊、次國常立尊、葦牙彦舅尊を先とし、
國常立尊を次とす、
舊事紀所
謂葦牙彦舅尊は、亦天御中主尊と同體也、
俱生神然

意、亦在茲矣、國常立尊
有口傳

正英按、日本書紀は天皇之御紀なる故に、開闢より
君之御正統一筋を立玉へり、故に國常立尊を以最
初とす、國の立所は帝王の任也、舊事紀、古事記は、
君臣共の記也、故に開闢より君臣の二系を立たり、
舊事紀には俱生二代、耦生五代を合して、神代七世
として天皇の系とす、此俱生之第一代を天御中主
尊、可美葦牙彦舅尊、第二代俱生を國常立尊、豐國
主尊とす、并天八下尊を合て獨化天神第一世之位
より、次々の神を代々に併て、第六世高皇產靈尊
に至る、皆別天神也、高皇產靈尊以下、臣下之系を
記せり、國常立尊、天八下尊、共に第一代之天御
中主尊より出玉へり、ゆゑに天御中主尊を君臣之
兩祖とす、然ども國常立尊は君之御正統とし、天
八下尊を第一世と註して、臣下の家を立て、別天
神と號せり、古事記は開闢の最初を天御中主尊と
し、次高皇產靈尊、神皇產靈尊とし、五柱の神を立、
是は造化之神と號、
既に神號を擧たり、次國常立尊以下七代を立たり、臣
下之系を先にして、天子之系を後にす、然れば舊事
紀、古事記、共帝王御正統龜鑿之書に非事明白也、

則神代卷所謂葦牙彦舅尊も、亦天御中主尊と同體
なること勿論也、天御中主尊、國常立尊同體たりと
云へども、化生之次第先后有事、上にあぐる記文に
て考知べし、鎮坐次第記、及神宮之書々に、古語を
引て、大海之中有二物、形如葦牙、其中神人化生、
號天御中主神、亦名國常立尊、
亦曰大元神、古語大海之中と云を
引は、御中主を水中主と見る證文之由口傳也、人事
にては身中主の義とす、天御中主尊國常立尊、畢竟
二神にてはなれども、元氣水惠の全體から申す
と、土金中心の凝縮るから申とて、自然と分れ
させ玉ふ也、又天御中主尊、可美葦牙彦舅尊も、
俱生にて御一神なれども、御中主は元氣水惠の全
體、彦舅尊は其太元水の精髓、潔白清明純粹なる所
の中主なるもの、尊號也、故に可美と稱し、舅と
云、可美は稱美の辭、舅は可懼の尊號也、神代卷所
謂、天地之中生二物、狀如葦牙、便化爲神、號國
常立尊、又云葦牙彦舅尊、次國常立尊とは正に謂
レ之也、中と云ひ一物と云ふ、屹と指處有て謂也、是
帝王之祖也、又云、有物若浮膏生空中、因此化
神號國常立尊とは、大元水の中に如膏して水と

混せず、屹と一脈立て中主となるもの有、是帝王御血脈之本源也、諸臣萬民も皆水中主の水を得て血脈とすること也、故に水中主を君臣の兩祖とす、然れども統御するものと、統御せらるゝものと、尊卑雲泥也、故に天地根元より君臣上下嚴然として分明也、國之所立は帝王之任也、有與故に國常主尊を以帝王之御太祖とす、伊勢神宮の書に、外宮を天御中主尊と記せり、兩宮は帝王之御太祖なれば、國常主尊と記さるべきを、天御中主とあるは、專水徳を云ん爲也、實は國常立尊也、其根元より記して御中主と稱せり、扱水を主に説は、内宮は天照大日靈貴尊、日神にして火徳なり、外宮は國常立尊、月神にして水徳也、兩宮は陰陽也、二宮一光、水火幽契之義也、猶有深旨、

乾道獨化之傳

乾道獨化は、國常立尊は大元之靈神、國狹穗尊は水神、豐樹浮尊は火神也、水火は形有が如にして無し、故に氣に屬す、氣は虛にして陽に屬す、乾道とす、獨化とは、水より火不出、火より水不出、一物づゝ也、大元より先水火と一物づゝ化生する也、木金土は形

實にして氣相具す、依て乾坤之道耦生すと云、木金土よりは水も火も出る也、

高皇產靈尊神皇產靈尊之傳

高皇產靈尊、神皇產靈尊、在_レ天者造化之神とは、天御中主尊者、大元之靈、水中之主、鎮へに高天原に在之神、高皇產靈尊者、開闢而於_レ高天原_ニ化_ニ生_ニ萬物_ニ之神也、神皇產靈尊者、靈降而爲_ニ生物_ニ之魂_ニ神也、三神各雖_レ有_レ所_レ主、而實天御中主尊同一體也、在_レ地者氣化之神也とは、御人體にして、則御中主尊之御子也、みむすびとは、水むすびと云訓也、水中主尊の水をむすび氣化し玉ふ義にして、御同惠之神也、神皇產靈尊も水むすびの義也、御同惠故に、御兄弟之神と云也、

正英按、神代卷曰、高天原所_レ生神、名曰_ニ天御中主尊_ニ、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、古事記云、天地初發之時、於_ニ高天原_ニ成神名_ニ天御中主神_ニ、次高皇產靈日神、次神皇產靈日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也云々、此三神は國常立尊より前に立ち、然れば造化之神勿論也、神代口訣に三神を造化の神として説は、是に本づけり、天に坐ば造化の神とは此義也、古語拾遺曰、天地剖判之初、天中所_レ生

神、名曰_ニ天御中主神_ニ、其子有三男、長男高皇產靈尊、次津速產靈神、次神皇產靈神云々、此三神者氣化也、舊事紀所謂別天神、第六世高皇產靈尊、次神皇產靈尊、是亦氣化之神也とは此義也、古語拾遺には、御中主の次に直に氣化の神を擧たり、舊事紀には御中主尊より八十萬魂尊迄六代は造化の神を擧て、第七代に氣化の神を擧たり、上へ説上れば天御中主尊一代、下へ説下せば高皇產靈尊一代、説別れば七代也、然れば是亦七代一代、一代七代と見るべし、

浮膏之傳

又有_レ物若_ニ浮膏_ニ生_ニ於空中_ニ、因_レ此化神號_ニ國常立尊_ニとは、前段の浮膏とは意味異也、此浮膏は氣凝て國土となるべき物の、水中に膏の浮たる如く、水と混せず屹と筋立たるを云、是より國土と成也、其靈を國常立尊と號し奉る、氣之始浮膏、形之始天常立尊と國常立尊と對に説たるもの也、

口傳曰、氣より直に形とはならず、氣つもり凝て、につとりとしたる物出來て、それより形となるなり、

伊弉諾尊伊弉册尊之傳

伊弉諾尊、伊弉册尊、在_レ天者造化陰陽之神、此を未生之二尊と云、在_レ地者氣化人體之神、此を已生之二尊と云、故兼_ニ造化氣化_ニ之神也、二尊より上は造化の神を御先代とす、青樞城根尊之子也とは、二尊土金の惠を備、敬を得て生れ玉ふ也、夫婦之道を正し給ひ、血脈正しく人道立たり、是以人之始と云也、造化陰陽合一之神也、

垂加靈社曰、面足尊惶根尊者土神也、面足者人體具足也、惶云_ニ加志古_ニ、賢字之訓而書_ニ惶字_ニ者、示_ニ敬者賢之爲根也、伊弉諾尊伊弉册尊者、面足惶根尊之子也、八鹽道翁曰、水火木金土之神、皆其功を以神號とす、水よりは土を生ずる功有、火は水を乾かす功有、木は煮功有、金はしめかたむる功有、土は萬物を生ずる中に、人を生ずる大功有を以、面足惶根と、人體具足の號を以尊號とす、人體の土神へ引かすして説くるもの也、人は土神の惠を全具て氣化する也、人得_レ敬而生ると云也、人の賢智あるは、土金全備する故也、人畜の分是也、神人は全土に著て生ず、下愚は土に著_レこと不_レ精而生る、勉て土に

著べし、故に神道に土金を尊一とする事也、伊弉は
いざなひさそう詞也、諸はなぐ也、陽惠也、冊はな
がれて平ぎ順也、

天鏡尊之傳

天鏡尊は、國常立尊之御神靈の明なる所を指て鏡と
云、造化大元の明也、此天鏡より日月二鏡出生し玉
ふ、神宮の書に、三面之寶鏡と記せり、天鏡尊は根元
の寶鏡、形なし、故に直に日月を天鏡尊と見ること傳
也、天地之化不_レ違は、此天鏡尊在_レます故也、人々此天
鏡を傳持_レこと也、有_二口鏡の訓は、かいは明なることを
云、燎、暉、酸醬、皆赤く明なるを云、みは見ゆる也、

正英考に、鎮坐次第記云、天鏡尊、月殿居焉、所_レ鑄
造之寶鏡三面之内、伊弉諾伊弉册尊傳持天、神賀
吉詞白賜旨、日神所_レ化乃真經津鏡云々、鎮坐傳記
云、菟田彦神謹啓白久、夫天地開闢之後、雖_二萬物已
備_一而莫_レ照_二於混沌之前、因_レ茲萬物之化、若_レ存若
亡、而下々來々志天自不_レ尊、于_レ時國常立尊所化
神、以_二天津御量事、地之精金白銅撰集、三才相應之
三面真經津寶鏡乎_一鑄造表給陪利、故鑄顯神名曰_二天
鏡尊云々、天鏡尊は形なし、天鏡の形を顯し玉ふ

は、是日月也、口傳曰、天鏡尊は天地根元の明也、其
明なる所より天萬尊御出生也、天地の覆載る、四時
の行る、日月の照す、皆此天鏡尊在_レます故也、萬物
皆其鏡有故に、萬物之化不_レ違、此鏡无れば、萬物之
化若_レ存若_レ亡して不_レ尊也、日用事物之上、其鏡を
得れば其事存し、其鏡を失へば其事亡ぶ、伊弉諾
尊、伊弉册尊は、此鏡を全く傳持玉ひて、天照太神
を御出生まします、有_二深秘_一也、

天萬尊沫蕩尊之傳

天鏡尊之靈之明なる所より、水火木金土の五代の神
化生す、萬物此五つより生ずる故に、五代之神を指て
天萬尊と號す、然れども水火木金土、別々につぶ立
沫立たる様にては物を生せず、此五つ融通妙合して、
沫立たる物蕩とらかして人を生ず、伊弉諾尊を舉れ
ば冊尊はこもれり、融通する所の神靈を沫蕩尊と云
ふ也、

七代一代之傳

神世七代とは、國常立尊より面足惶根尊まで六代は
造化之神也、伊弉諾尊、伊弉册尊は、造化氣化を兼て
一代也、國常立尊は、天地、陰陽、水火木金土全體之

神、國狹樾尊は水、豐斟淳尊は火、涅土煮尊、沙土煮尊
は木、大戸道、大苦邊尊は金、面足、惶根尊は土、伊弉
諾、伊弉册尊は陰陽之神、此六代之神は、國常立尊の
具へ玉ふ處也、國土の凝固まる手段に付て、五段に別
ち、神號を奉り玉ふ也、伊弉諾尊、伊弉册尊は、在_レ天は
造化の陰陽也、在_レ地は氣化人體也、上の陰陽水火木金
土妙合して氣化する所、造化と御合惠と云は、手延也、
直に御一體と見ること傳也、故に上へ説上れば、國常
立尊一代、下へ説下れば、伊弉諾伊弉册尊一代、別れ
ば七代、合せば一代、是を七代一代、一代七代と云也、
七代の神は一傳に、伊弉諾、伊弉册尊の尊奉して封じ
玉へる也と云、

八瓊道翁云、神代卷に、是謂_二神世七代_一者矣と結語
有て、下卷に、神世五代と云結語なきは、五代は身化
の神なれば、代々數へことなるに不_レ及、七代は造
化の神と、氣化の神相まじり、獨化有、耦生有、仍て
代の數知れ難_レ故に、七代とすると斷りあり、

未生已生二尊之傳

天浮橋之段、未生已生之二尊と云ことあり、伊弉諾、
伊弉册尊、立_二於天浮橋之上_一とある二尊は、造化の日

月と見るが傳也、浮橋之上に立玉ふとは、日月之東西
かゝり玉ひ、相對し玉ふを云也、望の朝として見るべし、二
夕として見るべからず、二
神於_レ是降居彼島とは、此二神は已生の二尊也、氣化
人體也、造化陰陽と全合一之神也、造化陰陽と御合惠
と云へば手延なり、直に造化之二尊降居玉ふと見る
こと傳也、故に造化の二神も、御人體の二尊も、一御
神號也、是天人唯一之義也、是下部家之傳也、

天浮橋之傳

天浮橋とは不通を通する義、陰陽感通之處を云、橋箸
端訓通す、上に立とは、陰陽共に屹と立て感通するを
云也、浮とは大虛を指て云、坐_二于高天原_一と云ひ、立_二
天霧之中_一と云、皆同じ、又浮橋とは、物之未_レ定こと
を云、國土之最初と云ん爲也、天忍穗耳尊、立_二于天浮
橋、臨眺之曰云々、又皇孫遊行之狀也、自_二穗日_一上天
浮橋云々、此等も皆國の未_レ定場を指て、天浮橋より
と云り、

正英聞、浮橋とは陰陽感通の義を、河橋を以示す、
兩岸隔絶したる所に、橋を渡して往來す、兩岸は陰
陽の義、陽より陰に通じ、陰より陽に通ずる所の橋
也、又鶴の橋と云も、浮橋と同じ、鳥鷲の橋と云義、

鳥は黒、鶯は白し、黒は陰、白は陽に象る、陰陽感通の橋の義也、又曉方東方の白みたるも鶯の義也、夜より晝へうつる橋也、又夢の浮橋など云も、夢は陰、現は陽也、夢より現へ移り、現より夢へ通ふ橋也、事之端も、端より其本に通る也、凡皇居、神前、及諸橋、皆浮橋とも鶯の橋とも云也、

國中柱之傳

磯取盧島は自疑也、鳥は縮也、國土の惣名也、一鳥の名に非ず、柱は不レ走也、不動之義也、土金にて國土の立所を柱と云、國常立尊之御意、敬之道體也、眞秘あり、

八鹽道翁曰、國柱、又天柱共云、國土は天の爲の柱也、日月此土地を旋玉ふ也、二尊是に習ひ玉ひて國を巡り玉ふ也、舊事紀云、名曰磯取盧島一矣、則以天瓊矛指立於磯取盧島之上、以爲國中柱也、天柱也云々、瓊矛を指立、畢竟此磯取盧は瓊矛のさざし潤により成たるもの也、扱矛を土に指立て柱とすとは、意味深き事也、

左旋右旋之傳

左旋右旋とは、ひだりは日足也、日之東方より進升玉

ふにて云、みぎりは見限と云義、月の西より地下に入玉ふにて云、望朝南面して仰見れば、日は東、左にあたる、月は西、右にあたる、是浮橋の上、日月相向ひ對し玉ふ時、左をひだり、右をみぎりと訓する此義也、夫日月星共に東より西へ右旋也、左旋右旋と云は、其仰望む所よりして云也、此陽神陰神は未生の二尊也、同會一面とは晦を云也、

雌元雄元之傳

雌雄之元を正し給ふは、二尊始て夫婦之道を正し玉ふ故に、血脉正く人道立たり、人は二尊より始ると云は是也、扱交合之時に、猥に情欲を慾にし、陰陽之理に違へば、生るゝ子必悪く、清明敬誠なれば、生るゝ子必善也、太占之段、白銅鏡之段、能々考へ知べし、日神蛭兒にて心得べきもの也、

八尋殿之傳

化三作八尋殿、又化三豎天柱とは、必一尋は八尺にして、八方之殿を云に非ず、其住する人の手を伸て尋として、幾尋に成とも造る、扱其殿相應之柱を立て、其餘の太さは皆柱の太さを尺として是を割出して、殿舎を造る也、是を手量共、長量とも云也、家を立柱を

立るに因て、家を治る御柱の道を化豎給也、手量とは、を以量る、是を幾尋と云、段も同じ、中は四指を以量、幾尋と云、束も同、大は手を伸て量る、幾尋と云也、

鶴鶴之傳

鶴鶴は稻負鳥也、常に首尾を搖す鳥也、二尊交合し玉んと思召折しも、此鳥飛來其首尾を搖すを見給ひ、交合の術如し是と感じ玉ふ也、陽氣動くにいざなはれて、陰氣も動く、陰氣にいざなはれて、陽氣盛也、陰陽共に感ず、造化亦如し此、依二柱神學之とは云也、不レ知三其術と云は、輕可レ見、鶴鶴之首尾を搖すを見て、氣付玉ふ也、太占の筋と同じ、末の交合の道を不レ知とあるに心を付べし、蓋二神見レ搖三其首尾、得三交感之術、二氣亦不レ動、則紀息、是自然之道也、

國號之傳

大日本、日本、此云三豐秋津洲、大日本は畿内大和國也、此國に日神皇居を立させ給ひ、御即位まします故に、日神之本國と云義にて、大日本と文字を填玉へり、やまこの名は、伊弉諾尊より起れり、訓は山跡の國と號する也、豐秋津洲之名は、神武天皇より起ることなり、後大八洲之總號となれり、葦原中國と云は、筑紫を指て云り、葦原、古事記に、大葦原秋津島、謂三夫御虛豐秋津洲、同神の號あり、然は神武天皇已前より、豐秋津

之名已に有也、

正英聞、開辟之初に、山は先水上に現る、此時は水多土少、國狹樵之場也、次に水涸き平地現れたるは、豐斟淳の場也、此神の號に野と有は、此意也、野は平地にして、山より跡に現たる處也、そこに國を立る程に、山跡の國と云也、神武紀曰、昔伊弉諾尊、目三此國一曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯上秀眞國、神代卷所レ謂天高市、今大和高市郡也、天安川は菅原也、天香山は金剛山也、又磯上郡也、

生三國土山川之傳

國土山川艸木を生給ふとは、造化陰陽之萬物を生ずると、二尊の國土を經營し玉ふと、天人唯一に説、扱國土山川艸木等、悉そそれの神靈を心化して封じ奉玉ふことを、生玉ふと云也、

玉鏡集卷之三

玉木正英謹記

大日靈貴之傳

大日靈貴、大は稱美之辭、ひるとは日の中し、四海を照し給ひ、日惠十分なるを云、靈は女神の義、貴は持也、天下を持玉ふの義、造化御人體の御神號无差別、天照太神共、日神共申奉る也、大日靈貴は身化御人體也、御女神也、

正英開、神宮の書曰、日神即留宅於日之少宮焉、當神寶日出之時云々、日少宮は日神之始終を止玉ふ所、少宮は後世の東宮の意也、神寶とは寶鏡を云、造化の日を寶鏡と見奉る、日出は造化の日出にして、則御人體の日神、御即位坐て天下を照治玉ふことを、天人唯一に説也、神代卷に、別に造化日月の御出生を不言して、御人體の日月を以、造化の日月を語る事、甚深之意也、

月讀尊之傳

月夜見尊、造化と御人體を唯一に説故に、造化の月弦望を以直に御人體の御名とす、此神は身化御男神也、

化にては淡洲、共に遠陰陽之理一所以也、淡洲はあはしく、はらくとしまらぬ土地也、

正英謂、金氣无蛭兒を以、造化のしまり无土を語る、舊事紀云、陰陽始適合、爲夫婦産之兒、即是水蛭子、入葦船而流也、水蛭子は流産、五箇、又云、次生三蛭兒、雖三歳而脚尙不立、初二神巡柱之時、陰神先發喜言、既遠陰陽之理、所以初終生此兒矣、神代卷にも、蛭兒兩度出生也、

素盞鳴尊之傳

素盞鳴尊と造化の金とを唯一に説、素盞鳴尊は土少なく、金氣過玉ふ神也、金現れたる故に、荒くしてつしみなく无道、譬は拔放たる劍の如し、君臨宇宙と云、可_レ以治天下云と、可_レ以御滄海原と云は、天君を輔佐し、地下を治玉ひ、指引し玉ふを云、

日神月神には、授以天上之事と云、可_レ以御高天原と云、使照臨天地と云、可_レ以配日知天事也、皆天下を治玉ふ任を云也、素盞鳴尊には君臨宇宙と云、可_レ以治天下と云、皆是あめのしたと云、地下を治玉ふ任也、垂加靈社、東鑑曆算序曰、神道衰、王風降、素盞鳴尊治天下之權、歸于武家、

可_レ以配日而治とは、日神同く皇居に坐して、天位を輔佐し玉ふを云、可_レ以治滄海原潮之八百重とは、政務指引の事を云、海潮之滿干、月之盈虛に隨ふ、可_レ以配日而知天事とは、政務の事を預知食す也、

正英謂、日神は御女神、月神は御男神、故に後世の攝政の筋也、推古天皇之朝、聖照太子攝政也、知天事は、天子に非して政務を知食也、後世知太政官事の知の如し、太政大臣に非して、太政大臣の事を知るを云、保食神を殺し玉ふ故、廢せられ玉ふ也、萬葉集六、月の歌、

天爾座 壯士 幣者將爲 今夜乃
あめにます、月よみおとこ、まひはせん、こよひの
長者 五百夜繼 許曾、
ながさ、(はがき)いはよつきこそ、

同七、
三空往 月讀壯士、夕不去
みそらゆく、月よみおとこ、ゆふさらず、めには見
れども、よるよしもなし、
因 縁毛無

蛭兒之傳

蛭兒は造化にては干地也、土しまりなく、はらくとしたるを云、人體にては金氣なく、柔弱にしてしまりなきを云、神代卷云、先生三蛭兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不_レ以充兒數、御人體にては蛭兒、造

始乎平清盛、而成乎源賴朝矣云々、此意にて素盞鳴尊の任察すべし、

天柱之傳

以天柱一擧於天上也とは、元來日神の固有し玉ふ國常立尊之道體之天柱之御意を以、帝位に即せ玉ふことを云、天皇の立せ玉ふは則天柱也、皇極立せ玉ふ故、國土動き无、君臣上下の相別る、此我國帝王御即位之始也、此より始て君臣の道嚴重也、有典秘、

根國之傳

根國とは一箇國を指に非、遠國の人しれぬ國と云ふこと也、陰地にして隠たる處を云也、艸木の根も土中に在て見へぬ也、金は地中に藏れ居が金の居べき所也、素盞鳴尊、荒金氣過玉ふ神なる故、根國へ逐玉ふは、土金の惠になし玉はんとの義也、素盞鳴尊、日本の西北山陰道出雲國に鎮住玉ひて、土金の御意に成せ玉ふ、

白銅鏡之傳

白銅鏡は眞澄鏡也、天鏡尊所_レ生之日月兩鏡也、左は日、右は月也、二尊の精誠、日月に祈て珍子を感得し玉ふ、此日神月神は、心化にして身化也、

八鹽道翁曰、此段心化にして身化なれども、別に心化の神を立す、其故は、二尊日月へ御祈有て、必日月の如き御子御出生と、手に握て御心に感じ玉ふは心化也、そうして其感する所、月満て直御誕生也、是身化也、夫故別に心化の神は立玉はぬ也、二尊御柱の巡遠ひては、蛭兒御出生、又御精誠に感じては日月御出生也、寔に雌雄の元を正し、交合の時日を撰み、神明に誓ひ、誠敬を以交らば、生子必清善なるべきことにこそ、

願照之間之傳

願照之間とは、仰て日月に感じ、次に俯して地の精髓を感ず、此素盞鳴尊は心化にして身化也、

地の精金より感じ玉ふ故に、始は其金氣外にあらはれ、荒金にして殘害り玉へども、土金成就し、御惡全ならせ玉ふ也、

軻遇突智之傳

生三火神軻遇突智とは、造化の火神也、伊弉册尊熱惱に付て、人軀の熱きは造化の火也、身の潤ば水音を發するは、金全軀は土也と、天人唯一に説、伊弉册尊神退給ふ因に、水火木金土結て軀を生じ、去て死ること

を云、親切に説示したる殊勝なること也、

一傳に、伊弉册尊を紀伊國に祭るは、火を生ずるは木なる故、木神として木國に祭奉る也、伊弉諾尊軻遇突智とは、陽神の功にて火を斬出し玉ひて、其火萬物に及ことを示す、血色の赤は則火也、人身のみ火を合に非ず、萬物皆火を含む也、

稚産靈之傳

軻遇突智娶三埴山姫とは、軻遇突智は火也、埴山姫は土也、娶とは火氣土に入の義、稚産靈は五穀發生之靈、倉稻魂同神也、土地有ても火氣土に不レ入ば、物を生せぬ物也、伊弉册尊の崩を説中、早稚産靈の生を説、衣食の説は天地の生々を示す也、

醜女八人之傳

伊弉諾尊、哀情純一なる所より、伊弉册尊を見給ふ、不淨を見て急に走歸給ふは、理の當然也、醜女とは脹滿高大、膿涕虫流之軀を云、八人とは、尊骸全軀之數也、諾尊要し言を用ひ玉はざれば、自快からず、故に醜女の迫を見給て、劍を揮鬚櫛を投じ玉ふは、追者を拂ひ防玉ふ也、蒲陶は形の似たるを以合せ説、陽氣生ずるを云、探廠とは陰氣殺伐するを云、浮橋陰陽合

九神之傳

軀の時、共に物を生じ、隔絶の時、陽は生じ、陰は殺す、二尊別離れ玉ふ因に、造化を帶て説也、向三大樹二放屍も亦追者を防ぐ也、化成三巨川も亦天人唯一に説來者也、前に醜女を見て正軀を見玉はず、後に伊弉册尊の正軀を見玉ふ、是時伊弉諾尊已到三泉津平坂玉ふといふ、意味甚深也、

八色雷公之傳

八色雷公は、八は伊弉册尊御全軀の數、雷公は人心を驚すもの也、册尊御全軀の脹滿太高を見給ひて驚玉ふ故、則雷公と云也、醜女八人と同事也、

尊骸を見給ひて驚き玉ふは、伊弉諾尊也、驚かしたるものは尊骸也、依て此方の驚き玉ふ所を以、彼方の驚かしたるもの、名としたる也、醜女之名も凶目玉ふは伊弉諾尊也、凶目かしたるものは尊骸也、依此方の凶目を以、彼方の名としたる也、

櫛原祓除之傳

櫛原祓除、先身之濁穢を祓除、次に心を被清め給ふ、身心一に被清ること、神道之大事也、身一にして相離れぬ故也、六根清淨祓を不用者、背此意故也、

櫛原、今筑前國に有由、八幡本紀に詳也、

八十柱津日神は、先非を知る心神、直日とは、神は心の靈、直日は天より受得たる靈の儘にして、少も物に汚れず、心が身一盃に廣がり、かたゆき无、かたよらず、糸を引たる如く正直なるを、神直日と云也、大直日とは、大は廣大なる義、神直日なる心の、天地と一軀になりて、行直らぬ所もなきを云也、柱津日神、直日、大直日と、皆日を以稱することは、心を研くことは、造化天日を法とする也、天日は天御中主尊の御心也、心者火也、心の訓は火凝也、人の心と天心と唯一也、底中表の祓除は、反覆丁寧に海を盡して被濯ぎ給ふ也、三の少童は、海神の號也、濁穢を盪滌するは海水の意也、其濯ぎ清むる所にして心化し玉ふを、少童命と號す、又天人唯一の義、其清まる所にして心化し玉ふを、筒男命筒土剛同一と號す、其土字を填と號す、共に心化之神、畢竟心の動靜也、底中表御心之清明赫然玉ふこと、天日と唯一也、八十柱津より筒男に至る次第研究の功覩見奉つるべし、九神共に伊弉諾尊心化之神也、日道三天と云ことは、底筒男命は冬至の日道に當る、中筒男命は春秋二分の日道、表筒男命は夏至の日道に當る、此伊弉諾尊

蛭兒をるびすと號するは、足立玉はぬ又不慮なるを外より笑ふ意にて、夷と云也、

鹽土老翁之傳

嘉謂、海潮之盈虛云、滿う、云指引、滿干之訓、與導相通、故神代以來、導人指引之者、稱曰鹽土老翁、正英聞、をぢは、をぢをそるゝの義にて尊稱也、をきは沖中の義也、

海神宮之傳

底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、延喜式神名帳曰、筑前國糟屋郡志賀海神社三坐、姓氏錄曰、安曇宿禰、海神綿積豐玉彦子穗高見命之後也、

宮號之事、海神之社なる故、海神宮と號し、又龍の宮なども云也、海底の事に非、又天孫此處へ臨幸し玉ふ故に、尊て宮と稱すと云、豐玉彦少童宮を掌り玉ふ故、干滿の玉を傳へ、海潮を自由にし玉ふ也、神功皇后三韓を征伐し玉ふ時も、安曇磯良をして龍宮へ被遣、干滿の瓊を傳玉ふこと、住吉社記、八幡社記にも見へたり、

反矢之傳

取レ矢而咒レ之曰、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害、若以平心射者、則當无レ恙、因還投レ之、矢の天上に來ること説々ありて、或高津鳥取傳ると云説もあれども、畢竟此傳は取傳たる人を沙汰することに不レ及、善惡共に感通する故也、殊に天子へ叛者冥罰の速なることを云也、天神矢の來るを疑玉ひて咒之也、遭害とは、まちなびかれなると也、无レ恙とは幸あるを云、天稚彦矢に中り立處に死は、冥罰感通の速なる也、此を弓道鳴弦之根元とする也、於レ此射之、於レ彼中是也、反矢可レ畏とは、上に對し弓を引ば、必天罰不レ逃、此天稚彦を見て可レ畏と也、又軍陣矢入之時、敵より射入たる矢を取て咒レ之、敵の方へ射反す也、正英曰、橋家弓之傳、

正英謂、矢を取傳る者を沙汰するに不レ及共、其聞る所を記す、天稚彦に賜る弓矢は、后世の節刀の如し、朝家の弓矢にして征使の印也、神武紀にも天羽羽矢を出し見せ玉ひて、皇孫の印なることを示し玉ふこと有、其類の弓矢なるべし、矢の天上に來ること、取傳る者を沙汰することに非ずとは、殊勝なること也、強て人を尋ば、一書曰、无レ名雌雉、中其

矢二而上報申すと有、還投玉ふとは、征使の印に賜矢、天上に留玉ふべきに非、更に朝使をして、此矢を天稚彦に還し賜也、朝使天稚彦が借して新嘗の禮を行ふ叛逆を見て、忽に其矢を以射殺す、然るを矢の直に天上に至、又直に下て胸に中ると云は、神罰の端的なることを明す妙筆也と云り、其旨明白に閉ゆと云へども、直に矢の天上に來、又直に落下て射殺すと見ること、正意也、

龍雷之傳

嘉謂、伊弉諾尊斬火神軻遇突智命、爲五段、是火生レ土、五土神也、爲三段、是火之三角、而其一亦土神、龍雷之二神則助土應之神、龍云多都、起而立之謂、雷云伊弉圖智、怒而擊之謂、土生五穀養萬物、然非龍雷之力、則不能生育之、雷怒龍之臥、擊使之起而立、共成生育之功、故生斷死斷姪亂无道之罪人、則災之矣、是則下部龍雷之傳也、

口傳曰、軻遇突智を斬て三段になし給ふは、三は火の數、一段は雷、是陽火の分散也、雷はいかる神と云義、又怒擊の義也、一段大山祇、是土也、火生レ土之義、一段高龍、是龍神、たつの訓は立也、截也、金氣

也、土五穀を生じ、萬物を養と雖、龍雷の力に非れば、生育すること不能、龍地中に伏て居、雷龍の懈怠を怒りうつ時に、龍の金氣立て之に應じ雨を降し、龍雷共に生育の功を成す、感應也、是以人に示す、君は臣下の懈を怒り、師は弟子の惰を怒り、起し立て功を成しむ、是雷應也、臣子弟命に應じ立て功を成、是龍應也、故不義无道姪亂の者は、天雷必擊、怒て不レ擊者は雷に非ず、立て不レ應者は龍に非、可レ惶可レ敬矣、

玄櫛之傳

取三囊中玄櫛一投、地、則化成五百箇竹林とは、囊は身袋也、玄櫛は心靈也、靈をくしびと訓す、投レ地とはあの竹を取て作らんと思付所を云也、造化にては、玄櫛は火氣、地に入て竹を生ずるを云、軻遇突智、娶三埴山姫、生三稚産靈と同意也、

口傳曰、事急に迫進退窮りたる時は、必二念なく、本心の靈發し、善智出る者也、是玄櫛也、櫛は解はごく義も有、



玉籤集卷之四

玉木正英謹記

瓊矛之傳五十未傳

瓊矛は瓊は玉也、努と訓ず、瓊と矛と二つ也、瓊は陰の潤也、矛は陽の牙也、此段人事を以造化を説、瓊は陰女の陰の潤也、矛は根男の陽の牙也、まさしは、い、滄溟を女腹と見ること秘也、人事の陰陽交合は能知れたれども、造化の陰陽妙合は知難し、天人唯一なる故、人事の交合を以、造化又只此是と知たる者也、潮凝成レ島と、一滴凝て子と成と同事也、瓊矛は二物にて一也、陰陽妙合すれば、水火べつたりと一也、

太占之傳小教習有者、不可傳

嘉謂、太占、神のまゝにして、私の心无、會釋无之謂、此事口傳有之、八鹽道翁口傳曰、太は稱美之詞、まにはまゝと云こと、神の告の儘にする也、何事にてもある、合點のかぬこと有を、何程思慮しても不レ知時、神へ申上て御告を待時、何となりとも神の御告必有こと也、其ト合せ玉ふまゝにする也、此至敬至誠に非れば得べからず、○天神以三太占二而ト合、有口八鹽

誠の所感にして、ト合也、是皆太占也、

神祝之傳

神祝祝之とは、何にても思ふこと胸中に充積ぬれば、胸中熱くなる、是心火也、其心火外へさけあらはれたるを、火さきと云、心中に湛たる誠を、會釋なく有の儘に言葉に云出したるを、神火さきと云、是至誠の自然とさけ出たるもの也、神祝に非れば、神明を感せしむることなし、

祈禱之傳

祈禱申してとは、のむは吞込、心源に入る也、いのるは宣言る也、心中に湛たる誠を有の儘に言葉に宣る也、祈禱は様々式法あれども、畢竟誠の感通する所に於て、祈禱成就すること也、式法に泥むべからず、又古き式法を背くべからず、至誠を以祈るべし、一毫も私意疑心あれば、會感通无き也、口傳曰、人の交妙合して子を生ずるは、至誠感通の印也、其妙合の時他意なき如く、其心を以何事をも祈奉るべき也、此垂加靈社より八鹽道翁へ相傳とけ、甚秘せられた傳也、有口

无戸室之傳

无戸室は、口なき土室也、入居其内、誓之火を放、室

道翁曰、還復上詣於天とは、此一書には、陰陽二尊より上に天神を立たり、殊勝なる事也、二尊氣化し玉ふも、天神の詔を受けて降給ふ故、今又天に上詣て天神へ窺玉ふ也、此意味は、今日も知れぬことの有時に、神社へ參詣して、屹度接掌し、其趣を申上て敬て居内に、何となりともふと心に浮み來て、こうよと思ひ付ること有、是則神明ト合せ給ひて、告諭し玉ふ也、吾智を以智ることにてはなし、辻占聞など云も此筋也、ト定時日と有も、御柱を改巡玉ふ時日を、天神へ窺玉ふ、此亦御心へ此日此時と浮みたるもの也、右太占の極秘口訣也、此時に支干の時日は元れども、今日さか、明日さか、夜さか、昼さか、朝さか、夕さか、云時日あるべし、此傳は小賢敷智有人には傳べからず、又曰、凡トは、自トすれば一毫も私意の加はらんことを恐て、人にトするをよしとす、天兒屋根命太占之トを以奉仕是也、此命の至敬至誠知るべし、

正英謂、後世にて占法様々也、神武天皇天香山の埴を取玉ふこと、无レ水造レ餉こと、嚴釜沉レ川事、神功皇后爲レ釣獲レ細鱗魚こと、御頭瀧ニ海水こと、景行天皇石如ニ栢葉ニ而奉焉こと、の類、皆神明へ祈て其驗を得玉ふ、皆太占の筋也、龜ト、鹿ト、何れも至

を焼給也、火の物を焼は定理也、誓て火に入玉ふは誠の至也、至誠之感火も不レ能レ害は神道也、私意を以量るべからず、於茲有レ疑者は、年を同して神道を語るべからず、

集魚逼問之傳

集魚逼問こと、色々の説あれども、畢竟實に魚の物を云たること見こと傳也、豐玉彦命、君を助奉らる至誠にて、釣を吞魚を求む、只一網にして釣を吞魚を得る也、魚の言語たるを豐玉彦は聞玉へる也、是至誠之感、神明の冥助也、私意を以量るべからず、

天鈿女命之傳

天鈿女命は、古語拾遺に、強女謂之於須志、磐戸前の俳優、嚮神に向玉ふ時、共に按排會釋なく、心に浮むことを有の儘に、直に渾沌より出たるもの也、无一物なる留中、窺見るべし、目ニ勝於人ニは此故也、露ニ其胸乳とは、胸中の開露し玉ふ事、自然と牀に見れたるもの也、有口

齋主神之傳

齋主神は、經津主神也、眞經津鏡、又齋鏡とす、齋はまつる方也、經津と云は振と云ふこと也、眞經津は運動

する義、まことふるなり、振は動の義也、遷宮に神體を移すを振と云ふ、十種神寶を振と云、皆運動する義也、物の振動は元氣發動し、生々する貌也、故に祈禱也、齋也、經津と齋と義通ず、物滞不循環、故に災難起る、それをめぐらすは祈禱也、加持也、天人唯一なる故に、至誠なれば天地之化育を贊る也、齋主を楨取と云ふ、楨は船のかち也、於此楨を推て彼方をなす也、楨を取て船を思ふ岸に着るは楨の惠也、爰にて祈禱して災難を除き、幸を致すは、加持の惠也、齋經津楨相通するは此義也、

泉津平坂之傳

泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歎とは、坂は高胸坂の坂也、胸中の平になりたるを平坂と云ふ、諸尊泉津國に至玉ふは死の方、悲及思哀者、是吾之怯矣と御氣付玉ふは生の方、此界を平坂と云ふ、坂は升も降も平にてはなし、頂は平也、臨死氣絶之際、是之謂とは、无道なる人も臨終には、心胸中平になるもの也、是極秘也、

道反太神之傳

道反太神とは、伊弉諾尊心化之神也、善道に取て反し玉ふ心化也、道反玉是也、道に反す所の御心堅固なること、千人所引磐石の如し、其御心を尊崇し、神號を奉て御心とし給ふ也、惡き道を塞ぎ善道に反す神也、今日人々過を改て善に移ること、如此の心化を法り、手本とすべし、此道反太神を尊奉るべし、十種神寶の道反玉、猿田彦太神の魂を反し本づけ玉ふも、皆此筋也、尊き神なる故、太神と稱し奉る、

泉守道者之傳

泉守道者は、泉津國にて伊弉册尊の尊骸を守る者也、有言矣とは、册尊泉守道者に託して告玉ふ語也、吾とは、册尊自言也、汝とは諸尊を指て云也、更に生んことを求んやとは、死して无所恨之謂也、留此國とは、此國に留り玉ふ也、不可共去とは、天壤と共に留り玉ふ義也、陽神は上て主天、陰神は下て鎮地、伊弉諾尊神功既畢、還於天、伊弉册尊生火神歸于地、其義炳焉、有口直筆寫之

菊理媛之傳

菊理媛之傳、直筆寫之嘉謂、速玉之男、泉津事解之男者、男神也、菊理媛者女

神也、三神共伊弉諾尊心化之神也、白山權現、中者菊理媛、左者伊弉諾尊、右者伊弉册尊坐焉、祓之開食云者、皆菊理媛之妙用也、卜部家八耳之秘傳有、

口傳曰、菊理媛神は、伊弉册尊の御神靈、乃伊弉諾尊之心化して、祭玉ふ所也、速玉之男、事解之男、亦心化にして伊弉諾尊の御神靈也、熊野社本宮の中央の坐を御幸の玉坐と云、是菊理媛神來格し玉坐也、左右は速玉之男、事解之男御鎮坐也、客人權現と云も菊理媛神也、來客之義稻荷社之相殿客人に付、二神の虚空彦と云與秘有也、此神は伊弉諾尊の心化にして、伊弉册尊の御神靈なる故也、白山權現の社勸請にて可心得也、勸請の極秘に云、凡神靈を勸請するは、祭主心化して其神靈を來格なさしむること也、神靈來格して其形を現するもの、之を虚空彦と云、菊理媛神、是其證據也、此五十未滿不傳也

正英聞、菊理とは、聞といくる也、何事にてもあれ、其事を得と心腹へ呑込合點し、疑无覺知し、それをさへあると云也、耳にて聲を聞計のことにてはなし、此段は伊弉册尊の上をとくと覺知し、心化し玉ふ時に、册尊來現し玉ふを云、仍て聞きを直に神

號に舉し菊理媛神と申奉る也、さなり此意味其言語も絶たる所也、故に白事有と計畫して其語なし、白山妙理權現と號するも、妙なる理と云義也、言語も絶たる理と云こと也、

虚空彦之傳

虚空彦とは、神靈のことを指て云、神靈來格して形を現し玉ひ、有かとすれば忽なく、目恥くして見定難きを云也、五十未滿不傳是段は虚空彦かと云ばかりにて噂也、實神靈の虚空彦來格は菊理媛神也、此傳神道に達せざれば疑有もの也、仍五十未滿不傳也、口傳云、天垢も地垢も无ものが虚空彦也、何となりとも名付べきものは虚空彦にてはなし、妙美はまばゆき也、見定られぬ義也、

滿涸瓊之傳

滿涸瓊之傳、直筆寫之嘉謂、如意珠者、神代卷思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊是也、口傳云、瓊者心也、潮之溢涸者、用之心之表也、導也、指引也、みちびく、さしひく、しほの縁語也、持此瓊教人者、神代以來稱鹽土老翁、おしゆ、うしほの轉語也、

正英聞、瓊は心也、海潮を満さんことを祈、又酒
さんことを祈に、満酒自由になる也、至誠神明に
通すれば、造化の功を同くす、是天人唯一之故也、
祈雨、止雨に、思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊是也、思と
云が瓊を使ふ法也、心あれども思所切ならざれば、
功を遂ることなし、思の意味親切に求ずんば得べ
からず、古事記云、兄貧究、若恨怨爲然之事、而攻
戰者、出鹽盈珠、而溺、若其愁請者、出鹽乾珠、而
活、此神軍に大將の指引、軍配に乾滿の傳有、皆大
將の思に有、

神功皇后、此神軍の法を行ひ玉ひ、潮韓國に盜
る、近くは新田義貞、鎌倉稻村崎にして金作の太
刀を海に沈め、神に祈て潮廿町涸也、

此二種寶物は、海神宮の寶器也、此瓊を以心の満酒
を傳へ玉ふなり、猶三種寶物を以道を傳へ玉ふ筋
と同じ、

神功皇后三韓を征へ玉ふ時、此玉を龍宮に求玉
ふこと、住吉社記、八幡社記に見へたり、

瀛風邊風之傳

瀛風邊風は、干満のかはり也、嘯は息也、天地の風は

人の息也、風招は風を招也、勸請の筋也、瀛より風吹
來れば潮溢々也、邊より風吹歸せば潮引て涸也、豐玉
彦天孫を助奉て、共に祈禱して瀛風邊風を起し玉ふ、
二神の至誠天地を動し、造化と功を同くす、神軍之傳
に、嘯は合圖手合せの事也、迅風は早みち士卒也、

遠瀛海瀛之傳

田心姫命を中瀛に祭るは本體の義也、湍津姫命を海
濱に祭るは、濱は水の淺所也、邊津鏡を神體とす、市
杵島姫命を遠瀛に祭る、遠瀛は水の深所也、瀛津鏡を
神體とす、則一の田心姫命之鏡の用き也、三にして一
也、筑前風土記に、胸肩の神體爲三坂瓊紫曲玉云
云、三女者以劍化し成、以玉化し、或爲鏡、共に義
一也、有與

正英曰、此與義十種の傳書に見ゆ、

和歌之傳以垂加靈社
直筆寫之

嘉謂、住吉三神稱和歌神、口傳曰、日月之行、天地之
情見焉、伊弉諾尊伊弉册尊、立天浮橋之上、此日月對
望之時也、陽神左旋、陰神右旋、此日自東而上、月自
西下、以望之畫言之、不可言以夜言之、同會一
面、則日月晦合也、伊弉諾尊定三日之三天、然後此道益

明矣、古今集序曰、花山僧正尤得歌體、然其詞花而質
少、如圖畫好女、徒動人情、後鳥羽御門、有古今序
六人之中、誰乎之勅問、定家取出遍照以答之、又
問、少實如之何、對曰、其此之謂歌、此定家得住吉
之傳云爾、詠歌大概、歌の心之心に情の字書之、亦
其所得之意也、宗祇云、此勅答可用功夫之事也、

正英聞、望之朝、日月東西に對し、陰陽感通し給は、
天浮橋之義也、日は左より旋、月は右より旋玉ひ、
一面に合給ふは晦の義にして、陰陽合體也、以天地

之情見ゆ、底中表は、日道三天也、底は冬至、中は春秋に
分、表は夏至の日道也、
伊弉諾尊伊弉册尊、未生二尊は、造化日月也、
已生二尊は、氣化人體也、意哉遇可
美少男焉、意哉遇可美少女焉之御詞は戀也、古

今集四季戀と次第する意此也、歌の訓、うつたふ、
うたふ也、定家卿住吉の傳を得玉ふ故、歌之心のこ
ころに情の字を書せらる、歌は情を種として、何と
なりとも情に浮びたる事を、ますぐに詞に述るが
歌也、花を雲と情に浮たれば雲と詠じ、紅葉を錦と
情に浮たれば錦と詠す、是皆其實に非れども、其情
を有の儘に詠じたるもの也、此情之實也、戀の歌は
殊に情を深述る者也、歌は感情ある所を第一とす

る也、感情なきは歌に非ず、扱何にても情に浮むこ
とを、ますぐに言葉に出すは被也、住吉三神は、被
の時に心化し玉ふ神也、又聞、西行云、歌は花を見
て花とも不し思、月を見て月とも不し思、只月よ花よ
と詠じ捨るもの也、

混本歌之事

上瀛是太疾、下瀛是太弱、是混本歌也、混は根元始
之義也、與言曰とは、格別に言葉を擧てうつたへ玉
ふ也、是うた也、五七五七を混本歌と云也、

洗三眼鼻之傳

洗三眼とは、左眼を日とし、洗三右眼とは、右眼を
月とし、洗三鼻とは、兩眼の次にして鼻は金とす、皆天
人唯一に説來る、致内外之祓、心身赫然、天日一般に
ならせ玉ひ、以前に御出生の三子を願玉ひ、其徳を品
第し玉ふ也、此段は身化神の上を精察して心化し給
ふ也、白銅鏡の段は、心化にして身化
也、此段は身化にして心化也

公通卿曰、日神より以下は、三種神器を以天位を讓
玉ふ璽とす、伊弉諾尊住吉三神を心化し玉ひ、次に
御眼を洗玉ひて、明に御三子の配任を定め、心化し
玉ふは、三種御相傳の璽に同じ、正英聞、日神、月

神、素盞鳴尊を生賜ひ、其御徳に應じてそれづくに御配任有と雖、其時は二尊御人體の上計にての御配任也、此段にて以前御出生の御子等の御恵を精察し玉ふは、諸尊天日御一體に成せ給ふ上の事也、故爾常立尊、直に御配任を定玉ふと云もの也、因此段の御配任の心化は、日神天君の御恵に極り玉ふ證文也、故三種神寶と一義と見る事、秘訣也、

八雲神詠之傳

嘉謂、口傳曰、末句、含安不忘危之意、

口傳曰、八雲之神詠は、素盞鳴尊出雲國清地にて詠じ玉ふ御歌也、素盞鳴尊、始は荒金の神にて坐けるが、祓によりて土金の恵に至らせ玉ひ、大蛇の尾より靈劍を得させ玉ひて、彌敬十分に成せ給ひ、劍惠明に磨け、寶劍一致に御心清々しく成せ玉ひ、與言曰、吾心清々之、今此地を呼て清地と云也、此處に宮を建て、稻田姫命と共に住玉はんと思召けるに、折しも其處より雲立上りければ、八雲立と詠じ玉ふ、八は神道貴ふ數、八重に雲立也、出雲と云枕詞也、出雲國號も此神詠より起れり、雲の八重立眼前の景氣を、初五文字に詠じ玉ふ、雲は物を立かくす

ものなれば、八重垣の縁語也、扱大蛇の尾に靈劍ありし故、雲氣常に覆ひかくせり、此事を蹤玉へり、八重垣は重々に念を入られたる故也、妻ごめには、稻田姫を籠をかせるも、也、閨門を敬守るは人倫の始也、八重垣造るは、此宮成就して、重々に念を入、八重に垣結廻し、外よりの災なく、内よりの風塵なし、如し此重々に慎て念を入守玉ふは、素盞鳴尊土金の神に成せ玉ふ故也、其八重垣を造るは、反覆して詠じ玉ふ、此歌之至極也、安不忘危之心、此詠一首の眼目、與義秘訣則是也、八重に垣を造玉ひ、堅固の守は盡させ玉ひしかども、大蛇の如き物有て、此八重垣をも破り犯す災もあらんかと、常に此八重垣に、此と御心を留め敬守、安に危を忘れ玉はず、其八重垣を詠じ玉ふ、此大蛇の尾に至、劍刃缺たるより、萬事に御慎起れり、此御詠内夫婦の道に始り、外治國平天下に達し、遠は四夷の守に及なり、

日之少宮之傳

日之少宮者、造化にては丑寅之方を云、日の出方也、是一晝夜之始終也、少宮とは始之義也、神靈留る所

也、少宮とは若きは物の始也、始に歸る義也、生死始終一也、心は火藏也、日也、神明之舍也、乃日少宮也、神祠を保古良と云、火藏也、故に日少宮は、神道始終之本體也、依て神道之葬禮は、遷宮の義に同じ、此秘傳也、臣下萬民は日少宮之名目は憚るべきこと也、

正英謂、日之少宮とは、一晝夜の界を云、日の出んとして未出處を云、一氣動始る所にして、亦終る處也、動始は生也、動息は死也、其始終の所を指て此を日之少宮と云也、凡萬物皆始終有、氣動靜あり、太元之靈は生する始もなく、又滅する終も無し、萬物萬化皆此太元之神靈より不出と云ことなし、所謂留る於日少宮とは、こゝに止ることを云、正英竊謂、今日靜に心を鎮て未見未聞未言して、混沌の始を守、寂然不動なる時の未發の生なるもの、是則天地之根元、太元の心、天御中主尊の中心也、心臓其中虚にして、神靈の留る處、生玉是也、心は身全體に充滿せり、是を足玉と云也、其明なること鏡の如く、其嚴なること劍の如し、天地萬物の理悉具れり、故に不知と云ことなし、神社をやしると云は、八ッ知の義にて、此由也、萬化此所より

出る也、應物感通してしかも無跡、妙用不測なるもの也、所謂日少宮は神道始終の本體者是也、以祓舊染の穢惡を除き、土金の功夫を以此地に至るべき事にこそ、齋部家傳云、葬人冢上建社祭之、此乃隱宮也云々、正英謂、葬處の骸骨土に歸して後、社を建て可祭歟、又社を立る事不能者、其冢乃隱宮也、神道葬禮に、遷宮の義を用るは此由也、凡死穢を忌事は、吾朝之法也、神社と墳墓甚別也、然に齋部社を冢上に立るは如何、按に、骸骨穢とすれば穢也、今改て清とすれば清也、骸骨元是天人唯一にして、只一箇の土也、此理を以社を建るか、又按に、神靈に和魂荒魂の二義有、和魂とは其靈の太元に歸する處を云、荒魂には區々の義有と云へども、大槩其神の存生の時の功業惠を以、其存生の靈を封じ祭たるを云、諸社此例多し、和魂も其感格する所に差別有は、神惠の厚薄による也、今神社の神惠の不同にて可察、凡人爲善は、其善天地ととも不可朽、爲不善も亦然也、不可不恐慎也、

猿田彦太神之傳

嘉謂、朝日刺、夕日照、日向之國、猿田彦神指示處、神

ト部兼俱云、宗源神道行事之壇上にて、神のすはえを束て太元水を行ふ事有也、ひほろきは、此木の事ぞ、神籬即位之一寶也、自天兒屋命至今日、我家に此一寶を的々相傳也、然間惡神惡事があれば、此寶にて其社を打破すれども无其咎也、

嘉謂、内侍所中、曰宗源壇、東曰萬宗壇、西曰諸源壇、吉田宗源殿同之、

八咫鏡之傳

八咫鏡を一名真經津鏡と云ふ、又齋鏡とも云也、真經津とは真振と云ふ義也、振とは造化流行して少時も止り息ざる貌也、真經津鏡と云は、太陽天日也、天日は少時も止り玉はず、運轉坐す也、是をまことふるとは云ふ也、天地之元靈、是を布留と云ふ、振は生々也、生て働く義也、十種神寶、鎮魂祭にも布流と云ふ事大切なる事也、死は動止也、振は生なる故に齋と云ふ、祝之義也、八咫鏡を直に、真經津鏡と云は、造化天日と、御人體日神とは、御合徳、御一體之御事也、天人唯一也、其日神之御正體之寶鏡なる故に、真經津鏡と申奉る也、然ども八咫と申せば、御鏡之御形之方主になり、真經津と申せば、造化之方主になり給ふ也、此

御鏡を日神之御神體として齋ひ祭奉る故に、齋鏡と申奉る也、

日矛之傳

日矛は寶鏡也、矛は金也、彼神之象とは、日神之象を金を以圖造奉る、故日矛と云、奉招麟とは、招はまねく義、風招など、云に同じ、たちまつるは、立て祭る也、日神を勸請して祭奉ること也、寶鏡を日神之御神體と崇め祭奉る故嚴也、寶鏡之御形、中は圓形にして、八方へ比禮出玉へり、比禮は金氣也、因て日矛と申奉る、是極秘也、

小瑕之傳

此傳は、ト部家には、天子御一人へ傳奉る傳とて重く秘する傳也、日神御神體之御鏡の瑕の沙汰故、容易に申さぬ事也、小瑕は感通之義也、造化天日に日蝕有、太陽の寶鏡瑕付せ玉ふ也、又御人體日神、以梭傷身瑕付せ玉ふ、又日神之御神體として、磐戸の前に招麟奉りし御鏡も、自然と瑕付せ玉ふ、此皆感通之理也、太陽天日、御人體日神、御聖之御鏡は、三而唯一也、

寶鏡之傳

吾兒視ニ此寶鏡、當猶視レ吾、可與同レ林共レ殿以爲ニ齋鏡、三種寶物之中に、別而御鏡の一を擧させ給ひ、日神之御手に持せ玉ひ、御影を寫し、御神靈を留めさせ玉ひて、代々の日嗣へ傳へさせ玉ひ、同殿同林に在坐て、代々の日嗣を守護し玉ふ也、日嗣よりは此御鏡を齋せ祭り玉へと也、御籬之大事在ニ於茲ニ矣、御鏡一種を擧て、二種を帶て道を御相傳也、然ども御鏡を主として云時は、御神體にならせ玉ひ、御形見の方重し、御内所之御鏡、三種之一種なれども、神聖寶鏡は常に御隨身坐す、寶鏡は神として別殿に崇め祭り玉ふ、是にて知るべし、古語拾遺に、八咫鏡、及卯薙劍、二種の寶物と記して、鏡の下に及の字を加ふ、實は鏡一種之意也、因て玉矛自從ふと、鏡一種に玉劍を帶たり、故に證文に、鏡一種を吾勝尊へ授させ玉ふ文を下に引たり、有口傳

寶劍之傳

嘉謂、尾中之劍、蛇之針也、是口傳也、東家秘傳曰、神劍乃八岐大蛇精神也、舊事玄義曰、寶劍者即八握劍、府錄曰、八握劍一柄、註天村雲劍、亦名卯薙劍也、素盞鳴尊越ニ根國ニ所レ令ニ感得、即在ニ蛇尾、其寄自劍也云

云、至レ尾劍及缺とは、斬レ頭斬レ腹玉ひて、後尾は斬安き所也、其斬安き尾に至て、劍及缺たり、是に感じて安に不レ忘レ危之敬を得玉ふ、是秘傳也、有深秘、

正英聞、八岐大蛇、一書説區々有と云へども、尾に至て劍及缺る事は皆同じ、大事之傳有所は諸家儘に傳て、其説一也、尾に至て劍及缺たるに付て、安不レ忘レ危の敬を得玉ひ、それより土金之御徳にならせ玉ひ、寶劍一致に御心研け玉ひ、清々しき場に至らせ玉ふ也、八岐大蛇とは、實の岐蛇也、其精神尾に至り、凝て利針となれり、其形自劍の如し、是天地自然之靈劍也、素盞鳴尊之劍も缺る程の利劍なれば、此上もなき靈劍也、以天子之寶劍たるべき物也、附從一位公通卿曰、劍聖渡御之時、臣下寶劍之取様秘傳、御坐の左の方向の方より、寶劍の坐すなりに直に取也、人案に代る意也、扱安置の時、御坐の左方に置奉る、御神樂の時出御、御劍は晝御坐之御劍也、此時は乃方を上にして持也、但四方拜出御之時は、乃方を下にして持事故實也、寶劍座之御劍作なり、

熱田之傳

尾張風土記に、國號之事を記すと雖、寶劔御鎮坐に因ての名也、尾張は尾針と云義也、熱田も寶劔より起る、熱は夏也、火也、田は土也、劔を安置し奉る殿を土用殿と云、大和本紀、風土記抄云、熱田宮土用殿取於火生土土生金之義也、火剋金を惶れ、四季の土用の中、別て夏の土用を敬み、夏越祓を行ふ也、土生金の大事也、口傳云、あつとは比禮の意也、蛇蜂等の針にて、さびはあつくひらくもの也、傳有口

口傳云、人も金氣鑠る時、土にうちこみ敬む故に、土生金と、生たる金になる也、金の精髓を活金と云也、夏越祓、菅貫之輪、自南而中、而西するの義、土生金生水之行是也、

八坂瓊之御統之傳

八坂瓊之曲玉は、造化にては天御中主尊之寶玉也、八坂瓊之勾玉を、九宮に捧て水瓊にて天地となる也、一元氣之玉也、水徳也、其玉之靈を天御中主尊と稱す、則國常立尊也、玉の數多すべつなきたるを五百箇御統と云、玉一顆にても數顆にても、古物にても新調にても同事也、共に天御中主尊之寶玉、八坂瓊之曲玉也、劔玉誓約之玉、掛御五百箇御統、羽明玉命所御獻

之寶玉、共に一玉也、此寶玉より日嗣は御出生在坐也、故に玉體則八坂瓊之曲玉也、歷代御身を不離之靈璽とは是也、自從ふとは此義也、如八坂瓊之勾玉、以曲妙御宇めす也、御統とはすべしらしめす義也、傳有口

五百箇眞坂樹之傳

五百箇眞坂樹とは、神數百本にて、玉鏡の掛らせ玉ふ櫛を、四方より覆奉て森の如くに立たる事也、日神の御神體を如此覆奉る、此神籬也、櫛をひもろぎと云ふは是也、眞坂樹有二口傳、

五男之傳

此國者國常立尊より立て、伊弉諾尊伊弉册尊、以天柱授させ給ふ、天壤無窮之天位、天照皇太神敬守り玉ふ皇統也、故に親迎防禦玉ひ、素盞鳴尊誓而清心を顯し玉ふ、元來國を奪ひ玉ふ黒心なし、唯日神之日種之皇統無窮を願ひ玉ふ、欲て與姉尊一相見、而后永退本意是也、遂降之後、上來玉ふ、段にて、此意明白也、曾て天位を陵奪玉はぬと云ふ御誓に、日嗣之男子を生玉ひて、日神に獻り玉はんと也、日神も日種之男子御出生あれと、共に御誓坐す也、共の字、カハ入、劔玉を取て誓せ玉ふは、事理一に

見るべし、勅曰、原其物根、八坂瓊之五百箇御統者吾物也、故彼五男神悉是吾兒云々、此御誓に感じて、素盞鳴尊之御妾日種を懷妊し玉ふ、忌部色布知神代七箇條、鳴尊有所娶而生之、誓約所生子、素盞非天照太神所生子、劔玉共に日神之御心之靈感通して、男子やごらせ玉ふ也、例せば白銅鏡に感じて日神を生せ玉へる如し、故に五男は素盞鳴尊之御種に非ず、日神の御種なること炳然たり、

正英考、本章は御誓之品を素盞鳴尊より仰立らるる也、第一之一書には、日神共素盞鳴尊相對而立誓曰、若汝心明淨、不有陵奪之意者、汝所生兒、必當男矣、此は日神より誓之品を仰立らる、第二之一書は、本章之意と同、第三之一書曰、日神與素盞鳴尊、隔天安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有好成之心者、汝生所子必男矣、如生男者、予以爲子、而令治天原也、此は日神より御誓約之趣を仰立らる、也、此一書之意、親切に求むべし、素盞鳴尊此勅を聞食玉ひて、然らば男子出生有と御誓有て、其御子を御自身之御子として、天位に即玉はんと思召さば、此則逆心也、素盞鳴尊に此御心有て誓玉は、女子出生必然也、日神之勅を唯

正直に受玉ひて、逆心無驗しに男子出生なれと、共に誓約玉ふ也、御出生の男子は、元來日神皇統に立玉はんとの御誓なれば、日嗣之御子勿論也、素盞鳴尊之御子に非ること明白也、誓戸章下之一書曰、素盞鳴尊誓之曰、吾若懷不善而復上來者、吾今嚼玉生兒、必當爲女矣、如此則可以降女於葦原中國、如有清心者必當生男矣、如此則可使男御天上、且姊之所生亦同此誓と、此は素尊より誓の趣を仰立らる、素盞鳴尊自ら男子をして天位に即玉はんとならば大逆也、唯日神之皇統御相續の爲、誓て男子を生せしむ、此御誓感にて素尊之御妻日種を懷妊し玉ふ也、劔玉を以誓玉ふとは、實に劔玉を掌握して誓玉ふ也、傳有口、眞名井は、一元眞水に振濯ぐ義にして、實に劔玉を井に濯ぎ玉ふ也、咀嚼と云、嚼と云、合と云、共に其誓をかみしめ吞込義也、掘天眞名井、相與對立玉ひ、或天安川へ出御し玉ひ、或劔玉を相換取給ひて誓玉ふは、嚴重之義也、此御誓にて御出生の御子、御男子なれば日種にして、日嗣之御子と云ことを、天下萬民に示し玉ふ顯露之義、

勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、五男之秘訣則是也、

三女神之傳

眞名井は一元眞水、清心之深處は心之體、田心姫者玉疑也、本心湍津姫者水動貌、動市杵島姫者嚴之義、靜日神天位皇統を守護し玉ふ御心凝せ玉ふ御神靈也、日神御女體なる故心化之神姫神也、无形之神也、心化有、勅曰、其十握劍者、是素盞鳴尊物也、故此三女神悉是爾兒とは、素盞鳴尊天位を尊み、皇統之无窮を祈玉ふ故、誓て男子を生て日神に獻玉はんと也、日神此誓を感じ玉ひて、皇統守護之三女神を心化し給ふ故に、其物根素盞鳴尊之天位を防護り玉ふに在、有口傳授給ふとは神籬之道を御相傳之義也、有極秘、胸肩者胸之形也、此亦心化之證、後世以給官之姓尸となる也、

道主貴之傳

道主貴を道中主貴と舊事紀に有、三女神は君臣父子之道を守給ふ神也、因て道中主貴と號し奉る、天上に祭玉ふは、天照太神内侍伊勢是也、地下に祭り玉ふは胸肩殿島等是也、御同體なれども天上地下を別ち祭り玉ふに深意あり、故に内侍所伊勢より外に日神を

玉籤集卷之六

玉木正英謹記

八咫鳥之傳

八咫鳥者日神之瑞也、實に大鳥之飛來れること也、日神之瑞故八咫鳥と云、是神皇產靈尊之冥助也、八咫鳥者尊之靈、道行者其爲之飛行一儘に出給ふ也、是傳也、神皇實錄曰、神皇產靈尊八咫鳥靈坐、亦伊勢朝臣上祖、神日本磐余彥天皇、欲向中洲之時、山中險絶、嗚嗚失路、於是神魂命、鳴武速津命、化如大鳥、翔飛奉導、遂達中洲、天皇嘉功特褒賞、天八咫鳥號從此始、故道德靈生、姓氏錄曰、八咫鳥者、鴨建角命也、口傳曰、建角命化大鳥翔行とは、此命鳥

を追て、飛行儘に翔行玉ふ、仍て鳥となりて翔行とは云也、此功を以直に此命を八咫鳥と稱する也、鳥は神皇產靈尊之冥助にして、道行者建角命也、共に八咫鳥也、

金色鸚之傳

日神之瑞也、實に鸚の飛來て御弓之鞘に留る事也、八咫鳥、金色鸚、皆神明冥助也、私意を以量るべからず、

大星之傳

神武紀曰、今我是日神子孫、而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、負日神之威、隨影壓踐、如此則、曾不血刃、虜必自敗矣、愈曰、然、嘉謂、此我國之軍配所謂大星者是也、子時擊南方、卯時擊西方、如此負其時之方、而向日之、則負大日靈神之御威光、必得勝利之法、藏之於星字、以傳之者也、保元物語曰、朝日に向て、弓引事有恐と云々、

口傳曰、天子者日神之御子孫なる故、太陽天日、天照太神に向ひ玉ひて、弓を引矛先を向玉はぬ御事也、又天子は則今日之日神にて在坐ば、君に向ひ奉て弓を引、矛先を向れば、滅亡必然也、太陽天日、天

照太神、今上皇帝は、全御一躰なることを不可忘者也、有與秘、

葵桂之傳

葵桂は鴨社御蔭社に是を尊み用ゆ、下鴨は神武天皇御祖皇太神宮也、御蔭社は天神高皇產靈尊也、天御蔭、日御蔭之道、以葵艸表之、葵艸一名日蔭艸、好で日蔭陰地に生じ、その色青し、又負日と訓通ず、大星傳の義とおなじ、桂は勝と訓通ず、負日なれば勝之義、又御蔭日蔭にして勝なり、祭此神日、以此神掛於殿、會掛于冠上、以守日神蔭也、

高倉下命庫中劍之傳

高倉下命庫中劍者、高皇產靈尊、天照太神、神籬磐境を起立給之冥助、神武天皇、皇天二祖を敬尊み給ふ神籬之大孝、高倉下命神籬之道を守り給ふ忠心、共に至誠廣大之感、天地を動す、其驗庫中靈劍を現す、有口傳、

神寶日出之傳

神寶日出とは、日神日少宮に留坐は、造化にては日出以前丑寅之間に坐時を云、御人體にては御即位以前東宮之時を指、伊弉諾尊日少宮に留宅とは、終も亦日

少宮に留り玉ふ也、故に日少宮は神道始終之本體也、日神日少宮に留り坐とは、御即位以前よりを擧て、扱伊勢に御神靈を留めさせ給ふ事也、始終を帶て説、日出とは御即位也、御在位之時に當る、其れを神寶日出と云は寶鏡也、天日を天鏡とす、八咫之寶鏡、是即造化之天鏡也、是則御人體之日神也、此意を帶て神寶日出と記すは、有道者之妙筆也、

口傳云、太陽天日、御人體、寶鏡は三而一也、

逆梓逆太刀之傳

逆坂訓通ず、胸之義、梓太刀は金也、日神之御神靈天上より伊勢五十鈴川上に天降玉ふを、逆梓逆太刀を投下し玉ふと云、梓太刀とは金氣也、嚴なる靈を云なり、

如日靈物之傳

嘉謂、此乃天照太神之靈體、猿田彦神所守護之寶物也、口傳曰、日神天上より伊勢五十鈴川上に吉處有と見定給て、御神靈天降留り玉へり、時に如大日輪靈光有て出現し玉ふ、此日神之虛空彦也、猿田彦神代々此靈物を守護し玉ふ、垂仁天皇之御宇、倭姫命參逢玉ひて、日神之御神靈と申事知れたり、

神、火德也、日也、造化に水火幽契有、渾沌之時は水火へつたりと一也、天に日月並照し玉ふ、御人體にては神皇一體之義、伊勢にては内外兩宮並坐して、合明齊德し玉ふ、此皆二宮一光幽契也、

平賀之傳

平賀、手壺、小壺、手扶、埴之類、皆埴土を以作る、是諸神納受之寶器なるは、其器質素にして、用終て地に埋めば、其儘本の土になる故也、是を以諸神納受之寶器とする也、是舍人親王之御傳とぞ、深神之土器作是也、一説に平賀を作並て、諸神來集之神坐とする也、嚴益は嚴は嚴重之義、益は土瓶也、凡平益、嚴益は、祭神土器之惣名也、

樋代船代之傳

嘉謂、樋日也、心也、船則心腑之貌、日坐云比久羅、火藏也、心臟也、神祠云保古良、此之謂也、日少宮者、神道始終之本體也、

口傳曰、内宮之御璽寶鏡は、日神之御神靈、樋代は心藏、船代は心腑を表したる也、是秘傳也、

小車屋形紋之傳

外宮之御衾之御紋は小車也、小き車兩輪有て、半節車

五十鈴川之傳

猿田彦大神曰、吾則應到伊勢狹長田五十鈴川上云云、伊勢者本大倭之中、狹長田者狹田長田之略、太神之御田也云々、伊勢者五瀬也、出自五十鈴川之名也、五十者土也、鈴者金也、川者水也、土生金、金生水、是我神道之傳、而川名則表之者也、五十者敬禮之意也、根元義也、鈴者如字也云々、

始天降之傳

垂仁紀に、天照太神始て天降玉ふ所也と有は、伊勢は天照太神降誕之御國也、故に始て天降玉ふ國也とぞ、生死始終一なる故に、御神靈を伊勢に留させ玉ふ、伊勢尊尊淡路國に隱宮を作り玉ふと義同、

伊弉宮、社家之傳には、始天降玉とは、神武天皇之御宇、伊弉宮、言賀岸白石と云處へ始て祭玉ふと也、今も言賀岸と云處有、石は木葉に埋もれ、今は不レ見、仍て始て天降とは、神武天皇之御宇を指と云傳也、井上河内守社奉行之時、伊弉宮より此通申上る也、垂此事を尋れ、言賀岸を拜見せられしと云なり、

二宮一光之傳

外宮は天御中主尊、水德也、月也、内宮は天照皇太神、

の様なる屋形有、車は轉る故に、造化連轉の義にて、小車の御紋也、内宮は屋形紋小き屋形也、屋は物を覆ふ義、天御蔭日御蔭之義也、

心御柱之傳

心御柱は、天柱國柱之表也、天柱は天御中主尊之本源、國柱は國常立尊之道體、心柱の鎮祭り様、心御柱記に見ゆ、口傳曰、上古は心柱になる材を取て、大宮司と長官として、大概に木を切て箱に納、都へ上る、天子執柄御神事坐して、件の木を取出し、當今の御長にくらべて印しを付て、伊勢へ歸さる、又大宮司長官請取奉り、其しるしより自切て心御柱とする也、兩宮御神體の眞下に立るは、天子御體を戴き奉り給ふ表示也、是極秘也、今は此事絶たりとぞ、

四神五坐之傳

類聚本源、神鏡篇云、豐受皇太神相殿坐神、左皇孫尊、天上玉杵命二柱一坐、右天兒屋命、太玉命、前後、嘉謂、天上玉杵尊者、瓊々杵尊之荒魂二面一坐、同御船代坐、所謂度會宮五所四坐之秘事是也、

笏之傳

笏は訓也、すぐと云こと也、舊事玄義に、笏は直と記

せり、牙笏は葦牙之義、一元氣之表也、笏を正すは御柱を立る義也、故に神前に向ふ時は、必笏を正す事也、冠は天、杵は地、笏は人也、

輪王弓、龍神劍之傳以垂加靈神直筆寫之

嘉謂、日月運轉爲造化、是謂輪王、龍與立訓同、國常立之所變也、

口傳曰、神宮書之内、當時所作の鏡、弓、劍等を以、則天鏡尊輪王龍神の造る所と記す、是皆道體より説出て、全造化と差別なきことを示す、有道者之妙筆也、

太玉命御璽之傳

鎮坐次第記に、太玉命寶玉を以御神體とす、五百箇御統之玉とし、吾勝尊所化之寶玉とすることは、玉の惠を説たるもの也、今作出す玉にても、是則磐戸前にて袖に掛し五百箇御統之玉、吾勝尊所化之玉、天御中主尊九宮に捧玉ふ寶玉と見る事也、今作出す鏡にても、是則天鏡尊の所化の鏡と見ると同事也、兒屋命御璽之笏袖を、磐戸開の時持玉ふ笏袖と記せるも、皆同義也、

守渾沌之始之傳

鎮坐傳記曰、皇太神及止由氣皇太神敎、所託宣、汝正明開給陪、人乃天下之神物也、莫傷心神、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、任其本心、皆令得大道、故神人守渾沌之始云々、鎮坐本記曰、人乃受金神之性、須守渾沌之始云々、渾沌之始とは、天地未開、混沌而含牙是也、牙は大元未發之生也、未見未聞未言之處也、守とは大元之靈を守り、任其本心、莫傷心神、不散失其正、致精明之德、鎮守謹慎之誠、是也、

口傳曰、人の胎中に居は混沌也、大元之靈氣物に觸て發動せざる以前也、此を守ることは土金之功にあり、

千木内揆外揆之傳以垂加靈神直筆寫之

外宮揆外X如此、内宮揆内X如此、堅魚木之形、如鯉干、如搗粘、而大一如此、外宮九九、内宮十九、千木合散、口傳有之、

口傳曰、陰陽妙合之形、水火幽契、二宮一光是也、諸社造化之神、无形神者、准外宮而千木揆外、人體之神者、准内宮而千木揆内也、

玉鏡集卷之七

玉木正英謹記

中臣二字之傳

嘉謂、云中者天御中主尊之中、此爲君臣之德、此被述君在上治下、臣在下奉上、而不號君臣被一者、以其德稱君、而表君臣合體、守中之道、以號中臣被一者也、

神風和記曰、聖德太子云、國常立尊爲帝王之元祖、天御中主尊爲君臣之兩祖、

嘉謂、國常立尊、天御中主、同體異名也、然國之所立、則帝王之任也、故爲帝王元祖、日本紀、國常立尊爲首此義也、中者君臣相守之道也、故爲君臣之兩祖也、

鎮坐次第記曰、天御中主尊、亦名國常立尊、亦曰大元神云々、天御中主尊爲君臣之兩祖とは、混沌之場に、最早君臣上下の不可易事、其端は不可見、而隱然と含藏せり、所謂含牙とは正に此にて、此處天地本原自然生の君臣と云を知所也、全殊何も角もひつくるめて、くるりくと運轉する

は、天にては其主宰を天御中主尊と申奉る、御中主之訓は、水中主にて、是大元水之元氣元靈也、天御中主尊と申奉れば、自ら天地萬物を統御の神號也、其統御する所之徳は、則帝王之立所にして、其統御せらるる所の者は、則諸臣萬民の出る所也、是皆悉此尊之所化也、故に君臣之兩祖とす、然ども其混然たる中に、君臣上下の不可易之條理自嚴然たり、是君臣合體、守中之道而、極秘其徳自ら君に統歸す、君臣被と云すして、中臣被と云者、全在茲矣、扱其全體統御運轉する中に、四方八方、四維上下より、凝りに凝り、縮りに縮り、真中に主宰と成もの、是國常立尊と申奉る、一が統一無雜之帝王之御元祖也、是日本紀開卷の大事、帝王龜鑿とする所是也、畢竟二神にては無れども、元氣水徳の全體から申奉れば、國常立尊と自然に筋が別ること也、天御中主尊は幽にして、故に同殊異名也、其土金中心は、則國御柱御柱之根底也、國常立尊を國底立尊と號し奉るも此義也、日本自凝島は、其御柱の中心根底よりはる扱たる國にして、其帝王は國常立尊之臍から帝王之臍へ貫て、國常しなへにはる扱て殊在

まし／＼て、天照大日靈尊、天柱を以天位に即せ給ひしより、天壤无窮之皇統也、伊勢兩宮に、心御柱立せ玉ふ、柱の御長に付、大翁所レ謂繼天立柱、正謂レ此也、切の口訣有、こさなり、翁所レ謂繼天立柱、正謂レ此也、因て天に二の日无、地に二人の王无、國は天下萬國之御柱、君は萬國萬姓之大君にして、凜と中に位して、たばね括りと成せ玉ふ御事也、依て國常しなへに立が、至尊の職任と成て有と云ふことは、固より其中に在、惶思ふに、此柱字を翁の填給ふとき、こそ心肺を澄玉ふらめ、

神留坐之傳

神者天照太神也、留坐者寶鏡に御神靈を留させ玉ひ、代々の日嗣と同殿同牀にまします也、伊勢御師之口傳には、神留者天御中主尊、而天照太神配之也、

神漏岐神漏美命之傳

伊勢御師口傳曰、神漏岐神漏美命者、高皇產靈尊神皇產靈尊、是以皇孫之外祖兄弟配之者、古語拾遺、鎮坐傳記、以神皇產靈尊、為神漏美一也、卜部家以高皇產靈尊一為神漏岐、以神漏美一為天照太神諡號一也、垂加翁曰、岐陽神之稱、美陰神之稱、

口傳曰、高皇產靈尊、神皇產靈尊、天坐者造化之神、

こし祝詞の體、昔中臣祓の文法に效へり、一神の號として、命一字の文法をよしとす、事也、又一神の號にも、間に命の字有例、勝速日命、天大耳尊云々、

天御陰日御陰之傳

嘉謂、天御陰日御陰、是皇儀而表神道二者也、天御陰者、天御中主尊、高皇產靈尊之御陰也、日御陰者、天照大日靈尊の御陰也、皇天二祖、為皇孫一加護之、皇孫奉三行二祖之命、所謂上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心者、神籬嚴境、為此而建之、

口傳曰、中臣祓、天御陰日御陰止隱坐之、止の字に心を付べし、神武天皇敬慮何事も皇天二祖の冥助により、安國と御宙知食すと也、御孝心知べし、上は下を恵守り、下は上を惶尊む事也、神籬之大事在レ此矣、秘訣有之

太諄辭之傳

嘉謂レ之、天津祝詞太諄辭者、心口誠之言也、誠云麻古騰、天津祝詞太諄辭之略語也、此大中臣氏之口傳也、天津祝詞者、未レ言之詞、太諄辭者、已言之詞、此卜部氏之口傳也、按、祝詞者宣其時、由其事、宣申也、非レ有レ一定之詞、矣、延喜式所謂天津祝詞太諄辭、皆其時事者也、

四神之傳

中臣祓、四神極秘也、以垂加靈社之秘卷、寫之、

地坐者氣化之神也、天御中主尊者、鎮高天原に所レ坐、大元の靈神、高皇產靈尊者、於高天原一萬物を化生する神、神皇產靈尊者、靈降て生物之魂となる神也、故に造化にて云ば、神漏岐は高皇產靈尊、神漏美は神皇產靈尊也、舊事紀の天神紀には、高皇產靈尊、神皇產靈尊、二神共に在す、御人體にて云ば、神漏岐神漏美併て高皇產靈尊一神之號なり、地神紀には、高皇產靈尊一神政事に與り給ふて、神皇產靈尊不レ與レ此義一也、岐は陽、美は陰也、陰陽の徳全備る人をさみと云ふ、王公君ともに、さみと訓し、尊稱とする是也、神漏岐神漏美の漏は助語也、神陽、神陰の義、畢竟神さみと申尊稱也、高皇產靈尊一神也、神代紀一書に、神高皇產靈尊とも申也、

高皇產靈尊、天照太神を皇天二祖と稱奉ること、神武紀に明白也、政事を輔佐し玉ふこと、神代卷に密なり、神皇產靈尊政事に與り玉ふ證、諸書に不見、神祇官八神殿に、神皇產靈尊與り玉ふは、八咫鳥の瑞、姓氏錄、神皇靈錄に出たり、一謂、神皇產靈尊を女神とす、然るに、此神の子孫系圖等に見ゆ、男神分明也、中臣祓、神留坐、神漏岐神漏美命を以て云は、皇天二祖の御事也、中臣祓は神武天皇へ奏し玉ふ神代の古事也、神武紀の發端に、昔我天神高皇產靈尊、大日靈貴、此靈尊原瑞穗國ニ而授我天祖彦火瓊杵尊とある、則是也、天御陰日御陰の義也、神皇產靈尊與り不レ給事、此等之證文にて知べし、又中臣祓には、神漏岐神漏美命と、命の字一字有て、一神の號勿論也、延喜式祝詞部に、神漏岐神漏美命と記し、或又神漏岐命、神漏美命と記、又は有家々之異說、一神とし、二神とする故也、然

漸織津姬、天照太神荒魂也、日也、三女神之内、湍津姬命是也、邊津鏡也、

速秋津姬、天照太神荒魂也、三女神之内、市杵島姬命也、瀛津鏡也、右二鏡者、田心姬命、一鏡之分作也、

伊吹戸主、止由氣皇太神荒魂也、天御中主靈貴、水氣、神也

也、天御中主尊者、則寶珠也、

速佐須良比咩、土藏靈貴、土生金劍也、素盞鳴尊者、

大戸之道尊也、速佐須良比寶神者、大苦邊尊也、此神

道土金秘訣之口傳也、四神者畢竟玉鏡劍也、是極秘也、

左男鹿駒牽之傳

鹿はしかと聞食せと云こと、駒はこまかに聞食せと云縁語也、凡神書如此類多し、文字に泥み、義理を深付るは、正意に背也、

八耳之傳

嘉謂、卜部口傳云、首曰レ戴、目曰レ見、耳曰レ聞、鼻曰レ嗅、口曰レ言、身曰レ動、手曰レ捉、足曰レ踏、能戴曰レ首利、能見曰レ目利、能聞曰レ耳利、能嗅曰レ鼻利、能言曰レ口利、能動曰レ身利、能捉曰レ手利、能踏曰レ足利、八能皆謂之利、而聞之訓與利同、耳之訓身皆之略訓、耳

利者勝利也、八耳之名此之謂也、社云八知、神知八方之謂也、八者神道所貴之數、八者天地渾沌之全體、所謂神人守混沌之始、山嶽集傳記此其由緣也、

玉籤集卷之八

玉木正英謹記

十種神寶之傳

口傳曰、瀛津鏡、邊津鏡とは、元本體之鏡が一つ有て、其働きに付て、瀛津邊津と云ふ、瀛は深し、邊は淺し、鏡の明に照す事の淺深に付て云、又瀛都は天上を照す鏡、邊都は地下を照す鏡也、八握劍は、八は四方四隅全體を云、握は權威をすべ握るを云、劍は金氣劍徳也、生玉、死反玉、足玉、道反玉とは、元本體の玉が一つ有て、其働きに付て云、生玉は生々之元氣、生ていゝる玉也、死反玉とは死玉也、然ども祈禱に用る故、死を反して生ず也、仍て死反玉とする也、足玉とは玉の満足る也、不足なきを云、道反玉とは、玉の朽去んと

するを引反すを云、魂を反し本づくる也、玉が悪方へ走るを、善方へ引反す故、道に反す玉と云也、蛇比禮、蜂比禮、共に比禮は金氣劍徳也、蛇比禮は蛇の針也、蛇は下に居もの、下を惶れつゝしむべしとの教也、蜂比禮は、蜂は上に飛もの、上を惶れ慎むべしとの教也、蛇を先にして、蜂を后にするは、陰陽升降之義也、品物比禮とは、品物は萬物也、廣く萬物比禮有事を云、則天子之寶冠是也、比禮を以君を覆ひ守る也、能君を輔佐し防護は臣下の任也、品物に比禮有事を云て、萬惶れ敬むことを示す、鏡、玉、比禮、共に陰陽を付説也、品物比禮は、君の寶冠、君天下萬物の比禮を統玉へり、寶冠は君を覆ふ器物、君を覆ひ防護るは、臣下の任也、十種神寶は品物に止る、十種之義、自從抄審也

十種神寶祈禱之傳

十種神寶の圖、紙に書き、四方にたゝみ、上を又別紙にて包、糊にて封じ、上に十種の名を一々記し用ゆるなり、又金銅の小板に、十種の圖を彫付、上を絹綿に包、祈禱之時、右十種を机上に、一より十まで次第に並て置、拍手して攝掌し、其所るべき品を、天津祝詞太祝辭を以神へ申上て、屹と心を凝し、雜念なき時に、第一を瀛津鏡と唱

て、手の内に握り、兩手を組合て、右旋りに振也、旋す時、一二三四五六七八九十と唱へ、振旋すなり、一、一旋り、二、二旋り、三、三旋り、以上十旋り振也、振終て又瀛津鏡と唱へ、屹と心を凝して祈念し、瀛津鏡をもとの机の上へかへし置、次に第二邊津鏡を執て振、品物に至まで皆初度の儀に同、十種終て攝掌し、唱曰、

そらへて ならべて、いつはり さらに たね、ちらさず、いはる をさめて、こゝろ しづめてと祈禱、拍子して終る、祈禱終て、十種を袋へ納置也、口傳曰、十種を振時に、心を天地一ばいにし、心身共に動搖し、天と共に運轉して振也、進居云、三、心、し、まを、つ、に、傳、説、る、に、

十種神寶守之傳

紙を四方に切、一の所を圈を瀛都鏡と屹と唱て畫く、二の處は邊都鏡と屹と唱て畫く、一の方より二三の方へ旋らし畫く、次に一より十迄畫、次に年號月日、官位姓名祈禱と書、次に紙をたゝみ糊にて封じ、兩手の内に握り、十種を唱へ、一二十迄唱振て、そらへて、ならべて、を唱へて、屹と加持して、守として帶也、小圖十は、朱、を以書也、◎圖略す

天上皇太神宮紀在之十種之御神寶狀、○——○本書有之十種圖形、

八關道翁物語曰、垂加靈社十種祈禱行ひ玉ふに、何も封じたるものは手に取玉はず、右手にて空中を屹とつかみ、瀛津鏡と握り取て、左右手を組合せ振玉ふ、一より十迄皆同じ、扱今日は何の寶にて感を得たり、今日は何に感有と度々仰有て、此祈禱は成就、是は不成就と、預仰事ありし也、誠に一として相違なかりし也、誠に神人と云つべしと、常に物語有し也、

三種太祝之傳

吐也普也、加身也、依身外、女賜也、寒也、言也、神也、尊也、利也、根也、陀也、見也、宜也、唱也、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥、者也、波羅伊玉、意也、喜餘目出玉也、

口傳曰、玉は八坂瓊也、矛は劍也、神は鏡也、三種を以明に善見賜て、くるりと所殘なく拂賜清賜ふなり、

五文字守之傳

五文字法、聖德太子二相大悟卷中有之、弓兵政所秘

傳之事也、七日内外清淨、毎日讀中臣祓、唱三種太
祓、其間不淨之心起、則吐之於言而祓之、第七日封
之、其上書神垂祈禱冥加正直八字、此五文字法也、
正與三種太祓相合者、口傳有之、

口傳曰、紙寸法、竪五寸、横二寸五分、上之方劔形に
切、◎圖界、

守書内、雜念起て書たる守は不可用、書終て竪
に折、疊て糊にて封じ、上に神垂祈禱冥加正直と書
也、其上を大和錦にて包、糊にて付て、上方を劔形
に切也、小き守に封するは、竪二寸五分、横一寸五
分に紙を切て書べし、板札になりとも書べし、然る
ときは、左右に神垂、祈禱、冥加、正直と書、上を錦
にて包べし、

此守、皆の天邊、甲の胸板、太刀の柄頭へ封納る也、五兵白及
の災を除く、若川上敵陣、川下味方陣にして、川上より毒を流す
ことあらば、此守を矢に結付、川中に立れば、忽毒消る也、又高
津神の災、高津鳥の災、昆虫の災、疫病、萬邪、危厄災難を除靈
驗著明なり、
謹可信、

神體之傳

聖箱、金尺五寸四方、高さ八寸、但外法、蓋は打付、檜の
三分板にて作る、外を大和錦にて包み、金銅の板を札

外御箱の上を、覆衾にて覆ふ也、茵疊を略し、磐坐に
安置たるも有、又御箱の御帳臺を内に安置するもあ
るなり、
凡神禮无一定之法、鏡、玉、劔、弓、石、神、幣、笏、札、
枕之類、或空坐、其例有之、

垂加靈社御聖之事

銅にて箱を作る、蓋は四方の側より少内へ下て、底は
四方の側より少上へ上て作る、蓋と底との中央に小
方穴あり、穴の大き柱の太さ也、箱の中央に櫛で五分
四方に削り、御柱として立る、柱の長さは箱の高さ同
寸法也、柱の上の方、蓋の上は也上に切かけ有、下
は底へ出たる所にてせんを指穴有、柱を立て後底へ
せんをさして、蓋の取ざる爲、又柱の抜ざる爲也、御
箱の内へは、清き神山の赤土を取一ぱいづめ、中央に
は柱を立て、土を納、蓋を覆て後に柱を立て、底にせん
をしめる、柱の上の木口に心字を書、箱の表に靈號を
彫付る、

八鹽道翁曰、土を納る時、假に別の柱を立て、其外を
亦土少計しめし、得と堅くつき、假柱を抜捨て蓋
を覆ひ、後に本柱を立て、底にせんを指、終に柱の

にして神號を彫付、箱の表に打付る也、箱内へは靈社
神山の清き埴を取て、箱内へ一ぱいづめ固むる也、蓋
を覆ひ打付て、上方を錦を包、糊にて付る、聖箱之坐、
方六寸五分、高さ二寸の二重坐也、坐上に大和錦を四
方にして鋪也、聖外箱、金尺外法八寸四方、高一尺二
寸、檜板厚三分、蓋は落し蓋也、蓋に上より三寸五分
下りて圓穴を明る、圓徑八分、外箱の外を大和錦にて
包む、或白木にても用ゆ、聖箱と外箱との間、櫛枝木
綿を付立る、四分に立る也、外箱の上穴より上の方に
鎮繩を引、木綿及櫛の小枝を付る、御箱の下、疊茵を
敷く、
聖及外箱寸法、強て右の寸法に泥むべからず、大小心
に任すべし、小き社ならば相應に作べし、覆衾は白き
生絹にても練絹にても縫合て覆べき也、
御聖は大和錦にて包、御札は金銅、或木、神號、靈聖、
或神聖と書く、
外御箱、大和錦にて張、或白木にても、
茵疊、大和錦、或雲襦、高麗等、
茵表、白平絹、或白綾、繡菊唐艸有、或无、繡、裏濃打
の平絹、縁は大和錦、或は綾錦、雲襦等、

上の木口に、心字を謹て書也、此度の赤土、吉田齋
場所の後、八神殿の後に在赤土を取て調たる也、此
神體は、直に垂加靈社御指圖にて、靈社御存生之
時、信直翁封じて、遷坐勸請は則靈社の御宅葺屋町
下立賣上の町東側にて祭をし、靈社若坐有しと也、
祭主は信直翁也、其後下御靈社内に社建立有て、
遷し祭られたる也、此時も靈社若坐し玉ふとぞ、其
時も祭主は信直翁也、其後故有て伴の社をた、ま
れたる也、公邊よりの御構にても、吉田家よりの構
にてもなし、別に故有事也、今は此御聖、下御靈末
社、猿田彦社の中に假に安置する也、正月廿二日
鏡開の神事、二月廿二日祭日、十一月廿二日火燒神
事、毎度神供は靈社御好にて、田作二尾、燒鹽、神酒
計、質素を尊玉ふ故也、此神事度毎に、忠彦靈社の
像を席上に掛て神供を獻る、是埴津靈神の家臣友
松勘十郎也、靈社の道の友也とぞ、靈社神鏡裏形
のこと、山麓に鳥居有、其内に老人烏帽子淨衣を着
し、梅花の枝を婦人に與へ玉ふ、婦人跪て謹受る圖
也、山は日吉山、婦人は靈社母公也、靈社は日吉山
王の申し子なり、母公靈夢の感有て孕み玉ふとぞ

り、其靈夢を神鏡の裏形とす、是又靈社命する所なり、

預箱の下に坐有、上を衾にて覆ふ、外箱は二方屋根の小さき火藏也、前に開戸、錠金物あり、

遷宮式

先假殿を造る、大小心に任すべし、前に御階有べし、内に神坐を設、或は板にて牀を作、板の四方に小穴を開、榊枝を木綿を繋ぎ、すき間なく四方に立る、假殿の神坐に、御璽の箱を安置す、其側に案を立、神寶を飾る、

片半屋之事片早

假殿より本殿迄、片半屋を作る、柱を立、屋根は片なだけ計也、至て軽く作る也、仍片早とも云也、下には板を敷、板の上に葉薦を敷、其兩端を竹を二つに割て、所々を釘にて打付る、薦上に白布を敷、所々紙捻にて薦へ結付る、風に吹取れぬ爲也、假殿の前には葉薦を敷滿、片半屋の左右、及假殿、大殿、共に白幕を二重引也、或本殿の廊、祝屋のりやなどには、内の方には絹の五色の大幔を引、外には白幕を引也、略義ならば幕一重引べし、片半屋を略すれば、必錦蓋を可引用、雨儀に

る紐を付る、濃組紐也、張て掛て上に帽額張、帽額表大和錦、裡濃打の絹、夏冬同じ、右帳臺の後に、屏風を立る、

錦蓋之事

帳臺を略すれば、錦蓋を覆ふべし、骨は白木、或黒漆に塗べし、八角に版手有、上は大和錦にて張、水引を垂る、絹也、裏に鏡を付る、鏡面下を照す、夏冬共差別なし、

屏風之事

屏風六枚、表は絹張、畫有、祝縁は錦、大縁小縁有、裏は緋色の綾、紋小葵、朱塗のふち金銅の金物、

茵之事

疊の上に茵を敷、茵は表白綾、繡は菊唐艸、雲形、五色の糸を以繡、或は繡を畧するも有、裏は濃打の平絹、縁は雲采也、神社大倭錦可レ然也、

帳臺を略すれば、濱床を設、其上に茵を敷也、小社なれば一向帳臺、屏風、几帳、錦蓋、疊も略して、濱床の上に茵ばかり敷也、又茵も畧すれば、大和錦を四方に切て可敷、

御簾幌之事

は茅蓋を可引用、雨儀ならば、遷坐の時に臨で兼薦布を用べし、御神體渡御の外、布の上を不可踏、

本殿御装束之事

本殿の内に御帳臺を立、大小は社の大小相應に作るべし、尤御璽之大小も可心得事也、帳臺は檜にて作、白木、或黒漆に塗也、天井は組天井也、天井の地板を白綾にて張、或白粉にて塗、下に臺坐有、上下共縁二重見ゆる、但天井縁、坐縁共也、柱は四方也、十二本、或は八本立る、十二本なれば、隅に三本づ、八本なれば、隅に二本づ、帳臺、御神體一坐なれば、四方にてよし、御神體二坐三坐を一帳臺に安置すれば、横へ長く作る、厚さは疊の厚也、疊二帖敷べし、疊の縁は雲欄也、然ども神社には大和錦を縁にすべし、帳臺の縁、上下とも金銅の金物有、柱にもさか輪金物有、上の方天井縁の下、長押に帳たりつばの金物有、つば四方同帳は、冬は表練綾、裏は濃打の平絹、紐は帳に同、夏は生絹、白糊張、表裡同じ、白粉にて卯花を畫く、紐は帳に同、紐の繪は夏冬共蝶鳥也、夏の帳は、裏表端を捻て重ね合する也、棹通有、帳の上の方を折返す、五色の糸を以、三針さしに縫、兩方糸の餘をあはち結にして垂る也、上の方に帳臺に掛

御戸内に御簾を掛る、御簾内に幌を掛る、表白綾紋、小葵、或絨物大和錦、或平絹、裏は濃打の平絹、夏冬は差別なし、表は紀二所付二筋也、几帳の紀を付る如し、棹通し棹有、棹は楢丸、小平めに、紐を上二所付る、

壁代之事

壁代は白絹を縫合せ、四方及内外障の間などに掛る、組紐有、幌の如し、棹通し、棹有、上に紐を付て、長押の釘に掛る、壁代は大概畧する也、神社四方のはめ柄の内の透間より、内障の透間より、内障見へざる爲なり、

遷宮次第

先祭主以下盥嗽著坐
次祭主以下身會貴祓有、神官一人散供、人形、解繩、大麻於葛籠蓋仁乘、祭主乃前仁置、祭主散供於散須、左右左解繩於解、左繩、右繩、人形仁息於吹掛、大麻於取、身鉢於祓布、神官祓具於徹、次祭主假殿乃前仁着座、拜揖如レ常、榊枝取進、御戸開如レ常、或御戸開なし
次假殿仁且神供御酒於献、暫時有且神供於徹、
次神寶渡御有、神寶渡御之時、本殿の内へ一人進入、神寶を納じ、立文に記す、御劍一振は假殿に留り、神寶を渡す、神寶多ければ、召御神體遷坐の時、一所に渡御する也、
次庭燎御燈於消、一人は本殿の階下に伺候して、御殿を守、一人は假殿の階下に伺候して、御殿を守、

次祭主神取、再拜平伏志呂警蹕於唱布、

祭主覆面、手袋、木綿襪、御蹕奉仕
の手長、皆覆面、手袋、襪を可掛、

次御動座、神躰於衾仁呂覆奉利振奉留、

御躰重ねれば、手長昇奉る、此時御舟に乗奉る、舟は板の四方に縁
を打て、内に糊を敷たる物也、片早あるは、蓋を覆ふに不及、片早
なくば、綿蓋を覆ふべし、雨
備なれば、茅蓋を覆ふべし、

一人神木綿取、御先被、

祭主警蹕の時、本殿に伺候する者、本殿の御戸開、御座を巻、襪を
掲、階下に下、平伏すべし、神體渡御の跡に、假殿に伺候する者、假
殿の御戸を閉、階下に伺候し守るべし、神體御座敷多ければ、渡御
の度毎に御戸開閉あるべし、又一度に御舟に載て移奉ることあり、
祭主の可任心、御蹕坐終て、本殿の御座敷に垂、御戸を閉、但敷
は不加、各階下に伺候すべし、此間に覆面、手袋、襪などを可掛、
○御殿の内に假に燭を燒、箱に入置也、私に御躰の御安
置の様子を窺奉ること也、終て燈を徹す、是故實也、

次庭燎御燈、

次祭主進豆、御戸開如常、神木綿付取て、御戸前を左右左
置、御戸を開也、御戸
開閉共に各可平伏、

次神供於獻如常、

次神酒於獻如常、

此間神樂於奏志、神馬於牽、

次祝詞於讀如常、

次神供神酒於徹如常、

次御戸閉、各平伏、鎖於加布、祭主階下仁呂再拜、

次退出、各退出、

右神躰之傳、非垂加靈社神躰之事、遷宮式、其外遷
宮之故實口傳、八鹽道翁口授之旨記之、神靈を神
璽へ移し鎮奉る事は、筆に及難し、仍口傳に存す、

痘瘡禁厭之傳、社傳也

吉日を撰み、小兒を沐浴させ、加持する人も沐浴し、
謹で修行すべし、

先清き白木の三寶一膳に、土器二枚、敷輪にのせて左
右に置也、酒瓶二つ設也、

次小兒に向て中臣被一返讀、小兒人嫌せば、次間より小兒に
向可讀、拍手も心得て可拍、

次に小兒の肩を脱せて、後にして着すべし、被串にて身
躰を被清むべし、次に小兒の脊へ三方を居、酒を注べ

し、男兒ならば左の土器より盛、女兒ならば右の土器
より盛べし、三献注べし、次に拍手、八神殿之神號、大

直日命之神號を唱へ、痘瘡禁厭玉へと祈念加持して、

直に男子ならば左方土器の酒を祭主の右食指に少計
付て、小兒の脊の第一推の骨上に、瀛津鏡と唱加持

し、七八九十と唱て振也、次に右方土器の酒を指に付て、
七八九十と唱て振也、次に右方土器の酒を指に付て、

第二推の骨上に、邊都鏡と唱へ加持し、七八九十と唱て振也、次に右方土器の酒を指に付て、

付て、手を組合、一より十まで振、次左、次右と十種

神寶を、第十推迄悉封じこみて、加持し振也、振終て

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と加持し、

次に拍手して、痘瘡の患崇なく、无病息災、邪氣近づ

くことなく、壽命長久と、紙も女子ならば、次に清紙

を以、小兒の脊を拭ふべし、次に土器の酒を土器共に

清き土地に埋む、或は川へ流すべし、紙も女子ならば、

先右方土器の酒を第一推に付、次に左方土器の酒を

第二推に付、次右、次左と一より十迄付、十種神寶を

封じこみ、振て加持する也、

一より十迄振加持すること、男女共同し、寒冷の節ならば、小兒の
脊に別衣服を打掛て、酒を付る時左手にて衣服を襲、右手にて酒
間は衣を覆ふべし、

雷除守之傳、一位公通
神傳

桃樹の東へさしたる枝を、立春の節分夜、日不切取、

切取、清水を以洗清め置、守を封する時は、潔齋神

事して認る也、紙を四方に切、先五文字の守を書、次

に中央に意富加武津美命と書、右方に伊弉諾尊と書、

左方に岐神と書、其側に高津神乃災、雷神乃災於、科

戸乃風乃天八重雲於吹拂如久、朝風夕風乃朝霧夕霧於吹

拂如久、祓賜比清女巨賜邊と書、次に伴の桃枝を、長さ

紙の内へ納る程に切、守一つに一本宛巻込、糊にて
付、上に雷除守、神垂、祈禱、冥加、正直と書、上を錦に
て包、神枝木綿を取て警蹕ひ、右の三神を封じ祭り、中
臣被三種太祓を讀て加持す、或神供神酒を獻り、祭て
後に守袋に納め、又は家の棟柱等に掛る也、

天兒屋命五十五傳垂加靈社正傳

八鹽道翁直授相承

玉木正英謹書

右玉籤集八卷、予所藏本也引用書各以原本校合畢、明治四拾四年九
月廿六日、

玉籤集終

三種神器極秘傳

三種の神器は、神璽、内侍所、寶劔と申す、神璽は八坂瓊曲玉也、内侍所は八咫鏡也、寶劔は草薙劔也、日神より皇孫へゆづり玉ひ、天子御代々のみしるしとして、御位の守りとなり玉ふ也、この三種は、天地開闢の前にそなわり、開けては明らかにあらわれ、天地と窮りなく、みち／＼てある也、日本書紀開卷の始より、皆此三種之ことはり備りてをる也、其渾沌如雞子、溟滓而含牙とあるは、渾沌は水火分ぬ前、妙合の所也、これ水は玉也、火は鏡也、含牙て中に立てある、その牙は劔也、先／＼に三種具る、天地の間、天鏡尊在す故に日月明也、天地日月の運行は、玉劔之徳也、その照り明なるは鏡の徳也、伊弉諾伊弉册陰陽二神へ天神より瓊矛を賜ふとあり、これ陰の潤陽の芽を瓊矛と云、瓊は玉、矛は劔也、自凝島之成るは、劔の金氣よりしまりて成る也、その瓊矛の照てあるは鏡也、凡三種は天地萬物に具る、天地自然のことはりを形にうつし玉ふ、日神の御心をこの器に封じて、天子御

代々の御璽とし玉はんと思召ところ感應して、おのづからあらはれ出たる天物なり、それを則ち封じて授け玉ひ、萬代の御璽としたまふ也、八坂瓊之曲玉は素盞鳴尊の日神へ獻じ玉ふたま也、この玉は素盞鳴尊へ羽明玉の捧げられし玉也、八は八方全體渾沌の數、坂は平坂、高胸坂の坂也、瓊は赤色玉、是心之色也、則ち玉は心にして、心は火徳也、これによりて高天原と云も、高は胸の中にして心の上を云、天は間にして、心は則ち玉也、原は腹也、故に天子御即位の時、天子を玉とし、鏡劔斗を捧ること也、元々集に詳に見へたり、元々集に曰、至三三種寶物者、正是傳國之神璽、无物之可比方焉、或云二種、或云三玉自從、書紀の異説、具列于上、謹尋神皇傳受之素意、三種之寶、缺一則不可也、上古之世、神與皇、同床共殿、官物神物、又无分別一矣、人皇第十代崇神天皇の朝、漸畏神威、同殿不安、即六年奉遷鏡劔於別宮、神與皇之初也、更造鏡劔爲護身之璽、八坂瓊曲玉者、自從而不改、常知有深以也、三種をそなへて置たまふは、天子の御徳なければ、此三種の神徳にて天下を治め玉ふ、御徳あれば共に合て治め玉ふ

こと也、これ秘傳至極也、又曲玉と云は、この玉の徳にて、天子も天下をめぐみ玉ふ也、曲玉は圓形なり、玉は水徳にてまろがれにして恵うるわしく温潤の徳有、則天子の御心にして玉の徳にて位にいます也、八咫鏡は日神之天の岩戸に入玉ふ時、御正體をうつし奉る御鏡也、これも諸神至誠を以て日神の出御を祈り、その感應より天のなせる御鏡也、天にて造化之日輪、人體にて日神の御正體、べつたりと一つなり、八咫は八寸にして、圓形也と云り、尤八寸ほどあるといへど、その寸法にはよらず、八と云に傳あり、倭姫世記に入頭と、鎮座傳記には八花崎八葉形とあり、則内宮御正體之小底の鏡也、八花形は日輪八方を照し玉ふ御形也、日光の天地八方へ照徹て光のさす形也、鏡の徳は萬物を照してかきさす、正直の神體也、天子向ひ玉へば、日神の玉體このかきみの中に在して照徹らせ玉ふ、吾を視るが如くすべしと宣ふなれば、今天子の御身上こゝにてら／＼とうつりて、私なく正直の政をほごし玉ふ、人々に朝毎に鏡を執て見て、善惡明にうつる、鏡の明に照り、吾形のうつると相照して正直也、天地清明天鏡尊也、草薙劔は、素盞鳴尊の

出雲にて大蛇を斬玉ふ時の、其尾よりあらはる、天物也、日神に奉り神寶としたまふ、素盞鳴尊は金徳に過て暴くたけき神也、故にこれにをははれて惡事をなし玉ふ、然れども天性清明にて、土金の徳至り、劔もあらはれ、献じ玉ふ劔は決斷のことはりにて、智慧のさばき也、元より金氣の立て、土金のつゝし御身の守り也、十握劔は天地八方の數也、八握は八洲をにぎるつかにて、握はつかむの訓、權柄をさると云と同じ、古語拾遺曰、即以八咫鏡及草薙劔二種神寶授賜皇孫、永爲天璽、所謂神璽也、矛玉自從、即勅曰、吾兒視此寶鏡、猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、この矛玉自從とある、極秘のことにして大切の語なり、古語拾遺、鏡及劔とあるは、舊事紀に、天宮命捧天璽鏡劔とあるをうけて二種を出せり、然れども及の字は、鏡の内は劔はこもる義也、次に寶鏡斗を出せり、其時は矛玉は内にこもる也、上の矛玉自從は、此鏡の下に入て見べし、御鏡は御姿をうつしとめて形見に残し置玉ふゆへ、こゝにて鏡が主となる也、今の世の形見と云も此縁也、◎信哉按、鏡を邦語に、イカミと云ふ又按、太古鏡の無かりし時には、水を以て影を寫せり、古今集に収むる大歌所御歌のひるめの歌に、さゝのくまひのくま川に駒さめて暫

し水がへ影かだに見むこよめる以て證すべし、因て想ふに、及はこもると云義也、又玉を主とすれば及鏡劍とあり、所により主ちがふ、然れども劍を主として及とあることなし、三種一つにつままる、玉につままる也、鏡を主として云ふことは、我主として宣ふゆへ、御かげをすぐらうつし玉ふ、これ御形見を本として、二つはそれに従ふとなり、三種の至て大切はこゝにあり、日本書紀には、此御鏡の所に、矛玉自從が及の字にてこむなり、日本紀には、八坂瓊の曲玉及鏡劍とあり、又手持寶劍祝曰とあり、玉を主とすれば、及の字にて鏡劍もこめて見べし、御鏡斗の所は、矛玉自從にて見べし、三種各一器に皆三種の徳具である也、十種神寶は饒速日尊へ授け玉ふ、その十種も三種につままる、三種も亦一種につままる也、饒速日尊を天降し玉ふとき、十種をさづけ玉ふは、臣位を傳へ玉ふ也、瓊々杵尊は生れながらに徳すぐれ玉ひ、御名の如く三種の徳自具り玉ふ神也、故に三種を授て天位ゆづり玉ふ、十種瀛都鏡は至て深く照す、沖のふかきか如し、邊津鏡は照すこと軽く、磯邊の淺が如し、八握劍は八方權威を掌握に持て、天下の柄を取る、生玉は生々萬物の

いきている陽の玉也、死反玉はまがつた陰の玉也、反の字は祈禱に用ゆ、足玉は玉があつても此に滿たらねば用に立す、道反は善道へ取て反す處也、蝮比禮は下を慎む也、足下に蝮有つてさゝんかと、油斷するなご也、上より萬民を恐れ慎義也、蜂比禮は上を慎む義也、空を飛ものゆへに、下より上を恐れ慎義也、品々物比禮、ひれは金氣也、品々云は、金氣を引すへて云、冠は覆ひ守る也、天子の頭を守るもの也、九つのものを寶冠につめて君を覆也、十種は臣下の任にて、それを一つにあつめ、冠にして天子を覆ふ也、十にて數終り、又一に始る、一ツニツ三ツ四ツ五ツ六七八九十とふるへ、ゆらくとふるつて、生々としてやまぬ也、この十種、又三種につままる、三種又一の玉につままること深秘也、三種の徳を以て天位をたもち、天下をしらしめす也、玉のうるはしき御心を以て天位に居たまひ、あまねく四海にみつる也、鏡の明なる正直の正體を以て天下に望み玉ひ、劍の決斷を以て天下を平げ玉ふ、この三種皆玉一つに備りつゝまりて一つの玉也、玉は一元氣也、天地の成り始めも、一元水の徳よりなる、萬物皆一元水のうるをひより生

じ成る也、人も一元の精水よりむすびて成るぞ、其精汁のうるはふ元は玉也、萬物の魂にして眞體なるを、一水の徳を受けて續命の術を生ずとはこれ也、大海の中に一物有と云も水のこと也、續命の術は物を生ずるの道也、瑞八坂瓊之曲玉を九宮に捧ぐとあるもこれ也、捧九宮とは、水氣のあらはるゝ所也、是水徳國狹槌の場也、丸きものは内空なり、吹玉などの如し、始あをうなばらのなれる、これ水徳の玉也、それより國土人物なる也、九宮は天地わかれず、混沌の時を云、水徳の玉を捧て、そこで水徳にて天地開け、萬物生々してやしなはるゝ也、玉を天に捧るとは、陽徳の火氣を以てあぐる也、天にさへげて、この元水の徳をむすびて萬物生ずる也、此一元水徳は則外宮豐受太神也、御饌津の神とも申す、この一元水の徳を以て五穀生じ、萬民之身命をつぐ也、御饌津は食をけと云ふ、則水氣の略訓也、されば神璽之玉、一元水の徳につままり、劍鏡も一玉にそなはりてある也、天地自然に備ることほり、この三種の器に封じて存し、天子の御護りとなり、御敬みとなりて、天位御長久也、人々この三種の相傳を受るときは、則今日

日神より天兒屋命へ御傳受の所也、敬て聞き、心に思て、三種のことはり萬物にそなはり、吾一身にも具りてある所、天人唯一の道、常にかへりみ、三種の道にたがはざるやうにと、深く畏れ敬むべし、右之秘決者、自垂加翁、傳授正親町公通公、出雲路信直丈、玉木正英傳受之、傳予、故予考之、詳書之者也、

享保丙申仲秋日

跡部光海翁

三種神器秘傳

傳曰、十種而三種、三種而二種、二種而一種也、瀛都邊都、一之鏡也、八握劍、蝮蜂、品物比禮、一之劍也、生、足、死反、道反玉、一之璽也、一之鏡、一之劍、即是一之神璽也、高天原是腹心也、心在腹上、亦云高天原、神則心靈、以玉表之、其明處以鏡表之、其嚴處以劍表之、

元々集曰、至子三種寶物者、正是傳國之神璽、無物之可比方焉、或云三種、古語拾遺云、或云矛玉自從、古語拾遺、謹尋三神皇傳受之素意、三種之寶、缺一則不可

也、上古之世、神與皇同、床共殿、官物神物、無三分別、矣、第十代崇神天皇、漸畏神威、同殿不安、奉鏡劍於別宮、神與皇初也、更造鏡劍、爲護身之型、入坂瓊曲玉者、自從而不改、當知有深以也、又曰、踐祚之日、獻神璽鏡劍之文、是乃寶玉自從之義也、若然者、未嘗離歷代帝王御身之靈璽也、神武天皇御即位の時、天宮命鏡劍を奉るより以來、今に於て天子御代々此例を用玉ふ也、玉のことなきは、御心身則玉也、故に玉體と申奉る也、崇神天皇の時、大和國笠縫邑に社を立て祭り玉ふ時も、鏡劍ばかりにて、玉は内裏に留め置たまふも、玉體一致の玉なれば也、上有道則三種靈德在玉體、上無道則三種靈德在於神器焉、雖爲無道之君、傳賜神器、即是有德君也、此神器與玉體合一、無分別故也、

置けば、男女のかまひは無之、天照大神は女帝ゆへに、此例を以日本には女帝を立ること多しと云説あり、誤り也、武烈天皇は悪事の多き帝なれども、三種神器を備へ置て、大伴金村其節の體を考る内に、崩御の後、大神の御子孫を尋出、越前國より繼體天皇を迎奉り、神器を授奉りて御即位をなし、四海安全となるも、皆此神器の靈德也、

正親町公通卿御口授に云、

三種神器の傳は、畢竟玉一つにつまる事也、此心のなりを、すぐに形にして出したるものなり、玉は物を恵み出す德にして、先づ玉のすき通りて明なる所、鏡也、玉のきつめ畏べき所ある則鏡也、是玉一つにつまる所也、矛は柄の長き物なれど、丸くすれば則鏡也、矛玉自從と云も、玉とばかりあげて云へば、鏡矛がつきそふ也、鏡ばかりを上げて云へば、玉鏡がつきそふ也、劍を上げて云へば玉鏡がつき添ふ也、

傳に曰、三種神器の根元は、神代卷曰、古天地未割陰陽不分、渾沌如雞子、溟滓而含牙とあり、是根元也、まろがれる所、萬物の生氣を含む所の明なる德具る故に、開關しても日月明かに照し玉ふ也、牙は劍

の德也、是三種の神德、開關の前に具る、故に開關の後も、此神德の顯れ出る也、それを大神、天人唯一の德、天子御代々絶ぬやうに形に具へ置て、御代々護身の神璽となし、日本を治め玉ふ事也、

右雖爲極秘之傳、而會津中將源正容公、信我國一尊神道、守土津靈神之御德、依御深志、傳授之、慎勿怠矣、

跡部 光海翁
源 良 顯
享保九年甲辰五月吉辰

右三種神器秘傳傳冊、以東京帝國大學史料編纂所藏本令謄寫、雖有不密、依無類本不能校合、明治四拾四年五月三十日、

三種神器極秘傳終

神道問答 一名和漢問答

或問、山崎敬義の儒學は群を挺たる事、世の人の知れる所なり、然るに我國の神道を學び、晩年に至りて、儒道よりも尊信ふかく、門人へも教られし事、いかなる故ぞや、儒道は聖人大中至正の教なれば、これにまさりたる事あるべからず、我國は東夷なり、中國の尊きに勝れる事もあるべからず、昔よりいひ傳るを聞に、何として日本の國は物毎に中國よりおとりて、文物不盛、典籍も少く、聖人も生れ給はず、道理を説にも禮儀を立るにも、何となく淺はかに、平假名を以て傳ふる風なれば、其信仰おのづから不篤、上古より神道とて、朝家より地下に至るまで其傳之あれ共、何としても禮法は中國を學び移し給ふ事のみ多かりき、とにかくに此國の中國におとりたるごのみ思はるゝは如何、

答曰、手が昔おもふ所も、今又いましの問所に同じかりき、數十年の間、其疑晴さりしに、近年神の道、山崎垂加翁の傳へを源良顯君より傳り奉りて、朝夕思ひ

を豊葦原の妙なる道に移し、心を中津國の平なると
はりに感じてみれば、昔の思ふ所はひたすらにあや
まり過來し也、夫天地のうち、いづれか親なからん、
いづれか君なからん、親をいとおしみ、君にまことを
つくし、萬代の天地と共にかぎりなくかはりなきに
あらざれば、誠の忠孝の道、神聖の心にあらず、抑日
本の國は、伊弉諾伊弉册二柱の神聖、天の御柱を立給
ひしは、則天地のかたよらず平なるの道にして、中津
國動なきもとなり、これより天照太神あらはれさせ
給ひて、御心のめぐみうるはしきひかり、六合の中
に、天地と共にかぎりなくいよまひ奉りて、天が下の
君とならせ給ひしより、ひとつ日嗣の、今日までも動
事なく、此比の御即位までも、かけまくも同じ太神の
御心のてりとをらせ給ふものならず、その道の御教
は、猿田彦太神、高皇產靈尊、天兒屋命、太玉命、村雲
命、傳へましゝて、中津國の人を教導き給ふより、
今にたえざる御事也、天が下何れの國か、君たる道是
に及べるや、子たる道、いづれかこれに及べるや、臣
たる道、何れか是に及べるや、水土清ければ其ことは

りも亦清くして、人の心極めて正直なるがゆへに、天
地開けはじまりしより、久堅のけふに至るまで、天地
あらためかはることなきは、ひとり大和の國也、まこ
とに神聖のみことのごとく、豊葦原中津國にし
て、萬國にすぐれたる事疑なし、此國の外、中國とい
ふ事をしらす、此國を東夷といふは無稽の事にして、
忌憚事なきころ、恐れおほき事なり、西土は天地の
改めかはる事、すでに三十たびに及べり、然れば君を
改ることも三十たび也、親を改る事も三十たびなり、
そのうへ、近年は韃人に國を奪れ、あの大國の人一
人も韃人を主人と仰がぬもの、なきはいかなる心ぞ
や、たゞ聖人十人計も生れ給ふにて、あの恥ある國の
名を揚て、其疵をおほひ給ふものなり、されど其國が
らあしきゆへにや、聖人といへども、常用る事なり
給はずして、やむことを得ずして悪人と紛るゝ程の
權道をなし給ふ、されども聖徳ゆへに其光はかけ給
はねども、あはれ日本の國にむまれ給は、あの權道
は必なし給はじ、西土に生れ給ふは、聖人の不幸也、
西土の文を見るに、帝堯は下民の舜をあげて天下を
傳へ給ひ、其子にはあたへ給はず、其比二十二人の賢

臣と聞へ侍りしも、皆君をわすれて舜にしたがひ、堯
の子をばをのがともがらとせし事は、いかなる忠教
の心ならむ、不審し、舜の子の時も、またかくのごと
し、その事を物知人にとへば、皆これ堯舜聖徳の妙な
りと云ふ、それを聖徳の妙としていふかる人もなき
は、いかなる國ぞや、こゝを國がらのおしきしるしと
知べし、よく眼を付べき所なり、日本の國にて
は、いかなる賤山がつまでも、かやうの事をきいて
は、かへすゝ勿體なく思ふべき也、殊更に湯の桀を
放ち、武王紂をうち給ふは、天地非常の變化なり、さ
ればこそ徳にはづる事ありとはいへり、孔子も又湯
武順天應人とは、いかゞしてほめ給ふや、皆是西土
といふあしき國がらによりての事也、其ごとく君父
をわすれやすき國なる故に、湯武の改め給ふが、一入
いやなれども、萬民塗炭におちぬる事のためだけに
れば、猶更けもの、國になる故にこそほめ給ひつれ
共、日本に湯武ほどの聖人下にあらず、桀紂程の惡王上
にありとも、決してあのごとくなる放伐はなし給は
じ、孔子も日本に生れ給は、又湯武をほめ給はじ、
皆是西土に生れ給ふが聖人の不幸なり、日本にては

武烈天皇の如きあしき君ましゝて、其よつぎたえ
給へども、忠臣大伴の金村公のごとき有て、繼體天皇
をはるかの北國より迎へて、天位に仰ぎ奉りぬ、武王
ごとも、孔子のいまだ善をつくさずとの給ふを聞給
ひては、紂を伐給ひし事は後悔あるべし、されば伯夷
の首陽にうへしことは、孔子も快くもの語し給ふな
らん、思ひやるべき事なり、又國號も代々かはる事、
心得がたし、國號は、その國の治りしはじめより、自
然と神聖の徳を以て其號をなほり傳ふるはずなれば
其時の帝の心々に國號を付らるゝは、わたくしなる
事也、是も國がらのおしく、帝王一姓の正脈にて治ら
ざるしるしなり、さて西土はいかなる事にか、心のお
くれたる事を恥とせざるの國なり、たとへば宰相た
る人、罪ありて獄に下り策られても、またもとの位にの
ぼりて事をとりさばくことあり、周の大王の如き、小
を以大に事るとて狄人に事へ、後には權道なりとて
其國をすて、去れりけり、論語にも載せし所の、陳文
子は、傍輩に君をうたれ、その仇を報る事わすれ置
て他國へ去りぬる事を、孔子も清しとゆるし給ふ、遠
伯玉も、傍輩の君を亡さんとする謀をきいて、しらす

ぬ體にて其席を去し事、君子なるかなとはめ給ふ、曾子も武城の太夫のもとに居られける時、寇盜の來れるを見すて、さらされにけり、此皆聖賢のゆるし置れし事は、皆その國がらに付ての事なり、日本の國には常の民にもその恥はしれり、是にて日本の國のまさりたる事を知べし、朱子の明叙を以てさへ、武王紂をうてる後、微子の賢あり立べしと門人の問ければ、先生眉をひそむる事あるや、皆是生れし國がらの清からざることは、是非もなければ、わざと黙したるものなり、蔡沆が、堯舜は父子之衰也、湯武は君臣之缺也といひしも、こゝろよくいひ出せる事にてはなし、やむことを得ずしていひしものなり、かへすく西土の國がらは甚あしくして、聖人のかげばかりにて、あの恥をおほひたるものなり、孔子晩年に春秋を作り給ふも、亂臣賊子のおそろゝために作り給ふ、亂臣賊子のひたすら多き國なる事知べし、日本の神は、西土の聖人よりも徳化の厚き事をしらすんば、たとへば數卷の經書をそらんじ味ふといふとも、忠孝に益なきことをおもひしるべし、又假名の和訓は淺くし

て、漢字の文は尊く覺ゆること、あさましき事なり、詞は心のさき出る花なり、心明かなれば、其ことば味あり、文字の形は其國々の相じるしにて、其うへ漢字はいひたならぬことのみにて、多く註を加えざれば明ならず、和訓は一字片言にても、其ことはり早くさとれり、詩に作る歌によむことにて、其志の詩よりもはやく通じ、やすくささる事にて、知べきことなり、和訓をあさく思ふは、心に功を用ざる人なり、心の開る所は明かなる事、和訓にあり、漢文にもまた移しやすし、和訓の清らかに轉化するは、此國水土の清くまろがれの性を得たるゆへなり、さて日本の國は文物の不盛とは、かつて此國の道にうとき人のまうし事なり、中葉より西土の法うつりて、我國の禮とまじはり來れり、たとへば此國の櫻は花もたへに、諸邦にすぐれたるを珍しからずとて、異邦の李を用るがごとし、西土の飲食は肉を用て専とす、庖厨を遠ざくといひながら、重をおひ、遠きにひき、人の力にかはるなる牛を殺して食とする事、いかなる不仁ぞや、小學を讀みたる人は知べし、飲食の節といふ所にのせたる文は、日本の國の土民とても用がたき禮法なり、

器をひとつにして、より合て食し、くひあまりをもとの器にかへすがごとし、又おやの衣服を洗ふにも、足にてあらふとのせたり、主人の食する器にても、ぬりものさゝなどにあるものをば、そのまゝ食て洗て、また主人へ用る事なり、秦の王猛は桓温に對して風をひねりて當世の務を談じ、宋の王荊公は衣垢け共あらはず、面あかつげともあらはずとぞ、いづれも官祿高く名あるものなるさへ、かくのごとし、文物いづこにありやいふかし、禮記にのせたる料理の用やう、かへすくもいさぎよからざる事なり、又典籍の日本の國に少くなりぬることは、蝦夷の亂に多く亡ぬれど、その残りし書も今は傳へ來り、その後此道に明かなる人書傳へをき給ふ書もおほくして、やつがれも見聞しなり、家々に秘して出さず、神道衰へ世に行れざる書おほきゆへ、世人我國の書は少きやうに覺、神代の文字ありといへども、知る人まれなり、我國には神代より文字なし、夷狄に同じと嘲る者多し、是も無稽の詞なり、近頃俗說辨に、我國は文字なし、神職の家に、神代の文字とて書るは、皆道家の符字也と書り、それもまた無にあらねども、正しく神代よりの文、

字傳へ來りて有、又古語拾遺の序を引て、なきの證とするは、いまだ詳に考ざるの過なり、忌部廣成の家に傳らすと見へたり、神代卷口訣に、神代の文字は象形也と忌部正通は書おかれし、是を考ても知べし、中臣祓は神武天皇御即位の時、天種子命、祖父兒屋命より傳へ來る所の中臣祓を書てさゝげ給ふ、是すなはち神代の文字なり、然るを厩戸皇子漢字にかきあらためられしと也、又常磐の大連の書改られしともいへり、神代の文字にて書し書卷有し事、日御崎社記にもくはしく載てある事なり、神代文字の始りは、大己貴命、濱千鳥の砂の上にあとをつけしを見て、造り出し給ふといへり、その傳多くある事なり、凡儒學ばかりして、我國の神道正傳を學びざる者は、あやまりおほし、中村惕齋は世に名ある學者にて、和漢の書を詳に見たれども、神道を明らかにしらざれば、尊む事おろそかなり、ちかき比、姫鑑といへる書世に行る、これ惕齋の著せる所なり、其中に二位尼の事を賞美して書り、三種神器を私に西海の底に沈めし事、神明の罪人にして、忠孝の大義に背り、是を賞美して書るは如何なる道ぞや、又佐種姫を賢女と書るも大なるあ

やまりなり、不忠不義のしわざ成を賞美するは、こ
れもまた如何成道をや、如レ此の類おほしといへ共、
略してあらはさず、まづ神代卷神武紀を本として、忠
教の誠を味得たらんには、西土の文もまた、此國此
人の助ごならん事必然なり、もしさあらずば、西土
の文にて、却て此國の人の生れ得たる神恩、あだにす
たれなんこの、おもひはかりあるべき事なり、

寶永七年庚寅仲冬日 重垣翁識

辨護園議垂加先生

夫先生之道之大、識之高、未容輒議之也、近有二
書梓行、題曰護園隨筆、大給某之所著也、其中議
先生曰、予十四時、從先大夫流落南總、獨自讀
書、未嘗聽世師講說、及值赦還、而見世講書
者、別有一種俗學氣習纏繞也、皆與予所見不同、
訪之則前年有開齋先生者、首倡朱學、先是諸儒莫
有能攻國洛學者、而及開齋者出、海內靡然嚮
風、凡為經生者、皆其餘流、然其人始逃禪而歸於
儒、逃儒而又歸於巫祝、其於聖人之道、實無所

見者可知焉、

辨云、噫是何言乎、君子於其所不知蓋闕如也、今
指先生曰逃儒又歸於巫祝者、知而言之乎、不
知而言之乎、夫先生之所學者、我國神聖之道、
而朝廷之授受、萬世之模範也、其為道也天人唯一、
而三種神器宗源清明正直純粹、雖以異邦之數聖、
而有不及於我國之德化者也、日本西土、風氣
雖各有異、而其道自然有妙契者也、而先生之所
學亦是也、其說具於日本書紀、中臣祓、及朝廷之
舊記實錄、伊勢之舊記、卜部家之所藏諸國神社之
所記、公卿以下家々所錄、廣大精深、未易窺測
也、護園實得窺之乎、又臆度而言之乎、若有所
得則其議不至於此也決矣、今護園乃何人斯、敢
指朝廷列聖之道、以為巫祝、而忘忠孝之大義、
誇文字之微伎、豈學孔子者所宜言哉、忠與敬
兩失、道與學共迷、謗聖言、謾朝廷、孰甚焉、且
以神道為巫祝、則孔子所謂知禘之說者之於
天下、如示諸掌乎者、及朱子所謂祈雨祭土
地、文載在文集、歷々可見也、是亦為巫祝而可
乎、逃禪歸於儒、乃英才間氣者所為也、雖程朱

之大賢、初年未免於斯也、朱子亦有丁此無為
法之句、及萬古長空一片心之險、而逃之者所當
仰也、而今反似乎病之者、最為可疑、神儒之道
既有妙契者存焉、故先生之學、必先我國而不
廢異邦、今急欲詆先生、而以逃儒為言、則未
免追狹之病、不知逃字何所當乎、大抵儒生不
講神道、槩論不法、何不忌憚之甚乎、

先生作世儒剃髮辨曰、世儒剃髮、是其黨之俗、而
非天下之俗也、護園非之曰、此天下指我國、而唯
中國得稱天下、亦緣平生常言所稱而誤、

辨曰、是以我國自賤也、是指斥乘輿也、不敬孰
甚焉、舍人親王著日本書紀、非我國之正史耶、其
書稱堯舜之國為西土也、且天照太神勅曰、豐葦
原中國、吾子孫可王之國也、非有我得私也、
蓋有深意也、固非埋頭異邦之書者所能識
也、

護園辨仁齋謂、伊川始以仁義禮智為性之名、最
為謬妄、引韓詩外傳、白虎通、韓文公原性曰、皆足
以見仁義禮智信謂之性者、自漢唐已然、又併考
諸左傳劉子語、以推於孟子引詩、有物有則、及仁

義禮智根於心、則性命皆以理言者、自古已然、而漢
儒皆有傳承也、嗚呼開齋不識韓詩白虎通、而
稱原性為始、仁齋併原性不識、而稱伊川為
始、皆目不識古書、而適欲開口談古學、多見其
妄爾、

辨曰、今護園無所見於性、而徒比並古書、以議
先賢、其學識亦止於此爾、夫韓子以仁義禮智信
為性、是韓子所以度越諸子也、即朱子之說也、
如今所議、則朱子亦目不識古書、而開口談古
學、多見其妄者也、其於性理之說、既如此、備侗
汗漫、他復奚論乎、

護園又曰、如此方稱倭、本非佳稱、故本邦自以和
代之、而近歲學者頗識稱本邦為本朝者為非、
而不識和比諸倭、反為雅名云、

辨曰、國號之有深旨也、彼固不得神道之奧義、
而徒爭和倭二字之間、則見其昧于我國之道也
甚々矣、既得窺其奧義、則其為和為倭亦相通、
字書有倭字為敬貌、為順貌者、其所謂倭非佳
稱者、可謂無稽妄論之甚也、

護園文戒和習、護園先生之作文曰、如近思錄序、

在致知力行之二、當作在知行、詳察文理、倘去致力二字、則於存養實貫二者、之旨相去遠矣、夫何輕於言耶、

近思錄序又曰、何北山著發揮、恐微言未析也、議園議之曰、是似懸度語、其議如此、特見無用、力於經典、其他所論、未免囿於詞章、爾、

又曰、有牧養潛先生者、叩之以持敬之方、曰、唯安心于臍、為近之、予始疑其不經矣、徐而思之、人之精神周流乎一身、而其本在是焉、凡持敬者之傷於急迫、皆不知是故也、然中華書所不道、因而思之、此中華此方性質之所、以殊歟、予學華音、字々句句皆自臍、和語則否、又驗諸畫圖、華人與此方之人、其形貌所以不同者在是矣、因稽於聖人書、足容重、聲容靜、頭容直、氣容肅、立容德、頭頭必中、山立時行、盛氣顛實、揚休玉色、及行不舉足、車輪曳、圈豚行、端行頤雷、皆是物也、又古來黃鐘為樂本、亦有關係是者、乃知養潛子之不吾欺也、故齊以諗學者、凡中華此方之不同者、豈皆此焉、此廼其大者、

辨曰、設園謂安心于臍、為異邦書所不道、可

謂疎庵也、朱子答門人、教以著心於臍腹、夫持敬之方、莫詳於敬齋箴、而不取臍腹之說、別述調息箴、言呼吸由臍腹者、真有意思也、是非深用力於敬者、則難與語此、夫聲音之出自臍、和樂之傳、由來既尚矣、且有安坐呼吸之傳也、今言和語否者何乎、且我國朝禮、足容、手容、聲容、皆有典禮之存、今以臍之異、論我國不及異邦者、是亦不講神書之過也、凡學者不徒為異邦之望、而得為我國之用、欲能曉吾先生之學、果有大功於國家也、夫理者天下之公共、固不待予辨之、而可西可東者、世已不少、則深畏誤先入予之辨之、亦不待已也、

右光海翁之所辨也、故蒙命以書焉、
正德五年乙未三月下旬 源 安 崇

辨一儒者為學之說

夫自天地始開、上古聖神、繼天立極以來、大中至正之道、自傳自來、萬世之久、千萬國之遠、宇宙古今、一揆同轍、或雖東夷南蠻之相隔、而有血氣者、莫

不尊信焉、而其效出於天、其實具於己、三綱五常、日用當然之理、巨細精粗、至明至著、如日月之繫天、山川之布地也、是則所以極天無墜、而百姓日用而不知也、蓋知之者為知、不知者為愚、能之者為賢、不能之者為不肖、知之能之之至為聖人、不知不能之至為禽獸矣、是理也、前經舊典、綿綿歷々、固不待區々淺陋等費餘贅矣、

辨云、此乃天道之自然、人道之當然、所以萬代不易者也、此理不惟異邦之聖人發之、而賢以為止、異邦之聖人、而片言不及我邦之神聖者、所謂日用而不知也、我邦之道、與異邦之所謂繼天立極、大中至正者、實以為有異者、只我邦為無四子六經之簡帙重大也、其亦不講日德之過也、然世之博覽宏才不為少、而知此者幾希矣、彼訓詁小道、固不足論、或雖宗孔子、學朱子者、且於是非真妄之實、不明辨之、則輒主張井蛙之見、或直阿異邦、或妄美我邦、相與侮罵擯斥、甚則至如怨讎、何夫意必之甚耶、

辨云、阿異邦者、與妄美我邦者、皆非也、而妄美我邦者其罪眇也、君子不知為不知、今言吾

不阿吾不妄美、而專讀異邦之書、絕不講我邦之書、以一一不接目為見識之高明、是亦非意必之甚耶、以此觀之、則我邦之書、異邦之書、於其當講者、兼講之者、幾無意必之私、自負一定之誇也、

夫道不可有二道、教不可有二方、則豈爭自他之唯雄乎、惟唐虞三代之傳、鄒鄒有宋之學、則天人合一、體用一源、所謂建於天地而不恃、質鬼神而無疑、是乃天下之正道、天下之定理、至哉盛哉、若一毫異於斯者、皆誣天自私之術、非異端而何、非邪法而何、華而尊之、則固其所、而夷而尊之、則以夏變夷之賜、先王之澤所以為無窮也、因是觀之、則千萬國之規、千萬歲之矩、決莫可疑者矣、然則無華無夷、王公皂隸不可不尊仰矣、

辨云、既曰道無二、教無二、則不可爭自他之雌雄、而賢槩排斥我邦之道、此亦自踐其過也、賢以以此論、天竺南蠻權輿、則當矣、若以此槩論我邦之道、則不孝不忠不信不義、其罪決不可遁、天地之一罪人也、世人往往讀書以反重其過者、可畏之甚也、不知無學也、夫我邦之道、天人唯一之正

統、日月之真德、渾沌純粹、赫々明々、生此邦者、同蒙其澤、今不惟不講其說、而反槩以異端邪法論之、嗟可嘆哉、文舍筆錄曰、宋太宗召見蔚然、問其國王一姓傳繼、臣下皆世官、因歎息謂宰相曰、此島夷耳、乃世祚遐久、其臣亦繼襲不絕、此蓋古之道也、中國自唐季之亂、寓縣分裂、梁周五代、享歷尤促、大臣世胄、鮮能嗣續、朕雖德愍往聖、常夙夜寅畏、講求治本、不敢暇逸、建無窮之業、垂可久之範、亦以爲子孫之計、使大臣之後世襲祿位、此朕之心焉、垂加先生曰、大宗謂中國唐季之亂、豈惟唐季哉、秦漢以下皆然也、推而上而極言之、則庖犧氏沒、神農氏作、神農氏沒、黃帝堯舜氏作、湯武革命、若我國寶祚天壤無窮之神勅、萬萬歷々焉、則六合之間、載籍之傳、譯說之通、所未曾見聞也云々、賢已生我邦、得免爲異邦之天地、易處革命之民、然而於國神深厚之恩、恕不介意、吐醜言以非之、讀之至使人流涕、夫君臣一壞革天命、人不知其祖、不敬其先、至殷士虜敵將灌於京、殷士何面目至此反覆乎、忠孝兩闕、可思之甚也、且以夷稱我邦之誤、垂加

先生丁寧訂之、如以夷稱之、則是以己身爲禽獸也、於是不少用其意者、非小失、請痛加究察、予嘗有志於此學、而資稟暗昧、未得錙銖釐毛之驗、是吾憂也、然所希非記非詞、只要識我經術關鍵緊要端之而已矣、蓋修己治人之方、我道已全備焉、則何他求之有乎哉、辨云、其論學術之志、可謂善矣、然如前論至使人流涕者、何能有治人之望乎、又言我道已全備、不假他求者、賢可用頂門一針之病處也、夫執不假他求之學、而此方或至用湯武之權、則不忍言言之甚也、如平日不知此邦之道、而祭鬼神、則瀆鬼神、神怒不可測、不講此邦之道、而治人、則人忘其本、反覆不可測、毒國家也決矣、宜深慮之也、所謂經術關鍵緊要端的、果何用乎、且異邦之聖人、所未發者數多、而我國言鄉談、相傳親切、簡約明白、決不可不學者也、我黨有習合儒神者、予未窮其旨、則固無可妄議之理、竊意其道或有髣髴者、不如吾道之宏濶廣

大也、彼道或不倚四子六經而自足、則非吾所知矣、彼秘奧閉匿之教、雖一不傳、而道之公共、豈有他家之私乎、彼道實與我道契、則固無言焉、如不同則非道矣、非教矣、

然可見其大綱、只不說與欺妄不信之徒而已、實於國史大典、不少用其力、殊不可曉爾、夫學之要在知至善之所在也、所以深探聖經而窮其理也、辛卯仲呂日

辨云、神道自神道、儒道自儒道、而有自然之妙契、今言習合神儒者非也、我邦之神聖、異邦之聖賢、未始與天地不同、是以自有妙契、爾其地其時固不同、不用相俟而後立教、故神書不倚四子六經、而其道其教已赫然、故講神書者、獨說神書而足、不俟習合之也、賢言實與我道契、則固無言焉、此何等之言乎、如我邦之道與異邦之道、妙契符合、則必先我邦、後異邦、相輔相明而可也、今言雖曰假合同、獨學異邦之道而足者、則其偏執爲何如乎、上古神道之盛、遍布廣施、中葉舍人親王、著日本紀三十卷、以布天下、何隱之有、神代卷則其首卷也、中臣祓則律令格式之始、而自上古歷々傳來、人讀家誦、後世胡佛盛行、動則習合之、故傳神書者、重其說、秘其旨、固非一家之私、其他隨學者淺深、教不躍等者、儒書亦然、雖然朝廷之規模、宮社之祭典、存舊章者、顯

一儒者熟復辨論數日、伏讀辨批、更無所開口舌也、然有未安者、夫聖賢所以爲聖賢、全在忠與孝、今若辨批、則湯武之爲聖人、亦皆乖忠孝之大義、孔子憲章之亦非也、而四書六經皆爲無用之

正德元年辛卯九月二十一日
重垣翁源安崇敬辨之、

言、未レ得レ曉然發_レ蒙、
 安崇曰、不_レ然也、窮_レ經最難、不_レ亦可乎、孔子曰、泰
 伯其可_レ謂_レ至徳而已矣、又曰、周之徳其可_レ謂_レ至
 徳而已矣、均稱_レ至徳之際、自有_レ次序也、於_レ是
 可_レ觀_レ其微旨也、故又曰、謂_レ武盡_レ美未_レ盡_レ善也、
 又曰、伯夷叔齊求_レ仁而得_レ仁、且作_レ春秋以寓_レ王
 法、朱門有_レ問曰、有_レ微子之賢可_レ立、先生嬰_レ肩、
 蔡九峯承_レ其統、亦曰、堯舜父子之衰也、湯武君臣之
 缺也、此聖賢相傳之密旨、精蘊之所_レ存也、惟彼邦
 自_レ五帝建_レ國以來、盛衰不_レ一、易_レ姓受_レ命、汚俗濁
 習、一弊不_レ止、其來尙矣、雖_レ有_レ數聖迭興、終不_レ革
 命、則不_レ措、吁痛哉、孔子之爲_レ大聖、朱子之爲_レ亞
 聖、精蘊之可_レ觀、只在_レ微意之存也、以_レ此觀_レ之、則
 使_レ孔朱生_レ我邦、則賤_レ革命之權也決矣、讀_レ四書
 六經者、果識_レ之則明_レ忠孝之大義、得_レ聖賢之至
 情、能益_レ其身、能益_レ其國、可_レ謂_レ善讀_レ之者矣、
 非_レ神國之徳化、而其誰能知_レ革命之非_レ乎、垂加先
 生之於_レ儒書、發揮親切之妙、其淵源可_レ從而知也、
 賢其深思_レ之、一儒者默然曰、退深體_レ究之也、

辛卯十月日

安崇謹書

垂加先生於_レ神儒之道、洞究_レ精蘊、從遊私淑之士、各
 充_レ其量者甚衆焉、世之宗_レ孔朱者、亦莫_レ不_レ信_レ先
 生之經術淵源者也、然至_レ於神道之說、則非_レ惟不
 信_レ之、却嘲_レ之者亦有也、夫一心無_レ二用、斯人而有_レ
 斯學、又奚疑、彼議_レ神道嘲_レ先生、如_レ譏園隨筆者、
 噫甚哉、其實味_レ于神道、而妄議_レ之、疎_レ格致之學、爲_レ
 無稽之言、非_レ真有所_レ見者也、故以_レ譏園隨筆辨、并
 和漢問答、附_レ文集之後、著_レ明先生之學未_レ可_レ輒議
 云爾、

正徳乙未季秋日

友部安崇

右神道問答一名和漢問答二冊、原藤原學堂贈本也、以東京帝國圖書
 館藏本合併寫一校了、明治四十四年八月二十四日、

神道問答終

神道初傳口授

垂加靈社曰、道者大日靈貴之道也、而教者猿田彦大神
 之所_レ導也、

垂加靈社は、山崎敬義先生のことなり、會津故左中
 將正之卿の賓師にて、伊勢流の神道を正之卿へ傳
 へ玉ふ、正之卿は元より吉田卜部の傳へ、神籬磐坂
 の極秘までを、吉川惟足翁を使にて、吉田兼運卿よ
 り許されたまふ、其傳へを又正之卿、惟足翁よりし
 て垂加翁へ傳へ玉ひ、伊勢吉田合せて大成し玉ふ、
 正之卿は土津明神と祭り、會津に御宮あり、垂加靈
 社は京の下御靈社内に祭奉る、

神道と申すは、天照大神の道なれば、大日靈貴の道
 と云、道主貴の道と申ても同じ事也、貴とは天が下
 を治めたもちたまふを云、天津日と全く御一體に
 て、天が下を治めさせ玉ふ也、然れば神の道と申す
 は、日の御徳を仰ぎ學ぶことなり、目當とする所、
 天津日にてまします、天地とても、日の出玉はんと
 て、あの如く開け玉ふなり、異國の道とのちがひめ

は、根元爰にあり、それ故日徳をよく辨へて、是に
 叶ふ様にと學べば、冥加を得て、萬善を身に持、一
 身より家國天下まで皆脩り整ひ、太平の化に叶こ
 となり、其日徳と申すは、第一に神璽、寶劍、内侍所
 の三種の御寶に備り玉ふ、神道脩行は三種を目當
 とし、祓祈禊も此を目當とすれば、必其驗あること
 なり、さて其日徳に叶はんとねがはば、猿田彦大神
 を祈り奉れとのことなり、此神は慎みの神なり、土
 金の神とも申奉る、導の神とも申す、導は滿引にて
 潮の指引の如くに、人を指引教へ玉ふことなり、伊
 勢の書に、此神の神徳數々載てあり、御宮は石壇に
 て、内宮の瑞垣の際に立せ玉ふ、天地も人も唯一の
 ことゆへ、國土の土金しまるほど、日月の光り精明
 にならせ玉ふ、人も身を慎めば心の日徳明になる
 ことなり、よつて土金の傳と云を受て脩行すれば、
 心身しまり神やどり玉ふことなり、土金は慎みな
 り、天地も慎みにて立玉へば、人體もとより土金に
 非れば、心身を持くづして立ぬことなり、不敬不直
 の者へは、日月の光り移り玉はず、それを根の國に
 入と云て、甚きらふ事なり、日月の御分體の光り吾

心身にましますを護立奉るが神道の脩行なれば、
かりにも利害の心出、又は名聞つくりの心出、道
を脇にするは心を穢すなり、丹き心になれば禍を
轉じて福となし、神慮の御恵みを蒙ることなり、
大織冠鎌足公曰、我神道以天地為三書籍、以日月
為三證明、

大織冠は、今の太政大臣の如し、此神道は天人唯一
なるものと云ことなり、儒書などには、天人合一
と立て、唯一とは云はず、唯一とは天人べつたりと
一つと云ことなり、それゆへ天の事を以て人のこ
とを説き、人のことを以て天を説き、べつたりと
どかはり無と立玉ふなり、世上では佛法の雜らぬ
を唯一と覺へたるは、淺はかなることなり、それは
云にも不_レ及ことなり、書物とては天地が直に書物
也、神は目に見へぬといへども、證據證明の驗は、
即ち毎日國土を照させ玉ふ、日月は人目に仰ぎ形
にふれて、明白實正の神體なり、天地を書物とは何
ぞと云へば、つくづくと看よ、渾沌の誠は直に天地
のまゝなり、寒暑陰陽時をたがへず、一草一木まで
も筋を取ちがへ、種を取ちがゆることなく、花咲實

のり、水は必潤し、火は必燥かし、晝夜の長短、分度
の違ことなく、萬代不易の誠は、直に書物なり、其
誠其神體は、元より我身に御鎮座ましくて唯一
なれば、土金の脩行怠るまじきことなり、
託宣曰、日月巡四方、雖六合並照須止、實波照正直乃
頂遊、

是は大神宮の御託宣なり、一面に國土を照し玉ふ
日月にましますも、泥水には影の移らぬが證據
なり、鴨の長明、天の安河の傳を受けて知たる故に、
石川やせみの小川の清ければ月も流れを尋てぞす
むと讀たり、水すむゆへに月やざり玉ふとの意な
り、物を乾すにも横に日のあたる所は干す、正直の
頭より外は神やざり玉はず、正直と云は別に傳書
あり、毛頭私意作爲なく本心のまゝなるを正直と
云、正直は神の好ませ玉ふことはなし、
又曰、神垂以祈禱為先、冥加以正直為本利、
神の垂とは、神の御恵みの下ることなり、神は恵ま
せ玉へども、人の方より祈らぬ者には便なし、わざ
とは祈り也、祈る心は誠なれば、神の恵がしでか
かり下ることなり、冥加とは、神慮を冥と云、神慮

に叶ことなり、正直にさへあれば神慮に合との意
なり、垂加靈社と云も、此文字を用玉ふ、神垂祈禱
冥加正直の八字を一生是を守て忒まじとの御誓も
あり、さて北野天神の御歌に、祈らずとも神や守
らんと讀玉ふを、會津の土津靈神説せ玉ひて、祈ら
ば猶更守り玉はんと宣ふ、可_レ尊ことなり、◎信哉云、
此歌をかく解したり、
固より如此なるべし、世俗はあしく讀て、祈らずにすむ
と云は、甚心得そこなひたるもの也、

日本姫命曰、左乃物乎右爾不_レ移、右乃物違左爾不_レ移、左
_レ左右_レ右、萬事無_レ違志且、大神爾仕奉禮、

日本姫命と申すは、垂仁天皇の皇女にて、伊勢の齋
宮に立せ玉ひ、雄略天皇の時まで五百餘歳御長壽
にて、兩宮の伊勢へ御鎮座も、此命の御一代に成就
ならしめ玉ふ、左り右とは日本禮儀の始めなり、伊
弉諾尊伊弉册尊、御柱を巡り玉ふより、男神は左よ
り巡り、女神は右より巡り玉ひて、大八洲成就まし
ます、日月の運行も、日は東より巡り始玉ふは、左
より旋也、月は西より巡り始玉ふは、右より旋る
也、此巡り違はせ玉はぬゆへ、四時行れ萬物成就
す、よつて神拜も亦上を拜するにも、左右左を笏又

は扇を以て振ることなり、日は左り、月は右なり、
君と親とは左なり、臣と子とは右なり、左の手に持
たる物を右へ移しかへず、右の手に持たる物を左
へうつしかへずとは、日月を尊び、君臣の道を守り
父子、兄弟、夫婦、朋友まで、上下順を守り、かりに
も逆にならぬやうにと、正直の道を守ることをも
_レ移と云、此左右を萬事にとりちがへず勤るが、乃
大神宮への御奉公にて、御恩を報ずると云ものな
り、

五部書曰、心乃天地乃本基、元元本_レ本、人乃天下之神
物也、莫_レ傷_レ心神、

五部書とは、神藏十二部の内の五部にて、禁河の書
と申して、宮川より外へ出さぬと云、伊勢の重き書
なり、心は人の心なり、人の心は天御中主尊の正統
より受て、天地の靈なる日月のやざらせ玉ふ物な
れば、天地の本基なり、元と云も本と云も、天御中
主尊にてまします、其大元の神を忘れ奉らず、汚し
奉らぬは、元めを元めとし、本を本とするなり、元
_レ元入_レ元初、本_レ本任_レ本心、とも出てあり、元來天
人唯一の神道なれば、尊_レ天神_レ信心さへあれば、元

めの初にも叶ひ、本の心にも叶ふことなり、人は萬物の中の神つ物なれば、心に天御中主尊舎らせ玉ふからは、黒き心出れば神を汚すことなり、黒き心を以て、此至て尊き天神を汚し奉らぬやうに、清く心を持ってこの御教なり、正直清浄へ立反れば、汚し奉ることなし、

忌部正通曰、古語大道而假辭於嬰兒、求心於神聖、忌部は氏、正通は名なり、神代卷の註を初て作られたる人なり、嬰兒はみどり子なり、みどり子の詞は淺くきこゆれども、極めて正直なるもの也、丁と和訓を漢字や梵語から看れば淺く見ゆれども、道の尊き神聖の御心は、中々外國の漢字、梵語の及ぶ所にあらず、外國の文字渡り、こびたる音をき、却て神國の詞、和訓の尊きことを知らぬゆへ、其惑を開けよのことなり、

託宣曰、人乃受金神之性、須守渾沌之始、故則敬神態、以清淨爲先、謂從正式爲清淨、隨惡以爲不淨、惡者不淨之物、鬼神所惡也、天神七代の終りに、面足、惶根尊と申し奉るは、土金成就の神にて、慎みの神徳也、天地の成就も、人

の成就も、此惶根尊の御徳也、そこを人に金の神の性さなごを受たる、とは申也、第六天神とも申奉る、元來此神より受て人となりたれば、其大元渾沌の始なれば、此神徳を守り、慎みを成就せよのことなり、守ると云ふこと脩行の肝要なり、渾沌の始に、一點の穢も無れば、神をいやまふしむ第一に清くせよのことなり、然るに清めのことには心得ちがへのあることなり、よつて神代紀に、中の瀬の祓と云ふことあり、清めとて毎日湯水を浴、身の垢をすりみがくことにてはなし、其子細を述玉はんとて、謂ふはの玉ふなり、清浄とは、正き道に従のことなり、けがれとは、悪き道へつき随ふを云、何はご身を洗ひ垢をみがきても、放心して人欲氣偏に引さるれば、大なる穢れなり、其心では神慮に叶はぬことなれば、清めの心得を取ちがへぬやうにとの教也、

右の外覺へて守るべき神語數々ありといへども、先づ此に載たる語を熟讀して、そらに覺へ味ひて、さて三種大祓、光りの祓、土金の傳を初に受て學ぶべしとの傳來なり、穴賢、

伴部八重垣翁識

右神道初傳口授授冊、以東京帝國圖書館本令謄寫一校畢、明治四十四年九月十二日、

神道大意

おそれある御事なれども、神道のあらましを申奉らば、水をひとつ汲といふとも、水には水の神靈がましますゆへ、あれあそこに水の神罔象女様が御座被成て、あだおろそかにならぬ事とおもひ、火をひとつ燈すといふとも、あれあそこに火の神軻遇突智様が御座なさるゆへ、大事のこととおもひ、わづかに木一本用ゆるも、匂々廻馳様の御座なさるもの、草一本でも草野姫様が御座被成ものをと、何に付角に付、觸るゝ處、まじわる處、あれあそこに在ますと、戴きたてまつり、崇めたてまつり、やれ大事とをそれつゝ、しむが神道にて、かういふなりが則常住の功夫ともなりたるものなり、まづさしあたり面々の身よりいへば、子たるものには、親に孝なれと天の神より下し賜ふ魂を、不孝にならぬやうに、臣たるものは、忠なれと下し賜ふ魂を、不忠にならぬやうに、ごごからごこまでも、けがしあなごらぬやうに、もちごこなわぬやうに、この天の神の賜物をいたゞき切て、つゝしむ

神道初傳口授終

守ることなり、これを經學でいへば、理といふことなるが、それを神様の詔度上に御座なされて、其命をうけ、其御魂を賜わりて、一物一物形をなすゆへ、内外表裏のへだてなく、いつわらうやうも、あざむこうやうも、けがしあなごらうやう、そこなひやぶらうやうもなきこと、詔度あがめ奉つりて、敬み守が神道の教なり、志をたつるといふても、此五尺のからだのついで間のみではなひ、形氣は衰へうが斃うが、あの天の神より下し賜はる御玉を、ごこまでも忠孝の御玉と守り立て、天の神に復命して、八百萬の神の下座に列り、君上を護り奉り、國家を鎮むる靈神と成に至るまでと、ずんと立とをす事なり、さるによりて死生存亡のどんじやくはなき事なり、若も此大事の御玉ものをもち崩して、不孝不忠となせば、生ても死ても天地無窮の間其罪不可逃なり、孔孟程朱の教も、かう云事なれど、風土おなじからぬゆへ、通事在中にたて、ごまかにいひまはさねば、切におもはれぬなり、道は神道、君は神孫、國は神國といふも、抑天地開關の初、諸冊二尊、天の神の詔をうけ、瓊矛を傳へ、此大八洲に天降玉ひて、かの瓊矛を詔度八洲の真中に

さしたて天柱となし給ひ、二尊その柱を旋らせられ、共にちぎりて天下をしらしめす珍の御子を御出生と詔度祈念し思召誠の御心より、日の神御出生ならせられ、二尊かの天柱をもて、日神を天上に送り舉たてまつりて、御位に即させ給ふより、天下萬世無窮の君臣上下の位足りて、さて日の神の御所作は、但父母の命をつゝし守らせられ、天神地祇を齋祭て、寶祚の無窮、天下萬姓の安穩なるやうにと祈らせ玉ふより外の御心なし、神皇一體といふも是なり、祭政一理といふも是なり、あなたを補佐被成、諸臣諸將も、上様のかう思食みことのを受て宣るより外なふして、兒屋太玉命の宗源を司らせらるゝといふは、その綱領なり、神祇官が八省の根本となりて、天下萬事の政これより出るといふも是なり、禁秘御抄に、凡禁中の作法、先神事、後他事、且暮敬神之敬慮無懈怠とあるは、この大事を記させ給へり、是より推していへば、諸臣諸將は中に及ばず、天下の蒼生までも上の法令を敬守て、背きたてまつらぬやうに、天地神明の冥慮おそれたつとびて、あなごりけがす事なければ、おきもなをさす、面々分工の祭政一理といふも

の、神道、神孫、神國とは、まつかういふ事なり、苦しき事は、上古神祖の教を尊び守らせ給はぬゆへと見へては、上はおそれあれば申奉らぬ御事ながら、下へ流の風俗、唐のみ讀て、却て我國の意はしらす、浮屠は信じて、却て神明は尊びたてまつらす、かの君上を大切になし奉り、冥慮をおそるゝやうなるしほらしき心は、殆どむなくなりたり、誠に可哀事ならずや、しかれども天地開關以來今日に至まで、君も臣も神の裔かわらせ玉はず、上古の故實もなをのこりて、伊勢神宮を初穂をもて祭らせ玉はぬ内は、上様に穀をめしあげ玉はぬの、伊勢奉幣、賀茂祭の時は、上様も圓座にましますの、僧尼は神事にいむなごの類あり、されば末の世といふて、我と身をいやしむべからず、天地も古の天地なり、日月の照監も今にあらたなれば、面々の黒心を稜清め、常々幽には神明を崇め祭り、明には君上を敬ひ奉り、人をいつくしび物をそこなわす、萬事すぢめたがふことなければ、おのれ一箇の日本魂は、失墜せぬといふものなり、餘所を見て怨みどがむる事なく、たゞ我志のつたなき事を責め、我心身のたいしからぬ事のみをうれひ、冥加を禱り

てあらためなをすべし、惣じて神道をかたるは、ひらたうやすらかにいふがよきなり、忌部の正通の、辭を嬰兒にかりて、心を神聖にもとむといへるが是なり、あのあさはかにあたなひやうなる中に、きつう面白うまひ意味がある、理屈らしひ事を甚だきらふ事なり、經學も本法はかうあるべけれども、儒者のしらぬぞきのごくなる、孔孟程朱の書をよくと熟讀し得るものは、定て此旨をしるべし、

若林先生述作

右若林強齋著神道大意一卷、以豫州宇和島宇津彦神社司毛山正長所藏本令贈寫、一校畢、

神道大意終

神道學則日本魂

聖倉精舍文雄撰

天成地定、陰陽造化、陶運轉穀、不以古今一殊其態、不以下遐邇一易其則、而吾邦母宇宙能比其盛焉、宜矣哉神國神道之名稱、特存諸風俗也、譬諸形體、如方寸神靈統屬于全軀也、耳目於視聽、支口於言動、各致其用、施其材、莫弗總攝於此矣、斯吾大祖國常立尊、所以建於天地樞紐、居於四極綱紀、而出群拔華、跨八紘、越六合、獨擅其美矣、或曰、國常立尊、造化大元之靈、而伊弉諾尊、伊弉册尊、氣化人體之神、而國精直繫之宸極命脈焉、安知其出想像臆度之見、而非杜撰孟浪之妄也、曰在昔一尊、始鑄皇極、天統不承、一姓以傳、無窮、與日月同照、極天罔墜、此自非國常立尊之所統、天地精靈之所鍾、曷以得之哉、

右一則

道在天下也、無處不到、無時不然、亘古今而不變、放四海而有準、然至於造太中至誠之極、盡仁義中庸之蘊、特吾邦中臣之道為然焉、唐虞之

隆、事業雖可見、文章雖可觀、禪讓之舉、醜醜醜倫、理泯絕之禍、馴致綱常淪教之災、湯武之世、治迹雖可稱、風化雖可嘉、革命之舉、造天綱解紐之厄、揚也維脫結之變、邪說之魁、暴行之首、孰大焉、而堯舜湯武、藹然自得、驩然以為、天地位焉、萬物育焉、後世解之為權、奉之為道、孔孟之明、程朱之智、狂於舊聞、牽於意見、不為之弗眩焉、遂至於謂仁熟義精之極、臣弑其君、父廢其子、莫往弗中、庸矣、世之可駭者、豈有過於是哉、浮屠絕仁義、廢禮樂、樹其教、彼以其害倫理綱常、斥之為邪說、毀之為暴行、然其要在中、庸、而暨乎其所謂造中、庸之極焉、則為弑君廢子、亡害其為道、其手段雖異、及其滅彝倫、廢大典、未嘗不也、若夫謂禪讓革命之舉、在堯舜湯武、則可矣、不然則不免我害之罪也、浮屠輩必言、接足于親首、入寂滅之域、乃可矣、不然則不免亂賊之咎也、彼以之容、其為可矣哉、彼亦知害其綱常也、予則謂、以入其域、應其時、可其為、可、則何不可之有、要之以其遐陬荒壤、偏氣方智故、顛倒錯亂、至于斯而已、固莫損其天地之靈、神明之祚、猶人受病也、不

害其元陽、則四支癱瘓、耳目聾盲、無損其軀命矣、故予教學者讀六經語孟之書、則以下充博學洽聞之資、知卿木鳥獸之名為期、勿費力於其蘊者、為是故也、

右二則

或曰、中庸也者、盡理義之至、究條理之要之謂、禪讓放伐、順天應人之舉、而盡仁極義之至矣、何以國脈長短、實圖沿革、論為、曰天地既成、日月星象不違其行、寒暑溫涼不後其時、卿木鳥獸不改其操、寶器一定、王子皇孫不革其位、臣庶黎民不失其職、萬古之前復如此、萬古之後亦如此、斯之謂中、斯之謂庸、與夫堯舜設教之國、篡弑為常、反復無耻、穹廡明堂、左衽黼黻、以華變於夷而已者、不啻霄壤、腐儒以天步少屬艱險、措議其間者、莽曹之徒、而固已不容誅矣、從事於道者、淺識局量、膠柱守株、無見于斯、往々不免巫祝之陋矣、可勝嘆哉、弟令儒生釋徒異端殊道之頑、村野夫賈販奴隸之愚、恫々欺々祈國祚之永命、謹紫極之靖鎮者、此謂之日本魂、予所以喁々然如此其不已者、實懼日本魂之教不著也、非好辯也、學者諒

附錄

右三則

附錄 學則問答

問曰、夫天旋地定、日月星辰、寒暑溫涼、時をたがへず行はるは、皆鬼神の妙用をなす國なれば、然れば西土天竺も皆鬼神の妙用をなす國なれば、いづれか神國に非るなし、其道なれば何れか神道に非るなし、然るを我が國のみ神國と覺へ、我が國の道のみ神道と心得たるは辟言に非ずや、

對曰、不然、夫天地はもと一物、天は氣にして地外を包み、地は質にして天中に凝る、其形圓かにして、萬國一かたまりの土也、其高きは山となり、くぼかなるは海川となり、四方上下もなく、東西南北もなく、たゞ面向不背の玉の如し、然れば土あつて物を生ずる所、皆陰陽二氣にむせ出されざるなれば、萬國往として神明の妙用をなさざる國なし、

然れども是を近ふ身にたとふれば、手足耳目、四肢百骸の如く、みな一心神明の妙用にして、心持んと欲すれば手持ち、心往んと欲すれば足ゆき、心見んと欲すれば目見、心きかんと欲すれば耳聴く、是皆一心神明のはたらき也、然れども手足鼻口に神明あるに非ず、神明は方寸腹中に鎮り玉ひて、其妙用は四肢百骸にあり、すれば萬國も亦然り、西土天竺、皆手足鼻口の如し、春は花さき、秋は實る、是則天地の全躰主宰まします國常立の妙用にして、國常立は萬國の中で、人の方寸腹中の如くなる國に、じつと鎮り玉ひて、萬國の用を爲し玉ふ、其萬國の爲に方寸腹中にあたる國が我國也、故に特に我國を神國と云ふ、西土の書にも帝都を神州と名くる如し、然れば其國常立より御血脈を受つぎ玉ひて出させられたる二尊の建て玉ひし道なる故に、道を神道と云て、とりもなほさず國常立の道なり、其二尊の生んで天位をさづけ玉ふ日神の御子孫なれば、わけて天君を神孫と仰ぎ奉る、神國、神道、神孫と云ふこと然り、

問曰、國常立は造化也、二尊は氣化人躰也、造化の國

常立より、人躰の二尊へ御血脈の續くとは如何、
對曰、萬國其始は、人は云に不_レ及、禽獸艸木、皆國常立より生れたれば、いづれが國常立の血脈でないものはなければ、それは皆とばしりと云もの也、實に國常立の道を身に全ふ備へて、土金至極より生れ玉ふ物は二尊の外なし、西土に聖人ありといへども、堯舜父子之衰、湯武君臣之缺、是皆國常立の全徳に非る證文也、二尊の御作業を見べし、礫取盧島に氣化し玉ひて、男神は左より旋り、女神は右より旋り、日月と等く八洲をめぐりて、國土山川を定め、日月土金に替て四神を生み、土地の眞中を選て皇居を立、造化の眞木眞柱を立て、以て天位を日神に奉り、萬世無窮に其統を垂れ玉ふて、今日は申すに不_レ及、天地と無_レ窮、天津日嗣の隆へましますこと、これ二尊の國常立より受繼玉し御血脈正統たること異儀なし、こゝを以て御血脈の旨をしるべし、

問曰、西土の聖々相傳ふる中庸の道を以て論すれば、其道理の曲尺に合ふを正統とす、日本の如く血脈は續いても、道理が續ねば、正統と云に不_レ足、それで堯

の舜に譲るも、血脈を主とせず、湯武の桀紂を放伐するも、則順天應人にして、君臣名分のことに疵なし、皆聖人が天地のわたもちなれば、これを以て天に繼て極を立ると云、

對曰、此説大に非也、天に繼ぐとは、天の家督を繼ぐこと、極を立るとは、人倫忠孝のぎりぐりの處の道理を立て、天下の標的とす、夫堯舜之禪讓、湯武之放伐を天命と云ふは、何を證文にすることぞ、今日聖人を除、常人にても見るべし、子の意には愚でも、親はいとをし、臣の身では昏ふても、君が大切なり、それになんぞや、我子をさしをいて歷山の土俗を天位に昇すこと、父子の間の間甚たのもしげなし、舜も亦己れ土俗たることを忘れて、天位の尊きを踐み、我ものがほに四海を保ち、堯の子息を取立て後見する所存のなきは、一點の私意がなしといははれぬ、我國の道よりみれば賊子と云もの也、然れども是はまた揖讓もあれば、少は殊勝也、湯武に至ては、一向天君をひづめて、勿論其同姓一族の賢者をも取立てず、自ら帝位に即て四海を治る、是天命をかこつけ、位を竊める亂臣也、然れば聖人と

いへども、皆日本魂から見れば亂賊の棟領也、只我國は、昏ふても天君は天君と仰ぎ戴き奉り、愚でも宗領を宗領とたつるを比蕃呂岐の道とす、若臣子たるもの、君父を不是ととくものあらば、聖人とも賢人とも云ひ難きは勿論、常人にも非ず、一向に従頭亂賊と云て、竹鋸をあつるが日本の道也、それを聖人なれば、他人に譲ても主を弑しても、外の者のするとは各別で、天からするも同前じやと云ことぞなれば、釋氏が雪山より出て、淨飯王の頭上に足を接へしも、常人なれば無禮なれども、佛になりたれば各別じやと云様なもの、西土きりにしてしまへば其通り、日本の如く君父名分明かなる道ある國にて、箇様な紛らはしき事をとくは、則面のかはりたる異端也、異端とは君父の眞味眞實を主にせず、何やら日用を離れて、あそこ一つ道があるの悟るのと有難がるを云、既に釋氏の教然り、聖人の教は日用平生の實學といへども、學問が長じて、とんと聖人になりて、湯武の様な事躰の場に居るときは、何時天命をかしにせうやらしれぬゆへ、是も日用常行を云ひ立てにする異端也、勿論釋氏

なども、父母恩受經など、云て、日用を主にとける
 こともあれば、澤山そうに異端々々と辨する儒者
 が、反ていやらしいぞ、若し我國にて西土の學をす
 るものは、只文字通用の爲と思ふべし、かれが説く
 所の義理は、皆中庸が至極にして、中庸と云ものは
 皆日用平生を主にして、つまる處は聖人の中和を
 致して、天地位し萬物育る身になれば、禪讓革命
 も變りの中庸じやと、つめねばならぬ、あの様な
 道は、我國では道とは云はぬ、我國中臣の道と申す
 は、中は君の事、臣は臣下萬民のこと、開闢以來君
 は真中に立ち玉ひて、北極の如し、臣下萬民は衆星
 の如く、北極をとりまいて、くるりくくと旋るなり
 に彼紫微宮に朝する、是天一度開けて、南北極の動
 かざるは、天地の樞軸なればなり、君臣一度開け
 て、吾天君の位かわらざるは、萬國の統御れなばな
 り、是をしらぬ神道者は、巫厓祝觀同前、是を辟言
 と云儒者は、王莽曹操も同じこと、又異端といへど
 も、此君を尊んで寶祚長久を祈り奉る者は、反て我
 國の一物也、只明けても暮れても君は千世ませ千
 代ませと祝し奉るより外、我國に生れし人の魂は

なき筈也、吾常に此道に志す人に、只此の日本魂を
 失ひ玉ふなど、ひたすらに教るは此の故也、
 刊三藝倉先生學則跋
 藝倉先生作學則、蓋志道者、此其所由乎、敬長不
 佞、亦幸得與聞、乃不敢私、刊傳之四方、其書三節、
 且答問一篇、亦先生與人論之者、附以刻云、
 享保癸丑冬十月 三好敬長謹跋
 書肆
 京松原通狹屋町西へ入丁
 谷口七老兵衛版
 右神道學則日本魂並附錄學則問答登冊、以平出氏鑑二那所藏本、杏
 窩校合畢、明治四十四年九月廿七日、

神道學則日本魂終

神道

孝德紀曰、惟神者、謂隨神道、亦自有神道也、
萬葉集云、葦原水穗者、神在隨事舉不爲國、桓武紀曰、
 神道雖一、○談苑曰、日本國中、事奉神道多祠廟、
 今按、我神人自國於天地、有與立焉、啓造化倫
 理之微、明天人一致之妙、神皇一體、以同殿、以共
 承々、祭政一訓、乃主祭、乃執政、聖子神孫、繼々
 承々、則天地以御宇內、崇神化以布教令、故
 謂之神道、林羅山曰、神道乃王道也、神道明辨曰、日本
 然之道也、其言神道也、出于用明孝德二帝紀、非易所謂神道、
 神國雖有、儒佛名之後、以神皇別行、稱之神皇、別諸儒佛、神代
 之人道、便人世之神道也、然而王事庶務、祭政雖兼、幸臣祠官遂分、
 以同宗、殊其概、文武天皇詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子
 不比等承之、但意美麻呂等者、
 緣供神事、宜復舊姓、
 名法要集大織冠曰、吾唯一神道者、以天地爲書籍、
 以日月爲證明、口訣曰、萬物文字
 也、天地書卷也、
 垂加翁曰、道貫天人、是謂唯一矣、謂不混儒
 佛爲唯一者甚非也、孝德紀曰、天覆
 地載、帝道唯一、又曰、神代卷
 有專言天者、有專言人者、以人談天、以天話
 人者亦有之、以明天人唯一之道、今按、嘗聞之、曰、
 造化妙合至不測、故示
 以人事、人心之明德尤難見、故曉以天日、蓋交互錯綜之妙筆、故示
 者更宜推知焉、○草木子曰、春秋言人事、易言天道、天人之道一

橘諸兄公謂、厚於道、故施諸物、不施諸物、則薄
 於道矣、澁川氏謂、我國以言教者鮮
 矣、只法立而下自習服耳、
 今按、此書類因物曉道、皆深切著明之訓、無一
 涉于空理者、故首曰天地之中生一物、蓋物外無
 道、道外無物也、松下氏曰、我神國以神道設教、以神器
 也、語述抄曰、古云於言上會
 得者淺、於象上會得者深、
 垂加翁曰、道則大日靈貴之道、而教則猿田彥神之教
 也、學道者敬思焉、
 今按、夫大者天地、其次君臣、道云教云、豈有他哉、
 天孫降臨日向、而基無窮皇圖、備神豫到伊勢、而
 結萬歲幽契、其在茲乎、嗚呼、自非深浴日德、
 妙味土金、則其誰能發此言矣、
 鎮座傳記曰、謂神道之化、不可示以非其人、也、
 後漢書、傳其人、註
 其人謂好學者也、
 今按、秘而傳之、於古有之、蓋欲傳之其人、也、
 苟非其人、則道不虛行矣、應神帝秘道之傳、見八幡
 宮緣起、舊事大成經等、
 垂加翁曰、唯授一人之法、異端曲盡、往々言之、而
 謂吾神道亦有此說者、可笑之甚也、惟憂知者之
 不、多、傳者之不、廣耳、山本氏曰、若使神道果秘事、以明示
 人爲非、則舍人親王著神代卷書、以

詔天下後世者、其爲
 神道、其可乎哉、
 垂加翁曰、吾神道四焉、造化、氣化、身化、心化、造化心
 化無形也、氣化身化有體也、此學三神代者、所當知
 也、玉木翁謂、造化神乃日月草木國土山川之靈、氣化神乃二五之精、妙合而化生者、身化神乃男女構精以胎化者、心化神乃神人有事所感而凝之靈、共奉封之同稱爲神也。
 今按、凡神人有此四品、而立此目者、防乎翁、而
 本乎古傳、苟知其要、則四化一化耳、造化氣化身化之、周禮疏云、鳩化爲靈之類、皆身在而心化、與我身所言異矣。

右神道一篇、谷川士清著日本書紀通證首卷所載也、其所引文者、各以原書比較了、明治四十四年九月、

神道終

日本學則序
 鴻濛之世、人文未開、世質民淳、結繩之約、足以傳
 天下信矣、正直之言、足以守萬民德矣、日神德輝
 明彩、穆々巍巍、仰觀俯察、登馭八紘、立人極於大八
 洲焉、是以皇統綿々、歷乎百億萬歲、而鎮常悠久、黎
 庶正直、歌於市、於野、皞々如熙々焉、是所以度
 越於萬國、爲君子國者、自不俟勸諸金石、播諸
 歌頌矣、所謂正直之訓則神道、而自上、峻宇彫墻、指
 紳太夫、下至篳門閭閻、庶役賤夫、莫不降、而盡背日
 神正直之訓矣、應神帝御宇、儒書濫觴於此、欽明帝
 馭馭、佛籍輻輳於此、况有蘇我氏之亂、甚乎秦政焚
 坑之厄者矣、爾後海內不左袒于儒、則入于佛、不
 鑽于佛、則歸于儒、神道日漸衰矣、當世界千百
 年、人文大開、閭閻闐闐、講道論文、道學性理之精、
 綜繪詞藻之華、殺青日新、青衿滿市、誠國則神國、道
 則神道、人則神民、而神道可本者、視三十一於千百、尙
 不壓焉、雖道明蠶絲、義辨牛毛、老儒生文制、鱷
 魚、詩哭關帝、大手筆、不知土金渾沌之人生日用親

日本學則

切教、而日本開國有、道有學、適涉獵神代卷者、亦
 至其生、山生川事、則爲神異搜神之荒唐虛誕、捕風
 繫影之談、總付之烏有、不識未生伊弉諾伊弉册
 是以天地、已生伊弉諾伊弉册、是人體、天人唯一之妙矣、
 或以其在六國史中、只爲馬遷史記不立傳紀信、
 溫公通鑑歸統阿瞞、涇渭不分、蒸蒼滾滑之史、不
 覺上世無爲、事則道、道則事、而垂拱治平、真比屋可
 封之皇化矣、是猶謂吾親不文、鄰家親文學、漢以
 前、詩不下大歷、文華可愛、孝則出而孝、隣家親、本
 未倒施、冠履易處、嗚呼非可大息之尤乎哉、是故
 余忘固陋、摭摭前修格言、爲學則、地無和漢、道
 無古今、實天下公論、而孔子春秋內華外夷大旨、其
 此之謂也與、其此之謂也與、
 延享丁卯之冬

浪華

上月丹藏信敬撰

神名祕書曰、日本云者、大日靈貴治國也、故號大日本
 國也、
 大織冠曰、吾唯一神道者、以天地爲書籍、以日月
 爲證明、兼延名法要集
 忌部志古武智曰、天地之體土也、性金也、故久堅之天、
 荒金之地也、八箇祝詞
 忌部正通曰、古語大道、而辭假嬰兒、心求神聖、神代
 卷口訣
 北畠准后親房卿曰、此國則神國、若違於神道、則一日
 不可、日、元、集下同
 又曰、渾沌未分處、立心者大象也、苟得其道、則先
 天地之主造化、我國自神代、此道炳焉、全非關內外
 之典籍、
 垂加靈社曰、道者大日靈貴之道、而教者猿田彥神之教
 也、
 信敬謂、道者君臣相厚、父子相親、夫婦相貞、兄弟
 相和、朋友相實、或目不視、諸不淨、身不行、諸

邪惡之謂也、教者土金渾沌被除三種被中臣等、脩三科祓、太神之道之術也、

又曰、我神道四焉、造化氣化身化心化、造化心化無形也、氣化身化有體也、此學神代者所當知也、

信敬謂、造化者謂天地陰陽山川草木之神、國常立

尊大山祇命速秋津日命之類、氣化者謂陰陽五行妙合、初而化生人體、伊弉諾尊伊弉册尊之類、身化者謂人體生人體、天照太神素盞鳴尊之類、心化者謂可以如諸册一尊天照太神、至尊所深感其心、而奉神號、底筒男中筒男田心姬湍津姬之類也、

又曰、夫我神道宗源在于土金、而其傳悉備於神代卷、又曰、伊勢太神原夫神之爲物、初不有此名此字也、其惟妙不測者、爲陰陽五行之主、而萬物萬化莫不由此出焉、是故自然發於人聲、然後有此名此字也、日本紀所謂國常立尊者、乃尊奉號之也、國狹樞

尊者、水神之號也、豐斟淳尊者、火神之號也、湍土煮尊沙土煮尊者、木神之號也、大戶之道尊大古邊尊者、金神之號也、而足尊惶根尊者、土神之號也、蓋神一而隨化稱之也耳矣、然水火之神各奉一尊號、所以分陰陽也、木金土神各奉二尊號、所以折陽中陰陰中陽

也、

也、一而二、二而五、五而萬、萬而一、無方之體、無窮之用、不亦妙乎、伊弉諾尊伊弉册尊、繼神立柱、始行夫婦之道、生天照皇太神、賜皇孫瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉八咫鏡天叢雲劍三種寶物、爲此國之主、因勅曰、是吾子孫可王之地也、宜爾就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者也、是王道之元也、太神手持寶鏡祝之曰、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、復勅天兒屋根命天太玉命、同侍殿內、善爲防護、是神道之祖也、

又曰、夫我神道傳來、唯一宗源之道、在乎土金、而土即敬也、蓋土與敬倭訓相通、而天地之所以位、陰陽之所以行、人道之所以立、其妙旨備于此訓、

又土津靈神土津靈神者會津國主、諱正之君、所著三子傳心錄、二程治教錄、玉山隱居附錄、行于世、碑曰、日本神代卷中臣祓者、我道傳授之書也、靈神學之得吉田家之傳、迦五十鈴川之流、神武向日之畏、應神秘道之敬、奉持而著之心胸之間、實弓兵政所崇道盡敬天皇以後一人耳、

春原民部太輔信直垂加翁曰、學神道者、當熟讀玩味神代卷神武紀、次看舊事紀古事記古語拾遺、羽翼之上、

藤井懶齋名義、諱季康、學于山崎氏、初仕武後太皇太后、有馬侯、稱真逸仲庵、山崎氏答書見于大家商量集、睡餘錄曰、山崎氏曰、上略若孔孟之徒來寇吾邦、吾鋒何避孔孟之徒乎哉、即此是義也、

信敬謂、此有故假借之語也、雖非實學、孔孟之徒、妄犯人國者、恐近世學術隱晦、異言蠱出、遠於君臣父子之實、徒事雕蟲篆刻絳章繪句、道云學云、則只爲異國事而已矣、而不識吾國開闢無窮、有神皇神道在者多、其流弊不可測也、若夫宋朝之亡、因君相士大夫講和議之弊矣、雖朱子窮力、上奏之於君、下告之於臣、爲處士大言、其議不用、是孔子春秋之學不明、職此之由也、如吾邦弘安中、胡元入寇、神風塵賊、則自人倫綱彝之常、至鬼神來格之幽、至貴至靈、固非言語文字可以罄矣、不學則已、學焉則必主盟神道、識御柱鎮護天祚萬歲之固、土金綱紀人倫日用之實、而後學四子六經詩賦文章、乃可謂實學矣、異於斯、饒使德隣於顏會、而若紅爐上雪、若受一貫衣鉢、文齊於班馬、而操觚賦兩都、裁詩爲白雪調、若周孔有靈焉、則揮淚乎九天之上矣、噫、

谷重遠稱舟三郎、學于山崎氏、土佐人、所著有神代卷中臣祓、土佐國式社考、王臣傳論抄、俗觀辨、行于世、

答中村儒士書曰、重遠啓、前日不以徒步之勞、風雨之凄、爲可病、惠然顧我境野、意愛深厚、感謝曷已、幸爲兩日之款、而榮蔬鮭鱸之供、尙爾不能滿意、愧恨萬々、不可解心也、向所承君臣之論、鋒穎森然、不可擗避、而孟酒歌詠之餘、不能窮其辨、蓋不止高明爲是說、世儒往往唱而和之、僕竊病焉、嘗不自揆、欲論究以歸于、是今謹布呈、幸反復之、天照太神賜天津彥彥火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物、又以天兒屋命太玉命天鈿女命石凝姥命玉屋命凡五部神、使配侍焉、因敕皇孫曰、葦原瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、是乃吾道之本原、而天地之所以位、君臣之所以叙、正在乎此、更千秋而萬歲、無二道者也、西土之立國也、本焉、謂秦伯之去、夷齊之餓、事君無貳、是也、成湯之放、武王之伐、順天應人、亦是也、天下豈有二哉、非二本而何、夫爲子死孝、爲臣死忠、爲婦死貞、此三者則天地之經、亘古亘今、攬撲不破者也、然而西土獨有臣殺君之道、何耶、其立國之本原如此、宜乎末流之弊、篡弑相踵、至歲易

主也、西土之爲國、有湯武之大聖、既爲放伐之始、孟子之大賢復爲祖述之、則儒者紛紛、有不得已之論、亦必到之勢也、獨惟我朝之人、生乎君君臣臣、忠厚誠篤、數萬載之邦、何苦乃信外國二本之說、天步少不若古、輒名以衰周、攘臂抗論、欲擬諸國、以齊梁、悍然不顧、其天誅神罰之爲、何物也、悲夫、莊子所言、以詩禮發冢者、於此乎驗矣、抑本朝神國也、從天安河之古、距平安城之今、天照太神鎮常在、高天原、明々赫々、臨我斯人、雖天下之事萬起萬滅、然天上之日輪未墜于地、人間之皇統不可移動、此皆一人相將、相與保守祕護、不敢失墜焉者、其豈艸野刻薄之儒所可得而窺也哉、儒者之學可謂富矣、其所謂居敬窮理之訓、如菽粟布帛之切身、願今之學者、不_レ是之學、而以_レ彼_レ本_レ不_レ得_レ已_レ之說、先焉、不_レ食_レ肉而喫_レ馬肝、亦可_レ笑也、前日所_レ喻、傲言不祥、有_レ可_レ大駭_レ者、夫本朝神明之統也、一_レ本_レ之國也、與異邦之今日賣_レ履、明日踐_レ祚者、不可_レ同年而語、是以毫釐忽_レ上者必爵、芥蒂謾_レ君者必殃、可不_レ敬乎、戲言出_レ於思、願高明戒_レ之、王文成詐爲欺罔、其跡炳如、陳東筭辨_レ晚年定論者明矣、僕嘗謂、明朝之亡、由

乎王氏良知之遺毒、人心性僻之馴致、比諸晉氏清談之弊、加_レ酷焉、考_レ於李贄藏書理學名臣之諸傳、可見、今不_レ悉論_レ也、別後不_レ知_レ何_レ功夫、此一大事、固不_レ艸々、冀深志篤學、以副_レ初期、此外世間之譽毀、斗升之沉浮、何足_レ道耶、何足_レ道、不_レ宜、重遠再拜、平野子和_レ稱_レ源右衛門、號_レ金華、學_レ于_レ菖、南郭文集序曰、蓋吾先王肇闢_レ吾大東、仰_レ於_レ天文、俯_レ於_レ地理、瑤璣玉衡之所_レ齊、四術五官之所_レ設、悉皆靡_レ假_レ諸_レ寰外、而教化大施、治具皆備、穆々在上、明々在下、數千年之間、涵濡不_レ遺、比屋可_レ封、與_レ夫堯舜設_レ教_レ之國、篳路爲常、反復無_レ耻、穹_レ廬明堂、左_レ衽黼黻、以_レ華變_レ於夷、而後已者、天淵不_レ管、

信敬謂、使_レ此人實知_レ如_レ漢士儒_レ於_レ道、天竺佛_レ於_レ道、日本有_レ神道、則必爲_レ吾道之柱石_レ矣、惜哉天之不_レ假_レ年于斯人_レ矣、山本復齋先生_レ稱_レ原誠、諱_レ信義、攝州五_レ曰、夫我邦開闢之古、世質民淳、人文未_レ備、故繼_レ天立_レ極、聖神因_レ天地自然妙用、而教_レ日用常_レ行人道、順_レ乎風氣之宜立_レ政、而不_レ先_レ天以開_レ人、謂_レ其道_レ曰_レ神道、謂_レ其世_レ曰_レ神代、天人唯一之教、而與_レ夫異邦之古、伏羲時以_レ卜筮

教_レ民生日用、異域同情者也、然彼國則歷聖相繼作、文化浸開明、而其明_レ道立_レ教、皆原_レ天命本然實理、而教_レ人倫綱常實用、不_レ離_レ下學之功、而自得_レ上達之效、天人一貫妙亦在其中矣、是以日用平常之道、察然明備、不_レ待_レ盡用_レ卜筮焉、惟大事變故、難以_レ理明者、以_レ筮_レ決_レ之耳、若_レ我國、則上古以來相傳要妙精微之道、雖_レ存_レ乎神代中臣等書、其言詞古奇幽邃、不_レ由_レ子師傳、則其指意歸趣、全然不可_レ領會、且無_レ聖賢者出、以發_レ揮推_レ明其道、就_レ日用平常上而教_レ人、雖_レ有_レ略傳_レ得其旨者、或稱_レ神秘妙訣、或曰_レ密傳口授、自藏_レ其說、不_レ敢顯然以見_レ人、是以至於遠_レ三綱五常、孝弟忠信、修_レ己治_レ人之實、流裔之弊、陷_レ巫覡符章、鬼怪神奇、不可_レ窺測_レ之域、其道與_レ教、湮晦埋沒、使_レ人不_レ知_レ爲_レ何事_レ焉、若使_レ神道果秘事、以_レ明_レ示_レ人爲_レ非、則與_レ異端邪說唯授一人術、欺_レ己欺_レ人、得_レ罪於罪人者、何以異、而舍人親王著_レ神代卷書、以_レ詔_レ天下後世者、甚爲_レ悖_レ道、其可_レ乎哉、蓋自_レ上宮太子攝_レ天下之政、制_レ十七條憲法、其第二條立_レ篤敬_レ三寶_レ目、令_レ尊_レ信浮屠_レ造_レ作佛寺、邪說日盛、神道月衰、及_レ空海最澄徒出、則創_レ神佛一致、本地

垂跡妄說、社祠之側建_レ寺觀、以_レ掠_レ奪靈地、如_レ日吉愛寺觀之中置_レ社祠、以_レ託_レ鎮穢場、如_レ三番、以_レ是_レ是_レ是_レ易_レ天下之心、由_レ是_レ是_レ是_レ舉_レ世靡然從_レ之、無_レ貴賤_レ無_レ賢愚、盡信_レ仰_レ之、上而朝廷歲時之中、行_レ齋會讀經灌佛之法、下而鄉黨州閭之間、爲_レ家々朝夕拜趨之禮、教化陵夷既如_レ彼、風俗之頹敗亦如此、是以雖_レ爲_レ吾神明學者、亦自_レ慣耳熟、以_レ爲_レ當然、而未_レ曾_レ爲_レ異也、慕_レ效彼真言秘密之方、作_レ爲_レ此秘密傳授之法、且以_レ此爲_レ可_レ居_レ之奇貨、終身不_レ知_レ其非_レ也、吁可_レ醜耻_レ之尤、而邪說之行酷、乎洪水猛獸之害者、於_レ此乎信矣、近世聖加先生出而一_レ掃_レ邪誕妖妄之說、推_レ原上古以來相傳遺意、議論辨訂、發明擴充、然後天人唯一之指、妙道精義之蘊、赫然昭著、然猶未_レ說_レ破傳授秘密之誤者、蓋以_レ神書說語似_レ淺近、而理實深遠、苟非_レ其人、漫相授受、則不_レ管未_レ曉_レ其意、却誣謾輕訾、以_レ爲_レ兒談戲論、精微之說爲_レ所_レ瀆、故姑仍_レ其舊、爲_レ傳授秘訣、不_レ妄見_レ人也已、如得_レ其人、則必爲_レ竭_レ盡底蘊、以_レ語_レ之、未_レ嘗少隱、豈若_レ妖巫賈僧之徒、竊秘授尊信、以_レ成_レ其私_レ者也哉、余之愚幸得_レ聞_レ其梗概焉、偶有_レ所_レ感、與_レ一二同志講_レ其大意、有_レ錄來請_レ緒正

者、輒采序其顛末、命曰神路山講義、蓋神路者天照太神鎮座之地、而道則太神之道也、是以敢名之云、神路山講義序

又曰、學神道者、當熟讀玩味神代卷中臣祓神武紀等、擴之以伊勢五部書、此書不惟記鎮坐之義而已、自有精微蘊奧在矣、

信敬謂、五部書者、御鎮坐次第記、御鎮坐傳記、御鎮坐本紀、寶基本紀、日本姬世記也、

右日本學則冊、以流布版本令印刷了、明治辛亥九月二十四日、

日本學則終

神學納涼問答

發端

やつがれが住侍る庵の、うしとらのすみに當りて、ふるき檜の木あり、いく年をへたるらん、枝葉しきかきなり、日影も雨ももらさぬばかりなり、夏のあつさをしのぐには、いとよろしき陰なれば、年々の夏は、夕まぐれよりこゝに來りてすむ、此夏も又かの陰をどひよりてすみけるが、ある夜月のあかき、空ふく風もことに涼しく、秋かさばかりおどろかれて、夜更るまで涼みけるに、たちまちにして一人の老女來りて、わががたはらに座し、手を拜して國ぶりの傳へをうけむと、さまざま問ことあり、予もいぶかしくおもひながら、かの老女とよすがら問答したることをしるして、後のかたり草とする物ならし、

老女問て云く、皇大御國は神の御國にしあれば、神の道にたがひて一日だも天津日月をいたくまじき

はれなり、しかはあれども、其道びきを得ざれば、道も教もしることあたはず、いかにしてか學ぶべきや、又世の中に神學者流、其派さまざまあり、いづれをよしとしてか傳へをうけむや、ねがはくは其大すぢをだに示し給へ、答云、先師いへらく、道は日神の御道にして、教は猿田彦大神の御教なり、其道其教を書記にしるして後世に詔給ふは、藤森大神舍人親王これなり、されば其道も教も日本書記にのせられてつばらなり、皇神の大御道を學ばんもの、此書記を拜讀し、道ある人について其説をうけべし、まづ神代卷神武紀をうまく辨へ、しかして中臣禊詞、古事紀を學びて知べし、さても其書記を學ぶに、其書記のみよみて解るものにあらず、羽翼として見るべきふみは、舊事紀、古事記、古語拾遺、姓氏錄、和名抄等、猶ひろく續日本紀已下の國史、官牒、令式、萬葉集など、其外古記實錄をよみてそれを書記にかへり本づけて見されば、師説を受たりとも、其實をうることをあたはじ、しかあれど、右の古書どもを涉獵せんこと容易からず、こゝに於て、予わらはへの初學の爲に、是等をぬき出つゝ、日本書紀集説をつくれり、是を見てそが上にて

師説を受べし、古事記、中臣禊詞も、やつがれが略註あれば、それを見て講義をきくべし、此四つをよくよく學つらば、道と教は自ら明かなるべし、正親町一位公のたまはく、國つ書をとくに、國史官牒の證文なきは用べからずと、然れば諸家さまざまの流派ありといへども、古記實錄に證明なく、あるは偽書などをもて小楯としていふものは、ひたすら用るにたらじ、神つ書學ぶに、なぞ流派あらんや、しかはあれど、神祭の式法などに至りては、其家々の流派あるべし、よく辨ふべし、又問て云、世に舊事紀、古事記、日本書紀を三部の本書といふ、又舊事紀、古事記は日本書紀よりは前に成ぬれば、書紀と並べ用てよろしきや、又外につばらなる見解もあることには、答、三部本書と云名目、古書に見へず、たとへば天神七代、地神五代、一女三男などいふことさ俗稱なるべし、舊事紀はもと厩戸皇子と蘇我馬子の撰なれども、皇極天皇の御時、入鹿の亂にやけうせぬれば、今あるものは其殘餘なるに、何人か書紀、古事記、古語拾遺、姓氏錄をもて補ひつゞりけるものにて、それくの文、明らかに見へ分斗なり、委くは予文段考、又饒速日命辨にいひ

ぬ、國造本紀などには、撰者よりよほど後世の事出つれば、實録ならぬは明らかなり、しかはあれども八百
年ばかりにも成ぬべき書歟、當時學者舊事紀は偽書
なりとす、いかに厩戸皇子の作とは偽なれど、一部
皆なき事を偽りしたりといふに非れば、よく撰
みて用べし、何くれと混雜の書なれば見分つ事が専
ら成べし、又誤もいとさはなり、かりそめにはのべつ
くしがたし、饒速日命の事などは、偽り作れるものな
り、先輩其非を辨へざりしはいかにぞや、古事記は、
稗田阿禮が口づからおぼえ居し先代舊辭を、太安麻
呂に記さしめ給ふ書にして、眞實の書なり、古の假
名、清濁、訓讀など、此書以て則とすべし、日本書紀を
學べる人は、此古事記と合せ考へば、委曲なる旨を得
べし、しかあるを、今の神學者流、古事記をうとくす
るはいかにぞや、世に三部といへども、日本書紀には
並べ難くなん、只舊事古事の二部は、書紀の一書の意
にて見べし、書紀は掛巻も畏き天皇の大御書の第一
なれば、何の書かこれに抗べんや、又何の書かこれに
増らめや、天が下に双なき書なれば、此外の書は皆こ
れに横たはるものと知べし、

問云、當時人の言をきくに、古事記は書紀にも勝れた
りといかに、答、そはあやまてり、舊事紀の事は
前にいひぬ、古事記は實録なれども、天神を重んじて
皇祖を次とす、是君臣の系脈亂れたりと云べし、わが
大御國は君臣を以て道を立、四倫は其中に統ぶ、儒の
五倫を立ると同じからず、天御中主は天神なりとい
へども、其末裔は皆臣下たり、高皇產靈、神皇產靈是
に同じ、然るを皇祖國常立尊より上にしるす、是君臣
の亂れたるに非ずや、又大神降誕の御事を闕く、これ
らの類、元と口傳に出たるものゆる全からざる歟、事
實の上に於ていは、書紀は三十卷あり、古事記は只
三卷也、十か一にたらず、其上書紀は六國史の第一と
して、御代々朝廷講筵を開かせ給ふ、類聚國史、釋日
本紀をみて知べし、古事記は國史と不立、朝家にて
講述ありしことも不見不聞、何も事たらず、文章も
備はらぬ書を以て、いかでか書紀の上に置べきや、し
かるを又ある人の説に、古事記は古語のまゝの書な
り、書紀は漢めきたる事以て飭りたる書なり、よりに
書紀よりは古事記増れりと、按に神代の古語を漢土
の文字を以て記させ給ふこそ親王の博識大才といふ

べけれ、漢めきたるをきらは、宮殿の制より御即位、朝賀式、官服の状まで、漢唐の禮をうつされたる
はいかに、是外域の事を費み用るにあらず、實意は大
古の神意にして、漢唐の文物を以て莊飾とせる奪胎
換骨と云べきものなり、これを不レ知して漫りに書紀
をおとしめ、古事記のみ賞するは非也、又古事記を撰
せられてわづか七年をへて書紀成ぬ、もし古事記正
史にてあらば、わづかの年の後、又更に國史の撰あら
んや、所詮古事記と書紀の優劣は、君臣の系脈の書法
の正と不正とに在、漢めかしきと漢めかしからざる
との事には非ず、こゝをよく辨ふべし、
又問、古語拾遺、天書、其外古書に書紀と異なる説あ
るはいかに、答、書紀を以て正説とし、他書は異説
と立る事なり、何の書にまれ書紀に違へる事は皆採
るべからず、伊勢五部書、忌部八箇祝詞、神合などい
へるもの、先輩皆用レ之、予はひたすらこれをとらさず、
又問、伊勢五部書は、垂加翁など専ら用られ、玉木正
英をはじめ、世々の神學者流、皆々信用講習あり、し
かるを先生其餘流にして、五部書を不用とは何言ぞ、
答、五部書は古書のまねしたるものなり、よく見れば

偽物也、吉見先生の考に、伏見天皇永仁の頃、たれ人
か漫りに作りしものなり、くはしき考はことものに
あり、もし其書を信せば、日天子、月天子、輪王、龍王
をはじめ、佛書の文字にてつゝまる所、佛菩薩をもつ
て神明の本地とし、兩宮を以て金胎兩部の大日とし、
一つとして古意ならぬもの、元より國史に合はざれ
ば、何を信用せんや、垂加翁などのこれを用られしは、
翁も佛徒なり、それより儒に入、晩年又神に入故、
いまだ其旨開明に及ばず神去ぬれば、是非に及ばぬ
事歟、翁もし長壽ならば、五部書の偽書たることを見
破して用られまじ、予も始の程是を信じて講せしが、
近頃其非を知て不レ用、偽撰の證論、くはしき事は、吉
見幸和先生の五部書說辨十二卷に在、忌部八箇祝詞
は忌部色弗の作といふ、よく見れば文も意もいと後
世の旨なり、古語をかゝるものあらんや、もし古の祝
詞ならば、延喜祝詞式に載らるべきに、其無を以て偽
をしるべし、又神合といふものあり、熟見るに古書の
まねして後の物なり、又舊事玄義は沙門の作にして、
五部書同意のものなり、それを垂加翁など尊み用ら
れしはいかにぞや、さらに心得がたきことになん、

問、伊勢五部書の偽書たることは聞ぬ、其五部書を廢して、神宮の事實いづれの書にかある、答曰、延暦年中奏覽の兩宮儀式帳なり、いと正しきものにして、近來板行成ぬ、

又問、中臣禊詞に異本多し、いづれを用てよからんや、答、古文今文のわかち有、今文に三本ほど有、いづれも其家々の傳本なれば、さること成べし、其可否を論はんは益なし、予は延喜式の古文もて講習するなり、又世間に中臣禊とかくはひがごととなり、禊は行事の名、禊を行ふ時よむ祝詞なれば、禊詞といはでは不_レ通、予は古語拾遺に載せし所をとりて、中臣禊詞といふを用ゆ、

問、神代神武紀の注解、よの中に多有、先生いづれをかとり給ふ、答、書紀の注解は私記にしくものなし、これ朝廷講筵の筆記なる故なり、されど今は亡て釋日本紀の内に少し残れるのみ、其他口訣、纂疏、直指抄、卜部抄、環翠抄、講述抄など、ふるきものなり、されども悉くは用られず、可_レ取所少づなり、そは既に抜萃して集説に載置、其餘の註解多なれど云に不_レ足、近世大神重遠が鹽土傳いで、人々信用す、其

後谷鶯老人の漢鹽草行はれて、人々亦悦用、又通證成て全部の註も備りぬ、これらの書、予はとらず、如何となれば、まづ神世七代を造化無形とし、五行に配當し、陰陽消長の理説向上にして實なく、四化未生已生の説、或は日運、三天、九道の傳、兩宮一光の理など、皆習合附會にして可_レ取物なし、書紀は帝王の御記録なれば、正統の事實を専ら説べきに、そは外にして、宋儒の理屈の如く説なすこそをぢなけれ、垂加翁もとより朱學なり、それが國學にもうつりたる物歟、其流弊門葉支流に及びて、理屈神道となりける物ならし、鹽土傳、藻鹽草、通證、皆同意の書にて、其作者、たとへば水上に漂泊して足實地を踏ざる如くなり、いはんや、跡部良顯、岡田正利、友部安崇が類はいふにも不_レ足、古の假名字を不_レ知、古語の氏爾乎波も不_レ委して語釋するゆゑ、往々誤謬多なり、然はあれども、通證は少し假字を正しけると見えて、よき事もあり、いづれも五部書等の偽撰を信じける眼より、國常立尊、天御中主尊同姓異名の怪説、水中主、身中主などの訓うるさく、虛津彦、菊理媛、鹽土老翁の傳のいぶかしさ、尙きはなるべし、

問、しからは四化の傳も用られまじ、此傳を廢しては、諸神出生のわけ、何を以てことわるべけんや、答、四化と云名目、古記實録に會て見ゆることなし、就_レ中心化と云事、わけて古意に非ず、荒魂和魂を生前に祭ること、出雲國造神賀にみえたり、造化の神はあれども、造化斗をたてず、祭主を定め祭らせ給ふ、其祭主がすなはち同徳同名なれば、無形にはあらず、氣化、胎化は常に開馴たり、四化と云珍奇の名目をいはずとも、國史をよむに事かくべけんや、かへすがへすも心化といふこと、いふべきことに非ず、又未生已生の傳などいふ名目をたて、未生二尊は太陽太陽の精靈也、已生二尊はそが其儘天降り人と生れしなりと云は、佛者の三世を習合せる歟、わが邦の古にかかると有べきかは、天浮橋段、磯取盧島までを未生とし、其次段より已生とす、其前段の解を聞けば、面足惶根尊にて土地成就せりと、然らば其成就したる土地が、たちまち滅却して滄海となり、其御子の二尊が、たちまち日月と變化して、國土をうみ、再開闢する歟、其説の胡論なる、何ぞ信用せんや、大祖國常立尊、人體神聖にして七代を経る、百物皆備るべし、何

ぞ造化無形とせんや、予は最初六十五字の外は造化を不_レ言、悉く人事にして、皇統の事實、百官職掌の根本を専らとして、假字を正し、語釋を詳にし、かりにも古意ならぬことを不_レ言、歴代祭政の故實をそくをむねとする事とせり、故に玉籤集の類は不_レ用、別に琢玉集を撰して、深志の門人に示す、そは見て可_レ知い問、造化理説を廢する時は、道も教も自らうすく成べし、いかに、答、何ぞしかあるべきや、抑吾皇大御國は、大祖國常立尊人體にして、神聖七代を経て、天照太神始めて高天原に即位まします、此所天高市にして、天上とも、天原とも、又後世は雲の、雲上とも中、畿内を虚空と云、それより外は葦原中國といひ、外域遠境を根國底國といふ、瓊々杵尊、今の山陽道の邊に遷都あらんとの御催なりしが、猿田彦大神奏して日向國へ道引給ふて、自らは伊勢に鎮り給ふ、是教の大原なり、神武天皇日向より起て、再び高天原の都を復し、橿原都を建給ひてより、代々大倭に都ましく、延暦中今の都にうつりましぬ、日神の正統かはらず、君は君、臣は臣、分位嚴重にして、上を犯すものあることなし、君は三種寶物を以て此國民に臨御し、百官

は神籬磐坂の道を以て祭政を先じ、君を補佐し仕へ奉る、萬民は耕織の業怠らず、ひたすら君の永祚をいのり、太平を樂しむ、しるもしらぬもわが天皇を尊み崇めつかへたてまつる、これを神代に推せば、日神の光六合に充滿すと云べし、禮樂刑伐もとより神代よりおこれり、實祚は常磐堅磐に與三天壤無窮、あら大なる哉、隆んなる哉、是道と教の要領なり、何ぞうすしといふべきや、又何ぞふくみもせぬ理を物毎に附會して教とせんや、これらの旨幸和先生の神道大綱を見て知るべし、造化理説を専らとする時は、習合の災まぬかるべからず、

問、垂加翁、玉木正英、岡田正利、跡部良顯、友部安崇などの大人たちも、皆假字をしらすと、然れば其作書も悉く違へるや、答、たがへり、近世別板の神代卷、神武卷、龜頭舊事紀、古事記、四宮版古語拾遺、鹽土傳、藻鹽草、みな假字たがへり、通證と新刻の書紀は假字正し、中臣禊詞なども、俗間の本は假字皆違ふ、假字の事は、予著す假字用法辨、同類聚抄を見て知べし、

問、古事記は假字清濁正しきものなりと、しかれば書み鈴をならすは、故實に不聞、近來のこと成べし、其外行事にも可レ論ことおほかれど、予講書は官許ありてこれをなせども、神事行法は預る所にあらざれば、口をつぐむと知べし、

問、神學者は倭歌をよまねばならぬといふ、いかん、答、尤可なり、倭歌を學ぶれば古歌がすめず、古歌がすめねば語意に不通過ゆゑ、國史を解することあたはず、よりにて神書を學ぶいとまには、萬葉集、古今集をはじめ、代々の古集をよみ、歌は當時の風の和歌をよみ習ふべし、又いとまあらば、職原抄、裝束抄等を見べし、尙いとまあらば、歴代の書をひろく見て、古今に通ずべし、それより物語類、双紙類、何にても古き書はよみて得る所あるべし、博雜は好む所にあらずといへども、弘くみる内に、本づく所さへ失はざれば益あらずと云事なし、かへすくも皇大御國の大御道は、日本書紀に詳なれば、書紀に眼を定めて、そが爲に他をも見るべしなごかたりあふ程に、八聲の鳥のうち驚かし、東雲のたなびく比になりぬれば、老女もいづちいにけん、かいくれて見えすなりにし、

文化九年六月十五日しるす

梅菊園主人

紀と引合せ可レ讀歟、答、可なり、かく有べきことなるを、古事記を熟々不レ讀からに、神代卷よみ誤ることさはなり、たとへば、國之常立尊をくにとこたちのみこと、天瓊矛をあまのとはこ、磯取盧島を、おのころじま、葦牙をあしがひ、猿田彦を、さるだひこ、このたぐひなり、古事記を手本としてよめば違ひなし、書紀は正字を専らとす、古事記は假字を専らとす、故兩書併せよむべし、

問、世の中に中臣禊詞の外、祓辭祝詞の數々あり、これにも先生の用給ふと用不レ給あるべし、いかん、答、延喜祝詞式に不レ載者、後世の作なるべし、龜卜の詞を三種大祓などいふことも聞へたれども、かゝる事は神祇職の預る所なれば、予は是非を不レ言、問、神拜に鈴をふり祓詞をよむは、ひがごとなり、いかん、答、可なり、祓除は不祥を解除するの事なれば、神拜せんとするまへ修す、此時祓詞をよむ、尤中臣禊詞只一篇よむ、鈴は少納言の鈴奏と、内侍所御鈴の外は、古記に見及ばず、驛鈴などは格別の事なり、神拜社參は祓戸にて祓除畢、本社に到て兩段再拜、拍手斗なり、奉幣祝詞も勿論なり、本社にて祓詞をよ

和田本奥書云

文化九年六月十五日

文政元年九月十日

平高潔しるす
源 正盛寫

右神學納涼問答登冊、梅菊園主人小野高潔著也、以予所藏高潔自筆本爲底本、以知人和田氏英松所藏高潔門人峰屋正盛贈寫本比較、明治四十四年八月廿一日、

神學納涼問答終

神路手引草序

一圓相の眞銅は、御中主の形容にして、虚靈兼舎の表、温順淳和の曲玉は、天照神の尊徳、殺人活人の寶劍は、素盞雄の陽勇なり、是神人合一の賜、萬代不易の神道也、遠求て近く、近を探て遠し、不可知しらば秘中の秘ならん、

十寸穗耶馬臺

神路の手引草卷上

植しうへば秋なき時や咲ざらん、花は散るとも、萬代につきぬためしをいはるてぞ、九々の此日を重陽と祝く、殊に此月伊勢には、いともかしこき勅下り、いみじき祭事ありと、いとまなき身はおもへ共かなわす、心にまかする體もちながら、行てぬかづき奉らざらんは、日のもとに住む甲斐なしと、己と我をいさ

めて、奴一人に旅の調度からげもたせて、秋の日短しといへども、又さして急ぐべき道にもあらねば、便よき茶店にやすらひ、清ら成芝生にいこゝて、山谷の秋づく色を目の及ぶだけながめ、野茂の虫の吟するに、耳のとくまでかたむけ、我より圓く向へば、さきに角立者なければ、しられず知らぬ遠近人も伽にして、舊跡を指、名所をかたりゆくに、上る人あり、下る人有、逢ふ人、別る人、しづかなる、いそがはしき、向應て世に匹如身なる廻國僧、同じ明衣に諸白髪の參宮人、又は駕に錦をかさねて全盛なる道者、抄に錢を乞て貧乏なる拔參り、羨しき境界、あはれむべき身のうへ、晝中泊る趣向は、一樹のかたかげになんぞ残事有そふに、夜通し歩行目算は、一河のながれに水へらさぬためか、きよきが上も清むるは是の中の最、清き中に濁有るもい、のがれはのがるゝとぞ、よしあしともに太平の行客、あとへは一足も歩ねば、都は遠く、神路は山のちかくみゆる所に、山を後にし、水を帯にして、ふるき松の苦むし、老たる杉の枝しげれる、いづれにゆへつきたる宮と見えたるが、いつよりか荒にあられて、柳桂は桑の寢床となり、萩薄

はきつねの臥場にして、信の頭をかたむくる参り人なれば、おさあまる露のみ散米に替り、仕へぬかづく宮司あらねば、葉にもる月ぞ常燈をかゝららん、木魂のひいきにうそ氣味わろく、只ものすごく、名もしらぬ草のみ、人の肩をこして、いぶせげなる邊に、六十に三つ四つなんあまるかど見へし女の、身には絹布のわかちなき揮かけたれど、髮結形のさもしからで、ごこともなく氣高きが、倒たる鳥居に尻かけて、さも怒々^{おこ}とやすらひおれり、若もどがむる人あらば、小町が答もすべき骨長、白眼がちに世を見るけはひ、我弘法の問をなすべき器ならねど、天然礫に鳥をおとせし昔もあれば、不圖一句の下に久しき迷ひもはる、様しど、いかに老女、おこごが尻かけたるは、辱も神化妙用の表門たる鳥居木にてはなきか、そこしりぞきて餘の所にいこひ候へ、老女神化妙用の表門とほうけ給はり候へ共、是ほどにくされはて、陰陽交合の通ひ木もなく、あめしもうくる笠木もうせて、只橋杭とこそ見へたれ、手たとへ埋れしはしぐひなりとも、長柄の名をばよもふまじ、まして神籬に立たる木、などかするしのなかるべき、老女われも瘦れし老


木なれども、心裏し花のまだあれば、手向になごかならざらん、さて表門たるべきいはれはわかたに、手それ鳥居は皇孫降臨のはじめ、小蛭蝨火の穴に栖み洞にやどりし荒振を、賤し拙しと被除て、高知、堅木の磐根、常盤に威津立給ふ戸位に、御舎地を太敷たてし印表にて、清濁別れし縁なり、老女有難し、陰中の陽地徳の素盞雄は、土生金の金徳にて、秋にかたどり、殺罰を主どり、陽中の陰照神は、句々廻智の木徳より火生長して夏を包、萬物繁茂を主りおはします、陽清本陰により、陰濁又陽に出づ、陰陽本には二つなく、あらわれては則二つなり、實本来一物なるときは、鳥居も尻もへだてなし、しからは立て有内が鳥居の陰陽わかれしかたち、倒て有は陰陽混雜なり、神明不測の極理、天地本分の域を探らば、鳥居なしとて神なからんや、鳥居のたつゆゑんは、神人躰別の縁なり、無色無形の所に、淨穢わか事なし、無色無形の神はうやまはずとて威の滅事もなし、敬たればとて威のます事にもあらず、敬に威を増す神は、人躰形化の神の御事なり、しからは荒垣、瑞垣、玉垣より、忌竹注進にいたるまで、魏しく美^{いび}じからんこそ、神國の規模なり、

榊本非唐木、明鏡亦天授なり、立たる鳥居は拜へし、こけたる鳥居は朽木なり、尻をかくるに何をはいか

るべき、横になる幣には神の居坐ねばこけし鳥居を尻の置座

又鳥居の鳥は、諫鼓に驚ざる姿、二つのはしらは謗木のけがれざる形にして、聖代徳君の世を御ひる印なりと、此説整なる趣ながら、神を敬ひ君を尊の心よりぞ、かく心得たらんも道にそむかじ、又鳥居に入は死門、鳥居をいづるは生門として、陰陽の隠顯なりと、是義も捨べからず、さりながら深く探り厚く考へば、義は千差、理は萬別、云つくしかたりきはむる事かたし、只神代素質の門なりと見、それに椽からげ、横竹くゝりて、家とし栖となせし舊古の居宅の淳朴なるを、神代はかくと今にしるしおきて、神社に立るところへるが鳥居の正説なり、あながち鳥は何ぞ、居はごうぞと、文字才覺は神代をしらぬ推智邪解なり、柱二本立て、上に棟の平なるが、鳥の居るに安らかならんと見立て、鳥居こそ上代に云たるべき、能あらはれて見へがたく、ふかく隠れてよく見ゆる、

是神秘也、又一人にあらはして萬人に隠し、萬人にしたらせて一人に隠す、是神秘なり、畢竟秘すべき事の、秘すまじき事にて、道に志なく、神にうすからん人には、曾而事相の神道をしらすべからず、又傳にあらざる神道もなく、傳へられざる神道もなし、秘するも神道、秘せざるも神道、凡慮に及びなく、情識に解すべからず、

千木鯉木も  かくのごときは打ちがい木なり、かくのごときはかため木なり、神代の二柱たて、通木をとほし、それにちがい木を渡し、草をふきておさへのかため木を置たるなり、質素の家作りにして、それに木の枝の葉のしげりたるにて、幾重も見へすかず、風のいらざるやうにかこひし八重垣なり、外面はあらく敷是荒垣也、内はうるはしければ玉垣なり、是に各陰陽の表事を、義解により理によそへて辨をつくれば、測がたきの玄妙を談すべし、是等は學智の識情にして、自然の神化にあらず、又自然の神化の中に、陰陽の不測はこもりて有ものなれば、智辨ある者は智恵次第、辯才次第に、言勝なるべし、口にのせ、舌に轉るの分際は自然にあらず、自然は本なり、智解は

末なり、しかるを末の別たる異論の一偏に執して、本來法爾の直道をあやまる、恐るべし、拍手、拍手も天竺には合掌を禮とし、支那は拱手を禮とし、我國は手を拍を禮とせるが、三國の俗風化と見へたり、左手右手は陰陽にして、拍て音あるが無より有を生ずる不測の虚靈なりなどは、智解に落ちたる辯才なるべし、叶といふ字は十の指と口とあはする、言たる通りに物を究るとき手を打、是叶の字なりなど、饒舌のはたらきなるべし、事代主の尊の、此國を皇孫へ任じ奉る時、手拍たまふぞ、末に傳へし萬物究の據ならん、

木綿、幣串なんども、往古は物を載する臺なし、竹、木を割て、それにはさみて捧たるなり、寸尺も社により宮により、大小長短時に變ずべし、只劔玉鏡の三つのみ、勇仁智の表徳にして、萬代不易の賜、神理秘妙の傳道なり、

まことに御舎を開し女ぞと、餉菓など饗て、何いふも詫宣聞心に、いぶかしき我人の迷ふ事どもたづね問、そもく根の國、底の國とは、何れの所をさすや、答陰濁の土地、萬物凝滯て、臭氣穢氣のあつまる所な

り、人と生れて喜怒哀發は、根底の國の起なり、卒附にしずべから高間原はいつれのところぞ、大虚空なり、碧落地際すべて大虚空なり、萬物を載蓋て一としてとらまらず、穢もすて淨も取らず、捨すざらずして清き所、清中の清にして、又清といふ名もなき高間原なり、人に有て一念未發の心識、陰陽不測の場、混沌未分清濁一元を強て名付て、高間のいふ、又今日陰陽別れての高間原は、陽中の陽、現に日月星辰を見る、天上の清地の高間が原なり、又陰中の陽の高間原は、天子より月卿雲客公武の尊貴は、高間が原なり、凡人にしては一身頭上の清地は、高間原なり、惣じていへば、天地人ともに高間原なり、別して論すれば、天は高間が原、地は根底の國なり、人は根底、高間原を具したるなり、所によりて高間原のたてやうにちがひ有、神書を見る人一概に心得べからず、惣の中の別、別の上の惣をしらざれば、必まよふべし、口傳されども、



(天人) 地と、かくのごとく心得べし、別傳
高間原とさしていふ所もなく、又高間原ならざる所

榊本非唐木、明鏡亦天授なり、立たる鳥居は拜へし、こけたる鳥居は朽木なり、尻をかくるに何をはいか

るべき、横になる幣には神の居坐ねばこけし鳥居ぞ尻の置座

又鳥居の鳥は、諫鼓に驚ざる姿、二つのはしらは謗木のけがれざる形にして、聖代徳君の世を御むる印なりと、此説整なる趣ながら、神を敬ひ君を尊の心よりぞ、かく心得たらんも道にそむかじ、又鳥居に入は死門、鳥居をいづるは生門として、陰陽の隠顯なりと、是義も捨べからず、さりながら深く探り厚く考へば、義は千差、理は萬別、云つくしかたりきはむる事かたし、只神代素質の門なりと見、それに椽からげ、横竹く、りて、家とし栖となせし舊古の居宅の淳朴なるを、神代はかくと今にしるしおきて、神社に立るとこころへるが鳥居の正説なり、あながち鳥は何ぞ、居はとうぞと、文字才覺は神代をしらぬ推智邪解なり、柱二本立て、上に棟の平なるが、鳥の居るに安らかならんと見立て、鳥居をぞ上代に云たるべき、能あらはれて見へがたく、ふかく隠れてよく見ゆる、

是神秘也、又一人にあらはして萬人に隠し、萬人にしらせて一人に隠す、是神秘なり、畢竟秘すべき事の、秘すまじき事にて、道に志なく、神にうすからん人には、會而事相の神道をしらすべからず、又傳にあらざる神道もなく、傳へられざる神道もなし、秘するも神道、秘せざるも神道、凡慮に及びなく、情識に解すべからず、

千木鯉木も  かくのごときは打ちがい木なり  かくのごときはかため木なり、神代の二柱たて、通木をとほし、それにちがい木を渡し、草をふきおさへのかため木を置たるなり、質素の家作りにして、それに木の枝の葉のしげりたるにて、幾重も見へすかず、風のいらざるやうにかこひし八重垣なり、外面はあらく、敷是荒垣也、内はうるはしければ玉垣なり、是に各陰陽の表事を、養解により理によそへて辨をつくれば、測がたきの玄妙を談すべし、是等は學智の識情にして、自然の神化にあらず、又自然の神化の中に、陰陽の不測はこもりて有ものなれば、智辨ある者は智惠次第、辯才次第に、言勝なるべし、口にのせ、舌に轉るの分際は自然にあらず、自然は本なり、智解は

末なり、しかるを末の別たる異論の一端に執して、本來法爾の直道をあやまる、恐るべしく、

拍手、拍手も天竺には合掌を禮とし、支那は拱手を禮とし、我國は手を拍を禮とせるが、三國の俗風化と見へたり、左手右手は陰陽にして、拍て音あるが無より有を生ずる不測の虚靈なりなどは、智解に落ちる辯才なるべし、叶といふ字は十の指と口とあはする、言たる通りに物を究るとき手を打、是叶の字なりなど、饒舌のはたらきなるべし、事代主の尊の、此國を皇孫へ任じ奉る時、手拍たまふぞ、末に傳へし萬物究の據ならん、

木綿、幣申なんども、往古は物を載する臺なし、竹、木を削て、それにはさみて捧たるなり、寸尺も社により宮により、大小長短時に變ずべし、只劔玉鏡の三つのみ、勇仁智の表徳にして、萬代不易の賜、神理秘妙の傳道なり、

まことに御舍を開し女ぞと、餉菓など饗て、何いふも詮宜開心に、いふかしき我人の迷ふ事どもたづね問、そもく、根の國、底の國とは、何れの所をさすや、答陰濁の土地、萬物凝滞て、臭氣穢氣のあつまる所な

り、人と生れて喜怒哀發は、根底の國の起なり、本附にして説盡すべからず 高間原はいづれのところぞ、

大虚空なり、墜落地際す、べて大虚空なり、萬物を載蓋て一としてとまらず、穢もすてす淨も取らず、捨すとらずして清き所、清中の清にして、又清といふ名もなき高間原なり、人に有て一念未發の心識陰陽不測の場、混沌未分清濁一元を強て名付て、高間の原とす 又今日陰陽別れての高間原は、陽中の陽、現に日月星辰を見る、天上の清地の高間が原なり、又陰中の陽の高間原は、天子より月卿雲客公武の尊貴は、高間が原なり、凡人にしては一身頭上の清地は、高間原なり、惣じていへば、天地人ともに高間原なり、別して論ずれば、天は高間が原、地は根底の國なり、人は根底、高間原を具したるなり、所によりて高間原のたてやうにちがひ有、神書を見る人一概に心得べからず、惣の中の別、別の上の惣をしらざれば、必まよふべし、口傳されども、

(天人) 地と、かくのごとく心得べし、別傳高間原とさしていふ所もなく、又高間原ならざる所

もなし、天際地極は惣の高間原、別ていは、塵滴の中にも高間原あり、又先の根底の國も准へてしるべし、今日訓し示すところは、天の清陽なる所を高間原とし、地の濁隠を根底とし、人の中にもいともかしこき神種を繼せ給ふを高間原とし、鳥畜の片濁のかたちなるを根底と立て、人と生れて魂魄清陽に修持する者は、高間原に生れ出て樂しむ、魂魄陰濁に滯礙する者は、根底におちて鬼畜に生るゝとおしへて、以て人の正直をすゝめ、誠をうしなはざらしむ、

高天原と指所ははかりなき九天なり、根底とさすはかぎりなき九地なり、此國はじまらざる先より、大中央の不測の靈魂に備へ持給ふ高天原、根底なり、國ひらけ世はじまりては、高は天、間は人界、原は地なり、高原の間に有る人に、高天清陽の心、根底濁陰の心は包含で有、しかれば天上の日月星辰あきらかなるにくらべては、地下に立つ萬物は皆濁陰の根底なり、其陰陽根底に萬物あり、其萬物の中に、人は高間原なり、畜類石木は根底なり、其人の中に、天子諸侯卿大夫は高間原也、中人已下は根底なり、中人も又下々の人にくらべては高間原なり、下々の人も畜類草木にくら

べては高間原なり、かくのごとく上より下は根底、下より上は高間原と見れば、高間原ならざる所もなく、根底ならぬ國もなし、小家の内にも、主鬮白は高間原、家來下人は根底、寇將軍は高間原、婢奴僕従は根底なり、男女に別は男は陽の高間原、女は陰の根底なり、形に取ては、腰より上は高間原、腰より下は根底なり、又根底の二つを男女に別れば根は男根、底は女根、國に取ては山は根なり、底は海なり、然れば今日和光の神の教へは、萬人根底に落入らで、高間原をわすれざる様にどの御事、一を守り、直にかくす事なくて、飭す偽らず、有やうに貧なれば貧、福なれば福、分際相應のたのしみをなして、おもしろく目出度くらせば、其心天心にして高間原なり、其所の其身即神なり、分に過て衣食の奢あれば萬事たらず、足ざるを人に知られじと、かくしかざる心より偽り有、いつわりより盜、其ぬすみといふは、必手を出して人の物を剝うばふにはあらで、心にたくみ、口にい、ぬけして、他にもつともとおもはせて、底にぬすむなり、其報ひ必底の國に落べし、又手前福祐なる者も金銀にあかず、其金銀の減ことをかなしみ、まだ倍して〜と思

ふ中に、心のまゝならで幾度か損失出來、それを埋て又其上を倍してと思ふより、類親家僕にもからさ目を見せ、其者ごもの嫉の爲とて、おのれさへ衣食に吝にして、貪虫の畜名を呼るゝは、報ひ根底の國におつるなり、大様世の有様を考るゝは、費を思ひ一紙半錢も一粒一滴も大切に、衣をかさねず箸をいたいて、此身をしづかにせず、躰をはたらき、朝夕利倍を工みて、一錢を君のごとく神のごとく敬ひ尊みし人は、自然と天徳にかなひ、金銀潤澤に集る、彼大福長者の物語りに、正直にして約を固ふすと云へるは、おのれをまげず、天祿を尊む心なり、ぬれ手で粟をつかみ、石を抱て淵をとぶやう成大荷儲を好むものは、徳有ば己に納め、損すれば人を倒思案なれば、邪智の謀計一旦の利有とも、いかにぞ子孫の榮あらん、二代目に辻謠、三代目に筵をかぶる者數千人ぞ、其うへ積惡の疑る所、性惡世倅を産出して、己が躰をわけし者を勘當し、果は先祖の系圖をうしない、家滅亡して、貯おきし金銀を、他人のものとする類又多し、

問 天地氣化の神の外に、形化の神あれば、人間則神、神事則人事なるにあらずや、

老女のいはく然り、
問 しからば形化の神は、尸を立て社におき奉りてぬかづくべしや、
老女のいはく勿論、
問 神像を立るは、神を輕忽し奉るとて、大に斥筋有、いかに、
老女の曰く、神像を立て輕忽し奉る心そならばたてべからず、敬ふ心ますべくんば、立るに何の憚あらん佛法の中に祖師口にて、舍利をくだき、佛像を築へし、しかも表には佛像をたて、寺塔を莊る、心外に法を立ざる宗風さへ、外相をすて、考へ見るに、卓犖不羈にして、英雄群出の輩は、神像有は愚人の下機にしたがふと知るゆへ、それに拘事なし、生學半熟の類が、古人の糟に咄りつきて、時機の應變をはからず、管をもつて天を見るなり、夫神像をたつるは、虚にして靈なり、一にして形なしといふ、本元不測の形をとることにあらず、氏神産土神をはじめ、我國神となりて人道の始を立て、あらはれ給ふ神の御尸を畫にし、木に刻て、先祖をわすれざらしむる善巧なり、其上又虚靈の神は、天地を社とし、萬物を躰とするゆへ、一としてとまる形はなきぞ、天地遍滿の神は、一として形なければ、一として

名もなし、惣じて名付て神明といふ、氣化の形化と出るに
名あり、名は神を呼ぶにあらざるや、神なきに
決定せば、神のわかれ名も呼べからず、國常立と申から、菫
茅の形容有にあらざるや、兎を待のこゝろを捨て、何ぞ
株を守る笑をなさんや、

問しからば家々に、祖神、産神を勸請しぬるつぐべ
し、おのづから裏屋借家のいさぎよからざる處に
神形を置は、犯穢不淨にまみれたまふべし、すれば
服忌の令格もすたり、淺間に落、敬心おのづから疎
からん、

老女曰是又一槩に論じがたしといへども、和光の物
を利し給ふに強て犯穢をへたて給はんや、盜賊の中
にも正直のかうべ有、博奕の中にも誠は失なはず、誠
あり、正直なる所、神の置座なり、いやしき赤土屋に
も、親をやしなひ、主を仰ぐ恭敬あらざるべけんや、
恭敬有所、神うつり居給ふ、しかれば分際相應の質
素清淨あり、前にいふ處の根底高間原は、一微塵の中
にもあれば、神はその清きにまします、たゞへ玉階金
樓なりとも、不信輕慢の室には、神はすませ給ふべか
らず、馴てしたしむ心に、敬ぬかつくときは、曾て不
淨犯穢を忌べからず、といふとて不淨犯穢をくるし

からずと思ふは、敬親にそむけて神のにくみあるべ
し、おそるべく、つゝしむべくして、親和をわするべ
からず、

問わけのぼる麓の道は多けれど、おなじ雲井の月
にかわる事なし、儒佛はふもとの道なり、のぼりの
ぼりて、雲井の月は同じ、何をかさしてへだてん、
是例の大づかまへなり、のぼりてとは、佛心をあ
きらめ、無明塵勞をすて、聖理にかなひて、格物致知
する所なり、其佛聖の大圓鏡よりは、照す所至らざる
事なし、釋迦も孔子も和朝に生れ給は、日本流の
しきしまの道の外は説宣給ふべからず、國により所
にしたがふ應化利物なり、いよく日本にては、神の
掟を守べし、天竺人の麓の道は佛法なり、支那の人の
ふもとの道は儒法なり、日本人の麓の道は神の道な
り、日本人が支那の麓、天竺のふもとの道は、まはり
路なる事をしるべし、のぼり得たらば、鷲峯の月も
西湖の玉兎も、此國の明石の波にうかみ走らん、或者
子に世渡りをなすには、朝風くおきて身じまいし、其
日其日の先にすべきこと後にすべき事を工夫してよ
とおしゆるに、其子こたへて、一升入る瓢は、大海に

ても一升といふ、親仁いかつて、それは瓢になつての
事といふる、思ひあはすべし、

問此ごろは神道者といへば、別に後修行の規則有、
八足の卓にむかひ、鈴をふり、錢切散米の供をな
し、手搦をかけ、小忌衣を着し神祭りするを、神道
者と世もつて思えり、いかん、

是祈禱師、祭主、宮司等の神社につかふまつる役人の
職也、たとへば出家の袈裟は木綿たすき也、衣は小忌
也、比丘、比丘尼等の七衆の出家是を着して、佛祖に
向の行事方ぞ、俗男、俗女の預る事にあらず、俗男
俗女は別に禮服用て、それぐに用ゆ、佛法は異國の
法なるゆへに、それに隨順するしるしに、在家にも數
珠をもたしめ、極信なるには、衣をゆるし袈裟をかけ
しめて、佛法歸服の相をあらはす、我國は神國にし
て、神代より上一人下萬民、着類衣服神製ならざる事
なし、職により位によりて、上下品有事、見の上代、し
らぬ國、世のはじめ、千早振し袖より、君臣尊卑の別
有事疑べからず、何ぞめづらしさうに、神道の衣服と
て、常の衣服の外に用べけん、祭主、宮司は古法をま
もり、神代に仕へし形をなすは、神社を守る職分な

り、士農工商の人、是をまねて着するは道にあたらず、
夫も己が所作を捨て神職に身、又神に志厚して、せめて神拜
を任する人ならば左も有べし、又神に志厚して、せめて神拜
の内ばかりも、古代を慕ふ心になるべきとて、用る心
あらば、奇特ともいふべし、我々職分々々のつたわり
し衣服、則神道神制の衣服なり、此外に神の服有と思
ふこそ道をしらぬ愚人なり、犢鼻褌二布も人作にし
て神制なりとしるべし、神人合一の理を習ひしらば、
おのづから明なるべし、然るに神道者といふ者出来
事は、儒者佛者の行狀を日本人がなし得て、國風それ
に狭まるにより、それに對して神道は加様にすると
立て見する成べし、衽を左にする者は右にして教る
也、我國に傳りし右まへなり、よく工夫すべし、支那
に立拜するの法、手を拱の式あり、我國に用ひず、天
竺に尊貴に向て、偏袒右肩とて右をかたぬぐ、我國に
はかたぬぐを無禮とし、立はだかるを無儀とせり、か
くのごとく國につたはりし格を、上代よりたがへず
用ひ來るぞ風俗なり、伊勢に住吉に、平人の拍手打
をどがむる事、左も有べき事ぞ、神職の業を平人はす
べからず、平人は平人の格を用ゆるが神制なり、神道
なり、神前神形に向ふ共、只兩手をつきて、頭を地に

付禮し奉るべし、

問 身道心道真道とはいかん、

身道は身におこなふなり、心道は心に修するなり、身に行ひ、心に修して真の道にかなふ、身に行ふには儒法の禮格のはつきりとしたるを借り用べし、心を修するは佛法のおしへ細なるを借り用べし、しかれば儒佛は神道の用の一偏にして、兼合が神の道なり、又本より神制に随ひ、正直素質ならば、真道に入て神人合一を知りて、自然の神化にかなふ人は、儒佛を借用せずして儒格佛制にそむかず、是格をはづれて格に中る、一戒を持すして萬戒をやぶらざる所なり、口授

問 カミの訓はいかん、

カミと唱へ、上の字の時は恭敬の義なり、自性の本鑑と見るときは、近し、智慧の徳、分儒に近し、尊貴の禮、鏡のときは、虚靈の義にして儒佛兼合で真道なり、かゝみの中にござりをのぞく事、清陽の訓を尊む習ひ、

カミと訓する中に、尊貴、智徳、自性共に包蔵る事、神國の語脈絶妙なること、工夫すべし、

神路の手引草卷中

釋迦は梵語とて天竺の語、支那の文字に解合て見れば、則能仁の字義なり、すれば我國勾玉の仁なり、孔子の徳も、聖の任なる者とは、我勾玉の曲妙なるにかなへり、陀羅尼を誦し、佛名を唱ふるも、思想を破り、情をやりて、仁に随ふ法界の心、獨を慎も、神の照覽を恐るゝにして、私意を恣にせざる訓は、仁にもとづきて、天心に浴する外なし、我國の和歌に此徳をすべ持事は、古今の序につまびらかなり、力をも入れずして天地をうごかし、目に見へぬ鬼神を哀とおもはするは、佛なり、聖なり、神心ならずや、中古俊成の卿、和歌を捨て佛道に入らんとねがひしを、住吉明神の、和歌の外に佛の法なしと告させ給ふ事、明惠上人の渡天をさゝめ給ひて、春日山に靈山會上をあらはし給ふは、我國の外に淨土もなく、神化にもれたる悟道もあらず、理をもつて論すれば、陰陽不測の妙所、事によせては和光隨類の應化なり、有難も辱も、神化神國の妙用ぞかし、然るに神を語るの學者、隨類の應化

をはからず、至誠感格の理をのみ談じ、敬恭の禮のみかたりて、神をして俗をはなれ、凡を遠ざけしむ、事理は神車の兩輪、體用は神鳥の兩翼なり、車に一輪かけ、鳥に片羽を殺で、いかにぞ神の道行るべき、凡愚下賤を救こそ、三國の通化也、理より事にわがち、體より用にくだきて、進退顯隱自在にして、智に向ひ愚を誘ふこそ、神通とも神變ともいふべきを、智に向て愚をすて、高きにとゞまりて卑を救はずんば、神局にして神通にあらず、神一にして神變に非ず、其變するものよりしては、佛とも聖とも、蛇とも狐とも、草とも木とも、男とも女とも、機に臨て影を向ひ給ふなれば、福をねがへば福を興へ、祿を願へば祿をさづけ、よき男をねがへばよき男を給ひ、よき女をねがへばよき女を給ふ、壽乞も病患も、無實の讒も中天の難も、失物のありかも、欠落者の居所も、妬の釘も、咒詛の人形も、謂ありて受入給ふぞ通にして局なき神、變にしてとゞまらざる神の妙化妙術、其神のひらきし國なるゆへ、餘所の國の人作を撰で、神國とはいふぞ、人國にも非ず佛國にもあらず、神の國なり、日月の惠は明らかにして迷ふ事なけれ共、盲者の杖

をたのむは、杖の先に明らかなるをもとむ、天の照覽を知るほどの者こそ、獨を慎むおそれは有り、愚者は眼前の賞罰なくしては、いかにぞ高く遠き天徳にもとづくべき、それがために降臨應化の神を、村々所々に立て、以て人の信敬を増しめ、それより誘て天徳の恵みを知らしむ、此人道にも一天の君は高く、將軍家は是につぐ、下賤の情をしろしめさんがため、御史觀察有て、下の情を受紀給ふにあらずや、其御史觀察の賞罰は、天子將軍の命する神聖寶劍内侍所なり、是天徳の神より隨類の神出で、世を救民をおしゆるの法ぞ、牢獄刑殺の拷器は、罪を恐れしむるの謀なり、罪なく科なく天徳にしたがふ者にもちゆる具にはあらず、やむことなくして民の愚を教ゆる器なり、神人合一の神化をしらば、隨類の神を立て愚盲を救こそ、天徳の命にかなふべきを、一傑に理處の心地にかたよりにて、いかでは下類の樂欲に向ふべき、是により觀音地藏、聖天庚申など立て、欲に向ひ願に從がふ、兩部に落入者のみ多く、唯一宗源の神訓に、下機は一向にもとづかず、故に神社は次第に佛事に變ず、其病根を探らずして、外療にのみかゝはりて、佛僧の繁花を

にくんで、宋儒の僻理に括られ、無形無色の神理を談ず、全く本朝形化の神慮にあらず、日本人の魂を以て、異端を碎く心ぞならば、佛制儒格ともにもちゆべからず、

天に繼て極を立るといふ事は、無極の無より、大極の有の出るにあらずや、是皇天に代て人皇出て、無形無色より色形を生じて、人を捉、民をおしゆ、聖智佛眼に至り至りては、本無に契によりて、罪を天に得つれば祈るに所なしと知り、法も尙すつべしといふ、是有色有形より、本無に修し得るの語なり、庸愚の凡俗を訓すにあらず、然るを偏智黠才の分をはからず、識了分別に落して、此語を以て、己得たり貌に、賢愚のわからなく訓さすとすによりて、耳の利、口のかしこきは、大道を識得たりとほこつき、凡愚をあなごりかろしむ、半熟の管見ども、井蛙の樂みにかたむきて、大海の幽遠をしらず、修して至り、行じて得べきの道を、巢立の雀が羽いまだこゝなはずして、枝より落、階子を用ひずして心を屋上にのぼせて、身のあやまち有ん事をはからず、空壁に向ても神、大虚に對しては神なんど、入魂をたよりに囁こそ、鼠の唧々、鳩

の啞々なり、まづ一に止るの形をとり、有相の極を修し得て、以て無極の無相にいたるべし、

天上より神の降臨の事、或物識の書に、神は雷雨なんどのごとく、空より降べきにあらずと、件いわれて半熟の學智有類は尤と點頭、是重は秘すべきの大事ながら、世の迷をしばらく解べし、夫天上より降臨の事、元陰陽の降昇を以て論ず、天の陽清の降り下るは陽中の陰濁也、又地中の陰濁の昇り上るは、陰中の陽清の氣なり、天の萬物を生育給ふは、地中の陽清をいざなふなり、則日光の土地をかかすによりて、土氣いざなはれて、煙のごとくして空に昇は、又土地の陽清、天中の陰濁をいざなひて、雨と降り霜と下る、春夏秋冬に土用を兼る事、是を以てしるべし、又四隅八方の風是に准へ合すべし、東西の風は陽中に陰ありて、萬物にふれて物しめり潤ふ、西北の風は陰中に陽有て、萬物はしやぎかほく、須臾の間一瞬の内も、變動やむ事なし、是皆陰陽不測の神なり、常に降り常に昇る、何の疑あらん、今天地ひらけ人はじまりて、天徳に隨ふべき節をあらはし、地徳の天徳を得べき到來をはかり、鹿島、香取の二神、機嫌をうかひ、皇

孫下界に降臨まします、人體形化の表事、事にして理、理にして事に託するなり、凡庸の肉眼にて降臨の尊容を見るべきにあらず、惠眼法眼ひらかば、今も神代の降臨を見奉るべし、愚昧の衆旨は、他の智識の導により、降臨の事相をたしかに思ふは、信の上に理に契事なり、中ぶらり共こそ、理にも事にも明らかならでまよふことのみ、

又眞實無極無相を修し得たらば、有相有色の變用をしるべし、有色有相の變用をしらすんば、無色無形の實體を明らむることあたはず、然ば口に談ずるのみにして、かつて無色無形の極にいたらず、故に空壁に向ひ、大虚に對しても祈得ず、又神有共定得ず、鏡を立幣帛をならべ、手を拍鈴を振て、咒文を誦し、祓文を讀、祝詞をあけて祈禱す、

丘が祈る事久しと、子路がいのをとめ給ふは、なんのことぞ、
問正直にして身操よく、善根も成し慈仁も有人の、貧にして、慳吝、不仁の仕合よきこと世に多し、正直を守る神の甲斐なし、又無道の者に罰もあたらざるは、人毎にまよふ事なり、いかん、

老女曰賢なるもの、富るは少也、子細は世財に心をこめて奢り憍なるは、本人倫の道にあらず、卑格の金銀に富をうらやむ心から、神の惠なしと思ふ、世をすくひ民を惠こそ神の友たる人なり、己のみ金銀にはこりて、世を救はず人をめぐまざるは鬼畜也、浮雲と沙汰し給ふひじり、慙なしとささひ給ふ富は、眼前の利潤にして、必子孫の後榮あらず、貧富をうらやみ、浮名をよるこふは、佛も聖も神もささひ捨給ふすても、清貧を樂しみ、求名を願はざるこそ、神の利益に實にかなふ人ぞ、貧してへつらい、盗し富で奢んと思ふものこそ、此うたがひ有なり、かへすくあさまし、

問日待月待等はいかゞ仕るべきや、惣じて今の世、日待月待する者ども、恭、將禁、双六、かるた、ほうびきの勝負、又は淨瑠璃、小歌、琴、三味線にて夜をあかし、又は經よみ念佛して獨寂靜なる、又は代待とて、山伏或は坊主にあつらへたのむもあり、又神道者とて、稗數返し、潔齋、浴して、かくなければ日待月待にあらず我もと、思ひ人にも訓るあり、いづれかしかるべしや、

老女曰是各好所の日待なり、身をきよめ、心を改め、積
數返し、獨經よみ念佛して、身心ともにしづかならん
は、いづれ天徳にかなふべき業なれば、いやといはれ
ず、又おのれ不淨の家、不潔の形にして、日月を待奉
らんをおそれ、清僧修験の徳にあつらゆるに、金銀
資財をおします、分際ぶんぎわいの資糧を以て修力を買、行力に
かゝるて己が福壽を祈らんとするも、恭敬の心あきら
かなればすつべからず、又謠亂舞し、思ふ事なく、双
六はうびきに、兒女家僕をよろこばしめて、其夜たの
しみに、家舉て上下なしにおもてしろからんも、寛仁
の一つなれば、冥慮の清しめなるべし、しかし其日月
を待奉るも、家の祈、身の安全のためぞなれば、日本
人は日のもとの日天月天と心得おがむべければ、僧
山伏を雇ふべきにあらず、月讀日讀の我國の守りと
ならせ給ふ御神の根本なりとして、天恩を報じたて
まつる心に、御酒丸餅して再拜せんには、神人をや
とひ執行すべし、久しく和風を失ひし折からなれば、
つゞくに示す、凡日待、月待、幸神待、子待、已待な
んども、一間を清め水火をあらため、身も心もいさ
ぎよくして、神巫をむかへ、供物幣帛を捧、積數返し、

亭もぬかづきて、扱日待ならば、日天を待奉る由縁を
神主に説しめ、奴僕にも聞せ、其儀式の後は亂舞も勝
負業も心々になして、慰たのしむべきぞ、其家の祈
禱、安全の祭なるべし、其夜は亭夫婦はいかなること
有とも家僕を怒る事なく、至極温和を以てむかふべ
し、一年五度に此祭禮を成し、月の一六に又此祭禮を
思ひ、毎朝に此祭禮をわすれずして修習せば、心鏡常
に曇らず、勾玉規矩備り、寶劍決斷すべし、しかれば
家に邪祟疫鬼の患なく、中天無質の憂を消せん、かく
てぞ二世安樂三世常住の如意圓滿たるべし、

庚申の事、佛説もなく儒説もなし、道家より出たり、
三尸蟲の談人に利あり、故に佛家に借り用たるなり、
我神家にて庚申待とは、猿田彦也、幸神と心得べし、
攝州天王寺の庚申の事、太子より、猿田彦を國底立の尊と申
述に後、眞言宗よりたてし事也。猿田彦を國底立の尊と申
は、氣化の神、又瓊々杵の尊の御先拂をなし給ふ、嚮
導の時は形化の神なり、又太田の命と現じ、日本姫
に出逢給ふは、いよく形化の神ぞ、又猿田彦と素盞
雄と一體と見る傳あり、奇玉、新玉、和魂の別授、稻田
姫、天照太神、細目の命、日本姫一體分身、理一事別の
傳口授、八幡、神武天皇一體分身、神皇后、玉依姫一體分

身、神人合一の義、凡慮に測がたし、神祕、秘中の秘を知ら
ば、秘を鳴らすに
及ばずと、かくあきらめたらば、無秘の秘を床に置し心にして、神像
になつむべからず、虚々實々、實中の虚、虚中の實、是すなほ神祕
なり、

問今の世にのこる神形、夷三郎殿を蛭子とおぼえ
たるはあやまりにや、

老女曰蛭子は三とせ足た、ず、海に流しすつと、又一
書には淡路の洲を産で我恥とし給ふと同じく支離子
産給ふとて、樟船に入て放ち遣り、重て交合ありて、
照神を産給ふと、いづれか正説なるべきぞ、思ふに土
徳の不足を表して三年足た、すと、此理勿論ながら、
事相の神道は、支離子産でながし給ふとすべし、今家
家に祭る縁は、大己貴、事代主にして、日本の地主神
なるゆへなり、是に付て考へ見るに、事代主の海に釣
し給ふは、神書に明かなれば、水衣にて葛巾に圖し奉
るべきぞ、後海邊を領じたる國主の、仁化有て國民を
恵み、釣し網して漁に利ありしを、蛭子、事代主の變
作なりとして、像を刻て合祭りけん、其時鳥帽子を着
せて、事代主と一所に置しを、後の人心々に、葛巾を
圖し、鳥帽子に圖して、いつとなくとりまがへつら
ん、大己貴の丸頭巾も葛巾にて有べき、さもあれ蛭子

は事代主の荒魂、夷三郎は事代主の變作と見れば、敬
拜に何の妨かあらん、さりながら蛭子をるびすとよ
むは、鍛冶を鍛冶と讀たるあやまりにして、俗にいひ
つけたれば、改るに及ばず、又中古兩部家に、日本の
神像を蠻神にまぎらかすこと有ゆへ、日本人の神忠
ある者、丸頭巾鳥帽子にして、此兩神を別して、日本
の神形とせられたるといふ説有も、すてがたし、西宮
といふ名にて、左大臣高明の像を蛭子とし、木辻の宮
を金賣吉次とおぼへ、玻璃女の宮が繁昌と唱へちが
へたるにて、世の誤りはしるべし、勢州の相可といふ
所は、日本姫の鹿に逢給ふゆへ逢鹿なるを、今の字
にあらため、其所の見初路は神路山をはじめて見初
給ふゆへの名なれば、神道に由緒有る大事の所の名
なるに、今は磯部寺となる、見初路磯邊寺紛るべきこ
とぞ、

伊弉諾の鼻を洗給ふに素盞雄出給ふと、高敖慢心自
讚毀他は皆邪佞の表にして、其しるし悉く鼻に歸す、
鼻の高は地神にならぶ者なし、是猿田彦なり、和朝に
天狗といふ者山々にすむ、其中に高雄、愛宕に祭術太
郎、比良の山に同く次郎、飯綱の三郎を始として、猿

田彦の主り給ふ部類眷屬の神にして、高慢の徒をおさゆる役神ぞ、もつとも隨機應變の利物なり、たまたま僧正房、妙喜坊なんごの、學に慢じ、智解に執するの僧侶も、淫を斷せずして魔民となりしは、皆猿田彦の所從となりしぞ、神社考に、四大師をはじめて狗竇なりと判せしは、宋儒の心より、佛子をあざけりにくんで書たれども、おのづから其道なきにしもあらず、一書に、人に天狗の詭して、和國の高僧碩師、皆魔境に入て、其徒三百餘人、其中に解脱、明惠の兩僧のみ、いづちへ行しやらん見へすと、此兩僧には春日大明神の朝夕付添給ふと、傳記にのせられたれば、高間原にぞ住給ふらん、魔界即佛のあきらかならば、天狗は慈悲の神靈にして、山々に住せ給ふこそかたじけなけれ、しかるを佛法の威力におそれて、和國の神は迹まごひ給ふやうに語りなされ、扱は佛様ならではとおもはする方便をはからず、いつわりにも偽りをかたりそへ、賣僧偽巫に倒されはつるこそ淺間しき、我國神のおしへ、祈言、厭魅、太占あり、理を以て論ずれば、相尅相生にもなり、奇隅の數にも合、正卦變爻、天地の通變、算數陰陽、事は別にして理は一なれば、

佛にもまぎれ儒にも混する辯才利口に牽合附會すれば、愚はそれぞと取りつき、圖方をうしなふことのみ、
太占は 神のまに／＼なり、人為の智解に評して、此理、此筋ともてあつかふことにあらず、
祈言 私意をはなれ、凡慮をすて、己を虚して神によざしたてまつるなり、
厭魅 かれを爰にうつして陽徳を勝しめ、陰邪を追退るのみ、何の此のご巨細を論ずる事にあらず、皆自然の神化にして、理屈分別の智了にかゝはる事なし、勿論文字義學の沙汰におよばず、
佛は三世とたて、人はかならず生れ變ると、儒は一世にして、樹頭の花は去年の花にあらず、ゆく水の本の水にあらざるがごとく、死するは四大五形もとにかへり、七魄三魂も體はなるれば漂散りて、ふたゝび生ずる事なしと、滯なきは人の常にして、氣淡く情薄ふして物に滯なきは、何の生替る理あらんや、水の無心なるにたとへ、花の無情なるによそへて見れば、左も有りといふべし、人は情欲によりて魂魄滯滞す、其所に中有再生の事あり、佛のたつる所は、善魂凝て極

樂を感じ、悪魄滞りて地獄を見ると、中陰の化生をかりに形容していふ、此間に鳥亂つさまよふを幽霊と名づく、又其浮魄の人に詫するもあり、一心の虚靈なるは、體やぶれて俱に散するに違なし、邪氣執心の凝滞るは、中有にして必化生あり、天竺國は極悪の人多し、怨執凝慮の生變て、其念望をはたすたぐひいかほども有べし、三世因果の談、理にかないたる國風化なり、支那は情うすく、凝滞せぬ國なれば、一世のをしへ國相應なり、され共天竺にも百人に十人は一世のもの有べし、支那にも百人に一人は凝執の者有るべし其所々の天地、陰陽の氣なればなり、教訓は國俗に隨ふなれば、釋迦の化導は天竺には至極の法なり、支那には用ゆまじきといふ儒士はもつともなり、さりながら釋迦を謗は、川向ひの喧嘩の鞘をもつなり、圖方なしとはか様の物識の事ぞ、我朝に根底高間原と立給ふ、三世と見へて一世、一世にして又三世なり、天竺の三世にあらず、支那の一世にあらず、此國神の我國俗に合したがひ立給ふ道なり、國學にくわしかれどは是なり、佛談儒講にていけぬ段ぞ、よくよく工夫し給へ、

我神化陰陽和合と祝くは、男女一雙にして、高下尊卑なし、然るに女は男の奴のごとく、何事も男にしたがふ筈と思ふは、支那の禮格に迷ひて、我國の道をうしないたるなり、是男の意地賤しきより、己が權を高ふして、女を隨んとする法を、是ともてはやすに至り、夫婦別有の格、去擯に七つ、去ざるの三つなんごの、人作の支那物語をもつて、無理おしに女をないがしるにする、いつしか國俗それを好して、國神の化にそむくともしらす、抑人は一箇の小天地なり、天のみさかへ地のみはびこりて、立べきいはれなし、天は蓋、地は載てそむかず、一方不順ならば、萬物成就する事なし、男女の中に一毛も高下尊卑を論じ、私意邪僻有て天徳の蓋のみほこりて、地載の功をうしなは、いかなぞ温厚の子孫を生ずべけんや、我國神の天七地五は、唯其事のみ、一貫の通理は言語に絶たり、秘とすべからず、事相の中に神秘有て秘すべし、
問佛法には親の日精進し、魚肉を斷、香花をそなへ念佛し、經よみ、遠きを追て跡を訪ふ事、孝の至れるにあらずや、神道には親の日にも魚肉を服し、殺生をおそれず、何とやら不孝のやうに思はるゝは

いかゞ、
 老女曰是又道をそこない、法を取りだしけるより、悉く佛法へ抱こまれし事なり、まづ日本の古風を考へ見るに、上様にたちし人は、神の正統を継給ふゆへ、心も清く、身もきよく、行も清ければ、其徳を天に配し、一箇の神靈と祝て、社を建、御陵を築きて、孫子是を祖廟の攝社として、緑日を祭るに神酒九餅し、氏子は潔齋し淨衣を着し、物忌祭典せる也、八百萬神の由て來る事はなり、下様の蒼生は徳の光るべきもあらず、行の人の鏡ならぬ類は、地に配して野に捨て水に葬して、魚に喰せ狼に養て、生靈を肥して地徳に報ずるを矩として慕愁に及ばず、是によりて萬人高間原をねがひ、上を尊み己をすて、神慮にあやからん事を欲す、行を能し、徳をほごして、神慮にならび立ん事を規模とせるなり、卑賤下俗の輩の墳墓をかまへ土地を校むる事、國郡の費なり、今も熊野の浦人なんどが、海へ死骸を捨て、鯛に成て御入來と呼で葬るは、是往古の遺風なり、
 註 鯛に成れば熊野の神の供御に
 そなへられてうかむ事とや、
 佛法渡りてのち、火葬を我國にもちゆる事、道昭法師

に始り、上様には持統天皇に起る、是又死骨ばかり瓶につめて土地を費ざるためか、されども上代の野葬水葬には劣れり、檀林皇后の野葬の遺勅を神慮にかなふべきか、ふかきゆへあるべし、嵯峨の天皇の御世給ふ、又高野に憩て骨を納よ弘法の入定しめ給ふし、餘國の土地をたつぬやとすして、不毛の地にちまめしむる謀事と見へたり、
 近き比支那流の備式に葬送せし國有しに、一國の田畠二十年の内に、費萬石におよびしかば、早速巳前の佛法取置に成りぬ、いづれ我國不毛の地はすくなく、五穀豐饒なるべき地を、むなく死骸のためになさげん事、道にかなはず、一天の主、國家の柱右ならん人か、若徳行群に出るの徒なんどの、神魂靈々として、土地の鎮め子孫のまもり共ならせたまふべきぞ、祝ひ祭るべきは尤なり、
 今時神道者、儒格の葬をもちゆるは、國に益あるべからず、二つごりには佛の火葬が土地のためならん、得失いづれ、
 神道に魚肉を用ゆるは、神靈を祭るなり、潔齋沐浴して、曾て殺生をなす事にはあらず、無益の殺生は常にさへ禁する事なり、神靈を祭るに、何ぞ殺業を事とせんや、あやまるべからず、

三十三年五十年忌なんどの遠忌を弔ふ事も、至孝なりと思へり、儒にも三年の喪有、是人生れて三歳まで無理をいへども、親これを愛して機嫌をとりし報、鳥の反哺なるべし、七回忌より五十年を弔事、諸經論に曾てなしと、古人の碩徳あきらかに判せり、人間の五十一日一夜とするなんど、長短の偶説にまよひ、年を地獄のいつまでもあまた用ふが孝心とほへし、是につけて論決すべきことあり、凡佛法は妄執と懸慕を輪廻の業と立て、執着を断を悟りとす、しかるを死たる骸に、さまざまの莊りを成し、棺廓を厚くし、外聞なりとて大勢を葬場にあつめ、啼嘆者數有を美目とする、そのうへ七日々々より三十三年五十年まで、跡をしたい、言出し、かたり出して泣悲しむは、亡者もまよひをかさね、子孫も愁てのみ慕は、至極の輪廻にあらずや、又今時の年忌とぶらひは、旦那坊主に座上させて、一門振舞、町衆の會合と見へたり、齋非時といふ條、大酒數献して、世話咄の外他なし、
 それ我國の法則は、世の鏡、人の守りなるを神靈と崇て、國郡村里の鎮として、四時の祭禮を成し、平人に徳の光るべくもなく、功の世に立ざる類は、其孫子たる者、我家々にてひそかに、其日は父母存生の撫育

の恩を思ひ出し、世事世話をすて、報恩のたらざるをも工夫し、父母の世に有し時、親しかりし類縁、又は他事なく語合されし舊友などを招て、父母在世の昔語を聞、有し佛を思ひ出しなぐさむは、愛慕の情をつくすなり、又強て米錢を施して快しとせば、類縁の甲斐なきものにあたへ、親の光りをふけらかし、猶も餘りあらば鰥寡孤獨の便りなきに詩配り、他を救ひ世を恵め、件してそ天道の冥慮、神明の照覽にかなひ、先祖の靈魂もよろこび厚かるべき、神祭り靈祀りの上にもしなわかりて、禮讓の道も立べけれ、
 問親のいます時死一倍借る不孝者も、せめて死なれて後なりとも、名聞ばかりにするとも、精進し、寺参りでもするは、せめて恩報じになるまじきや、左様の者が神國の法なりとて、魚肉を喰ひ、親の日も戯遊ばい、いよく極悪に落まじきや、
 老女曰本を失ひて末を取もの、言ふんは皆此格なり、神道の生を樂しむ親和の中に、死一倍借る戲氣はなき事なり、萬一有にしていは、其戲氣が名聞の寺まじり、ふしやうながらの精進をよろこぶ神靈あらんや、神靈あらばつよく罰し給ふべし、いよくにくみ

を重たまわん、か様の事は一向論にも及ぶべからず、我國の孝道といふは、一日も親のいます内、一口のものも甘美をすゝめ、温なるを着せまし、我身のいたづら成をやめ、親の嬉しがりよろこび給ふやうにと心がけ、朝夕つかへ、老さらばけ、ほれたわれたりて、あなごりかろしめず、懇に給仕すべし、死たる骸はぬけがらなり、供じ養て詮なし、親去て十二月は、懸慕の情をつくすなり、それ過て、我身を親の遺跡と合點し、家につたわりし士農工商の家職の一をわすれずして、親の名跡をうしなはず、身を大事にかけ、情をやしない、氣をやすんじ、我ながらわれもなつかし垂乳根のわけて残せしかたちと思ひて、夫婦中よく、子孫の繁榮を期し、隠たる悪を慎み、かくれたる善を成なんこそ、先祖の報恩、兩親へ至孝たるべし、

夫佛法は生をにくんで、死をおそれざるをもとゝす、輪廻妄執を忌、厭離穢土として、此界は苦しみの所、王位も將軍も、火宅の住家なり、此人に生れし身を、苦果の依身とて、淺間しき科の入物と立て、草衣にてあたゝかならぬやうに、木食して甘からぬやうに、樹下石上に居て安からぬやうに、淫を斷ち、色を絶り、

精氣のつよからぬために、寺に棕櫚八手をうへ、楯を焼て情をよはませ賢をへらす、我執をはなるゝ爲に解脱の袈裟をかけ、噴毒をやめん爲に忍辱の衣を着し、殺業をなさるやうに手を念珠に括り、輕慢をおさへて乞食を行とす、是生たる骸をさへ疎いまして、一物をも畜ざる事を矩則とす、しかるに死したる骸にながく愛慕するの事あるべきぞ、故に火に焼て着のこらざる印をなす、卒都婆の三摩形は畢竟空にあらずや、しかるに三十年五十年死尸に珍菓を盛り、飯菜をすゝむる理あらんや、今時の在家人も室々に佛壇をかまへ、朝夕經よみ念佛し、法を開、血脉を得てのうへに、臨終に僧をむかへ、娑婆の執ながらん事を思ひて、枕のまへに佛をひらき、鉦を鳴らして聖衆の來迎を期し、棺へ入て後も、導師悟りの語を吐て淨土へ往しむるにあらずや、淨土へ生れて清淨潔白の百味に耽聖者に、厭離れていやがる穢の國の食物を捧げ泣慕てしたしみたらば、さぞやうるさからん、若又地獄へ落し生靈のためといはゞ、盆の十六日の釜の蓋の開時ばかり食悦さすべし、もし又常にも佛を

たのみ、臨終に頼み導師に導びかれ、四十九日をこぶらはれ、一周忌第三年を作善しても、往生もせぬ亡者は、よくの業人と見へたり、然ば三十三年五十年の吊ひをするは、先祖六親の恥をさらすなるべし、我國風の追孝は、右いふごとくの天地に功德あるは、神魂靈々として鎮め祭りし社に在せば、氏子産子、鉢を捧げねり物をからくみ、神靈をすゝしめ奉るに敬を以てし、凶年にも減せず、豊年にも増せず、事毎に鹿畧すべからず、

文盲無智、庸愚頑魯なりとも、正直にして誠あつく、生の儘繕なく、艶も莊りも禮も嫉もあらず、自然と道にかなふぞ、聖も賢ともいふべし、智學有て君子の風をなし、聖賢のあとに泥で、すきうつし物真似するを道に入とせざるが、日本流の國風なり、柳下惠が禮をはなれたる和、伯夷が愛相なき清、閔子騫が我をすてたるの孝、陶淵明が節に拘ざる身操こそ、和國の神化には契べきなり、其外の賢人といはれし者共は、都ては繕物拵ものなり、惣じて學解より、辯才理屈なる者に至清極和はなき事なり、眞忠至孝は素質の意地よりぞ出ん、件すれば忠、かくすれば孝なりと、

議でなし識て行ふは、似せ物真逆ものなり、天道は天然なり、地道は法爾なり、人道何ぞ天地の外の道あらんや、色にまよふは法爾と身に備し迷なり、賢に易は智學の力なり、子を思ふ道にまよふは天然なり、癡特をはなるゝは義解の功にあり、無作の妙用こそ神明の不測、格をはづして格に中るこそ眞の達徳なれ、智慮にもあらず、學解にもあらず、是を甚深の極秘と名づく、釋迦七千卷の謎を迦葉笑て見せ、百丈の野狐に仰山一人ばかされす、

文殊千度問へども維摩は口默、六一は祖先に逢てはじめて聖理に入り、退之は大顛に參して儒の儒たる事を知る、闇に馴たる旨目は灯燧の光りを用ひず、眼有る者は目の光りをたのむゆへ、闇につまづく、此重はよく工夫すべし、かくいへばとて學文を捨よとにはあらず、生半ならば邪魔ぞ、學に入、智をみかくとも、はやく道學にいれかしとなり、

出家の家を出たるもなく、山に臥山臥もなし、出家も山伏も日本の國風化におのづから落ながら、口には輪廻無常をかたり、捨身歸命を談するゆへ、言行相違し、道は神佛混雜々々なり、心あらん人、世間の法、出世の法、眞諦門、俗諦門をわけて、たうとむ事は尊み、

敬ふ事はうやまふべし、夢に夢見るやうなる佛事作善は、是非ともに非なる事を知れかし、厭離穢土をもと、する出家があくまで輪廻し、捨身を表とする山伏が口過に算を置て世をわたる、陰陽師ならば陰陽、曆者ならば曆易者、在家は在家、出家は出家にてこそ、道とも法ともいふなれ、法にもあらず道にもあらぬことを尊みうやまつて暮すは、まよひにあらずして何ぞや、いまごきへらすぐちに、坊主はともあれ、法がたつごきといふ、法ひとり弘まらず、是をひろむるは人にあり、其法を弘る師惡師なれば、正法を邪法と成す事、下手醫師のくすりを毒にするに同じ、藥が尊しとて、下手醫師を敬ふべきや、さてさてあほうらしきことのみ、

神路の手引草卷下

問右の訓のごとくんば、和國の者は、一向文盲無智なるがよかるべきか、

老女白質素正直清明ならば、學智あらずとも事足りぬべし、儒士のわるかたまりなるは、學文もせず、文字もはたらかずんば、愚不肖のみにして、我意私欲多からんと思えり、是例の學智執習の病眼より、空花を見るなり、むかし支那人の日本へ渡りしに、我朝の裝束ならずとて、築紫より追返されし代も有り、百濟の王仁も難波津の歌よみ、片岡の飢人も、我大君の御名はわすれじとなん、婆羅門僧正は天竺人なれど、行基にむかひ三十一字をつらねしは、皆我國風化したかひひたるにあらずや、古の人はおのれを捨て道に隨ひしゆへ、其化遠くすへに傳はれり、今の腐儒の半學は、一向國學をしらず、我等は歌の事は曾て不得手なり、假名は書差別知らずと、異國の文字に富る自慢たらん、是は此國化をなごるにあらずや、又愚婦庸俗の天竺魂なるは、現世は神の助をかふむりてすめども、來生は彌陀にあらずしては浮むことなしと心得る、是彼他力本願を、今時の世智辨僧があしく説教するゆへのわるかたまりなり、夫自在王佛の御前にして、四十八願をおこしたまふ法藏比丘は、自他不二の本理、平等悟入の學路をひらき、最下極惡をすくはん

この誓とぞ、凡七佛の通戒も、諸惡莫作、衆善奉行とて、前佛も後佛も、百億恒沙の淨土も、惡を成してうかむ事なし、然るを無始本有の圓極をやはらげ説て、無頼の強惡を擯するの方便に、假にもふけし西方淨土成事は、古徳先轍の判諦あきらけし、唯稱彌陀の唯の字、無他方便の無の字、まよふことなかれ、一唱れば佛も我南無阿彌陀佛の聲はかりして、聲はかりして心をつくべし、又一たびも南無阿彌陀佛といふ人の蓮のうへにのらざるはなしと、古徳是を判じて淨化生なり、惡人は往生すべし、賢人は往生すべからずと決せり、童の頃の塔が成佛の種なるに就て同じ、自性に入ては無功徳なるべし、塔を建てるの無功徳は善にこそ、自ら入てはらす、惡を容るゝの本理は無作の淨土なるべし、

眼前の境界は、惡因は惡果を感じ、善因は善果たるべし、これによりて佛力業力にかたすとて、自業自得なるものなり、露がはなしに、極樂をこしらへ給ふ手間にて、地獄をつふし給ふべきなりと、左様には成らぬ事と見へたり、すれば無縁の大慈悲とて、佛の慈悲の餘りをしらせたるばかりなり、故に三部經の中に、極重惡人を救ふと、唯除五逆の文とは相違せり、極惡をすくふは佛の慈悲の餘る心をあらわし、唯除五逆の段は自業自受の處なり、然ば亂世極惡の世には、此方便にて道に入る者有べければ、圓光大師の教化は時機相應と申べし、治國平天下、文明の今にして

は、此おしへは還て世のまよひなり、執を去り我をやめて大道を知らば、元祖の本意にもかなふべきと、又一向專念の宗旨も、佛縁をむすぶまでに、親鸞は立たまふと見へたり、妻帯し肉食を元祖も最とは思ひ給ふべからず、止事を得ずしてかゝる法を弘め給ふらん、さればこそ今時は、彼の宗の坊主も禪録を習ひ、儒學なんど、て智學を専らとす、是せねば今時はやらすど見たるゆへなり、さらば魚服妻帯はやめたき事なり、それはいやなり、宗旨はおろかなり、是又元祖の意味にたがふべくぞおぼゆる、亂惡強盛の代に易行を亦和らげたるなれば、文明の勸善に志有もの、用ゆべき法とはさらく見へず、何の道を志にも一心不亂といふ事修行の專要なり、此一心は本法界の入物なれば、境にこそは縁にひかれて、それがために紛動く、其一心の小出しなる念と情とは、かならず風に起さるゝ波のごとし、物を見て物のほしきは、物は風のごとし、ほしきと思ふ念は波なり、ほしきと思ふ念やめば、波しづまりて本の一心のしづかなるに歸る、しかるに六根有からは六塵入來、六塵の風起れば六根の波立ざることなし、故に上智上

根の人には本の一心を攝せよと修せしめ、下根の者には外的を立て念佛題目に情と念をうつさせて、六塵の風をふせぎ、妄想を出さらしむ、妄念なから往生とは、まつたく方便なり、ことごとくだましの勸ぞ、是所へ四極無作の談をまじゆる事にあらず、ゆめくまよふ事なけれ、夫四極無作の談は一心不亂も迷なり、不起一念と思はし、それも妄想ぞ、言は格立し、思へば境存す、生死涅槃昨日の夢、有爲の報佛は夢の中の權果とて、彌陀も釋迦もまよひの佛と見、菩提本樹にあらず、堀らぬ井のたまらぬ水、やみの夜の罔兩にして、言語道斷なり、心行所滅なり、其重には厭離すべき穢土もなし、欣求する淨土あらんや、しかるに厭穢欣淨のおしへはなしながら、極悪の人のうかむとは、片轍もなき戲言なり、小兒の泣をやむるの談勿論々々、慶長治天の當代は、大半幼年より物書手ならふわざに馴て、人皆歴史をうかひ、令記をのぞき、眼をひろめ、こゝろざしを磨、さるによりて空拳をあたへ黄葉を握らせて點頭べきや、淺博なるおしへをさみして、儒見におちいり、さなきは別傳の活法を得たり貌に、斷無釋眼の名字の禪門に泥む、終歸於空の空を舌上にのせば、斷無にぞならん、其斷無

に思慮を止ば、今日の人間世は一日も立がたし、世相續で無窮に至れとの神の詔を叛は、國敵なり、恐るべし、彼耶蘇が宗理と同じ法賊なり、本の本、始の始を守る國の神のおしへは、此身を鎮るにあり、士農工商家業の一にこゝまりて、形をつかひ、身をはたらき、時をうしなわす、節をみださず、分を知り、己をばかりて、其道々々の智をみかくによりて、世ごあらそはず、我家々々の職にかしこく、下をあなごらず、上をかるしめず、おのづから法を守る、女は女の職、男は男の職にかしこく、今日の身を大事にかけ、あやまらぬやうに月日をまくり、世をうらみず、人にあかれず、朝夕たのしみて、天命をつくすぞ道也、是をささらば彼も悟り、此世も直ならん、老女曰佛法と神道との國化大きに變る事は、佛法には女人禁制の山あり、神道には出家禁制の社あり、是程たしかなる違目有神佛の道を、強て一つなりとは、託事附法といふ名目もしらぬ愚僧の談なり、事々無碍法界は、觀成所見とて、天地同根の域を悟りあきらめたる果上の場、法眼にても惠眼にても見えず、四眼融入したる佛眼、元品最大力の無明を斷破せずしては見への重なり、唯名のみ知文字に通する一分にて、即具の本理を我物に語は、彼轉賣則鹽賣の上人なるべ

し、笑ふにも絶たり、一心の有無は己にありてわれさへしらす、四大五形の體は屹としてあり、誰か實有の相に着せざる、此有相のからだゆへ、名に耽り利を貪る、世にまじわりて名は捨られず、體ありて衣食なくんば一日も送られず、利を求すんば片時も立す、是止事を得ざるの境界なり、しかるに食は甘を數寄、衣は華美を好んで厚く重ねん事をねがひ、しめて賢を顯し徳をかたりて、名を求る事を欲するは、世の常の心なり、是を押へて佛法、聖典、神制の由て來る所なり、詮は欲のうすらぐやうに、望をすくなかれ、上に有て下をなやまさされ、富でおごりをわすれよ、世をすくえ、民をあはれめよとの外はなし、曲て利を得かざりて名をもとめ、道ならで榮、邪にして世にたつは、一旦の事にして子孫の長久にあらず、天祿地福は己にそなはりて來るなれば、かたちをつかひ、身をはたらき、飢す寒からずば、樂はおのづから添、此外に何をもちめん、天帝も炎魔も、地獄も極樂も、皆人間世の直をおしへし事なり、返すく日本の人、天竺の寓咄し、支那の作り物語に心をうつすべからず、多聞は迷ひ、廣見はあやまる、天竺の人は其教にて浮みつ

らん、支那の人は彼訓にて身を脩げん、我等は神國に生れたれば、神の掟の聖目をちがへず、めでたくおもしろくたのしまんと合點すれば、そつちはそつち、こつちはこつちなり、支那と風化の變る事は、儒は一世なり、我神は根底の國、高間原ありて上下に浮沈すると立たり、これ勸善懲惡のおしへに設たるにもあらず、天地の自然なり、此一天地の下にて捌事なれば、佛法の配立にも異なり、孟子の性は善なりといふも、喜怒未發の處を強て善と名付しなり、情欲本性より別出る性の本然に、豈善惡の種固有せざらんや、萬境と心と本一致なり、萬境に善惡あらば、性に善惡なかるべき、此所は神道口授の一大事、變化無碍の秘藏なり、問支那には古しへより、達德賢哲の人多く世につたへて、人其跡をしたふ、和朝にはさして達德賢名の人稀なり、神國の威うすき歟、老女曰異國には却てすくなし、故にめづらしさに拾集めて、筆に記し書に録して祝興す、老子支那に出て既に評すらく、大道の代には家々に孝子、戸々に忠臣あれども、めづらしからで其跡をどめず、大道廢れてよ

り、忠臣孝子の名あるは、學解、智慮のなすところなれば、徳を釣り賢を買のつくろいものをおつめしと云ふ、是を以てしるべし、我國神はひさしく神化つたわりて、人王三十代の比までは、家々に忠臣戸々に孝子ありて、其の跡をたす、それより後も學により智によりて、忠賢を釣る者なきは、いまだ神化の遺風國に残りし質素なるべし、名利からする業は、なべて眞の人にはあらず、人様の人のほむるをよろこび、そしりをおそるゝ位ぞならば、同じく輪の内をめぐる化物にして、百歩を笑ふ五十歩なり、しかるに支那の虚名を求、偷閑を成すの跡をよめたる咄本を、眞の人の様に、唐宋の時に文筆に工なる者どもが、己が世に用ひられざるをいさごをり、古人をほめて當代を嘲たる悪性根の捨帥を、日本人にして尤とうらやむは、さりとは虚人なり、半學文の世の妨となるは是なり、古のいさぎよき跡を見て、己が徳は至らずして、其跡をまね世をにくみ、人のおのれをしらざるを憤りて、祿を辭し、身を退き、いまだ若齡にして齋號、表徳をわれと世に鳴らす類、時代の政事を嘲りにくんで、隠逸を是として、己のみ道ありと、閑居して不善を成す

徒、皆我とおのれが智にくらはれ果は、佛も聖も拆給ふ捨者也、又我國の和歌を詠する輩も、剃髮をもつばらとし、支那めける軒號異名をほまれとす、連歌師、俳諧師も同じ、大かた敷島の陰に寄る者も、隱遁をもと、するは、世をにくむ姿ぞ、又俗名にて名の照らざるをくやし、耳にたつ名を要とするは、貪求の域に落入、さらに風雅の情にあらず、和風に浴するからは、和名にてこそしかるべけれ、

問 神道に根底の國と立しは、人生れかはりて畜生ともなり、草木共變する事ありや、

老女曰 此重は神化の極秘、あからさまに説盡がたし、天性の本心は無色無形にして、形骸に主たる物なり、體やぶれぬればとも散じて天地に歸る、しかるに心王は寂靜なれども、體ある内は六欲の境界に碍渡りて、色にそみ、香に着す、凡心は常に心をかたちの役として情欲に凝、たとへば水はもとやわらかにして器にしたがへども、寒に堅りし氷は器にしたがはず、斧にてうてども壊ざるがごとし、心の水なるは體の器くだけたれば、水も散じて消ゆ、心を情欲の氷となしたるは、此氷やぶれても着念執情凝りて散せず、

人に託し畜にうつらん事、縁にひかれて有事決せり、情欲の凝滞よりいへば、生れ替るのみならず、此體にて鬼形と變じ、蛇となり牛と成り馬となる事、三國の先蹤、傳に載せ書に筆し、其數多し、又石になり木に成りしも慥なり、情淡しく氣薄くば何ぞ散せざらん、儒の一世は天心の本理、佛の三世は情欲の凝滞なり、俱に得たりすつべからず、此所に情欲よりいへば、變のうへに因果三世おのづから有、本心によらば造化自然にして、一世に漂散す、それは人々の氣質ひとしからざれば、一概に一世とも三世とも究がたし、氣質の凝ざる人つよく疑る人も、生れつきにあり、其はじめは男女夫婦の交合より出るなれば、睦はじめを濃にせよと陰陽の大事をおしへ給ふが、我國神の訓ぞ、

なへに入來らん、是れ清は清にあつまるの天理なり、又常に高問原に住居する心なり、かへすくおろそかにすべからず、それとも心きよからずして、形の行義ばかり件するはづが神道者と、格にのみ括られたらば代待なるべし、

問 平生の心の修行はいづれをか先にすべきや、

老女曰 四恩をわするべからず、曰 天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩なり、此中に師長と主君はこもれり、しかるに、流れに立て源を濁し、陰に居て枝を折は、恩をしらざるもの、喩にあらずや、神の開き初給ひし國にむまれ、神化の古法をみだすは、恩をしる者とせんや、

問 神道事相の天◎大事は、何を以て第一とすべき、

老女曰 服忌令なり、常に火をあらため、水をあらため、身を清むれば、心おのづから正しく清よく成る也、清潔よければ萬の物ために好されず、六塵にひかれず、五欲にせばめられず、其うへに神前に對して、朝々穢修行すれば、萬惡はいつとなく消滅して、衆福とこし

老女曰 一天四海、三種の神器に收よと、天照神よりの勅宣あり、神璽、内侍所は大裏にとごまり、寶劔は頼朝卿より武家の手に入りし事、宗廟よりの御指圖にして、時に應じ節にかなふ御利生なり、しばらく凡下のために、私ならぬ日本の經史のあきらかなるを訓、平家物語に是のみや法力にても有けんその外は、みな天照太神の御はからひとごきこへける、又青侍が夢ものがたりの中に、節刀を安藝の嚴島姫より、清盛に賜り、取返して頼朝にたまへと、八幡神の仰なるに、

其後は我御孫にもたまへと、春日大明神の宣ふ、すこしもたがはず、頼經頼繼二代は、藤原氏の將軍、それより五代の將軍は竹の園生の御裔へ飯り、其次八幡の氏子高氏の世々十五代、信長の卿、秀吉公、桓武春日の龜系たれども、將軍の位には任じ給はず、又慶長より新田に移り、八幡神の正統に歸して、大神君四海靜謐の聖武、たれか古今にならぶ者なければ、東照の御賜號、天照神の御はからひたる事、あおぎ奉るべし、和國は氏系を尊む國なり、天竺支那は何國の牛の骨やら、馬の末孫やらが帝に成ところなり、左様の國のおしへを、敬たつとむ事は、陰に居て枝を折、ながれに立て源をにごすにあらざるや、是恩をしらざるなり、日本の人は、王様を天照神様、攝家を春日神、將軍家を八幡宮と畏たてまつりて、律令格式、萬事御成敗の政事を、下として背く事なく、おのれが家業の一に止り、神とは上なりとあきらむること、神道事相の専一なり、

問先祖の遺像を作りても、面貌一毛ちがはば他人なりと、此言理ならずや、
老女曰是回事ぞ、古しへより佛祖聖賢の影像有て、題

して誰某とす、もしくは半身に鬪するあり、聖賢佛祖に半身の者ありしや、尸とは彷彿とほのかに、その姿をうつすなり、骨を畫、髓を彫に及ばんや、寒からねど雪を畫ば雪、薰なれば花を作れば花也、却句念をいれすぎ、虎に羽を加へ、蛇に足を添へば、人の笑ひをまねくのみ、大己貴の像にむかいたてまつれば、寛仁、淳朴、身操心達を類、事代主の像にむかへば、手足真やかにして、持にしくことなきを知り、猿田彦の勇猛なるにむかへば、陽勢盛にして、萬物に屈伏せず、是往を鑑とし、他を鑑として己を正すに、身の奸醜と心の性情とをあきらむべきぞ、神鏡の義、に究る、素盞雄の不忍にて、諸神に捨られ、罪を悔て清地に飯給ふ、出雲路の道神の娘の荒淫て、鄙國に追遣れ、其國民をそれなりに導き、愛鷹の明神の、戀せば瘦ぬべしと、妻神をふすべて易簀て、再び嫁給はざるなんど、國社村祠に由縁傳記、所の口碑里の俗風、筆にいとまなきかすく、皆是大きにやはらぐの利物、神人合一の濟度なり、蠻格夷制の定規に寸尺を論すべからず、

問宗廟より始て公家にも、木具と土器を用ゆるは、いかゞ心得申べきや、

老女曰神代の遺風又質素なり、物はあらため、あたらしきを賞す、随分簡易にして、用さへ調へばかけながしにして、又新敷を替用ゆれば心清よし、穢油づきたるは賤しきなり、近世は塗りもの、器のふるきを翫興するも、舊貫に寄の支那流と見へて、物識だての唐宋臭族が仕出したるを、變を好む勢虚が、俗をはなれて格の立を嬉しがりて、豆麥もしらぬ青一までが、傳へおぼへて教程に、世舉て夫にうつり、時代とて元印籠をふらめかし、わたりとて茶染たる天目を秘藏す、是より日本の本の素質を折、唐物を貴、おぼへず知らず我國神を輕忽奉るになり、いつとなく國風化を忘れ果し事ぞ、是によりて日のもとの費多く、拔荷の紛等も出来るなり、願はくは夷狄の物を輕んじ、我國の土産を重せば、恩を知り道にかなふべきぞかし、注連繩曳て家を清るなんどいふ事は、支那天竺に無圖なり、序ながら神明繩の傳別授

問大板の八字は其傳を得べしや、
老女曰吐(音)加美(依身)多女
(水)火(木)金(土)
すなはち五行なり、水と火は一字にして、木金土に二字を配する事別傳家に入てならふべし、平人は三五の

妙といふ事を傳へて、朝夕に唱へて祓すべし、際限なき益を蒙るべきぞ、子細は天地の恩、父母の恩、國土の恩、衆生の恩を報するなり、
問空風火水地の五輪は、五行の配當に異なりや、
老女曰則五行五行なり、第一重の團形は芽の國常立なり、地臺の黄色は土に踏る地神の始なり、此段は神家に入て傳授すべし、生死の大事、無生死の大事、天地の本源、又神道に黄色を忌て、五色の中に紫を用ゆるならい有、甚深の秘藏、筆に記し言につくすべからず、しばらく工業のために訓のみ、
老女曰いつまでかたり居るとも、甚妙の神理は水に畫がきて跡をとめがたく、又いはずかたらずとて、外に求むべきにもあらず、事々物々は神なり、所詮は人々の境界、色形心識ともに神とこゝろへ、向ふ所に御戸を形容して、信を厚ふし、敬を嚴にせば、自然の神化は法爾として我に得べし、此一巻は神路の手引ばかりなりと、假名書の一軸を袖より袂にうけて、名残おしくうしろを見かへると思ふに、枕はづれて明野が原、きよめの茶のみて、宮川に身の泥をすゞぎぬ、

享保四巳亥歲七月吉日

大坂高麗橋二丁目

山本九右衛門版

右神路の手引草三冊、以流布板本爲底本加一校點、明治四十三年十月、

中臣八箇之傳目錄

- 高天原 天津祝詞
- 可可香天武 荒振神
- 天津宮事 瀬織津姬
- 氣吹戸主 祓

中臣八箇之傳

高天原

高天原は、陰陽五行、天地萬物、何れとしてかふむらざるものなく、孕ざるものなし、故に今日も高天原、開ぬさきも高天原、その差處は天上を云、原ははらむの訓にして、腹也、すべてもの、はらまれてゐる處を、天の原、海原、人の腹と云、天と云は、土地をなはれて智慮分別の預らぬ所を云、一身にとつては心中を指て云、心本虛にして、一物たくはふるものなくして、萬物の理をはらむ、是則高天原也、祓は雜念妄慮を祓て、清淨の高天原に至るを云、

神路の手引草終

元々翁按云、高はたかき也、天はたね也、たま也、靈也、原は廣きを云、諸を含み孕出す、畢竟清淨空虛の場にして、神の留ります臺と心得べし、すべて六根にまよはず、己が罪咎を知て、神座に自己神をうつして、己が妄念を掃ひ、安心して自然の心を得る、是則高天原也、然ば天地の空虛胸の空心也、

慎齋云、凡高天原、指處三つあり、一には上天虛空、二には天上皇居、三には高胸坂、扱上天虛空とは、地をはなる、處の一點くもりなき清淨の大虛を云、天上皇居とは、天下を統御し玉ふ天子の皇居、又は神靈留らせ玉ふ處の神の宮殿を指て云、高胸坂は、人の胸中、方寸の心を指て云、高は推尊之稱也、高天は、たかくあつまるの中下略なり、原は廣大を云、上天虛空は勿論のこと、天上皇居、神殿、人の胸中、皆大虛也、大虛のむなしき處は、陰陽二氣混合して滿々たり、其氣即理也、其理即神也、神道に理のかたらずして、其氣の靈妙なる大元一氣を理と見こむことにて、佛者の所謂與三謂氣謂虛者、大に異也、於は一毫一髮見認る、與神與佛何ぞ異ならん、只この隱微の間にをひて心を盡すべし、神道は其一氣の妙用はたらき

天津祝詞

天津祝詞とは、眞實至極の誠を云、天津祝詞は天の祝

のすぢめを尊び、尊於活佛者は一念不起虛無の處を尊ぶ、尊於死物也、故に其隱微の見あらはれて遂に我身をなまものにし、父子、君臣、夫婦の道を指て、人の人たる大倫を失ふ、我神道に於ては、父子、君臣、夫婦の道を守り、一念生ずる處にをいて邪ならぬ處のつゝしみを推立、常にこのつゝしみを起し立て、清淨の道を尊び、邪さらぬことを祈る、是神道の要領にして、この隱微の場に毫厘の謬あるときは、終に君父を無し、人道を亡し、天地に逆ひ、神明に悖るの甚きに至る、是神人唯一の道にして、高天原より生じて、復高天原に至る、生死始終一につらぬく、實に神道の神道たる處こゝに極る、古今この隱微の處を謬て、遂に君父を無し、天理に逆ひ佛を混じて兩都習合の説を建て、吾道の本原を亂る、是吾神道の罪人也、賢愚夫是を慎て深く思をめぐらすべし、此一條略して是を云、悉別箇に記、

口傳云、高天原は、清陽の氣の一ぱいにみち／＼たる處を指す、萬工夫、

詞、太祝詞は地の祝詞なり、天長地久に配して云へば、一身にとつては我心を天長、我身を地久とす、天照太神こもり玉ふ處は天津祝詞、出現し玉ふ處は太祝詞と云、一生何をつとむるも、此二つをはなれたことなく、天長地久と祈るは行事方の大事也、人々胎内に十月月こもるを天津祝詞と云、出胎して事を行ふを太祝詞と云、工夫にては一念うかみをこるは天津祝詞、發して事をこゝをりなく行は太祝詞也、今祭祀をこりをこなふに、向の神は天津祝詞、祈る我心は太祝詞と心得て、神の道なり、自然の誠をしつらぬひて、天地一體の邪念なき心をもつて祈願し祭るべきことなり、

元々翁按云、天神よりうけつとふる傳のことで、天津祝詞は天神の御心、太祝詞は兒屋根命の實心なり、慎齋按云、天津祝詞太祝詞は、心と口と符合して、心ありたけの實心、まことなるひだして云のべること、天津は尊稱の言葉也、太はふとくたくまじきこと也、祝詞はのべうつとふるの畧訓也、祝詞と云は、神事にあつて其事の由を宣うつとふる也、故に一定の文段あるにあらず、然るに此中臣祝は格別に

して、君臣合體、守レ中之道、教レ人之典法也、

可可吞天武

可可吞天武は、罪咎をこくとかんがみあじはへて、のみ入ることにて、善惡をかんがみのみわけて、善なればつとめ、惡なれば改て、其惡は氣吹戸主うけこみて、いぶきはなつぞ、可可はかんがみの畧語、のむはのみこみ合點しあじはえること也、

元々翁按云、一心の罪咎穢惡を知り、心をひるがへし、情を改る時は、諸の罪咎を秋津姫がみのみすつるなり、

慎齋按云、秋津姫の本體なる鏡にて、善惡をたもちかんがみて、善を善とあじはへのみ入れ、惡を惡とあじはへのみいれることなり、

荒振神

荒振神は、我心の雜念妄慮を云、國中にをひては人のために惡をなし、さまざまいろくのさまざまをなして、理ある善人をふみをかす邪なる人を云ぞ、元々翁按云、國は五體を云、中は五體の中を云、荒振神は一心の不淨惡念發るときは、神明退きまして、一身ことごとく荒振神也、畢竟自己惡念の神なり、

慎齋按云、荒は手あらしきこと也、振は威をふるふ也、又ふれさはり犯す也、あらくる神と稱する時は、向ふよりこなたへきてわるさをしかけ、ふみ犯すこと也、荒振神は、國中にて心中つゝしみなくあはれて、理ある道を道とせず、あらゆる邪の事をなして、己が惡を振ひ起して、善人をも振れ犯して、わるさをなす惡逆の人を云、神と云も同じことにて、天地の理ある正しき神を神とせずして、その正しき神をふみかして、天地人のためにさまざまの災禍をなす邪なる神を云、人の心の上に於ても、惡念の邪欲一たび發るときは、正しき道のすじめある自己神明をふみ犯して、惡念邪欲のいきをひをふるひて、さまざまあらゆるわるさをなして、内神明もこれがために元を失ふて、心中真くらになつて、善人をもくらまして悪くする、これ心中の荒振神也、かくの如き荒振神の心中にはびこると云も、ごだひに常立なりの、正にきつとした、つゝしみの推立す、ねむりたられて、さゝくせぬから、内本心の神明も守らぬやうになつて、わづか一念ちらりと心にささす邪欲も、のびふとつて、そのいきをひさかんなる荒振神となるぞ、然れば心中

常にこの荒振神のをこり出ぬやうに、手出しをせぬやうに、時々刻々にねむりをさまして、常立なりのつゝしみを推立、常に至誠を起して神を敬ふべし、神を敬するはつゝしみの至誠がなければ、本の敬でなひゆへ、神道にをひて、常にこのつゝしみの至誠を推立て神を敬するを第一の教とす、神は人の敬によつて威を益す、神威盛んなれば自ら守ること厚し、守ること厚ときは遂に荒振神災をなすことあたはず、故に平生我身に荒振神ありと心得て、由斷なしにつゝしみの誠を推立て神を尊敬すべし、祓と云も、この邪惡の念、荒振神の不淨を祓て、清淨にすること也、可慎可恐ことにて、よく工夫修行をなして、行住坐臥に怠ることなかれ、後愚按するに、我身をはなれた國中にある處の荒振神は、聖人といへども犯さるゝことあり、いはんや常人にをひてはなをさらること故に、をそれしのでつゝしむべし、

天津宮事

宮は身ありかの畧訓、身は中主の家、宮は身の在處、宮は天照太神の宮殿を云、この宮につかへ祭る處のしかたのことを云、神につかへ祭ること、皇孫の天

下の上に立て、しをきまつりごとし玉ふは、みな天照太神の宮より出たる處のしかたのり、かね也、故^カ敬の本、祭祀の本を云、

元々翁按云、太神の御心の事を云、諸神太神の御心をさつし、御心に叶ふべきを議賜、自己清淨なれば、太神磐窟を出て新宮に遷ります、畢竟太神の御心の表相也、俗歌云、

身は社心に神を持たながら餘所をとふこそをろかなりけれ

慎齋云、天津は尊稱の言葉なり、宮事は吾身のけがれ罪咎を祈ふしかたのことを云、又神を祭るしかたのことを云、上に立處の皇孫のとり行はせらる、天下のしをき政も、下の民たるもの、道にたがはぬやうにして、もしその道にたがうたものは、身のあがなひ科料を出させ、又はをひやろふたり、又刑罰に行ふたりして、悪をこらしめ、又をん賞ほうびをやりて、天下の人のすなをに、よく上につかへてゆくやう、よく神につかへてゆかせるやうになさるるしをきまつりごとを云、天下萬物のすぢめ、道の行れ出るもとは、太神一神の徳なれば、被のしかた、祭

のしかた、天下のしをきまつりごとをのしかた、何れも太神の尊び天津宮事也、

瀬織津姫

瀬織津姫は、太神の荒魂、川の瀬に坐す神なり、又人の背に坐す、萬物身にふれ行ふことを先へ知りさる神徳也、

元々翁按云、背に坐て、朝暮禱を除き被て、永く蒼生を恵み玉ふ、人清淨をなせば背に坐す神威力を益す、

慎齋按云、瀬織津姫は、瀧津瀬川の瀬人の背に坐す所の神也、自己神明かなるときは、瀬織津姫の神鏡照りかゝりやひて、善悪を先へ知り辨へ、我心中の邪念さざんとする處を知り、又暴悪の心になりきつてをる處にをひて、一念善に牙し、誠敬を起すときは、其羅悪を知て瀧のなだれて急に落ちたる如く、切てをさる、神徳なり、是則瀧津姫の神にして、所謂邊津鏡也、

口傳云、邊津鏡は、事物の上を照し見ること淺きを邊津鏡と云、天照太神の荒魂瀬織津姫神、内宮荒祭宮に坐す也、人の背はまつすぐに推立て瀧の如し、川の瀬

瀧津瀬矢に同じ、故高山短山の末よりと云出し、決泳に落瀧津速川瀬と云述たる枕言葉なり、

氣吹戸主

氣吹戸主は、豊受太神の荒魂也、海中にあつて鹽の満溜を主り玉ふ神也、人の身にあつて、腹に坐て呼吸を主り玉ふ神なり、

元々翁按云、息氣を主る神にて、悪念を吹拂神徳也、瀬織津姫、氣吹戸主、腹背内外に坐て、晝夜人の身を守り、罪咎を除き被玉ふぞ、

慎齋云、氣吹戸主は、人の丹田氣海に坐て、呼吸を主り玉ふ神也、豊受太神の荒魂、天御中主太神にして、即十種の内にある生玉、死玉、足玉、道反玉也、是四玉は元一つの玉にして、そのはたらきにつひて四つの名あり、

口傳云、生玉は生々の元氣、いき／＼としてをる徳を云、死玉は生々の元氣、隱微の内にかくれんとする徳を云、病人の祈禱に用るときは、死を反して生々する徳あり、生玉は附にして順、死玉は陰にして逆也、生の上で云へば、道に順へば生、道に逆へば死也、足玉は玉の徳満足を云、道反玉は玉の立去んとするを

引反す徳を云、又邪惡の方へ走るを善道に反しもどづくる徳あり、故に道に反す玉と云、是大海にあつて鹽の満溜の本體、天地にあつて風の本體、人にあつて呼吸の本體、人心にあつて善道に満足、惡念の芽をこれば、ちきに吹拂て善道に引もどす本體なり、是田心姫一鏡の全徳也、能々可三工夫、微妙の味あつて言語に述がたし、

被

被は邪惡の念をはらひ去て清淨にすること、被は敬也、つゝしむの訓、土しむるの畧訓、五行圓滿の形被て、元の本體にかへるは、素盞鳴根の國にいたる也、是被成就の場にて、土金の徳に至り玉ふなり、元々翁按云、被は穢原に始る、一毛の罪咎のこりなく被ふときは、清淨に至る、清淨なれば神留る、神留れば我と神とへだてなし、隔なければ成就す、慎齋按云、被は心身内外をかねて云、身を清る時は、自ら心も清淨の端をこして清淨也、衣服のあかをあらひきよめて、内心まで清淨の端を起てきよらか也、これによりちなんで、心中邪惡の欲念をはらふ、被ひきよむる心も神也、被ひ清ることを成就するも

神徳也、その始め終り皆つゝしみ也、いかんとなれば、その清々の端を起すもつゝしみ、成就するもつゝしみ也、畢竟二六時中心をよびさまして、きつとをこし立てることで、その間に動き出んとする邪欲の念を、一念機微の間にきつてをとすやうにする、これ祓の至てくはしき處也、能可三工夫一也、

中臣祓再八箇一箇之傳目錄

- 中臣二字之傳 神留坐之傳
- 神漏伎神呂美之傳 天御蔭日御蔭之傳
- 天磐戸之傳 速秋津姬之傳
- 根國底國之傳 速僚良姬之傳
- 一箇祈禱之傳

中臣祓再八箇一箇之傳

中臣二字之傳

中臣祓は、天兒屋根命之神作祝詞也、中は天御中主の中に於て、少しもかたよらぬ中すみの理を指て云、是則中極にして、君の本體、臣たるもの守るべきの道なり、君は一天下の上に位し、中極の場に敬を推立て、下臣民をとり治む、臣はとみ也、則富也、又とみまる也、とみまるは、とみむの義にして、むみ、相通、故にとみ也、臣下たるものは、この中すみの場にこゝまつて、君を輔佐し守る故に、一天の君を君としようやまひ、己に中すみなりのつゝしみを推立て、君徳を下にあまねふす、

慎齋按云、神風和記云、國常立尊、爲帝王之元祖、天御中主尊、爲君臣之兩祖云々、鎮座次第記云、天御中主尊、亦名國常立尊、亦曰大元神云々、天御中主尊爲君臣之兩祖とは、混沌の場に、もはや君臣上下のをりは、位は易て易られぬと云動きにじりのつかぬ理は、隱然と含藏せり、如レ此動きにじりのつかぬ易

て易られぬ常立なりの理あるゆへ、夫なりに芽を合で中主の本體發動して、統御運轉するなりに、四方八方上下より凝にこり縮に縮て、清濁上下に成定て、天は上に位し、地は下に位して天位を輔佐し守る、其天はとりもなほさず君の位、中極本元の場で、この天君の徳を以て萬物それぐに生育をさげ、臣民それれにをりばを得て、己々が業をなすとぐるぞ、其地と云は、とりもなほさず臣の位で、萬古を歴ても動ず、常立なりに中すみのつゝしみを起し立て、上天君をうやまひ輔佐し守て、天徳の思召なりをあまねく一ぱひに、生育の功を成就しなすとぐる、是天地上下共に中すみなりのつゝしみを以、たがひにその成功をさげ、天君も地の臣民たるもの、輔佐し守て、萬物をそれぐに生育をなすとげるにあらざれば、天君の徳を成就することあたはず、又地の臣民たるものも、上天君の萬物を發生する仁愛の恩恵なりの徳を受ざれば、己が生育の功業を成就することあたはず、是ぞまことに君臣合體、中を守るの道にして、天も地のをりばに易ることならず、地も亦天のをりばに位を易ることならず、君臣も亦如此、上下の位は、萬方を歴

てもかえられず、條理は嚴然として、臣民たるの徳は自ら君に統服す、こゝを以見れば、君臣の道、中を守るの本體は、いづれも天地の本原より自然生なるもの也、然るにかくの如く上下の位嚴然として易られぬほどの、尊卑上下の分別あるものなれども、其本原は二つともに、太元水の元靈、天地萬物に統御なさるに、天御中主の全徳より生出されたものなり、故に各中を守るの道あり、こゝを以、天御中主を君臣の兩祖とすとはいへり、扱全體其元氣の統御運轉する場に、四方八方上下より凝に凝、縮に縮て、真中に至幸心本の御柱本體に推立、徳を國常立尊と申奉る、こゝが純一無雜の帝王の御先祖なり、萬物臣民をのく國常立なりをそなえざるものなきにしもあらざれども、國のどこしなえに推立は、帝王の任なり、故國常立を帝王の御先祖とす、是日本紀開卷の大事也、畢竟二神にてはなれども、元氣水徳の全體より申奉れば、天御中主尊土金の中心凝縮るより申奉れば、國常立尊天御中主は神にして、と自然に筋が分る、事也、故に同體國常立は神なり、と自然に筋が分る、事也、故に同體異名也、其土金中心は則國の御柱と云ふ、之根底也、國常立を國底立と號し奉るも此義也、自疑局は、其御